

平成 19 年度

**環境と貿易に関する調査
(貿易自由化に向けた環境戦略) 業務**

報 告 書

平成 20 年 3 月

環境省 地球環境局総務部国際協力係

株式会社 パデコ

平成 19 年度 環境と貿易に関する調査（貿易自由化に向けた環境戦略）業務

目 次

要 約	要約-1
第 1 部： OECD 報告書	1-1
1. 自由貿易に向けた動き	1-1
2. GATT 及び WTO の動向	1-1
3. 環境関連の国際条約における貿易制限規定	1-2
4. OECD「環境と地域貿易協定」報告書	1-3
第 2 部： 自由貿易圏設立に伴う環境戦略案	2-1
1. 概要	2-1
2. 戦略案策定	2-3
2.1 環境配慮を考慮した域内自由貿易の監視、有害・危険製品混入リスクの排除・ 最小化	2-3
2.1.1 自由貿易と環境問題の関係	2-3
2.1.2 製品の環境配慮に関する国際的動向	2-3
2.1.3 エコ・ラベル	2-5
2.1.4 森林認証制度	2-6
2.1.5 2.1.5 企業の社会的責任	2-7
2.1.6 CSR の背景	2-7
2.1.7 企業体の存在の大きさと影響力	2-7
2.1.8 海外直接投資	2-9
2.1.9 自由貿易に伴う環境保全の動き	2-9
2.1.10 GATT 及び WTO	2-9
2.1.11 WTO 閣僚会議と「貿易と環境」問題	2-10
2.1.12 WTO によるセーフガード	2-11
2.1.13 木材輸入に関するセーフガード発動に関する動き	2-12
2.1.14 戦略案策定方針	2-12
2.2 輸入食品増大に伴う里地・里山の衰退、食品安全性の確保	2-15
2.2.1 国内農業と環境問題、食品安全性	2-15
2.2.2 輸入食品目の一覧	2-15
2.2.3 アジア型輸入食料品目の特徴	2-15
2.2.4 輸入食品に関する検疫体制	2-18

2.2.5	鰻騒動に見る輸出入国双方の検疫体制強化 ^{*10)}	2-20
2.2.6	冷凍ホウレンソウ騒動に見る輸出入国双方の検疫体制強化 ^{*10)}	2-20
2.2.7	HACCP の導入	2-21
2.2.8	コーデックス（Codex）委員会	2-22
2.2.9	農業の生態環境保護.....	2-23
2.2.10	有機農業.....	2-24
2.2.11	戦略案策定方針.....	2-24
2.3	越境ゴミ問題	2-27
2.3.1	東南アジア諸国における循環資源の越境移動.....	2-27
2.3.2	バーゼル条約.....	2-27
2.3.3	循環資源の越境移動に伴う問題.....	2-34
2.3.4	廃棄物の有害性.....	2-35
2.3.5	環境省によるバーゼル条約 E-waste ワークショップ及び第 2 回有害廃棄物の 不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップの開催	2-35
2.3.6	第 8 回バーゼル条約締約国会議.....	2-36
2.3.7	船舶解体問題.....	2-37
2.3.8	循環資源に関する貿易障害.....	2-37
2.3.9	戦略案策定方針.....	2-38
2.4	越境疾病感染問題	2-40
2.4.1	地球温暖化、生物多様性劣化と感染症の拡大.....	2-40
2.4.2	日本での取組み.....	2-40
2.4.3	物流・人の移動に伴う疾病感染.....	2-40
2.4.4	新興・再興感染症.....	2-41
2.4.5	新興感染症の蔓延傾向.....	2-42
2.4.6	物流に伴う感染報告事例.....	2-42
2.4.7	感染症と生物多様性.....	2-43
2.5	動植物相の広域攪乱	2-44
2.5.1	生活の中の生物多様性.....	2-44
2.5.2	里山における生物多様性.....	2-45
2.5.3	WTO 交渉における“貿易以外の関心事項”と“農業の多面的機能”	2-46
2.5.4	国内農業生産縮小の中山間・地域社会への影響.....	2-46
2.5.5	耕作放棄地の現状.....	2-47
2.5.6	協定 20 条.....	2-48
2.5.7	貿易以外の関心事項.....	2-48
2.5.8	農業の多面的機能.....	2-49
2.5.9	森林の多面的機能の計量評価.....	2-51

2.5.10	生物多様性国家戦略.....	2-52
2.5.11	イギリスにおける食糧・環境政策.....	2-53
2.5.12	外来種対策.....	2-54
2.5.13	戦略案策定方針.....	2-54
参考文献		2-64

資 料 編

OECD 報告書の概要と論点の整理

1. OECD 報告書の概要.....	資料-1
1.1 RTA における[環境]とは何か	
1.2 RTA 交渉における[環境配慮]と課題	
1.3 RTA における[環境影響評価]の意義	
1.4 RTA における環境協力規定	
1.5 加盟国の環境基準と環境法	
1.6 加盟国の国内法との関係	
1.7 加盟国国民の参加	
2. OECD 報告の論点の整理.....	資料-18
3. 東アジア EAP 構想を念頭にした論点の整理.....	資料-20

要 約

本報告書は、OECD 報告書の邦訳部分と東アジア EPA に向けて日本が取りうる環境戦略案策定部分の 2 つから構成される。

まず、OECD「貿易と環境」合同作業部会が作成した最終報告書（英文約 230 頁）を対象に邦訳作業を行い、NAFTA 等の地域自由貿易協定における環境面での配慮について包括的なレビューを行った。

同 OECD 報告書をもとに、東アジア EPA 地域自由貿易圏設立に向けて日本が今後取組むべき環境戦略案について模索を行った。ここでは東アジア EAP を対象とした自由貿易圏設立に付随すると予想される各種環境問題に対し、それらを取巻く制度・社会的背景、最近の動向・取組み等を整理した上で、将来、我が国が取り得る環境戦略の基本骨子、方向性を整理した。重点環境問題の抽出に当たっては、内外の自由貿易活動に伴う環境問題、それらに関するこれまでの検討経緯を踏まえたうえで諸問題を抽出・整理し、以下の 5 項目に対し環境戦略案を策定している。

- （１） 環境配慮を考慮した域内自由貿易の監視、有害・危険製品混入リスクの排除・最小化
- （２） 輸入食品増大に伴う里地・里山の衰退、食品安全性の確保
- （３） 越境ゴミ問題
- （４） 越境疾病感染問題
- （５） 動植物相の広域攪乱

第1部： OECD 報告書

1. 自由貿易に向けた動き

近年、ますますグローバル化が進み、自由貿易に向けた動きが急速に進んでいる。マクロ経済の最も単純な議論では、自由貿易は各国の比較優位のある財を輸出しあい、その制度に参加する国の効用を最大化するために望ましい事とされる。欧州や北米、中南米のような地域では、域内取引における関税撤廃が進み、経済面での地域統合が進んでいる。また世界全体においても世界貿易機構（WTO）が自由貿易の推進を前提としながら、それに関わる問題を議論しあう場を提供している。しかし、環境保全を目的とした条約が、自由貿易の原則に関する規定を設けている場合がある等、自由貿易のための政策と環境保全政策が背反する場合が生じるようになった。そこで問題を整理し、双方の利益を損なわない解決策を見出す事を目的とした調査・研究が行われるようになってきた。

2. GATT 及び WTO の動向

関税及び貿易に関する一般協定（GATT）は、1947 年に自由貿易を目指して結ばれた国際協定であり、それ以来、自由貿易を阻害する関税やその他の障壁を取り除く為に交渉が続けてきている。しかし、環境問題との関係が取り沙汰されるようになったのは、最近になってからであり、1986 年にウルグアイ・ラウンドがはじまった時点でも、それほど知られた問題とはなっていなかった。

この問題が知られるきっかけとなったのは、1991 年にアメリカとメキシコの間で起きたマグロ・イルカ訴訟である。アメリカではイルカ保護運動が盛んにあり、海洋哺乳類動物保護法という国内法のもとで、イルカが引っかけってしまうような網を用いるメキシコの漁業によって捕獲されたマグロの輸入を禁じていた。そこでメキシコは、アメリカのそのような措置は自由貿易の原則に反するとして GATT に提訴した。GATT の調停委員会はメキシコの言い分を認め、国内の環境法を他国に押し付ける事は、自由貿易の原則に反するとした。

このような問題が生じた為に、1993 年に北米で北米自由貿易協定（NAFTA）が合意された時も、環境問題が話題となった。環境基準が低いメキシコにアメリカの生産拠点が移ってしまうのではないかと、メキシコで環境基準や労働基準を無視して生産される安い製品が、大量にアメリカ市場に流れるのではないかと、という不安があった。

GATT ではウルグアイ・ラウンド以前から原則として多国籍主義と無差別主義を採用していた。多国籍主義とは、国家間の貿易に影響を与えるような規則は、国際的に広く認められ

たものであるべき、という事である。無差別主義とは、いかなる国も平等に扱われるべきであり、国内外の企業が等しく扱われるべき、という事である。これに加えて、ウルグアイ・ラウンドでは、3つ目の原則として、“調和”を重視した。これは、国内での商業活動に関する規則が国際基準を超えるべきではないという事である。この原則に立てば、ある国が厳しい環境基準を設定し、それに満たない製品の輸入を禁止する事は好ましくないという事になる。

ウルグアイ・ラウンドが終了して 1995 年、今まで単なる国際協定であった GATT は、貿易ルールに関する国際組織である世界貿易機関（WTO）を設立した。そして、その中で、貿易と環境に関する委員会（CTE：Committee on Trade and Environment）を設立し、自由貿易と各国の環境政策との関係、及び環境関連条約と貿易との関係について議論する事になった。この問題はその後、関心を持たれるものの、自由貿易推進派と環境保全派との間で意見がかみ合わず、画期的な成果は見られていない。2002 年時点では、CTE の特別会合を新設し、自由貿易と各国の環境政策との関係、及び環境関連条約と貿易との関係について議論していく事となった。

3. 環境関連の国際条約における貿易制限規定

現在、環境関連の国際条約のなかで、貿易に関する規定を設けているものが 20 あまりある。例えば、野生生物の保護に関するワシントン条約は、希少な野生生物の貿易を禁止、あるいは制限している条約である。有害廃棄物の越境取引に関するバーゼル条約では、有害廃棄物の輸出入を規制している。同様に、オゾン層保護の為にモントリオール議定書では、同議定書の締約国以外からの CFC の輸入を禁じている。太平洋流し網漁業に関するウェリントン条約では、流し網を用いて捕獲した魚の輸入を禁じている。

このように、国家間の取引に関する規定を盛り込んだ環境関連の国際条約では、WTO との関係について述べていない。反対に、WTO では、環境保全を目的とした貿易制限が、夫々のケースごとに、自由貿易原則の対象外となることに、合意が得られなければならないとしている。この問題については、今まで環境条約と貿易規定が、夫々、意見交換がなされず、独自のルールを作ってきた事に問題があり、このままでは、どちらが優先されるというものではない。WTO の CTE では、様々な問題が提起され、シンポジウム開催などの活動を行っているものの、問題解決に向けた進展は見えていない。そもそも CTE が、適切な議論の場なのかを含め、本格的に議論進展に向けた努力が必要である。

4. OECD「環境と地域貿易協定」報告書

これらの背景をもとに、OECD の「貿易と環境」共同作業部会（JWPTE: Joint Working Party on Trade and Environment）による地域貿易協定に伴う環境問題について調査・研究が立ち上げられた（同調査・研究資金は日本政府により提供）。これらの調査・研究結果は OECD「環境と地域貿易協定」報告書として 2007 年に取りまとめられており（同報告書の和文要約は資料編に添付）、ここではその内容と論点を整理したうえで、東アジア EPA 地域自由貿易圏設立に向けて日本が今後取組むべき環境戦略案の基本骨子・方向性について模索を行った。

OECD：環境と地域貿易協定（RTA）に関する調査研究最終報告書
（Environment and Regional Trade Agreements）和訳

目次

略語表と地域貿易協定（RTA）加盟国	4
要 約	8
第1章 序文	11
背景	11
概要と範囲	11
第2章 地域貿易協定における環境	13
地域貿易協定における主な環境規定	13
各国の環境と地域貿易協定に対する権限	15
地域貿易協定のタイプとその環境要素	16
異なるレベルの環境問題に対する義務の管理：新たな問題の出現？	18
第3章 地域貿易協定の環境問題に対する義務の交渉：主な質問	23
何故ある国は地域貿易協定に環境問題に対する義務を入れるのか？	23
地域貿易協定に環境配慮を取り込むことを拒絶する国があるのは何故か？	24
地域貿易協定での環境配慮の交渉における主な問題は何であるか？	25
諸国の立場はどのように展開して来たのか？	26
どのような要素が地域貿易協定の環境配慮の交渉を容易にするか？	26
地域貿易協定の環境問題に対する義務の（付随的）利益は何であるか？	27
地域貿易協定の環境に関する基本的な制度の選択	28
第4章 地域貿易協定の環境影響を評価する	31
評価実施の主な利益は何であったか？	31
貿易協定の環境影響評価に対する諸国のアプローチ	33
EU、米国、カナダのアプローチの分析	38
第5章 環境協力	43
環境協力の重要な側面	43
環境協力のための資金調達	49
環境協力に取り組む機関	51
主な地域貿易協定における環境協力分野	53
環境協力の個別分野	55
地域貿易協定下での環境協力成功の主な要因	57
第6章 環境基準と環境法の施行	61
環境基準と貿易の主な繋がり	61
環境保護レベルの設定	62
環境法と基準に関連した規定の種類	62
環境パフォーマンスを向上させるその他のメカニズム	66
第7章 手続き保証、施行メカニズム、係争解決	69
手続き保証	69
施行メカニズムと係争解決	70
公開提案メカニズム	73

第 8 章	締結国の環境法を採択、または維持する権利.....	79
	20 条をモデルにした地域貿易協定の一般免責条項.....	79
	EC 協定条約の 30 条（前 36 条）をモデルにした免責条項.....	79
	他の一般免責条項.....	81
	地域貿易協定と他国間環境協定の関係.....	82
第 9 章	地域貿易協定の国民参加と公開協議.....	85
	地域貿易協定の国民参加と公開協議の経験.....	85
	地域貿易協定の交渉前、交渉中の透明性と国民参加.....	86
	環境監査実施における国民参加.....	87
	地域貿易協定批准プロセスにおける国民参加.....	87
	地域貿易協定の履行段階での公開協議.....	88
第 10 章	結論と主な論点の概要.....	93
	地域貿易協定における環境に対する義務を交渉する.....	93
	環境規定の有益性.....	94
	地域貿易協定の環境への主な取り組み.....	95
	地域貿易協定の環境影響評価.....	96
	環境協力.....	96
	環境基準と環境法の施行.....	97
	施行メカニズムと係争解決.....	98
	締結国の環境規則を採択、または維持する権利.....	99
	国民参加と公開協議.....	99
付属文書 A	省略	
付属文書 B	RTA の環境に関する協定本章と付帯協定文資料.....	101
付属文書 C	主要な地域貿易協定についての環境影響評価の概観.....	121
付属文書 D	主要な地域貿易協定における環境協力に関する規定.....	125

ボックス

ボックス 2.1	地域貿易協定における環境に関する重要規定.....	14
ボックス 2.2	アジア太平洋経済協力会議（APEC）の自由貿易協定と 地域貿易協定のためのベストプラクティスにおける持続可能な開発.....	15
ボックス 2.3	ニュージーランド タイ経済貿易関係緊密化協定環境に関する取り決め（概要）	17
ボックス 2.4	コトヌ協定における貿易と環境	18
ボックス 4.1	SIA: よくある質問.....	35
ボックス 4.2	米国に於ける環境レビュー過程：重要側面.....	37
ボックス 4.3	UNEP の統合評価.....	38
ボックス 5.1	メキシコにおける能力開発への環境協力委員会の貢献.....	46
ボックス 5.2	カナダ-チリ環境協力協定（CCAEC）の第5次作業計画の協力活動予算（2005-2007）	51
ボックス 5.3	ニュージーランド・タイ環境協定における制度的取り決め.....	52
ボックス 5.4	南米南部共同市場における環境協力	54
ボックス 5.5	南部アフリカ開発共同体（SADC）における野生動物管理のための協力	55
ボックス 5.6	日本とメキシコの環境分野における協力.....	56
ボックス 6.1	ニュージーランドの環境基準と貿易に関する見解.....	61
ボックス 6.2	幾つかの地域貿易協定の環境法の効果的施行に関する規定.....	63
ボックス 6.3	「公害回避地」仮説	64
ボックス 6.4	米国-モロッコ：環境パフォーマンス向上のための補完的メカニズム	66
ボックス 7.1	太平洋間戦略経済連携協定（TPSEP）の環境協力協定における協議	70
ボックス 7.2	環境協力に関する補完協定（NAAEC）下の国民の提案手続き	73
ボックス 8.1	地域貿易協定の環境に関する例外条項.....	80
ボックス 8.2	主要地域貿易協定における多国間環境協定の例（参照資料）	82
ボックス 9.1	米国-モロッコ協定における住民参加	88
ボックス 9.2	カナダ-コスタリカ自由貿易協定：貿易と環境に関する公開ワークショップ	89

表

表 2.1	チリの最近の地域貿易協定における環境問題に対する義務.....	21
表 3.1	地域貿易協定の環境：基本的制度の選択	28
表 5.1	主な地域貿易協定（RTA）における環境協力.....	44
表 5.2	主な地域貿易協定における協力および能力開発資金.....	49
表 7.1	地域貿易協定と市民の提案プロセス	75

略語表と地域貿易協定（RTA）加盟国

ACP：アフリカ、カリブ、太平洋沿岸諸国

（アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ベナン、ギニアビサウ、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ（ブラザビル）、コンゴ民主共和国、クック諸島、コートジボワール、ジブチ、ドミニカ共和国、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ミクロネシア連邦、フィジー、ガボン、ガンビア、ガーナ、グレナダ、ギニア、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、ケニア、キリバス、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウィ、マリ、マーシャル諸島共和国、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、パプアニューギニア、ナウル共和国、パラオ共和国、ルワンダ、サモア、サントメ・プリンシペ、セネガル、セイシェル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、南アフリカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タンザニア、トーゴ、サントメ・プリンシペ、トンガ、トリニダード・ドバゴ、ツバル、ウガンダ、バヌアツ、ザンビア、ジンバブエ）

AFTA：アセアン自由貿易地域

（ブルネイダルエサラーム、インドネシア、ラオスマレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）

アンデス共同体

（ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラ）

ANZCERTA：オーストラリア・ニュージーランド経済緊密化協定

（オーストラリア、ニュージーランド）

APEC：アジア太平洋経済協力会議

（オーストラリア、ブルネイダルエサラーム、カナダ、チリ、中国、香港、中国、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、アメリカ、ベトナム）

ASEAN：東南アジア諸国連合

（ブルネイダルエサラーム、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）

CACM：中米共同市場

（グアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア）

CCAEC：カナダ・チリ環境協力協定

CARICOM：カリブ共同体

（アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ共和国、グレナダ、ギアナ、ハイチ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・ドバゴ）

CCFTA：カナダ・チリ自由貿易協定

CCRFTA：カナダ・コスタリカ自由貿易協定

CEFTA：中欧自由貿易協定

（ブルガリア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア）

CEMAC：中部アフリカ経済通貨共同体

(カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ、赤道ギニア、ガボン)

CIFTA：カナダ・イスラエル自由貿易協定**COMESA：東南部アフリカ共同市場**

(アンゴラ、ブルンジ、コモロ諸島、コンゴ民主共和国、ジブチ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ナミビア、ルワンダ、セイシェル、スーダン、スワジランド、ザンビア、ジンバブエ)

CUSFTA：カナダ・アメリカ合衆国自由貿易協定**EC：欧州共同体****ECOWAS：西アフリカ諸国経済共同体**

(ベナン、ブルキナファソ、カーボベルデ、コートジボワール、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネ、トーゴ)

EEA：ヨーロッパ自由貿易連合

(オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリス)

EFTA：ヨーロッパ自由貿易連合

(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス)

EPA：経済連携協定**EU：欧州連合**

(オーストリア、ベルギー、チェコ、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス)

Euro-Med：欧州地中海協定

(EU はトルコ、イスラエル、モロッコ、パレスチナ当局、チュニジア、アルジェリア、エジプト、ヨルダン、レバノン、およびシリアと協定を締結した)

FTA：自由貿易協定**FTAA：米州自由貿易地域**

(アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ギアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントルチア、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、アメリカ、ベネズエラ)

GATS：サービスの貿易に関する一般協定**GATT：関税及び貿易に関する一般協定****JSEPA：日本・シンガポール経済協定****MEA：多数国間環境協定**

MERCOSUR：南米南部共同市場

(アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ)

NAAEC：環境協力に関する補完協定

(カナダ、メキシコ、アメリカ)

NACEC：環境協力に関する北米評議会

NAFTA：北米自由貿易協定

(カナダ、メキシコ、アメリカ)

NZTCEP：ニュージーランド・タイ経済貿易関係緊密化協定

NZSCEP：ニュージーランド・シンガポール経済貿易関係緊密化協定

RTA：地域貿易協定

SAARC：南アジア地域協力連合 (バングラデシュ、ブータン、インド、モルジブ、ネパール、パキスタン、スリランカ)

SACU：南部アフリカ関税同盟

(南アフリカ、ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド)

SADC：南部アフリカ開発共同体

(アンゴラ、ボツワナ、コンゴ民主共和国、レソト、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、セイシェル、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ)

SIA：持続可能性アセスメント

SPS Agreement：WTO 衛生植物 検疫措置の適用に関する協定

TBT Agreement：WTO 貿易の技術的障害に関する協定

TPSEP：太平洋間戦略経済連携協定 (ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール)

US-CAFTA-DR：米・中米自由貿易協定 (コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、アメリカ)

WAEMU-UEMOA：西アフリカ経済通貨同盟 (ブルキナファソ、ベナン、コートジボワール、ギニアビサウ、マリ、ナイジェリア、トーゴ)

WTO：世界貿易機関

要 約

総ての世界貿易機関（以降、WTO と記す）加盟国にとって、多国間の貿易ルールは、貿易自由化による実質的な利得を確保するのに最良の保証となる。その上、WTO のルールは、より急速なペースで自由化を実施したいメンバー国が地域の統合や二国間協定を推進することも許容している。この意味で、地域貿易協定は、多国間協定への代替案というより、これを補完するものとみるべきである。

地域貿易協定はこれまで、グループを構成する諸国が、多国間協定時点で可能であった事柄を超えた、規則と誓約について交渉することを許容してきた。この結果、こうして合意となったいくつかの規則が WTO 合意への道を開いてきた。サービス、知的財産、環境、投資や競争に係る政策はみな地域内交渉の場で提起されてきた課題であり、後に WTO の場で協定となり、また議論のテーマとなったものである。一方で、地域貿易協定の多用が、貿易関係における一貫性と整合性の問題を引き起こし、地域貿易協定交渉において途上国を不利にし、多国間協定に当てるべき交渉資源とエネルギーを一般には、転用させたとの懸念がある。地域主義から来る問題に歯止めをかけ、地域主義による便益を最大化するには、地域貿易協定における透明性を推進し、WTO の規則との整合性を確保することが重要である。

地域貿易協定における環境

過去数年で地域貿易協定の協定数は大きく増加した。地域貿易協定は相当流布したため、すべての WTO 加盟国は、事実上、ひとつ以上の地域貿易協定の締結当事国となっている。近い将来、計画中の地域貿易協定や交渉中の地域貿易協定が締結されれば、有効な地域貿易協定の数はまもなく 400 に達するものと思われる。

多くの地域貿易協定が目指すところは、関税の低減であるが、これ以外の交易の課題—労働と環境—についても多くの協定が扱うようになっていく。今日では、大抵の経済協力開発機構（以降、OECD と記す）加盟国が扱う地域貿易協定では、あるタイプの環境規定が含まれるようになっていく。

地域環境協力において扱われる環境規定の範囲と深度は実に多様である。OECD 加盟国の中では、カナダ、EU、ニュージーランド、米国が、最も包括的な環境規定を最近の地域環境協定に含めている。米国が結ぶ協定は、貿易と環境を同じ基盤に置くという点でユニークである。非 OECD 国としては、環境規定を貿易協定に含める努力を示すチリは注目に値する。

以上のような展開ではあるが、環境規定を重要な事項として含む地域貿易協定の数は依然少ない。途上国の間では特に貿易協定の文脈で環境を扱うことへの懐疑が依然強い。

地域貿易協定において重要な環境規定

環境の視点からは、最も意欲的な協定には、包括的な環境の章を含むものから、副章で記載するもの、この両者を含むものなどがある。この対極に、協定事項における一般貿易責務条項における適用例外項目の形でのみ環境問題を扱う協定がある。この両極の間に、様々な詳細度の環境に対する取り組みの協定がある。

貿易協定は、環境問題を扱うには適切な場ではないとする国もあれば、交渉の遅れを懸念し、環境規定の導入は高い環境基準を課すことに繋がる可能性があるとし、保護主義目的に誤用されるとする国もある。

協定の本文で環境規定を含むものには、主に環境協力について扱うパラを有するものがある。この他の地域貿易協定では、付帯協定によるものがある。協定本文で環境問題を扱ったものもあり、特定の視点からのもの（主に環境協力）は、付帯協定で詳細を記述したものもある。当初環境規定条項のなかった地域貿易協定の少数例では、事後に環境協定で補完したものもある。

協定を結ぶ前に、予め環境影響について影響評価を行い、環境問題を検討する国もある。

地域環境協力の多くで所見される環境要素は、環境協力メカニズムである。これには、広範な取り決めから協定締結国にとっての特記関心領域における協力にまでわたる。地域環境協力によっても協力分野は大きく異なり、貿易相手国が相応の開発水準にあるか否か（その場合は、協力は能力向上のための研修に焦点をおく）、両国が国境で隔てられているかなどにもよる。

環境基準もまた、協定においては、様々な形で広範に姿を表す。締約国が彼ら自身の環境法を施行する責務は、主に米国やカナダが協定の当事国である場合、協定に含まれる。これらの協定では、通常、環境案件に係る手続きの保証の取り決めや、様々なタイプの強制と紛争解決メカニズムをも含む。

数少ない地域貿易協定の事例であるが、より概括的に、高い水準の環境保全の維持への協定国の誓約に触れたものもある。この他、ニュージーランドの最近の協定であるが、環境基準の緩和の不適切さに触れたものもある。南米南部共同市場（MERCOSUR）環境枠組み協定のように、協定参加国は環境基準の調和のための協力を提唱するように、多国間の環境基準の調和のために協調する動きも見られる。

多くの地域貿易協定に含まれるのは、協定参加国による、環境規制や基準を採択し、運用する義務と権利の整合性を強調した条項である。いくつかの地域貿易協定においては、当該協定と多国間ないし地域内協定における整合性についても触れている。

地域貿易協定における環境規定の交渉

地域貿易協定に環境規定を含む理由は、様々である。いくつかの国においては、主な理由は、セクターに横断的な上位目標である、持続可能性ある開発に貢献するためである。協定参加国間で同等レベルの活動の場を確保することがもうひとつの推進力となっている。もうひとつの推進力は利害を共有する環境案件における協調を進めることである。

最後に、貿易協定に環境問題を含めることは、多国間環境協定を通じるよりも、より効率的で迅速に環境目的を追求できる機会を提供できるとする国もある。

貿易と環境に係る議論において、途上国の交渉者にとって、多国間貿易交渉に環境配慮を含めることへの懸念が伝統的にあった。環境配慮を地域貿易協定の協定に統合することへも同様な関心がある。環境配慮が貿易障害となりうることや環境配慮の実施が資金や人材への過剰な負担となりうるという懸念もある。

貿易協定における環境規定についての交渉に関わっている多くの国にとって、最初に乗り越えるべき障壁はしばしば、国内問題であって、なかんずく、動機の欠如や政府高官の反対、環境問題について交渉する能力の欠如、貿易省と環境省の間の不十分な調整などである。

国力の非対称性も大きな役割を果たす。環境配慮を協定に含めようと望む国の規模の大きさと経済力が議論の結末を左右することもある。市場支配力のある国の交渉者は国内圧力に抵抗できるテコの力をもっているが、中小国ではこれはもっと困難である。一方では、交渉に当たって柔軟で、革新的な取り組みをする意思があればこの困難を克服できよう。

途上国の直面する大きな困難は、自国の環境管理システムが未成熟の国にあって、地域環境協力の環境に係わる章を交渉する必要がある場合だ。地理的な遠隔性、言語の違い、交渉議題における環境問題へ、政府が認める重要性の差、交渉者の環境問題専門性のレベル、協定の合意を適切に施行するリソースの利用可能性などにも関係した困難性がある。このような困難性のうち幾つかは、環境協力についてのアレンジメントによって対応することもできる。

貿易協定に環境問題を含むことへの障害や、途上国が交渉で直面する困難にも拘わらず、多くの途上国は先進国と署名した協定において、強固な環境責務を含めることを受け入れてきた。にも拘わらず、現在、途上国間での貿易協定において環境に触れているものはわずかである。

地域環境協力における環境配慮の交渉を促進する重要な要因がある。環境問題が協定に適正に含まれることを確保しようとする強い政治意思がそのひとつである。この意思が強固な政策指示や法による具体化で裏打ちされていれば、交渉者は交渉に強いポジションを維持できる裏づけを持つことができる。協定における環境責務（commitment）はバランスよく、実現性があり、当事国の経済、政治の実情を考慮したものであることも重要である。

地域貿易協定における環境規定の便益

環境の観点からは、地域環境協力が環境規定を含めることには、多くの便益がある—これには、貿易政策と環境政策を同時に推進、環境法の施行強化、環境基準レベルを上げること、環境協力の確立と強化、環境案件への国民参加の推進などがあげられる。

これ以外の便益もある。幾つかの国では、環境責務を含む地域環境協力交渉は、国内の複数の環境プロセス（バラバラな環境法の体系化）の加速化などの改革の推進力（ドライバー）となった。

この他のプラスの効果としては、能力育成、貿易担当官と環境担当官との連携の推進、環境案件について地域内の結束性の向上があげられる。

環境案件における国民参加

最近まで、貿易交渉には、国民の参加がなく、他省の参加もない非公開の場での開催であった。一方で、こと環境にかかわる案件については、国民の参加は強く、広く一般的になっている。今日では、政府は、地域環境協力の交渉と実施に国民の参加と公開の協議をより多く用いるようになってきた。

国民協議はしかしながら地域環境協力交渉や実施の普遍的なパターンとはなっていない。地域環境協力交渉に関わっている国には、民主的な政権でなく、政策決定に市民参加をミニマムな水準に抑えているところもある。

安定した民主システムの国の間でさえ、多くの国では国民を政策決定に効率的に巻き込むことに慣れていない。その一方、国民を巻き込む協議の場を効果的に用いる能力がある国でも、これを円滑な交渉への障害とみたり、貿易交渉の締結を遅延させる可能性があるものと考えている。

地域貿易協定交渉や実施への国民の参加が増すにつれ、意思決定に一般国民を参加させない政府への圧力となっている。このような圧力は地域貿易協定そのものにもよるが、同時に、当事国の貿易相手を含む国で用いられているのと同様な方法で国民参加をロビイングする市民団体からの圧力もある。

論点の総括

地域貿易協定において貿易と環境の問題を統合して扱う国は増えてきている。このような交渉は最近のものであり、貿易交渉に環境規定を含めて実際に施行する経験がほとんどない国が多数である。これは施行しつつ学ぶプロセスであり、他国の経験から大いに学ぶことができる。地域貿易協定における環境案件の進捗が最終的に多国間貿易システムへの支援を確固たるものにするには、透明性と経験の交流が重要である。

地域貿易協定で環境問題を扱うのは一回限りの試行であってはならない。これには、準備、貿易・環境担当官との調整、プライオリティ付け、衝突する見解の調整などが求められる。こうして、一旦、素案が合意をみると交渉の期間全体を通して貿易と環境問題を効果的に統合するための継続的な努力が求められる。

途上国にとっては、この活動には、先進国の貿易の相手方や開発協力機関等からの資金援助と能力開発が必要である。

二国間および地域内レベルにおける貿易と環境の一層の統合に地域貿易協定が寄与してきたものの、多国間の交渉の場ではこのような進展はまだ見るべきものがない。事実、多くの国が環境規定を地域貿易協定に組み込む準備があるものの、同様の結果を多国間のレベルでは是認しようとしないうのは目立つことである。

地域貿易協定が現在のように広まり、様々な環境取り決めが含まれるにつれ、広範な地域貿易協定に規定された、様々なレベルの環境問題に対する義務や多くのタイプの環境協力プログラムを管理するという高度に複雑な問題に直面している国もある。近い将来、この問題に焦点をあてる必要がある。

第1章 序文

背景

一般的に多国間貿易規則は全ての WTO 加盟国にとって貿易自由化から得られる本質的利益の最大の保証を提供すると認識されている。しかし、また WTO 規則はより早いペースでの自由化を望む加盟国に地域統合や二国間協定の可能性をも認めている。2001 年の OECD 閣僚コミュニケに記載されているように、「WTO の一貫した特惠貿易協定は一貫した多国間規則や進行している多国間自由化を補足は出来るが、その代わりにはなれない。」2003 年に OECD は地域主義と多国間貿易制度の関係を深く調査した。この調査は、地域貿易協定 (RTA) が多国間の規則策定に役立つモデルや経験を提供出来るとした。また調査は、地域貿易協定が、その包含する相違を通じて多国間の規則策定のための事例に役立つことが出来るとした。

地域貿易協定により諸国は多国間の時代に可能だった程度を超えて規則や義務を交渉することが出来るようになった。そして、これらの規則には WTO の協定への道を拓くものもあった。サービス、知的財産、環境基準、投資、競争政策らは全て、地域交渉で持ち上がり、その後、WTO での議論や協定の議題となったものである。また、一方では、地域貿易協定の普及は貿易関係において一貫性や整合性の問題を招き、地域貿易協定を交渉する際に途上国を不利にし、一般的に交渉の資源やエネルギーを多国間交渉から奪ってしまうという懸念もある。

地域主義の問題を抑え、利益を最大にするために、地域貿易協定の透明性を促進し、そのような協定の WTO 規則との整合性を保証することが重要である。本調査は、諸国が地域貿易協定の文脈でどのように環境問題を取り扱っているかを記載することにより、このプロセスに貢献しようとするものである。

概要と範囲

過去 2、3 年の間に地域貿易協定 (RTA) の数は大幅に増加した。地域貿易協定が広く普及したため、今では実質的に全ての WTO 加盟国が最低一つの地域貿易協定に加盟している。近い将来、現段階で計画中、交渉中の地域貿易協定が締結されれば、施行される地域貿易協定の総数は 400 近くになる。環境規定を含む地域貿易協定の数もまた増加している。しかし、これらの規定、およびその交渉、履行にまつわる経験は詳細に調査されることがない。

本調査はこのギャップを埋めるのに貢献するものである。地域貿易協定の環境問題の取り組みの概要を提供し、各国の実際の適用の経験をまとめた。ここで調査した協定は、関税同盟や自由貿易協定を含む地域間と二国間の貿易協定を含む。これらが関連の付帯協定を持つ場合は、それらの協定も分析した。調査は、地域貿易協定の本文、実際の履行を分析している文献、OECD と非 OECD 諸国の地域貿易協定の交渉や履行に携わる専門家からの直接のコメントやインプットに基づいてなされた。

本調査の前半では、地域貿易協定の主な環境規定の概要が示され、地域貿易協定の環境側面の交渉に関する主な質問が取り扱われる。諸国が地域貿易協定に規定を入れる主な動機は何であるか。何故幾つかの国は地域貿易協定で環境問題を扱うことに反対するのか。地域貿易協定に環境考慮を含む利点は何か。

後半では、まず、貿易協定の環境評価に対する幾つかの取り組みと、そうした評価の経験の概要を述べる。その後、環境問題が様々な地域貿易協定に取り入れられている方法を観察し、詳細に分析を行う。それは、環境協力の章、環境基準と環境法の施行、手続き保証、施行と係争解決メカニズム、締結国の環境基準を採択、維持する権利、を含む。またここでは地域貿易協定の交渉と履行に於ける国民参加の機会も検討する。

最後に、地域貿易協定の異なるタイプの環境規定の交渉と履行の主な経験をまとめる。

付属文書には追加資料を纏めた。付属文書 A は代表的な地域貿易協定の全本文のウェブリンクリストである。付属文書 B は最近の地域貿易協定の環境章や環境付帯協定の文章を再

現している。付属文書 C は代表的な地域貿易協定の環境影響評価の結果を纏めたものである。付属文書 D には代表的な地域貿易協定の環境協力における規定の例を示した。

* 欧州連合（EU）を設立している幾つかの協定は本調査では地域貿易協定と見なされない。

第2章 地域貿易協定における環境

地域貿易協定への環境問題の統合に向けた現在の取り組みはかなり異なり、前文に短い言及のあるものから、環境についての詳細な章または環境に関する付帯協定、或いはその両方があるものまで様々である。

地域貿易協定に含まれる環境問題は、環境協力、環境基準と環境法の施行、手続き保証、施行と係争解決メカニズム、締結国の環境規則を採用または維持する権利、環境事項への国民参加のメカニズムなどである。

地域貿易協定には単一の目的や組織機構が存在しない為、貿易協定の環境に関する規定もその目的、性質、範囲は異なる。地域貿易協定に環境問題をどの程度統合するかは、主として協定を結ぶ当事国の要望次第であるが、その協定の性質や範囲にも関係する。

地域貿易協定の中には、締結国間の関税引き下げにより経済協力を促進するために自由貿易地帯を設立することを目的にするものもある。また外部に対して統一関税を課す関税同盟や共同市場の設立を目的としたものもある。経済関係を改善するために対話を促進する制度基盤を敷くようなパートナーシップを築こうとするもの、総合的に地域統合に対応し、広範囲にわたり経済的、政治的、社会的課題を扱うものもある。よってこれらの協定の環境部分にもまた多くの形式が見られる。

この節では初めに、最近の地域貿易協定に見られる環境規定の主なタイプの概要を述べ、次に地域貿易協定に環境規定を統合することを責務づけている国々の例を挙げ、最後に、幾つかの異なる種類の地域貿易協定を紹介し、そこで環境問題がどのように扱われているかについて考察する。

地域貿易協定における主な環境規定

多くの地域貿易協定、中でも特に最近のものは、（環境、経済、社会政策の統合を意味する）持続可能な開発を促進することを締結国の決議として明確に記載しており、またその殆どが環境に特別に言及している。そのような記述は条約の本文よりもむしろ前文に含まれることが多いが、それが記載された協定の本文を解釈するのに関係しており、環境と貿易が相互作用する状況での締結国の対処の仕方に一定の方向性を持たせている。持続可能な開発や環境保護の概論を含む協定の例には、北米自由貿易協定（NAFTA）、それに続いたカナダと米国が採択した協定、南米南部共同市場（MERCOSUR）、ヨーロッパ共同体（EU）が調印した協定の大部分、ニュージーランドによる最近の協定、アジア諸国の幾つかの地域貿易協定等がある。¹

前文で環境について言及することに加えて、協定本文においても、或いは環境に関する付帯協定や声明においても環境問題を扱っている地域貿易協定が増えてきている。

環境の観点から、現時点で最も意欲的な協定には、包括的な環境章を含むもの、環境付帯協定を伴うもの、あるいはその両方を兼ね備えているものがあるが、それらは締結国の環境に関する責務や目的を詳細に記述している。これらの協定では環境問題に対する義務が貿易における義務と実質上同等の扱いを受けている。

最も有名な例は北米自由貿易協定（NAFTA）であり、法的拘束力のある詳細な環境規定の他に、環境協力に関する付帯協定を含む。それに続き米国が交渉した全ての地域貿易協定は、環境章と別個の法律文書両方に環境配慮を含み、主に環境協力に焦点が当てられている。例としてはシンガポール、チリ、オーストラリア、バーレーン、モロッコと締結した協定や、中米諸国 5 カ国とドミニカ共和国との協定（米・中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR））などがある。これらの協定は、締結国が環境法を効果的に施行する責務を明確に規定し、この義務の実施を保証するメカニズム（例えば係争解決制度や公開提案の制度）を含む。また締結国間の環境協力を規定し、環境協力協定や協力のための枠組みを設立するような了解書が付帯されている。米国ヨルダン自由貿易協定は環境協力自体への明白な言及は含まないが、環境法を効果的に施行する責務を含み、ヨルダンの環境保護能力開発を目的とした環境技術協力に関する共同声明を伴っている。米国、幾つかのアンデス諸国、中東諸国、南東アジア諸国との継続中の交渉も同様の方法を採用している。

詳細な環境規定を本文や付帯協定、あるいはその両方を含むその他の地域貿易協定には、カナダとチリ、カナダとコスタリカの協定、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、シンガポールが締結した経済連携協定（TPSEP）やニュージーランドが最近締結した地域貿易協定がある。

すでに述べたように、地域貿易協定の中には当初は環境章がなかったが、それから数年後に例えば協定の議定書などにより締結国が環境保護の責務を付け加えたというものもある。例えば南米南部共同市場（MERCOSUR）の加盟国は本貿易協定採択の 10 年後の 2001 年に環境の枠組み協定を採択した。東南アジア諸国連合（以降、ASEAN と記す）の加盟国も環境事項に関する協力を次第に拡大してきた。

これらの対極にあるのが、協定の一般的貿易義務の例外条項でのみ環境を扱うものである。殆どの地域貿易協定は、締結国が特定の商品（例えば食品、薬品、家畜）の貿易を環境に関する理由のために規制、制限をすることを認めている。これらの規定は GATT（関税と貿易に関する一般協定）の 20 条を手本としていることが多い。²

他の地域貿易協定の環境に対する取り組みはこれらの両極の間に属する。多くの地域貿易協定に典型的に見られる環境要素は、環境協力と協議の仕組みである。例えば欧州地中海協定に見られるような広範囲の協力条約から、日本と韓国との協定³での圧縮天然ガスの技術と政策に関する協力責務のように、締結国にとって特別な関心事の特定分野に限った協力まで様々である。協力の範囲は大きく異なり、たとえば貿易相手国が同等レベルに発展しているかどうか（この場合は能力開発での協力が焦点がおかれることが多い）、または共通する国境を持っているか、などの様々な要素によって左右される。両方の貿易相手国が締結国である多国間環境協定の履行に関する協力に言及する協定もある。一般的に、より広範囲の協力は適切な機関の設立を含む。

環境基準もまた種々な形で協定に現れる。米国とカナダを含む協定に主に含まれる環境法の施行責務についてはすでに述べた。これらの協定はまた締結国による高レベルの環境保護維持の義務に言及している（例えばカナダとコスタリカ間、カナダとチリ間の協定）。ニュージーランドが最近協議した協定等のように、環境基準を下げることの不適切さについての記述が含まれたものもある。締結国間の調和を求めた協定も 2、3 ある。例えば南米南部共同市場（MERCOSUR）の環境枠組み協定の下、締結国は環境基準の調和のための協力を行う。幾つかの地域貿易協定に見られる別の規定は、その協定と多国間または地域国際貿易協定の両立に言及している。

ボックス 2.1 は現行の地域貿易協定に一般的に見られる環境側面に対処する重要規定のリストである。前述の通り、広範囲の環境規定を完備しているのは最も意欲的な協約だけであり、その他は環境協力に焦点をあて、殆どの協定は前文と例外条項でのみ環境問題に言及する。さらなる例証のためアネックス B では、2001 年のカナダ・コスタリカ間の環境協力協定、2005 年の米国・中南米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）、2005 年のブルネイ、チリ、シンガポール、ニュージーランド間の経済連携協定（TPSEP）の 3 つの地域貿易協定から、環境章の本文、そして関連がある場合は付帯決議の本文も掲載している。

ボックス 2.1 地域貿易協定における環境に関する重要規定

- 前文における環境または持続可能な開発への言及
- 国内の環境法を効果的に施行する義務
- 環境基準に関する義務（基準を下げない、強化する、または基準を調和させる。）
- 国内の環境法の施行を保証するため手続き保証と公開提案のプロセス
- 環境責務に関する拘束力のある係争解決メカニズム
- 環境面での協力と能力開発メカニズム
- 協定での義務と地域間/多国間環境協定での義務を調和させる用語
- 貿易規律の環境的例外
- 協定の実施における国民参加のメカニズム

各国の環境と地域貿易協定に対する権限

各国が地域貿易協定に環境配慮を含める権限は、とりわけ、貿易と環境政策の両立を保証する議会命令や、貿易と環境を統合する政府の取り決めなど様々な法律文書に基づいている。例えば米国のように、環境問題に取り組む規定を地域貿易協定に含むために特別な法律を制定した国もある。欧州連合（EU）はその持続可能な発展戦略の中で貿易と環境の関係強化への言及を含んだ。これらの例はより詳細に後述する。

厳密に言うと権限ではないが、2004 年に APEC（アジア太平洋経済協力会議）の閣僚達が採択した「APEC 経済を含む自由貿易協定と地域貿易協定のためのベストプラクティス」もこの議論の文脈で注目に値する（ボックス 2.2 参照）。これらの「ベストプラクティス」は環境についてはわずかに扱っているのみである。しかし、貿易が APEC 経済の持続可能な開発にとり不可欠な構成要素であり、経済発展、社会発展、環境保護は相互に支えあうとの認識から、将来の地域貿易協定に適切な環境規定を含む基礎となった。

ボックス 2.2 アジア太平洋経済協力会議（APEC）の自由貿易協定と地域貿易協定のためのベストプラクティスにおける持続可能な開発

2004 年にアジア太平洋経済協力会議（APEC）閣僚は APEC を含む自由貿易協定と地域貿易協定のベストプラクティスを採択した。以下はその例である。

- アジア太平洋地域における自由で開放的な貿易という APEC 原則と投資との整合性。透明でオープンな規制手順と政策決定プロセスにより構造改革を促進すること。
- 世界貿易機構（WTO）の原則と、関税と貿易に関する一般協定（GATT）とサービスの貿易に関する一般協定（GATS）の関連規定の整合性。
- 現行の世界貿易機構（WTO）の責務に基づいて世界貿易機構（WTO）を超え、APEC 経済が世界貿易機構（WTO）の交渉においてリーダーシップをとるようなより良い地位につくようにする。
- 最大限の経済利益と経済のあらゆるセクターへの利益をもたらすための規模の包括性。
- 自由貿易協定と地域貿易協定の本文が、可能であれば正式なウェブサイトで、英語で常に利用可能であることを保証することによる透明性。
- 輸出者の取引費用を削減するための貿易簡易化規定。不透明な規則や管理上の要請は特に小規模企業に損害を与えることがある。
- 不確実性を減らし、意見の相違を回避、迅速に解決するための、協議や係争解決のためのメカニズム。締結国間の共通の理解を構築する協力の義務。
- 企業の法令準拠のコストを削減し生産が益々グローバル化されていることを認識するための、明快単純な原産地規則。
- 持続可能な開発 — 貿易は APEC 経済の持続可能な開発に不可欠な要素であり、経済発展、社会発展、環境保護は相互に支え合うものだとして認識すること。
- APEC 地域における自由化の機運に貢献するための第三国からのアクセスの自由、協約条項の完全履行を保証するための定期的調査。

出典：www.apecsec.org、www.ustr.gov。

欧州連合の持続可能な発展戦略

2001 年に採択され 2006 年に改定された欧州連合（EU）の持続可能な発展戦略に含まれる 7 つの主な挑戦のひとつに、EU の内部、外部の政策が地球の持続可能な開発と国際的義務と整合するように、積極的に持続可能な発展を世界中に広めることというのがある。

その目標を達成するための活動の一環として、「委員会と加盟諸国は、国際貿易と投資が元来の地球の持続可能な開発達成のためのツールとして活用されるように努力を拡大することにより、

グローバル化が持続可能な開発に貢献するよう努力を強化する。この文脈では、EU は貿易相手国とともに環境、社会基準を改善し、この目的のために地域的または 2 国間レベルでの貿易あるいは協力協定の潜在能力をフルに活用すべきである。」

ニュージーランドの環境基準と貿易協定の統合のための枠組み

ニュージーランドでは、内閣の指令により政府はすべての国際交渉において貿易と環境の政策を統合しなければならない。「2001 年環境基準と貿易協定の統合の枠組み」はニュージーランドの貿易と環境交渉を指導し、情報提供を行い、すべての国際交渉において確実に持続可能な開発への考慮が含まれるよう包括的な環境と貿易の政策原則を提供している。⁴

この枠組みの目的は、環境基準が保護主義の理由として乱用されるべきでないと認識しながら、ニュージーランドの貿易と環境政策の目標を調和させることである。多国間貿易と環境フォーラム、また 2 国間交渉においてニュージーランドの政策を指導し情報提供するような一連の原則を提示している。この方針は、多国間環境協定と貿易協定間の一層の一貫性とそれを実施する機関間のさらなる協力の促進、ニュージーランドの環境保護のための政府の規制能力が妥協や妨害を受けないことの保証、国際環境目標向上の協定が時には貿易手段によって強化される必要があるという認識などを含む。

2002 年米国通商法

2002 年貿易議定書は米国大統領に貿易促進権限（「早期一括交渉権」とも呼ばれる）を授けており、その基では将来の国際貿易協定は議会によって修正でなく賛否のみが議題とされる。同法の中で合衆国議会は主な貿易交渉目標を明確にしている。⁵ 全般の目標リストの中で、議会は交渉団にたいしてとりわけ「世界の資源の使用を最大限に活かしながら、貿易と環境政策の相互支援を保証し、環境の保護保存に努め、そのための国際手段を高める」、および「それらの協定締結国が貿易奨励のために、国内の環境や労働法で与えられた保護を弱めたり、削減したりしないよう努めることを規定するような貿易協定の規定を求める」ことを要求している。

通商法はまた、以下のような特別に環境に関する交渉目的を提示している。

- 米国と貿易協定を結ぶ国が貿易に影響を与える方法で環境法を効果的に施行することを保証する。
- 持続可能な開発の促進により貿易相手国の環境保護能力を強化する。
- 米国の環境技術、商品、サービスの市場アクセスを追求する。
- 米国と貿易協定を結ぶ国の環境政策と実践が、任意または不当に米国の輸出を差別したり、貿易の偽装された障壁となったりするようなことがないよう保証する。

1974 年の通商法において米国議会は民間セクター諮問委員会制度を設立した。現在ではそれは環境政策諮問委員会（TEPAC）も含む。この委員会はとりわけ、広範囲の貿易交渉目標、特に環境に関する目標が、貿易交渉において適切に考慮されることを保証しようとする。⁶

地域貿易協定のタイプとその環境要素

本調査報告書の目的のため、以下のように異なるタイプの協定とそのそれぞれの環境協力への取り組みを区別する。狭義の貿易協定、広義の貿易協定、地域統合というより広い戦略の一部である貿易協定、多くの異なる経済的、政治的、社会的、文化的な問題に関する協力と対話の増進を目指した協定、の 4 つのタイプである。これらの異なるタイプの協定は相互に排他的ではない。

狭義の地域貿易協定

あるセクターの関税の引き下げ、基本的経済枠組みの構築、ある基準や規則の相互認識を主な目標とする地域貿易協定がある。この種の協定は先進国でしばしば締結されることが多いが、先進国に限ったものではない。そのような協定の文脈には、環境協力はめったに含まれない。環境配慮は

一般的に、新しい貿易枠組みが政府の環境保護能力を損なわないことを保証する限りにおいて含まれる。

カナダと、オーストラリア、ノルウェー、スイスなどの間で調印された貿易経済協力協定は環境協力に言及していない。また欧州連合（EU）が日本、ニュージーランド、米国と調印した相互承認協定も同様である。アジアとラテンアメリカ内の多くの協定も環境に言及していない。

広義の地域貿易協定

より包括的な地域貿易協定もあり、それらはしばしば、市場アクセス、国内規制、サービス、投資、知的財産についての規定を含む。貿易相手国の環境保護能力を保証する条項に加えて、これらの協定の多くは貿易協定の本文か別個の協定で環境協力への言及を含む。

狭義の貿易協定とは対照的に、このタイプの貿易に基づく経済提携は、従来の貿易規則の微調整でのみならず、締結国の環境規制能力への潜在的影響や環境基準の引き下げを誘発するなど貿易自由化が引き起こしうる特定の環境問題に対処するより強固な取り組みを通じても環境懸念に対処しようとする。2、3 の協定は、共通する環境問題への協力促進と国内の環境法施行をモニターするための制度的枠組みを設立した。

1990 年代初めに交渉された北米自由貿易協定（NAFTA）は労働と環境を扱う別々の協定で補足された最初の貿易協定である。その後カナダがチリとコスタリカとの協定でこのモデルを踏襲した。北米自由貿易協定（NAFTA）以降の米国の地域貿易協定はすべて環境に関する付帯協定がついている。ニュージーランド・タイ経済貿易関係緊密化協定（NZTCEP）には環境に関する取り決めがある（ボックス 2.3 参照）。同様にブルネイ、チリ、シンガポール、ニュージーランドを含む経済連携協定（TPSEP）も環境協力協定を伴う。

広範囲の地域統合戦略の要素としての地域貿易協定

例えば南米南部共同市場（MERCOSUR）を設立しているような地域統合協定は、一般的に協力に関する規定を含む。南米南部共同市場（MERCOSUR）の目的は主に貿易の自由化であるがマクロ経済政策とセクター政策の調整、法律の調和をも含む。環境協力は、環境に関する枠組み協定で詳細に記述されているが、極めて広義に定義されており、貿易に関連する共通の環境問題だけでなく、天然資源の持続的運用、環境計画、環境政策制度についても対処している。

ボックス 2.3 ニュージーランド タイ経済貿易関係緊密化協定環境に関する取り決め（概要）

前文

前文では、経済貿易関係緊密化協定連携のもとに経済的政治的關係が深まっている状況に言及し、両国の環境の質を維持し高めたいという熱望と持続可能な開発への公約を表している。適切な環境政策とその実施が、持続可能な経済発展や生活水準の向上に与える貢献を認識している。また、両国の主権と合法的な比較優位についても言及している。

1 節：共通理解

両国は、高いレベルの環境保護に対する義務と、国内の環境保護法とその実施は国際的に承認された環境保護レベルに合わせるようにするという責務を再確認する。ニュージーランドとタイはまた以下のことを実施する。

- 環境法や環境基準を緩めたり、損なったりして貿易や投資の利益を追求しないこと。また、環境法を保護主義目的のために利用しないこと。
- 国内で環境法に対する一般の理解を促進し、環境法の運用や施行のプロセスが公平、平等、透明性があることを保証すること。

2 節：協力

この節は、環境の質を高め取り決めの共通理解を達成するうえでの協力の有用性を認識している。ニュージーランドとタイは、廃棄物処理、環境改善、水資源管理を含む相互利益の分野で協力する。

3 節：制度の取り決め

協力活動計画を立て、取り決めの運用を監督、見直し、さらに係争を解決する話し合いの場を設ける目的で、上級官僚らからなる合同環境委員会が設置される。当委員会は取り決めが有効となって 1 年以内に開かれる。対話の促進のために、国内のフォーカルポイントも設置される。

それぞれの国の国民は、取り決めのもとで起こる事態について意見や助言を政府に提出することができる。環境委員会は専門家や非政府セクターに相談したり、助言を求めたり、また、会合への出席を依頼することもできる。

ニュージーランドとタイの間で取り決めに關して何らかの齟齬が生じた場合、委員会は協議によって問題を解決するように努める。この方法で解決できない差異はそれぞれの国の担当閣僚に委ねられる。

4 節：最終項

取り決めは調印のうえ有効となる。協定は、ニュージーランドとタイの政治的公約を意味するが、いずれの国をも法的に拘束はしない。

出典：ニュージーランド外務貿易省、www.mfat.govt.nz/tradeagreements/thainzcep/environment.html。

東南部アフリカ共同市場（COMESA）は「関係国国民のために、天然資源と人材の開発への力に合意した自由独立国の組織」として設立された。その目的は多岐にわたり、地域の平和と安全の促進も優先課題に含まれている。その主眼は「個々の国が直面している幾つかの障害を克服できる大きな経済貿易の単位の形成」にある。西アフリカ経済金融連合（WAEMU）のような他のやや小規模の地域統合協定も、若干明確（または広範囲）ではない規定や制度を有してはいるが、環境に関連する政策を包括し、セクター政策を調整するということを目的としている。

協力と対話の推進を目的とする地域貿易協定

協力と対話の推進を目的とする協定は環境協力に関する規定を含むことが多い。その場合、環境問題は、厳密に貿易に関連しているというよりは、より広くあらゆる分野をカバーする協力的取り組みの一部分である。欧州連合が発展途上国や移行経済諸国と交渉した、連合、協力、連携、その他の協定などが、その例である。

欧州地中海連携において、欧州連合加盟国と南東地中海地域の国々との間の政治的、経済的、社会的関係の広範な枠組みは、環境悪化を防止、大気汚染を制御、天然資源の合理的利用の保証を目的とし、協力を設立している。同様に、アフリカ、カリブ海、太平洋諸国の加盟国と欧州共同体との連携協定（コトヌー、ボックス 2.4 を参照）⁷は、環境協力は、開発協力のあらゆる側面で環境維持を中心に据えるべきであり、環境管理のために人材と制度の科学技術的能力を強化すべきであり、さらには、重要な持続的運用に対処するために特定的手段や施策を支持するべきであると述べている。

ASEAN も、自由貿易協定とともに、環境問題を扱う多くの協定や他の協力の取り決めを有する。環境に関する ASEAN の環境に関する行動の戦略的計画はその一つである。

ボックス 2.4 コトヌー協定における貿易と環境

コトヌー協定は貿易と環境の章を含み、その章では以下のような記述がある：

「締結国は、国際的な申し合わせや地域の実情に従い、それぞれの発展のレベルに適切に配慮して、環境の持続可能で適切な管理を保証する方法で、国際貿易の発展を推進するという責務を再確認する。

リオ原則に留意して、貿易と環境の相互支持を強化するという目的で、締結国はこの分野での協力を促進することに合意する。協力は、一貫した国内、地域、国際政策の策定、環境関連の商品とサービスの品質管理の強化、関連部門における環境に優しい製造方法の改善を目指すものとする」

出典：<http://ec.europa.eu/comm/development/body/cotonou>

異なるレベルの環境問題の管理：新たな問題の出現？

この章では地域貿易協定の主な取り組みについて述べた。例えば各国における異なる権限、様々なタイプの地域貿易協定、環境条項の異なる範囲や深度などである。幾つかの地域貿易協定を締結

している国は、結果として異なったレベルの環境問題に対する義務を負うことになる。一例がチリである。チリは OECD 加盟国（カナダ、韓国、メキシコ、米国、ニュージーランド）、欧州連合（EU）、開発途上国（中国、コロンビア、パナマ）を含む多岐にわたる国々と地域貿易協定を結んでおり、それらのすべての協定は環境に関して何らかの言及を有する。下記表 2.1 はそれらの協定のもとでの異なる環境問題に対する義務の概要をまとめたものである。⁸

これらの殆どの協定は極めて新しいものであり、チリは協定を長い間履行したという経験が未だない。チリは、加盟している地域貿易協定を履行するための能力開発目的で、最近米州開発銀行と協定を結んだ。そのプログラムは、協定から発生する機会や課題（例えば、小企業にとっての）の評価や、様々な協定の下でのすべての法的責務の見直しを含んでいる。プログラムはまた発生し得る貿易争議の場合に備えて専門家を用意することも含んでいる。

他の国も似たような状況にある。例えば、メキシコは現在先進国、途上国両方と 12 の地域貿易協定を結んでおり、さらなる協定を他の国、特にラテンアメリカ諸国と交渉中である。これらの協定の中には、詳細な環境問題に対する義務を含むものもあり（例えば NAFTA）、また環境協力に関する規定を簡単に含むものもある（メキシコー日本）。幾つかの国は、地域との、あるいは 2 国間との貿易取引を拡大し、地域貿易協定が増えるにつれ、加盟しているさまざまな地域貿易協定のもとで、異なるレベルの環境問題に対する義務と様々なタイプの環境協力プログラムを管理するというますます複雑な問題に直面している。ますます多くの国に影響を与える可能性があるこの問題は、近い将来に真剣に検討されるべきであろう

脚注

- ¹ 例えば 2 国間協定として EC-Chile、日本-メキシコ、韓国-チリ、MERCOSUR、中米統一市場 (CACM)-チリ、パナマ-台湾、メキシコ-チリ、カナダ-チリ、カナダ-コスタリカ、並びに米国-チリ、オーストラリア、モロッコ、バーレーン、シンガポールが挙げられる。欧州-地中海協定 (Euro-Med Agreements) でも環境について言及されているが、持続的な開発については記述されていない。
- ² 第 8 章で免責約款についてより詳しく述べている。
- ³ 第 5 章で協力の仕組みについて述べている。
- ⁴ 以下のウェブサイトを参照。
Framework for Integrating Environment Standards and Trade Agreements (2001), Ministry of Foreign Affairs and Trade, www.mfat.govt.nz/foreign/tnd/newissues/environment/envframework.html
- ⁵ Section 2102 of the US Bipartisan Trade Promotion Authority Act of 2002, 19 USC 3801, 2102 節で “Trade Negotiating Objectives” について記述。
- ⁶ TEPAC については 9 章において住民参加を中心に詳細な記述がなされている。
- ⁷ 2000 年に、EU とアフリカ、カリブ海、太平洋諸国、または ACP グループとしていられているが、貿易、援助、政治的協力条約の枠組みであるコトヌ協定を採択した。それは、市場参入、技術援助、その他においての、EU と ACP 諸国の特権的関係を規定している。その目的は、今後 20 年で、自由世界市場への ACP 諸国の統合を促進することである。Conotou 協定のもとで、締結国は EU と ACP 諸国との間でそれぞれ単独の 2 国間条約を交渉することに合意した。これらの単独条約は、それぞれの ACP 地域に合った特定の権利と責務を規定するであろう。(西アフリカ、東南アジア等は “経済連携協定” または、EPA と呼ばれている。EPA 交渉は、2002 年に開始され、2008 年 10 月までに全ての交渉が終了して有効となる予定である。
- ⁸ チリと中国、コロンビア、パナマとの協定はすべて 2006 年に調印された。2007 年 1 月現在、中国との環境付帯決議は依然として交渉中である。コロンビアとの地域貿易協定は詳細な環境に関する章を含んでいる。パナマとの地域貿易協定は環境付帯決議があり、その内容は TPSEP(ブルネイ、チリ、シンガポール、ニュージーランドを含む経済連携協定)の環境付帯決議と同様である。

表 2.1 チリの最近の地域貿易協定における環境問題に対する義務

	メキシコ-チリ (1999)	カナダ-チリ (2001)	EU-チリ (2003)	EFTA-チリ (2003)	韓国-チリ (2003)	米国-チリ (2003)	TPSEP (ブルネイ、チリ、ニュージールランド、シンガポール) (2005)	コロンビア-チリ (2006)
前文中の環境または持続可能な発展についての記載	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある
地域貿易協定の中での環境章かあるいは環境付帯決議	地域貿易協定	環境付帯決議	地域貿易協定	地域貿易協定	地域貿易協定	地域貿易協定での詳細な環境章と環境付帯決議	環境付帯決議	地域貿易協定
環境法施行の責務	ない	ある	ない	ない	ない	ある	ない	ない
環境基準	ない ¹	ない ²	ない	ない	ない ³	ある ⁴	ある ⁵	ある
環境協力	ある ⁶	ある	ある ⁷	ない	ある	ある	ある	ある
環境事項に関する協議と情報交換	ない	ある	ない	ない	ない	ある	ある	ある
MEA との関連	ある	ある	ない	ない	ない	ある	ない	ない
環境に関する例外	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある	ある
正規の環境事項の係争解決メカニズム	ない	ある	ない	ない	ない	ある	ない ⁸	ない ⁹
環境事項への国民参加	ない	ある	ない ¹⁰	ない	ない	ある ¹¹	ある ¹²	ある
市民が提案する仕組み	ない	ある	ない	ない	ない	ない	ない	ない
その他	締結国は環境に関する施策について科学的調査をすることを専門委員会に依頼することが可能である。 規格統一と技術的貿易障壁に関する章において環境保護は「正当な目的」である	締結国は環境に関する施策について科学的検証をすることを専門委員会に依頼することが可能である			規格統一と技術的貿易障壁に関する章において環境保護は「正当な目的」である	締結国は環境に関する施策について科学的検証をすることを専門委員会に依頼することが可能である 締結国は環境事項の係争の討論会に出席する環境専門家の名簿を作成しなければならない。 締結国は、当事国の環境法の施行の司法手続きに市民がアクセスできることを保証しなければならない。	締結国は環境法を保護主義的に設置、利用することは不适当ということに合意する	

1 環境基準と貿易については直接的な言及は何もないが、締結国に対して投資誘致目的のために環境基準を下げてはならないという記述がある。

2 前の脚注と同じ

3 前の脚注と同じ

4 締結国は投資と貿易を促進するために環境基準を下げてはならない。

5 締結国は貿易と投資を促進するための環境法の弛緩あるいは不履行が不適切であることに同意する。

6 標準化問題における協力についての節の中

7 環境については地域協力の章にも言及されている。

8 正式な係争解決制度よりも締結国がどんな困難でも解決できるような協議過程が用いられている

9 前の脚注と同じ

10 協定に関する事項への市民社会の参加と協議についての規定があるが、環境事項への特別な言及はない。

11 締結国は協定の履行に関する事項に国民参加を認めることを法的に義務付けられている。

12 締結国は協力分野の決定、協力活動の実施において非政府セクターの参加を呼びかけてもよい。

第3章 地域貿易協定の環境問題に対する義務の交渉：主な質問

政府が地域貿易協定で環境問題を取り扱う主な理由の一つは、包括的な持続可能な開発に貢献するためである。もう一つの牽引力は協定の締結国間で公平な競争条件を保証することである。さらに、環境の共通関心事項における協力の向上という動機もある。

多くの国にとって、まず最初に乗り越えなければならない障害は、しばしば国内問題である。とりわけ、政府高官の動機の欠如や反対、環境問題を交渉する能力の欠如、貿易省と環境省の間の不十分な調整などがある。また、交渉締結国間の力の非対称性も大きな役割を担う。

地域貿易協定の環境考慮の交渉を容易にする幾つかの重要な要素がある。環境問題が適切に協定に含まれることを保証する強力な政治的意志はその一つである。また、協定の環境問題に対する義務は、バランス良く、現実的で、協定の各締結国の経済的、政治的現実を考慮していることが重要である。

多くの地域貿易協定の目的は関税引き下げであるが、労働や環境といった他の貿易関連の問題を扱う協定もまた増加している。環境配慮を貿易協定に含めるのは比較的最近の傾向である。1992年にカナダ、メキシコ、米国が調印した北米自由貿易協定（NAFTA）が先駆者である。そこでは、協定の本文と環境協力に関する補完協定（NAAEC）の両方で詳細な環境規定を含む。それ以前は貿易協定において環境配慮は全く存在しなかったか、例外条項（一般的には GATT の 20 条を基に作成）に限られていたかのどちらかであった。

現在では殆どの OECD 加盟国が交渉する地域貿易協定に、何らかの環境規定が含まれている。殆どは前文で環境や持続可能な開発に言及している。環境協力についてのパラ（例えば、EU と日本の協定等）、幅広く環境問題に対応する詳細な章（例えば、北米自由貿易協定（NAFTA）以降のカナダの地域貿易協定）、環境付帯協定（例えば、最近ニュージーランドが交渉した協定）、これらの方法の組み合わせ（例えば、米国が調印した最近の協定）等、本文の中に環境に関する規定を取り入れる協定もある。

こうした展開にも拘わらず、環境規定を含む地域貿易協定の数はいくつか少なく、貿易協定の文脈で環境問題を扱うことに消極的な国は多く、とりわけ途上国ではそうである。

本章では地域貿易協定の交渉で環境規定を含むべきかどうかを考慮する際に発生するであろう主な質問の概要を記述する。その殆どの質問は次章以降により詳細に議論される。

何故地域貿易協定に環境問題に対する義務を入れるのか？

持続可能な開発を促進する

多くの国は持続可能な開発の追及、高いレベルの環境保護の達成に尽力している。こうした国は政策一貫性を理由に、貿易政策を含む全ての政策でこれらの目標を達成しようと努力する。貿易交渉に環境（と他の）問題を関連させることは、貿易をより広い視野に位置付け、また持続可能な開発の取り組みの中により良く統合することに貢献する。例えば、2001年に採択され、2006年6月に改訂された EU 持続可能な開発戦略は 7 つの「主な課題」を含んでいる。その一つは欧州連合の内部・外部政策がグローバルな持続的開発や国際的義務と一貫性を持つように、世界中に持続可能な開発を積極的に奨励することである。同様にニュージーランドの自由貿易協定の環境問題統合のための政府枠組みでは、「政府の目的は、持続可能な開発の促進という包括的な目的に寄与するように貿易と環境の目的の調和を取ることである」と記述されている。

競争条件を公平にし、環境協力を改善する

貿易協定で環境に対処する別の動機としては、公正な競争の保証と環境協力の提供があるが、これらは相互補完の関係にある。

協定の加盟国の間に公平な競争条件を保証することを地域貿易協定に環境規定を含める主な理由の一つに挙げる国もある（特に締結国が効果的な環境法の履行を要請するような場合はそうである）。ここでの基本的前提は、ある国での脆弱な環境規則と効果的でない施行は、貿易相手国に対して競争力となりうるということである。

環境事項における協力は様々な目的がある。隣国の場合には共有天然資源関連等の共通の環境問題対策に寄与することも可能である。途上国と先進国が関わる協定では、協力規定は貿易と環境の関連のよりよい理解を含む一連の問題での能力開発を目的とするものがよくある。協力により貿易相手国の環境問題に対処する能力を向上させ、環境全体のパフォーマンスを改善することにより、締結国間での公平な競争条件に寄与することが出来る。

しかし、多くの途上国は貿易協定の環境問題を先進国の環境基準を自分たちに押し付ける手段だと見ている。彼らにとっては「競争条件の公平化」の議論も一種の保護主義の形である。彼らは経済力に大きな格差のある国の間では公平な競争条件はあり得ず、ある国の環境に対する取り組みを貿易相手国に押し付けることは相手国との間に存在する大きな社会的、経済的差異を無視することであると考える。そのため一般的に彼らは貿易協定に如何なる環境規定を入れることに対して懐疑的である。ある途上国の専門家によると、貿易協力における環境問題に対する義務は「先進国のためのものであって、我々のためのものではない」ということである。

国際的環境協議事項を追求する

例えば多国間環境協定（MEAs）をまとめるのと比べると、貿易協定に環境問題を入れることの方が、環境目的をより効率的に、迅速に追求できると考える国もある。貿易交渉の文脈と貿易取引の獲得という見方により、もしそうでなければ達成困難だったであろう他の関連分野での譲歩獲得が可能となる場合もしばしばある。

実際、貿易協定により諸国間の関係はユニークなものになり、その交渉は単に貿易だけでなく他の分野の議論や改善に勢いをつけることがよくある。一つの分野として多国間環境協定の実施がある。例えば、南米南部共同市場（MERCOSUR）の加盟国は自分達が加盟した環境協定の実施への協力に同意している。協力に関する節では、日本とメキシコの協力は「京都議定書のクリーン開発メカニズム（CDM）に関連する活動を促進するための能力と制度開発の促進、（中略）クリーン開発メカニズムのプロジェクトを促進するための適切な方法の開拓」に言及している。

貿易協定と環境目的を結びつけることが有利になる国もある。しかし、国際的環境交渉によってより良く獲得出来そうなものをわざわざ貿易協定で獲得しようとする方法であると見なす国もある。

地域貿易協定に環境配慮を取り込むことを拒絶する国があるのは何故か？

これまでの貿易と環境議論では、一般的に多国間レベルで貿易と環境を含むことに対して途上国の交渉者達は慎重であると言える。さらに、多くの国が自国の多国間における立場を損なうのではないかと恐れてきた。強力な施行メカニズムが先進国の地域貿易協定相手国市場への輸出に対する新しい障害になることを恐れる国もある。地域貿易協定を通じて（先進国の）相手国が追求する協議事項は自分たちの協議事項ではないと考え、自分達の優先事項のリストに載っていない分野で尽力することを望まない。

環境問題に対する義務にはもっと多くの実質的努力と資源が必要であると考え国もある。例えば、環境問題に対する義務の履行を監視する特定機関の設立資金、環境施行の効果を強化するための人材（及び財政）資源、省庁の官僚を訓練する専門家等がある。これらの懸念に対して、先進国と途上国の間の地域貿易協定の中には、財政的支援、能力開発プログラムを提供するものもある。例えばモロッコは米国と地域貿易協定、EUと連携協定を締結したが、両方の協定で環境能力開発支援を受けている。

また、貿易協定に環境配慮を含めることを優先項目と見なさない国もある。このことは、これらの国が環境保護や国際環境協力を政治的優先事項と見なしていないというわけではない。ただ単に貿易協定が環境問題を扱うのに良い場所であるとは考えないのである。例えば OECD 諸国の中ではオーストラリアがそうである。持続可能な開発と環境保護はオーストラリアの協議事項の中では優先順位が高いが、一般的に環境協力は貿易交渉とは別に取り決めるべきであるとしている。実際、オーストラリアの「生態学的に持続可能な政策のための国家戦略（NSESD）」¹の目的の一つは「貿

易と環境政策の高いレベルの統合を追求」することである。そして、それはオーストラリア政府に「グローバルな貿易自由化の生態学的な、そして持続可能な開発に対する貢献を認識し、自由化の追求を継続」することを約束させている。しかし、それは貿易相手国の高い環境基準の維持を保証させる責務にはならなかった。その結果オーストラリアの締結した地域貿易協定は包括的であるが、通常明確な環境協力規定を含んでいない。²

多くの国は貿易協定に環境配慮を含むこと自体には反対していないが、協定の速やかな締結の障害になると考えている。この「まずは貿易取引を行い、環境はその後考える」という考え方は、多国間交渉が殆ど結果をもたらさず、貿易への地域間・二国間による取り組みが強まっている時期には広まると思われる。例えば、日本などのように一定の時期に幾つかの地域貿易協定に調印する野心的目標を自らに課した国もある。こうした状況の下では、もし交渉に環境問題を含むという政府の強い命令がなければ、協定の環境規定交渉はプロセスを遅滞させると主張する者は容易に賛同を獲得できるだろう。

もちろん、地域貿易協定に環境問題を含むかどうかについての国の立場は、規定の種類と範囲にもよる。法律的に拘束力がある遠大な義務を含み、国内施行メカニズムを強化するよう国に要請し、あるいは、特定の施設を設立することは、例えば広い分野の環境協力の承認に比べるとより多くの努力が必要とするだろう。

地域貿易協定での環境配慮の交渉における主な問題は何であるか？

地域貿易協定の環境問題に対する義務に関する交渉を経験する多くの国が克服すべき最初の障害として、動機の欠落、貿易協定に環境規定を含むことに対する政府高官レベルでの明白な反対、交渉者の環境問題を理解し議論する能力の欠落、貿易と環境実行者間の不十分な調整などの国内問題が挙げられる。地域貿易協定に環境課題を取り入れる意見が一方の国で承認されなければ、他方の国は交渉の席で自国の環境協議事項を相手国に「押しつける」ことは大変困難である。とりわけ、経済力が限られる小国の場合はそうである。

権力の非対称性が交渉で大きな役割を演じ、地域貿易協定に環境配慮を含むことを望む（あるいは望まない）国の規模と経済力がこの目的の成功の要となる。大きな市場力を持つ国の交渉者はこの懸念を克服するのに有利であるが、小規模または中規模の国にはより困難である。

多くの国では環境考慮は貿易の障害になると考えられており、そのため、初めから協定で両分野を関連させることに反対する。また、貿易の文脈で環境問題を議論、交渉する能力の欠落という問題がこれに追加される。貿易担当の官僚は環境問題に通じていないことが多いが、環境担当官僚もまた貿易問題に通じていない。そのため新しい交渉の場に従事するのには不利となる不安定感が生じることとなる。

多くの国では貿易担当官僚と環境担当官僚の間に調整やコミュニケーションは殆ど存在せず、貿易専門家だけが貿易交渉に対処している。よって、このような国に交渉チームに環境専門家を参加させ、貿易と環境担当官僚と共に交渉の立場を調整するということは大変な努力を要することである。実際、地域貿易協定の交渉中に初めて一国の貿易と環境担当官僚が一堂に会したという事例があった。そして両者が交渉に関係するとしても、環境担当官僚が実際十分に交渉に参加、介入する機会を持てるかどうかは保証されない。

もう一つの問題としては、自国の環境法とその履行が未だ揺籃期にある場合の地域貿易協定において環境章の包括を交渉する必要性である。例えばメキシコの例がある。メキシコでは北米自由貿易協定（NAFTA）交渉をしている時には国内の環境法を作成中であった。こうした事実、貿易と環境問題を同時に交渉する経験の欠如、伝統的に貿易と環境担当官僚間の協力の欠落が相俟って実質的な環境問題に対する義務を含む貿易に関する協定の交渉が難しい作業となった。同時に、貿易と環境の担当官僚にとっての最適な訓練の場となった。もっと最近の例では、サンサルバドルが米・中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）の交渉で同様の問題に直面した。

加盟国が地理的に離れている際には、加盟国にとって地域貿易協定の環境問題交渉の緊急性や関連性が低減する場合もある。その一方、同じ国境線や共通の環境問題を共有したり、同様の地理的状况にある場合には、その問題に対処する緊急性と必要性は高まる。専門家の言及する他の困難には、言語、考え方、当該政府での環境問題の重み、環境問題における交渉国の専門家のレベル、協定で義務を適切に実行する資源の有無、等がある。例えばモロッコは米国と環境法の効果的施行責務の付帯する協定を締結したが、既に裁判所や執行機関が完全に過重労働状態であったため、それはとても大きな課題となった。米国にとってはその課題は明らかにより小さなものであった。

諸国の立場はどのように展開して来たのか？

こうした貿易協定に環境問題を包括することへの反対議論、交渉時の実際の困難にも拘わらず、貿易協定に強い環境問題に対する義務を含むことを承認する国は増加している。このことが貿易取引を獲得するための必須条件であった事例もある。例えば、2002 年の通商法の場合、米国では、全ての貿易協定に詳細な環境章を規定するようにとの議会の命令があり、幾つかの拘束力のある責務も含まれていた。そのため、米国と貿易取引関係を開始したいと望む国はこの要求を受け入れなければならない。その代わり、これらの協定には全て環境協力に対応する環境付帯協定が伴い、大抵の場合米国は協力プログラム実施の資金を提供する。他の協定では環境規定は、日本とマレーシアの最近の協定のように、互いに関心のある環境協力の分野に焦点をあてている。ニュージーランド、ブルネイ、チリ、シンガポール間の太平洋間戦略経済連携協定（TPSEP）は、環境問題の広い分野をカバーする環境付帯協定を伴っており、それらは環境基準や環境協力にも言及している。

これまでの所、途上国や新興諸国の間の貿易協定で環境事項を含むものは殆ど存在しない。しかし注目すべき例外はある。例えばチリは、先進国と途上国との実質的に全ての貿易協定に環境配慮事項を含んでいる。1997 年にチリがカナダと調印した協定は、その時はチリもその後加盟するという期待があったため、北米自由貿易協定（NAFTA）モデルを踏襲した。その時チリは環境章の包括を受け入れる以外の選択肢が余り無かった。2003 年に米国と調印した協定もまた、2002 年の通商法の下米国と締結した全ての協定と同様に、強力な環境章を含んでいる。最も最近の中国との協定など、チリのその後の協定もまた環境問題に言及している。実際、チリの専門家によると、市民社会を含むチリ国内においては、協定自体であれ付帯協定であれ、貿易協定は適切な環境規定を含むことが期待されている、ということである。

途上国間の貿易取引の中には、最初は重要な環境規定を含まなかった協定が、その後環境に対応する議定書を追加した、という場合もある。1991 年に調印された南米南部共同市場（MERCOSUR）、2001 年に採択された環境枠組み協定はその最たる例である。

この傾向にも拘わらず、貿易協定に環境配慮を入れることは一般的に承認されている、あるいは当たり前だと思われていると見なすことは間違っている。その逆に、地域貿易協定で相手国側に対して先ず環境問題包括の原則を承認することを納得させ、次に詳細を交渉することは未だに課題であると交渉者達は指摘している。地域レベルでの貿易環境関係の議論では何らかの進展が見られるものの、多国間レベルではそれが殆ど浸透していないということも重要である。多国間レベルでは多くの途上国が長い間この関係を認識しないという立場を強く取っているのである。実際、多くの国が地域貿易協定に環境規定を取り入れる用意があるが、多国間レベルでは同様の成果を受け入れる準備がない、というのは驚くべきことである。例えば、環境の商品やサービスの貿易を容易にすることを目的に地域貿易協定に規定を含めた途上国の中に、多国間レベルでの問題協議の際にはより頑な立場を取る国もある。

どんな要素が地域貿易協定の環境配慮の交渉を容易にするか？

協定に環境規定を含むことの利益、範囲、規定内容について全交渉加盟国が初めから同じような意見であれば、交渉が成功裏に終わる可能性は高い。しかし、このシナリオはまだ例外であり、典型的なパターンは、とりわけ途上国と先進国間の交渉ではそうであるが、一方の国が協定に環境問題を含むことを望み、もう一方の国が望まない、というものである。このような場合、地域貿易協定に環境配慮を含むことを望む国の規模と経済力が重要な考慮すべき事柄となるが、ニュージーランドの例が示すように取り組みに対して柔軟で創造的になろうという意志もまた重要な要素となる。

無事貿易協定に環境規定を取り入れるには、強力な政治的意志があれば有利であるが不可欠ではない。この意志が強力な政治的権限や法律に反映される場合は（例えば、2002 年の米国の通商法）、交渉者は交渉における強い立場を維持出来る強固な支援を持っている。そのような権限が欠如している場合、あるいは最初から明確ではない場合は、貿易相手国に対して協定に強力な環境規定を入れる必要性を納得させるのはより困難となると思われる。

また地域貿易協定の環境問題に対する義務はその国の経済的、政治的現実を考慮できるようにバランスが取れて、現実的であることが重要である。例えば、他国に対して環境法を効果的に施行すべく法的責務関係になるように説得するためには、必要な組織を設立し、維持するのに役立つ協力や支援を提供することもまた必要である。同様に、途上国が環境パフォーマンスを向上させるよ

うな規定を承認し、貿易協定に関連のある環境問題への対処に国民の参加を保証するには、必要な能力の開発を支援する何らかのメカニズムが必要とされるであろう。

論評者達が「人參と鞭」と呼ぶような方法を使ってバランスを求める国もある。全体的にもっと柔らかな（「人參と人參」）方法の採用を望む国もある。この方法は、自覚を促し、貿易相手国に環境問題に対処する重要性を説得することを目的とした信頼構築に基づくものである。例えばこれは EU の好む方法である。EU は主に協力や能力開発に焦点をあてた規定を通して貿易協定に環境問題を含ませている。

専門家達は、貿易と環境要求の潜在的係争や環境要求は貿易の障害になるという見方を制限するのに役立つ「プラスの環境協議事項」の重要性を強調している。これには環境パフォーマンスを改善しながら市場アクセスを向上させるメカニズムも含まれる。

地域貿易協定の環境「内容」の程度と深度について同意することはしばしばとても困難である。環境問題を追求する強力な権限があっても、協定に自国の環境協議事項を入れるためにどれ位譲歩する用意があるのかというジレンマに各国はしばしば直面する。ここでもまた加盟国の経済、政治力とその非対称性が決定的な役割を担うこととなる。

地域貿易協定に環境問題に対する義務を含めることの（付随的）利益は何であるか？

環境の観点からは、貿易と環境の相互支援、環境法の施行促進、環境基準のレベル向上、環境協力の設置、環境事項に対する国民参加の向上などを目的とする規定の包括は、交渉のプラスの成果と見なすことが出来る。しかし追加的利益も存在する。

これらの利益の一つには貿易と環境担当官僚の協力の改善が挙げられる。幾つかの国に於いては一貿易協定に環境課題を包括することに当初反対あるいは少なくとも気乗りのしなかった国に於いても—この種の交渉は、例えば貿易と環境担当官僚の能力開発という点などで、とてもプラスの経験となったと考えられている。とりわけ貿易と環境官僚間の能力開発に関してはそうである。貿易担当の官僚だけの会議と比べると、環境担当官僚が会議に参加すると緊張が和らいだ。異なる省庁間の交流と協力が進み、交渉後もそれは継続している。

環境問題に対する義務を含む地域貿易協定の交渉が改革のための牽引力、あるいは国内プロセスの加速力となった国もある。例えばモロッコでは、米国との地域貿易協定の交渉により、何年間も未決定のままであった幾つかの環境法の採択が加速化された。チリでは、カナダと米国との交渉は環境法の徹底的な修正と調整のための勢いとなった。その環境法はそれまでは多くの法律や規則に散在していた。この種の規定の交渉者達による「外部の」推進力がなければ、これらの変化は起こらなかったか、起こったにしてももっと遅い時期に起きたことと思われる。

別のプラスの成果として環境事項により地域的結合が高まるということが挙げられる。米・中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）の交渉に参加した中央アメリカ諸国にとって、米国との交渉のための準備に際し、共通の「地域的」立場を準備するという経験は地域的結合を高め、これら諸国の専門家による環境と貿易問題についての議論を（初めて）容易にした。このことは、議論に参加した官僚達が貿易と環境の連結に関する能力を向上させ、理解を深めるのに大いに貢献した。地域結合に関して南米南部共同市場（MERCOSUR）加盟国も同様の経験をした。そこでは環境の商品とサービスについてワーキンググループを設置し、ジュネーブでの CTE の議論より先に自国の立場の議論と調整を行った。

短期あるいは長期的には、環境規定は環境利益または改善に繋がるとする正当な期待があるが、その一方では、環境規定は加盟国の経済パフォーマンス、とりわけ貿易と持続可能な経済発展に対して影響—プラスであれマイナスであれ—を与えるのだろうかという疑問もある。

この問いに対する実証的証拠は殆どない。ある分析によると—この分析はこれらの問題に直接に対処する唯一のものである—北米自由貿易協定（NAFTA）の環境規定はメキシコ経済に悪影響をもたらさず、北米開発銀行や国境環境協力委員会などの関連機関は、経済的に必要かつ環境的に道理に適ったインフラ投資を行うことにより実際にメキシコを支援した。（Miller, E., 2002）しかしながらそれは一般的結論を導くに十分な証拠では全くない。他の実証的分析がないため、理論的分析に頼る必要がある。

地域貿易協定の環境協力規定はプラスの経済影響をもたらすかもしれない。例えば、地域で懸念されている環境問題についての協力により、明らかな経済的影響を持つ環境損害を避けることになるかもしれない。1997 年から 1998 年の ASEAN 森林火事とヘーズ（煙霧）はこの地域に約 93 億

米ドルの社会的、経済的、環境的損害をもたらしたと推測された。（Quadri, S.T., 2001）直接的経済影響は観光収入の減少、交通サービスの混乱、木材資源の減少、火災鎮火費用、健康管理費の増加などがある。同様に、東南部アフリカ共同市場（COMESA）の野生管理目的が達成されると、観光関連の収入や家畜養育による収入という点で明白な利益があるであろう。能力開発努力は、共通の関心事に関する地域環境協力の能力向上に繋がればプラスの効果を持つことになる。技術共有を伴う協力も経済利益をもたらすかもしれない。効率の向上と革新的なプロセスは経済発展の根本である。

より強力な環境基準から受ける経済影響の性質についての定説はまだなく、国家および国際レベルでのこの問題に関する調査が多数存在する。³強力な環境規制は革新と経済成長の牽引力となるとする考えもある。（所謂「ポーター仮説」）一方では、基準に関する環境規定はそれを発布する国に対して過度の経済負担を強いることを危惧する考えもある。最近の調査によると、環境基準が国家収入と国際収支に対して若干のマイナス影響を与え、雇用効果ははっきりしないと示す研究があることがわかった。しかし、全体的な結論は以下のようなものである。「（中略）環境政策が国際貿易に与えるマイナス影響の仮説を支持するような実証的研究による説得力のある証拠は存在しない。よって、通常は社会的目的に適うよう作成されている環境政策は少なくとも貿易に対して深刻な悪影響はもたらさず、貿易を向上させることさえあるかもしれない。」（Haixiao and Labys, 2001）。

明らかに地域貿易協定の貿易関連の環境規定による経済効果を分析するには、もっと多くの時間と実証的証拠が必要である。これらの影響は例えば関係国の特徴、当該規定の目標の性質と程度など多くの要素に依存し、一般的結論を導くのは困難かもしれない。

地域貿易協定の環境に関する基本的な制度の選択

地域貿易協定に統合あるいは添付する環境要素を作成する際に、諸国が交渉中に、あるいは交渉の前に決定すべき多くの基本的な選択が存在する。その選択結果により、その後の体制の性質が規定される。実際、協定の交渉と履行は一つの過程であり、分離することは出来ない。幾つかの主たる決定の例—そして、考えられる選択肢—が表 3.1 に示されている。これらは全て次章以降により詳細に議論される。

表 3.1 地域貿易協定の環境：基本的制度の選択

環境評価を実施しない	⇔	環境の（持続可能な開発）評価を実施する
協定の交渉と実施に国民参加なし	⇔	協定の交渉と実施に国民参加あり
地域貿易協定の交渉中に環境問題に対処する	⇔	環境問題は別途対処する
協定の本文で環境を扱う	⇔	付帯協定で環境を扱う
環境問題に対する義務で法的拘束力のない言葉を使用する	⇔	法的拘束力のある環境問題に対する義務を含む（効果的に環境法を実行する義務等）
既存の組織に責任を割り当てる	⇔	新しい機関を創設する
利用可能な資金内で予算配分をする	⇔	特定予算を配分する

これら基本的選択肢は全ての個々の事例で、協定の動機、関連締結国の発展の程度、既存の国内機関の能力、政治的意志の程度、その他の考慮事項により決定されることである。しかし、現在の慣習では幾つかの一般的なガイダンスも提供されている。

環境評価には、交渉者に自由化による潜在的な正負の環境効果に対して警告し、より良い政策作成に国民を参加させるという二つの目的がある。生態系（例えば水源等）を共有し、協定が重要な経済協力関係にある加盟国の間のものであれば、完璧な調査の緊急性が強調されるだろう。学習経験として評価作業に取り組むこともまた重要である。長期的には評価機関が設立するよう促進されるべきである。評価プロセスと環境協議事項の実施の両方に国民をある程度参加させることは重要である。それはより良い政策作成に役立ち、最終的結果により大きな合法性と責任を授与するからである。

協定の交渉と実施に於ける国民参加：貿易協定の交渉に国民を関係させるかどうかはその国の国民参加に対する一般的な取り組みに大いに依存する。政策決定への国民参加がしっかりと制度化されており、政府も市民社会も協議手続きに慣れている国もある。環境政策の展開は貿易協定交渉よりもっと透明性の高い方法で取り扱われている国もある。また、政策決定における国民参加は殆

ど、あるいは全く存在しないという国もある。多くの国にとって貿易協定の交渉は、条約交渉や政策策定の異なる方法に触れられる機会である。また、ある政府にとっては、伝統的で、透明性のない（あるいはとても低い）参加手続きに別れを告げてより実質的な国民参加と公開協議にする様に圧力をかけられることになるかもしれない。

貿易と環境問題を同時に、あるいは別々に交渉するのか：貿易協定を出来るだけ早く交渉し、他の問題は後ほど別のプロセスで取り扱うことを希望する国もあるだろう。しかし、この方法には幾つかの欠点がある。まず、貿易交渉が作り出す勢いというもの的大幅に失われる。「環境要素」を獲得したい国にとって、一度貿易部分が交渉されてしまえば、そのような取り決めをすることはもっと難しくなるであろう。二番目に、貿易と環境の専門家が同じ交渉の場につくという利点も失われる。ほぼ確実に貿易協定は貿易専門家だけの交渉となり、環境協定は環境専門家だけの交渉となるであろう。通常、環境の取り決めは貿易専門家による組織の承認を得る必要があるため、高レベルの目標に達することは最も困難である可能性が高い。それは、例えば、南米南部共同市場（MERCOSUR）環境枠組み協定の際に発生したことである。各環境省が作成した初回ドラフトは最終的に承認を受けるために大幅に削り落とされることとなった。

協定の本文に環境を入れるか、あるいは付帯協定に入れるか：もう一つの基本的選択に、環境協議事項を地域貿易協定の本文内、あるいは付帯協定（あるいはその二つの混合）のどちらで追求するのかというのがある。協定の本文に環境規定を含むと環境問題と関連省のプロフィールが格上げされることになると思う者もいる。このことは、政府の階級組織において環境が低い位置にある国にとっては利益となる。しかし、このことが貿易と商業担当官僚が協議事項を完全に管理することを意味するのであれば、後に意欲的な環境結果をもたらす能力を制約するものとなるかもしれない。全く異なる意見を持つ者もいる。彼らは、単独に環境問題に対処するとそれらに対して焦点が当たり過ぎてしまうので、貿易協定の本文に含める方がよりバランスが取れると考える。環境規定の主目的が貿易関連（そのため、調和と施行は優先順位が高い）であれば、おそらく地域貿易協定の本文に環境要素を含むことは最も道理に適っている。他方、その目的が、必ずしも貿易に関連付けられることなく、実質的に能力開発と環境協力を行うことであるとすれば、付帯協定で扱う方が理に適うであろう。

法的拘束力のある環境問題に対する義務あるいは勧告用語：国際的な義務の交渉時の主たる選択の一つに、法的拘束力のある用語（「締結国は（中略）しなければならない」）を使用するのか、法的というより政治的なウェイトの高い勧告の用語（「締結国は（中略）を努力する」あるいは「締結国は（中略）すべきである」）を使用するのかというのがある。前者の例は北米自由貿易協定（NAFTA）と米国が北米自由貿易協定（NAFTA）後に交渉した地域貿易協定である。それらでは、例えば、締結国は自国の環境基準を下げず、効果的に環境法を履行することを約束している。しかし殆どの地域貿易協定では、環境規定は、例えば法的責務を伴わない環境事項における協力や定期的な協議などの締結国の共通目的に言及する。例えば、新しいニュージーランド・タイ経済貿易関係緊密化協定（NZTCEP）と共に調印された環境に関する取り決めは、「この取り決めは（中略）政治的義務を提供する（中略）が、両国を法的に拘束しない」と明確に規定している。国によっては、「ソフトな法律」に対する法的拘束力のある取り決めを交渉することは、外務省等の他の省を巻き込み、より複雑な内部手続きを伴う責務を意味することになるかもしれない。また、国によっては拘束力のある義務を含むことをより困難にするものとして、それらの義務の遵守を保証し、それが必要とする資源を見つけるような適切な国内メカニズムを整える必要があるということである。

協定の履行を監視する組織：多くの地域貿易協定は、協定の履行を監視する締結国の代表から成る特定の機関の設立を伴う。一般的に協定の環境側面は特定の機関に割り当てられる（環境協力に関する補完協定（NAAEC）の環境協力委員会等）。この方法—環境協力を監視する別の機関を設立すること—は例えば二国間開発機関、環境省など既に環境協力業務に携わっている者との調整努力や資金調達のプロセスを容易にするかもしれない。例えば、カリブ共同体（CARICOM）のカリブ環境プログラムは地域経済統合とは別になされたが、活動支援のための二国間、多国間資金調達は大成功を収めた。それに関連した選択として、環境管理改善を担当する機関のマンデートの深度レベルがある。これらの機関は環境管理改善のために単に国家レベルの努力を調整すべきであろうか（南米南部共同市場（MERCOSUR）モデル）、あるいは地域改善計画の実施を監視すべきだろうか（EU モデル）。それは完全に地域貿易協定の下での他の側面における統合レベル次第である。EU は他の協定が及ばない程の統合過程を管理する一連の複雑な地域機関を保有している。よってそれは特別の事例と言える。実際、殆どの地域貿易協定は、環境管理改善を担当する事務局や共同機関

に対して限定的権限しか与えておらず、また殆どがそうした機関に対して政治的執行機関に報告する責務を課している。

環境問題への予算の割当て：業務内容が明確になれば、決められた予算額をその業務に割り当てることには有益性がある。この種の公約は特に長い期間を要する能力開発には不可欠となる継続性を保証出来る。しかし、これは国によっては成す事が出来ない贅沢かもしれず、ひとたび結果目標レベルが達成されれば、支出を「サンセット（一定期間を経ての定期的な再検討）」することは確実に困難となるであろう。環境管理改善に向けた多くの地域貿易協定の努力が国家開発機関からの財源に依存する。この仕組みの利点は、これら機関に付与されているプロジェクトやプログラムデリバリの明白なノウハウ、及び財政資源を含む。リスクとしては、これら機関のアジェンダと優先順位が地域貿易協定が主張するものと異なる場合があり、懸念事項のカバーが不均等になることもありうる、ということがある。例えば、北米環境協力委員会（CEC）は（限定的資源内で）協力と能力開発のための自らのアジェンダを作成することが出来た。他方では、欧州地中海協定の協力と能力開発は EU の伝統的支援提供機関により資金提供を受け、管理されている。そのため、後者には結果としての環境管理作業に貿易関連の焦点が包含されていないのかもしれない。

脚注

- ¹ 生態学的に持続可能な開発の国家戦略、第 21 章 www.deh.gov.au/esd/national/nsesd/strategy/industry.html. Chapter 21, National Strategy for Ecologically Sustainable Development, www.deh.gov.au/esd/national/nsesd/strategy/industry.html.
- ² 米国とオーストラリアの協定は例外である。この協定は、途上国との協定の同様の章程は記述的ではないが、環境章を含んでいる。
- ³ この分野の初期の取り組みの独創的な調査は以下の通り。Jaffe, Adam, S. Peterson, Paul Portney and Robert Stavins, (1995). “Environmental Regulation and the Competitiveness of US Manufacturing: What Does the Evidence Tell Us?” *Journal of Economic Literature* 33: 132-163. See also Alpay, Ebru, Steven Buccola, and Joe Kervilet (2002). “Productivity Growth and Environmental Regulation in Mexican and US Food Manufacturing” *American Journal of Agricultural Economics* 84: 887-894; Berman, Eli and Linda T. M. Bui (2001). “Environmental Regulation and Productivity: Evidence from Oil Refineries” *Review of Economics and Statistics*. 83: 498-508. See also the influential article: Porter, Michael E. and Claas van der Linde (1995). “Toward a New Conception of the Environment-Competitiveness Relationship”, *Journal of Economic Perspectives* 9: 97-118.

第4章 地域貿易協定の環境影響を評価する

地域貿易協定の環境評価は、貿易量の増加に伴う環境への影響を予測、管理する重要な手段となってきた。米国、カナダ、ニュージーランドなどの国、また EU においては交渉する貿易協定の潜在的影響を評価する。しかし、殆どの国ではそのような評価を使用し、実行する必要性を確信していない。

評価が交渉の立場に変化をもたらしたことは殆どないが、評価により明らかになったことが、環境管理の能力開発、協力の増強などという積極的な方針を実行するのに貢献してきた。また、評価により、貿易と環境の担当官僚の間の相互作用を改善し、貿易方針策定における市民社会の関与にも貢献した。

地域貿易協定における環境評価は貿易量の増加に伴う環境への影響を予測、管理する重要な手段となってきた。地域貿易協定の「事前」評価は、協定の計画、デザイン、承認の一部として、協定が採択される前にその結果を予測するものである。それとは対照的に、地域貿易協定の「事後」評価は協定が採択された後に、アクションの調整、改善を可能とするために実際の結果を評価する。環境への影響を防止、最小限に止める方法で、政策策定者が地域貿易協定を計画、デザイン出来るようにすることに加えて、地域貿易協定の環境評価は環境関連に権限のある幾つかの政府機関の間の調整や対話を促進させる。さらに、地域貿易協定の透明で参加的評価により、一般国民、とりわけ地域自治体が懸念を声に出し、独自の知識や見方を共有し、地域貿易協定のデザインと実行に参加することが出来る。

貿易協定の環境影響を理解することの重要性に疑問を挟む余地はないものの、貿易協定の環境への潜在的影響を評価することを法律で義務付けている国は僅かである。米国とカナダはそのような評価を実施するよう義務付けている。ニュージーランドでは、新協定を締結する際には、「国家利益分析」と呼ばれるものを実施しなくてはならないが、そこでは経済、社会、文化、財政的影響などと共に環境への影響の評価もなされる。EU では、EU が関係する主な貿易交渉の持続可能性評価をすることを方針としている。

実際には、環境評価は一般的に一部の先進国においてなされている。途上国はそれを実行することの有用性をまだ納得していない。多くの国にとって、環境評価を実行することは複雑でコストや時間がかかる割には利益がはっきりしないと思われる。環境影響評価の真の目的と動機を疑う国もあり、それらの国では環境影響評価は政策的理由からではなく、NGO 等の国内機関の懸念を軽減するために計画されている。また途上国にとっては、評価を行う正当な方法を見つけ、それを正しく実行することも一つのハードルとなる。つまり、多くの途上国では、そのような評価を行う能力、資源、意志のうちどれかが欠けているのである。

もう一つの課題は時間である。全面的な影響評価には時間がかかるが、公開協議を伴う場合は特にそうである。そして、先進国であれ、途上国であれ、多くの国においては、そのような評価を行って協定の締結を遅らせたいという意志はない。

しかし、経験的には貿易協定の環境影響評価はそれが正しく実施されれば有益であるということがわかっている。以下の分析は、これまでに実施された評価に基づいて、貿易協定の環境評価を実施することの利点をまとめたものである。¹

評価実施の主な利益は何であったか？

環境評価やレビューの実施は、国家レベルでの全体的な政策一貫性を向上させ、政策決定者の貿易方針の環境的含意についての理解を支援することにより、環境問題に対処する有効な方法を提供する。評価は貿易交渉から期待できる最も現実的かつ重要な環境への影響を特定するため、国家は交渉の早い段階で修正措置を講じることが出来る。特定された環境への重要な影響に関する情報は、政府の交渉者や政策決定者に提供され、全体の貿易方針に統合されることもある。さらに、評価は将来の交渉のためのフィードバックも提供する。(OECD、1999)

将来の貿易相手についてより深く知ること

全ての評価には大量の事実、情報収集作業が伴うが、それらは通常貿易交渉に使用される経済や貿易の数字をはるかに超えるものとなる。EU の SIA（持続可能性影響評価）は両国の影響を分析する。それ以外は殆どが、主として評価実施国の影響を分析するが、貿易相手国の自然環境や関連事項に関する大量の情報を含む。これらの情報はとりわけ、例えば、もし評価により特定のセクターに対する重要な環境影響が発覚した場合、貿易相手の交渉立場を理解し、環境協力プログラムをより良く作成することに資する。

交渉過程への影響

評価実施を支援する市民社会参加者が真っ先に考えるべき明らかな影響は、分析の結果がもたらす交渉立場、最終案、新しい軽減策や増進策への変化である。現実には、これまでの所、最初の2つのタイプに関しては殆ど変化が見られなかった。米国やカナダにおいても全く変化がなかったし、また EU においても限られた例において変化が見られたにすぎず、それも環境に関するものではなかった。²

しかし、提起された問題に対処する環境管理や協力増強のための能力開発などの積極的な方針において、軽減策、増進策に変化が見られた。実際、関連する環境協力や能力開発策のプログラムに多くの評価が取り入れられている。³

評価過程のさらなる意義として、関係する環境協力協定や貿易関連の環境に関する能力開発の設計の支援が可能なが挙げられる。例えば、米国・チリの環境分析は、協定の環境協力のための8つのワークプランに直接取り入れられた。カナダのシンガポールとの地域貿易協定に関する環境評価では、絶滅が危惧される動植物種の違法貿易に関する協力が、関連の環境協力協定に適切であると明確に記されている。EU の湾岸協力会議における初期の戦略的影響評価は、外国からの直接投資の条件改善に関する注目の強化を指示している。

貿易と環境担当官僚の間の相互作用の増大

評価実施の最も重要な影響の一つはパラダイムの変革である。それを行う以前には、貿易担当の交渉者と政策策定者は環境問題を彼らの任務と見なしておらず、自国の環境担当官僚と有意義に交流する必要性を感じていなかった。現在では多くの努力により意味のある交流がなされるようになったが、評価の実施がこの変化に対して重要な役割を担ったことは疑いの余地がない。

貿易担当官僚（とりわけ新システム後に自分のポジションが出来た官僚）は、交渉中に環境事項が考慮される必要性をますます認めているようである。彼らは時には自国の環境担当官僚に対して、自身の感じた環境懸念が提起されるべきだと意見することもある。この種の変化の重要な必要条件は、貿易担当省のトップレベルの「バイイン」である。貿易担当者が環境評価は自分の仕事の重要な部分であると本当に信じる時（現在その変化が起こりつつあるが）、単にそれをどのようにしてより良く行うかが問題となる。相手国がその実施に関与していれば、同様の効果が相手国にも齎（もたら）される。環境官僚は伝統的にはどの政府組織に於いても弱い立場にあったが、より重要な位置を占め、貿易相手国との会話を先導するようになる。評価実施の義務がなければこういうことにはならなかったであろう。

それはそうだとしても、多くの途上国の官僚は評価実施を懐疑視している。評価は微妙なセクターへの自国の輸出を制限する口実に利用されると恐れているのである。評価実施が環境協力の意味ある努力と結合すれば（下記に詳細を記す）、そのような心配はかなり削減されると思われる。もちろん、評価実施のための財務的、技術的支援もまた必要である。米国は、環境分析実施に関する指導者を訓練するために、湾岸協力会議や北アフリカ諸国とトレーニングセッションを実施する等、この点に関して積極的である。この分野における現在までの経験から導き出される教訓は、立場の改善と環境官僚への権限の委任を促進する可能性を高めるためには政府の環境以外の分野から「バイイン（buy-in）」を得る必要があるということである。

貿易と環境担当官僚の間の理解と協力が深まることは一般的に良いことであるが、それにより、環境面での何らかの計測可能な改善、さらには環境状況の改善に結びつくべきである。評価実施に対して批判的な者は、いずれこうした効果の証拠を要求する傾向がある。

市民社会を巻き込む。

評価実施の別の実績は、貿易政策策定への市民社会の継続的な関与である。本報告書でも後述されるように、米国、カナダ、EU の評価実施は、様々な段階において、一般の意見を広く収集している。これにより、普通なら貿易政策に関して殆ど影響力のない者にも意見を言うことが出来るようになり、貿易と環境の相互作用における一般の理解を深めることになるかもしれない。

これまでの努力は「スコーピング」から最終的評価までの全ての段階において広く一般市民のインプットを関与させてきており、それにより 3 つの重要な目的に資してきたと広く評価されている。一つ目は、広く多くの関係者からのインプットや意見の収集に役立った。二番目には、評価者が全ての関連事項に注目することが保証されるようになった。（例えば、米国・アンデス地域貿易協定における渡り鳥に関する事項は公開協議で先ず提起されたものである。）3 番目に一般市民の関与により、貿易政策に対して合法性と責任を与えることになった。もし市民の参加がなければそういうことにはならなかったと思われる。もちろん、これらの便益は地域貿易協定を交渉している者が市民関与を真摯に受け止め、市民からのインプットが最終結果に反映されて始めて達成できる。

学習過程

現在までの評価と近い将来予定されている（評価の）実施には学習過程を含むと理解することが重要である。よって、これらの評価を行う最初の努力は比較的限られたもので、それ以降の努力が築かれる基礎を作ることを取って目的としている。よって、例えばカナダはガイドラインを作成している際に、世界的な影響を考慮することは理想的ではあるが、「走れるようになる前に歩く」ことを学ぶことが必要である、と主張した。結局は、限られた評価の実施ですら、全く評価がなされない場合と比べるとより多くの情報をもたらすのである。

評価が学習過程であるとはっきり認めると、その後の経験の観点から計画に柔軟性が生まれる。また、事前評価の強みや弱みを見出すような事後的作業を実施すると明確に確約することを意味する。事後のフォローアップとモニタリングの意義は一般的に認められているが、今日までの所このような作業を正式に行う努力は、北米環境協力委員会（CEC、2005）を除くと、全くなされていない。事後作業が適切になされるに十分な時間がまだ経っていないことも理由の一つであるかもしれない。

これまでの経験は、評価の過程と中身に関して知見を提供するだろう。例えば、もし数多くの調査が農業自由化の大規模な効果を発見したとしたら、それは全ての評価実施においてチェックすべき標準チェックリストに載ることになるだろう。逆に、多くの分析がある種の影響は取るに足らないと発見したとしたら、その影響に対する努力は先験的に減少することになるだろう。例えば、規定による影響評価は米国の取り組みの一部としての権限を与えられているが、これまでに何度も何の影響も発見されていない。もし時間経過後の事後評価がこのことを確認出来れば、この種の影響が強調されることは減少していくであろう。また、これらの発見は貿易・環境関係のより広い理解に重要な貢献をなすであろう。

貿易協定の環境影響評価に対する諸国の取り組み

カナダ：戦略的環境評価

カナダでは 2 つの基本的文書が貿易協定の環境評価（EA）を実施する法的権限を与えている。1999 年の「政策、計画、プログラム提案の環境評価に対する内閣指令」と 2001 年の「貿易交渉の環境評価実施のための枠組み」⁴である。前者は政策、計画、プログラム提案の戦略的環境評価（SEA）⁵を実施する連邦部・局を必要とする。後者は貿易イニシアチブによってもたらされる重要な環境影響を発見し評価する過程を詳細に記している。枠組みを補完し、貿易協定の環境評価を実施する連邦政府官僚にガイダンスを提供するために、カナダ政府は 2002 年 4 月に「貿易協定の環境評価実施のためのハンドブック」を出し、2006 年 3 月にはそれを改訂した。⁶

SEA 実施の目的は次の通りである。(i) 貿易イニシアチブの環境に与えるプラス、マイナスの影響の情報を提供することにより、交渉者が交渉過程に環境要素を取り込むことを支援する。(ii)

環境要因が貿易交渉の過程でどのように考慮されるかを文書化することにより、市民の関心に対処する。

SEA は起こりそうな環境への影響の範囲と性質、悪影響を減少又は削除するような軽減の必要性、環境への悪影響の重要性を考慮することになっている。分析の程度と範囲は、討議中の協定の性質に基づいて個別の問題毎に決定される。SEA が貿易交渉によってカナダ国内で最も発生しそうな、かつ重要な環境影響を分析する一方、2001 年の枠組みはカナダの環境への直接的影響が予想されれば、国境外、地域、グローバルへの環境への影響の分析も除外しない。

SEA は国民、市民社会の参加のタイミング、範囲、方法を提供し、全段階で要求される成果と決定を明確にしている。典型的には以下のような段階がある。

- EA を実施する意志の発表（貿易交渉発表時に発表）
- 初回の EA の準備（交渉前に発表）
- ドラフト EA の準備（交渉の開始時に発表）
- 最終 EA 報告書の準備（交渉終結後に発表）

初回 EA は自由貿易協定の全ての交渉のために実施される。これは貿易協定の結果発生しそうな主な環境問題を確認するための「スコーピング」作業である。ドラフト EA 段階では初回 EA をより詳しくしたもので、予定されている貿易交渉のより詳しい分析と評価を行う。交渉締結後に発表される最終 EA は、EA 過程に関連のある交渉の成果、EA と貿易交渉に関連する全ての新情報を詳細に記述する。報告書は全段階の終了時に作成され、公表される。初回 EA が発生しそうな重要な環境影響を確認出来ない場合には、これら全部の EA のプロセスは要求されない。⁷

カナダは現在交渉中のカナダ・韓国自由貿易協定、カナダ・チリ自由貿易協定の政府調達章、カナダ・EU 貿易と投資増強協定を含む幾つかの貿易と投資協定の環境評価を実施中である。カナダはまた現在 WTO でなされている交渉の環境評価も実施中である。

欧州連合の持続可能性影響評価

1999 年に欧州連合（EU）は主たる多国間及び二国間の貿易協定の交渉のための持続可能性影響評価（SIA）の実施を開始した。（ボックス 4.1 を参照）この評価の目的はこれら 協定の経済、社会、環境面への影響を確認することである。

2002 年に欧州委員会は影響評価に関する通達を発表したが、まだ SIA の実施は厳格な法的責務を負っているわけではない。⁸2002 年の通達は政策ガイドラインとしての法的地位を持ち、2001 年の欧州委員会による EU 政策の持続可能な開発の実施改善を目的とした決定に端を発す。⁹それは、委員会に主な規制イニシアチブの持続可能な開発に関する影響調査を実施するよう命じており、地域貿易協定はその一つである。

SIA は環境、経済、社会的影響をカバーしている。EU と第三カ国の相手国の両方について影響が分析される。これまでの所、SIA は委員会の主導で以下のような数多くの交渉について実施されてきた。ドーハアジェンダに則って現在進行中の WTO 交渉；欧・地中海自由貿易地域協定；チリ、アフリカ、カリブ、太平洋（ACP）諸国（其々の小地域につき一つの交渉）；南米南部共同市場（MERCOSUR）；湾岸協力会議諸国等との交渉等が挙げられる。

SIA を実施する契約は入札過程手続きを経て、委員会から外部の独立コンサルタントに任される。委員会内に審議会が作られ、コンサルタントを指導する。

委員会は SIA の 4 つの方法論的段階を確認している。

- **審査（スクリーニング）**：貿易協定の協議事項に関し、提案されている措置のうち、重要な影響を発生させないものを審査から除外してもよいかを決定する。
- **スコーピング**：取決め事項を決定する。（評価対象項目、評価方法、協議手続き）
- **事前評価**：各々の措置、全体の 協定に関連する影響を決定する。
- **影響緩和の補完措置（緩和と増大分析）**：貿易開始措置による重要な負の影響を削減し、持続可能な開発に対する正の影響を増大させるような（特に途上国の場合）措置のタイプを決定する。

ボックス 4.1 SIA: よくある質問

持続可能性影響評価とは何か？

持続可能性影響評価（SIA）とは貿易協定の経済、社会、環境面への影響を確認することを目的として貿易交渉の前と最中に実施されるプロセスである。SIA の目的は交渉者に対して貿易協定が社会、環境、経済に与える可能性のある影響を交渉者に伝えることにより、貿易政策に持続可能性を取り入れることである。つまり、可能な限り最善の成果を生み出すために、自由化と経済成長の観点からだけでなく、持続可能な開発の他の要素の観点からも、国内政策と国際的イニシアチブ全体をどのようにしたら最適に定義出来るかということを評価しようとするのである。また SIA はそれに伴う政策手段の立案のためのガイドラインを提供すべきである。そのような措置は貿易自体の領域を超える場合もあり、国内政策、能力開発、国際規制と密接に関係してくる。SIA に伴う措置は論議されている貿易交渉のプラスの影響を最大化し、マイナス影響を削減することを意図している。

SIA を実施する際の主な原則は何であるか？

現在までに用いられた原則は以下の通りである。

- SIA は全ての多国間、二国間の貿易交渉に対して実施されなければならない。
- 経済、社会、環境という持続可能性の 3 つの柱全てが取り込まれなければならない。
- 可能であれば、第三カ国、EU への影響も分析されなければならない。
- SIA は第三国のパートナーと協調し実施されなければならない。
- SIA は外部との協議により、透明性を持たなければならない。全ての利害関係者は問題点や影響の分析に参加する機会を与えられなければならない。
- 全ての SIA の結果は公表されなければならない。
- SIA は公開入札の手続で選出された外部コンサルタントにより実施されなければならない。コンサルタントは独立コンサルタントである。EU は、コンサルタントは透明で合理的な方法で業務を推進し、調査結果は科学的証拠に基づいたものであるべきである、とのみ規定している。
- コンサルタントを指導するために部門間審議プロセスが設置されなければならない。各部門間のサービスを行う EU 内の全ての機関と交渉者を含む運営委員会が、SIA 過程の関連性を保証しなければならない。
- 加盟国の専門家と欧州議会のメンバーとの調整も SIA プロセスの一部である。

委員会は SIA の結果をどうするのか？

欧州委員会は SIA の結果を政策決定に統合することを目的としている。其々の SIA に対して委員会は契約者の調査結果に基づいてレポートを準備する。レポートは同意のポイントを明確にし、意見の不一致に対して対応しなければならない。レポートは次になされるべき分析と実行に移されるべき政策行動を検討する。関連する影響緩和の補完措置が確認され、能力開発、貿易関連の支援イニシアチブ、国際的規制、EU 内の貿易と地域政策手段の活用が含まれることもある。其々の SIA に対して SIA の最終報告書、ポジションペーパーが作成され、加盟国と協議される。

出典：欧州委員会、<http://europa.eu.int/comm/trade/issues/global/sia/faqs.htm>

ニュージーランド：国家利益分析

ニュージーランドの議会議事規則は、ニュージーランドが当事国となる可能性がある全ての条約について国家利益分析（NIA）を実施することを命じている。10 NIA は、ニュージーランドで効力が発生する条約案及びまだ効力が発生していない条約案についても、その経済、社会、文化、環境面の影響を含むニュージーランドの広範囲に及ぶ国家利益への影響を評価する。NIA はニュージーランドで効力が発生しない条約に対してはなされない。NIA の環境要素はまた 2001 年の「環境基準と貿易協定一体化のための枠組み」でも支持されている。この枠組みは貿易と環境関連の交渉に関してニュージーランドを指導し、情報を提供している。

地域貿易協定の環境影響は標準経済方法論を用いて NIA で評価される。分析の最初のステップは、その地域貿易協定から生じた可能性がある（ところの）問題となっている経済的変化のタイプを確定することであり、特に起こりうる規制の影響（結果）、商品効果（特定商品の増加または減少）、貿易の全体的規模と組織の変動に明確に焦点をあてる。分析の 2 番目のステップは予期される経済活動の変動が環境へ影響を与える可能性があるかどうかを検証する。NIA は、現在のニュージーランドの規制枠組み（体制）が、地域貿易協定の実施中に発生する可能性があるいかなる特定の不測の問題にも十分に対処出来る程強固であるかどうかをしばしば検討している。これまでの所、ニュージーランドは太平洋間戦略経済連携協定（TPSEP）と NZTCEP に対して国家利益評価を実施した。¹¹

米国：環境レビュー

米国政府は、大統領命令 13141「貿易協定の環境レビュー」（1999 年 11 月）と大統領命令 13141 の実施のためのガイドライン（2000 年 12 月）（ボックス 4.2 を参照）で、貿易交渉の目的作成の中に環境要素を考慮することを制度化している。さらに、2002 年の通商法は、大統領に対して「将来の貿易と投資協定の環境レビューを実施し、調査結果を下院の歳入委員会及び上院の財政委員会に報告すること」を命じている。¹² 米国通商代表部（USTR）と環境基準諮問委員会は共同でこれら大統領命令とガイドラインの履行を監督する。米国通商代表部は個別のレビューの実施に責任を負う。¹³

大統領命令に従って、環境レビュー（ER）が協定案を概説し、レビューの範囲について公的意見が問われることとされている。ER は交渉の立場の進捗を通知するプロセスの十分に早い段階で実施されることになっており、可能であれば、終了前にドラフトの提出がなされる。スコーピングの過程により、協定と関連のある環境効果を確認し、ER に取り入れる優先順位が付けられる。この過程は、米国内での協定の環境効果を確認するが、国境外越境効果とグローバルな効果の取り入れについてもまたこの段階で考慮される。例えば、米・中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）最終環境レビューレポートは、渡り鳥、侵入生物種、野生生物保護、越境大気汚染、海洋汚染などの問題を含む起こりうるグローバルな影響や越境影響についても詳細に記述を行う。

ER はまた米国の環境法と規制に対して貿易協定がもたらす可能性のある影響を分析すると共に、環境に影響を与える経済変化についても分析する。そのような影響が重要である場合には、貿易協定や非貿易関連領域で採られた協定外の政策のあり方において協定外で講じられた政策措置の変更をも含む選択肢が提起される。ER は以下と関連のある貿易協定については必ず実施されなければならない。(i) 包括的な多国間貿易交渉、(ii) 二国間又は複数国間の自由貿易協定、(iii) 天然資源分野での主な新貿易自由化協定、である。

ER 実施の過程により貿易協定の作成に国民が参加する機会が与えられる。¹⁴ 国民は早い段階で ER の範囲の決定に参加し、まとめられたレビュー案にコメントすることが出来る。最終調査はこれらや他のコメントを取り入れて作成される。調査はマイナスの環境影響を軽減し、プラスの環境影響を増大する選択肢を提供する。

大統領命令とガイドラインの下の法的及び政策枠組みに従い、米国は現在までの所、ヨルダン（2000 年）、チリ（2003 年）、シンガポール（2003 年）、バーレーン（2004 年）、オーストラリア（2004 年）、モロッコ（2004 年）、パナマ（2004 年）との地域貿易協定の交渉、並びに中米・米国・ドミニカ共和国自由貿易協定（2003 年）の交渉に関連して最終 ER を実施した。また、アンデス自由貿易協定、及びオマーン、アラブ首長国連邦、タイとの地域貿易協定の交渉について中間 ER も実施した。¹⁵

ボックス 4.2 米国に於ける環境レビュー過程：重要側面

貿易協定の環境レビューを実施する枠組みは大統領命令 13141 と関連のガイドラインにより提供されている。

環境調査の目的は、当然予測され得る貿易協定の環境影響（プラスとマイナスの両方）を政策策定者と国民が知らされることを保証し、貿易と環境目的の補完性を確認し、もし環境影響が確認された場合には適切な対策をたてることを支援することである。

大統領命令 13141 の第 5 条（b）は、「一般的に、環境レビューの焦点は米国での影響である」しかし、「そうした方が適切で賢明であると思われる場合には、グローバルな影響、越境影響も調査するかも知れない」としている。レビューは、とりわけ環境情報と分析を貿易交渉の流動的でダイナミックな過程に組み入れるための一つの手段であるとされている。

環境調査プロセスは、早い段階で環境レビューの範囲を決定（「スコーピング」）するオープンなプロセスなどに国民が参加する機会を提供する。スコーピングのプロセスを経て、潜在的に重要な課題が確認され、深く分析される。その一方では、重要性の低い課題—あるいは早い段階の調査で適切に対処された課題—は、詳細調査から削除される。

ガイドラインは、貿易交渉と交渉スケジュールは千差万別であることを考慮すると、個別レビューで採用された方法は状況によって異なるであろうことを認識している。しかし、一般的には調査は以下の二つの質問に対処する。

- (i) 予測される協定から発生すると推定される経済変化からもたらされる可能性のあるプラスとマイナスの環境影響の程度。
- (ii) 協定規定案が米国の環境法と規制（必要に応じて、国家、地方、部族の当局が環境事項にして規制する能力も含む）に与える可能性がある影響の程度。

出典：米国通商代表部、www.ustr.gov

他の取り組み

カナダ、ニュージーランド、米国、EU に加えて、他の数カ国が貿易協定の環境評価を実施したが、制度的には行っていない。日本の環境省は環境評価実施の可能性を調査した。2000 年に現況の調査を委託し、2002 年に環境と経済連携協定/自由貿易協定（EPA/FTA）に関する検討会を設立した。その検討会は主に学識経験者で構成され、日本が EPA/FTA を締結した際に適用されるであろう環境影響評価の手法を調査する任務を負っている。¹⁶ 検討会は貿易と環境の相互支援を向上するような手法を調査し、EPA や FTA と関連する環境影響評価手法に関するガイドラインを作成し、幾つかの事例研究を実施した。韓国の環境省もまた韓国の自由貿易の環境影響分析を行う共同作業部会を組織し、日本－韓国自由貿易協定の空気大気汚染影響の試験的な共同評価を韓国と日本の調査研究所に委託した。（Kang, S. 等, 2005 年）2005 年 2 月に日本と韓国の環境省は東京で自由貿易協定の環境影響評価手法に関する共同専門家セミナーを共催した。タイとマレーシアとの仮定的な協定について事例研究がなされたが、これらは定性分析のみを含む。（その他の事例研究はタイとマレーシアとの仮定の協定に関するものであるが、これらは定性分析のみである）

これまでの所、途上国では地域貿易協定（RTA）の制度的環境レビューは実施されていない。少数の政府が米国、カナダ、EU との交渉時に評価を実施した事例はある。米国、カナダ、EU は途上国の交渉相手国が評価実施をすることを奨励し、時にはそのような取り組みに対して財政的、技術的支援をも提供する。とりわけ米国は貿易相手国が評価を実施するのを奨励してきた。例えば、モロッコ、ヨルダン、チリ、シンガポールが対米国との地域貿易協定（RTA）交渉に関連して評価を実施した。しかし、それらの報告書は一般的に公表されていない。しかし、これらの取り組みは

その後の他の相手国との交渉には繰り返されなかった。例えば、シンガポールは米・シンガポール自由貿易協定では環境レビューを行ったが、その後の地域貿易協定（RTA）交渉では同じ取り組みを繰り返すことはなかった。（Cosbey 等、2004 年）

さらに、国連環境計画（UNEP）の財政的、技術的支援を受けて評価調査を行った国もある。これらの国の省、産業、大学・研究所、市民社会グループ等の多くの利害関係者が、主な問題の確認、分析結果の議論、政策推奨の形成に関わってきた。ボックス 4.3 に幾つかの例を示す。

ボックス 4.3 UNEP の統合評価

- UNEP は 1997 年に貿易と貿易関連政策の統合評価の作業を開始した。20 カ国以上に及ぶ幾つかの国別調査を後援してきた。そのうち、地域貿易協定の評価を実施したのはコロンビアとレバノンである。
- コロンビアでの評価は、トウモロコシ分野で予定されていた米国との自由貿易協定（FTA）の影響を中心に行われた。主な推奨事項の一つとして小規模トウモロコシ農家をターゲットにした特別政策の必要性があった。そのような農家は貿易自由化によって悪影響を受け、他の穀物に切り替える機会も多くないが、生物多様性の保存には重要な役割を担っている。こうした農家の環境サービスに対する支払いが政策オプションの一つとして提案された。評価の推奨は、FTA から発生する過渡期の課題に対処するための政府の国内課題に取り入れられる予定である。
- レバノンでは、欧州連合（EU）へのオリーブオイルの輸出に関して EU との連合協定を中心に評価がなされた。評価の推奨内容は、政府の行動計画に取り入れられる予定である。連合協定の履行を促進するよう EU が支援する予定である。評価は市場アクセスの増加が一年間 1,000 トンのオリーブオイルが EU へ免税で輸出—環境保護と貧困削減に対してプラスの影響を与える可能性がある」と示した。しかし、レバノンは、貧困層内の EU 環境基準を満たすために必要な能力の欠如、試験所や高品質と低品質のオリーブオイルを区別する認証団体など基本的施設の欠如という主な制約により、現在の所この機会を活用出来ないでいる。これらの制約のため、より確立した農家だけがこの市場増大の機会から利益を受けることになるだろうが、これら農家の規模が限られているため、その利益の程度も限られたものになるだろう。主な推奨事項には、品質、生産性、規制、制度的事項を含む幾つかの主な分野での技術的支援の提供、標準設置と認証の分野での能力強化が挙げられる。

出典：UNEP、www.unep.org。

EU、米国、カナダの取り組みに対する分析

実際には、米国、カナダ、EU が最も包括的なプログラムと長年の経験を持っている。よって、この節では米国、カナダ、EU の経験に焦点をあてる。以下の議論を補完するために付属文書 C にこれまでの殆どの評価の概論（取り組みや発見結果）が記載されている。

3 つの取り組みは広い範囲に亘って共通点がある。主な関心分野を確認するための最初の段階でのスコーピングの作業、影響評価の作業、影響の潜在的軽減や増大方法の分析などが主な共通点である。すべて国民からのインプットを欠かせない要素として取り入れている。しかし、北米とヨーロッパの取り組み方には基本的相違がある。北米の取り組み方とは米国の環境レビュー（ER）とカナダの環境評価（EA）であるが、これらは政府が実施しており、評価国での環境影響に焦点が当てられている。まず、貿易協定による予想される貿易量の変化の経済分析から開始し、そのような変化からどのような環境影響がもたらせられるかを問うものである。

また、米国モデルは（投資協定に応用されるため、カナダモデルも含む）市場アクセスには影響を与えないが、相互承認した規則（例えば、投資規則、TRIP、衛生や植物検疫（SPS）対策に関する規則）を関係国が守るというルールの変化からどのような規制上の影響が生じるかを問う。大統領命令に従い、「適切で賢明であると思われれば、グローバル、越境影響もレビューされることがある。」しかし、通常より広く相手国の環境影響を分析するのではなく、米国で明示されているように越境効果に焦点が当てられる。相手国への影響はそれが越境影響がある場合に限って考慮さ

れる。（例えば、米・アンデス自由貿易協定の環境レビューは貿易流動量の増大は全相手国の外来生物種流入のリスクを増大させると警告した。）

カナダの評価枠組みも越境効果を考慮する権限があるが、それもカナダの環境に直接の影響がある場合に限られる。大抵の北米評価には懸念分野は殆どなかったが、強調された懸念事項は環境協力や能力開発計画の基礎を形成することが出来る。

EU の持続可能性影響評価（SIA）は、環境だけではなく経済と社会的影響も探求する等より広い権限を持っている。しかし、それは先ず外部コンサルタントが実行し、委員会と加盟国は提案された検証措置への反応を含む評価に対する正式な方針説明書（政策方針書）を採択する。

多分北米の場合と違って、EU SIA の最たる特徴は地理的焦点にある。通常 EU 地域貿易協定（RTA）の SIA は EU 内よりも相手国内での影響に関してより力を入れる。¹⁷これは、応用一般均衡（CGE）モデリングやシナリオビルディングに基づく詳細な地域別、分野別分析を含む広範囲の作業である。環境が SIA の主要素ではあるが、SIA には問題となっている協定の社会的、経済的影響への関心も同様にある。

例えば、アフリカ・太平洋・カリブ（ACP）諸国との EPA 交渉用を実施された評価は、常に一次産品（農産物・鉱物）に依存している相手国の状況や（「武器以外は全て」や特惠関税一般システムなどの他のイニシアチブと組み合わせさせた）EPA に象徴される可能性がある特惠の低下を前提として、協定の下で増大した市場アクセスによりもたらされた複雑な社会・経済的影響を定期的に検討する。SIA は例えば EU 基準（環境基準を含む）を満たすための容量制約の分析や適合性評価を実施しながら、定期的に相手国が市場アクセスの開拓をする際の問題点を検討する。その後、こうした分析は貿易と他の政策分野（例えば、協力と能力開発に関する分野）の両方に関係して、予防、緩和・強化措置のための推奨事項に取り入れられる。

このように異なる権限を持つ二つの取り組み方のメリットとデメリットを評価するのは難しいが、少なくとも以下のような二つのポイントが挙げられる。

先ず、分析の範囲が広ければ広いほど、環境と持続可能な開発の課題をより良く考慮することができよう。EU や米国などの大経済国が実施する評価の場合にとりわけそうである。そうした国では殆どの場合地域貿易協定（RTA）の自国経済への影響は小さい。つまり経済がもたらす重要な環境影響はない。¹⁸逆に、相手国である途上国への影響は国家経済の規模のわりにははるかに大きなものとなるはずであり、環境的、社会的影響はより大きくなる。完璧な環境・持続可能性評価を実施する資源のある国では効果の規模が最小限にとどまるという結果的に残念な特徴がある。EU SIA が取り上げた圧倒的多数の懸念事項は相手国への影響に関するものであり、それらのうち殆どは経済、環境、社会的影響である。一方、北米の分析と評価は環境への影響が中心である。

2 番目には、内部分析の実施には、作業を実施した場合関連政府の専門家と交渉者がその問題に十分に敏感にならざるを得ない、という利点がある。コンサルタントによる作業の場合には、殆どの緩和や強化措置を実施するのに協力が必要とされる省庁から賛同を得るのがより困難となる。一方、コンサルタントのによる作業では政治的に微妙なテーマについてより客観的分析を提示することはほぼ間違いなく出来る。付属文書 C の表は、全ての SIA が最低一つの分野で重要なマイナスの結果を予測しているが、北米ではそうした予測は殆どなされていない、ということを示している（その理由は殆どが拡大された規模のためだと思われるが、通常懸念事項は相手国の影響に焦点をあてる）。さらに、多くの SIA は交渉過程に適切な（厳しい）推奨事項も挙げている。¹⁹

この分析のポイントは評価作業を実施することに関心のある他国にも適用可能な教訓を導き出すことであるため、多くの国にとって範囲と方法論の問題は大部分が現在の予算でまかなわれると強調されなければならない。

影響評価の方法論に関しては、小規模の協定には**部分均衡分析**が適切であると言われている。

（Ackerman F.等、2002）部分均衡分析は大きな変化を経験すると思われる特定のセクターに焦点をあてる。そのセクターにおいて何が貿易自由化の主な効果となるかを分析するが、経済全体の変化の予測には焦点をあてない。

しかし、より重要な協定において、もし相手国への影響も考慮されるのならば、何らかの**応用一般均衡**（CGE）分析が必要となる。そのようなモデルは経済の全セクターを残りの他のセクター全てに関連させ、主たる効果だけでなく、自由化の影響を受けるセクターと関連のあるセクターに主たる効果が与える影響、その結果として起きる雇用と収入への効果も分析する。この種の分析は一般的には強力で便利ではあるが、多くの欠点もある。（Gallagher, K.等、2001）その欠点は、分析を単に CGE 結果だけではなく、良い CGE 結果への中間ステップ（部分均衡分析とインプット・アウトプット分析）にも基づかせることにより、一部は解決可能である。シナリオの構築は、異な

るいくつかの可能性のある交渉成果に基づいて様々な分析を行うものであるが、また重要な改善を意味している。(Ackerman F., 他 2002)

このプロセスは資源集約型であり、殆どの途上国が一国で集めうる以上の行政的、財務的能力を必要とする場合もある。多くの OECD 加盟国にとっても、例えば EU によるドーハ・ラウンドの持続可能性への影響評価のような規模（方法論の展開を含む約 7 年に及ぶ 3 段階のプロセス—8 つの詳細なセクター調査、統合—。そして 3 段階の其々が広範囲の公開協議を受ける）を実施することは困難であると分かる。多国間、地域間、二国間協定を対象とする現在の 4 年間の EU 貿易 SIA プログラムには年間 700,000 ユーロ近い費用がかかっている。²⁰米国とカナダの作業は政府の官僚が行うため実際の費用の予測はより難しいが、人材、時間、出張等で多額の投資が必要であることは明らかである。²¹ 総体的に持続可能性と環境影響調査は重要な義務である。しかし、要求される資源のレベルが明らかに高いため、地域貿易協定の中にはより限定された扱いで十分な場合もあると思われる。

脚注

- ¹ 本調査は各国の異なる方法論を記述、評価するものではなく、特定のアプローチを推奨するものでもない。参照可能な方法論に関する情報は OECD(1999)を参照。評価方法論と各国の最近の評価に関する情報は以下で入手可能。www.ustr.gov/Trade_Sectors/Environment/Environmental_Reviews/Section_Index.html。(米国実施の環境調査)、http://ec.europa.eu/trade/issues/global/sia/index_en.htm (EU 委員会実施の SIA) www.international.gc.ca/tna-nac/env/env-ongoing-en.asp (カナダの評価)、www.unep.ch/etb/publication/s/intAssessment.php (UNEP の途上国での統合評価に関するハンドブックと事例研究)
- ² この課題に関する EU の経験の分析は、see Pandey, Nishant (2006). “Trade SIAs: Theological Exercise for the Rich, or Useful Policy Tool for Developing Countries?” Paper prepared for the *EU SIA Stocktaking Conference*, 21-22 March, 2006, Brussels.
- ³ 詳細な情報は 5 章の環境協力を参照。
- ⁴ 2001 年の「貿易交渉の環境評価実施枠組み」は郡、地域、アボリジニグループ、学会代表、NGO セクターの代表との協議で作成された。1999 年内閣指令の本文と 2001 年の枠組みはそれぞれ以下から入手可能。www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/Environment-en.asp#annex1、www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/Environment-en.asp#N_1_
- ⁵ 政策の環境評価はプロジェクトの環境評価とは異なる。前者は 1999 年の政策、プラン、プログラム提案の環境評価に関する内閣指令、および 2001 年貿易交渉の環境評価実施の枠組みによって管理されている。後者はカナダ環境評価条例の要請である。
- ⁶ www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/env/env_ea_en.asp で入手可能。
- ⁷ カナダ-中米 4 カ国自由貿易交渉国（エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス）の初回戦略環境評価を参照。
- ⁸ 2002 年 6 月 5 日の影響評価に関する委員会コミュニケ
http://trade-info.cec.eu.int/doclib/docs/2005/february/tradoc_121479.pdf
- ⁹ www.eu2001.se/static/eng/eusummit/goteborg_1.asp
- ¹⁰ 議会議事規則 383、www.clerk.parliament.govt.nz/NR/rdonlyres/636A8940-48FA-4A93-B8E6-3DD0844BB68E/0/SO2003bm.pdf
- ¹¹ [www.mfat.govt.nz/foreign/tnd/ceps/cepindex.html#Free%20Trade%20Agreements%20\(FTA\)](http://www.mfat.govt.nz/foreign/tnd/ceps/cepindex.html#Free%20Trade%20Agreements%20(FTA)).

- 12 2002 年の米国 2 党貿易促進権限条例の節 2102(c)(4)は、環境に関する多くの交渉目標とその他の要請を規定する。特に、全体の貿易交渉目標、主な貿易交渉目的、議会への要請報告を含む特定プライオリティの促進を規定している。
- 13 貿易協定の評価に関する正式命令や法律を制定する前は、米国は 1992 年に NAFTA の ER を実施し、1993 年に NAFTA 関連の環境課題に関するフォローアップ報告書を出した。また、米国は、ウルグアイラウンドで交渉された WTO 協定（1994 年）、APEC の森林商品に対する関税自由化イニシアティブ促進(1999 年)の調査を行った。
- 14 国際野生生物基金（WWF）は最近米国での貿易協定の環境調査を実施するハンドブックを発行した。（WWF,2004）
- 15 報告書は以下で入手可能。 www.ustr.gov/Trade_Agreements/Regional/Section_Index.html.
- 16 環境と経済パートナーシップ協定/自由貿易協定（2004）に関する日本の調査グループ。「日本の経済パートナーシップ協定と自由貿易協定の環境影響評価におけるガイドライン」英語要約は以下から入手可能。
www.env.go.jp/en/policy/assess/epa_fta.
- 17 例えばオンゴーイングの ACP SIA は EU での影響分析を殆ど全く含まない。
- 18 例えばアンデス中間調査は「既存の貿易パターンと米国-アンデス自由貿易協定の規定ら発生しそうな変化に基づいて、米国の輸出の変化を通じての米国の生産全体に与える影響はとても小さいと思われる。そのため、米国-アンデス自由貿易協定は米国に直接的な重要な影響を与えるとは思えない」としている。
- 19 例えば、ACP SIA の西アフリカ地域調査は、農業の関税引き下げに対する非互惠的アプローチを推薦している。カリブ調査は EU の観光業者に「モード 4」の自由化を推薦している。太平洋での調査は、漁業に対して特別の商品の立場を推奨している。
- 20 2006EC「より持続可能な政策へ」。2006 年 3 月 21-22 日、ブリュッセル、S/A 実績調査会議のバックグラウンドペーパー。
- 21 これらの数字があれば便利であるが、それらは本質的に収集困難である。カナダの状況では、その作業は殆ど全てが部門間の協力から成り、各部門の既存の予算が使用されている。EA 専任のフルタイムスタッフは比較的少ない。そのため、その作業の予算線というものはがどれ位かは容易には限定できない。

第5章 環境協力

環境問題を扱うほとんどの地域貿易協定では、当事国が環境問題に対する義務を負うという形で環境問題に取り組んでいる。このような取り組みの範囲と深度には大きなばらつきがあり、ある特定の技術における協力から全面的な協力計画まで多岐に渡っている。能力開発を含む方法は緊張を緩和し、また交渉相手から純粋な賛同を獲得するために重要である。協力と能力開発に向けた努力は、組織的、人的、資金的資源も十分にあって初めて機能する。

地域や国際レベルでの相互依存の高まりが、貿易や環境といった分野における政策、基準、機関の策定や調整に共同で取り組まなければならないことを決定的にしている。また、これらの異なる基準や政策自体が、ますます結びつきを強めてもいる。こういった傾向の結果の1つとして、各国は地域貿易協定に環境協力協定を盛り込むか、あるいは貿易交渉と環境保護協力を関連づけるようになっている。

環境協力規定には、さまざまな項目を盛り込むことが可能である。とりわけ当事国の領土の環境保全促進、当事国間の協力や交流のあらゆる側面において環境維持を主目的にすること、環境法令、規定、手続き、実施方法を策定し遵守すること、環境管理のための科学技術的な人的および組織的能力を強化すること、天然資源の合理的管理と環境にやさしい政策、生産工程、サービス選択を推進すること、環境に関する協議やプロセスを透明にし国民参加を促すこと、などを盛り込むことができる。

環境協力規定は地域貿易協定の本文か付帯協定（共同宣言、協定などを含む）のどちらかに含まれる。最近カナダと米国によって締結された地域貿易協定では、両国の環境問題に対する義務が明示され、環境協力の個別の目的が付帯協定で詳しく記載されることになっている。一方 EU によって最近締結された多くの協定では、環境協力の優先順位や活動が本文そのものに盛り込まれている。ニュージーランド・タイ経済貿易関係緊密化協定（NZTCEP）では、環境協力事項は環境に関する別の協定で扱われている。

地域貿易協定との関連で環境協力と能力開発の取り組みを定義することの難しさは、注目に値する。なぜなら後者はしばしば前者に先立つからである。たとえば、ウクライナにおける環境性能開発に対する EU の取り組みは 1991 年に始まったが、欧州共同体とウクライナのパートナーシップ協力協定は 1994 年まで調印されず、1998 年まで発効されなかった。事前合意作業の一部が、おそらく地域貿易協定の調印を期待して何らかの影響を受けるのだろうか。合意後の作業のうちどれくらいが、合意の無い期間に起こったであろうことに追加されたと考えるべきであろうか。

環境協力の重要な側面

環境協力の種類

ここで使われる環境協力とは、環境管理を改善しようという当事国の支え合いながらの取り組みを意味する。この取り組みはとりわけ、既存の環境政策の調整、専門知識や技術の共有、共通の環境問題への共同の取り組み、から成り立っている。

地域貿易協定における環境協力は、国際的な格差という背景の基で行われる傾向にある能力開発は別として、似たような発展レベルの国の間で行われがちである。ここでの区別は常に明確と言うわけではなく、特に「専門的な知識や技術の共有」という文脈では明確ではない。しかし、専門知識や技術ならびに財政支援がある国からその相手国へ首尾一貫して、独自に行われるならば、それはおそらく環境協力というより能力開発と定義された方がよい。したがって別の定義が示されない限り、本書では環境協力という言葉を広い意味で使うこととする。

もう一つの区別は、貿易に関連する環境上の協力と、純粋な環境上の協力である。表 5.1 は、この種の協力をそれぞれ目標とした主な地域貿易協定での構想を示している。この2つの分類は当然大まかなものであり、分かりやすく説明するためだけのものである。この2つのタイプの協力の線引きは常にやさしいものではなく、多くの場合「純粋な」環境協力も、多かれ少なかれ貿易問題と結びついている。

2つのタイプの協力が両方含まれている協定もある。たとえば北米環境協力協定は主に純粋な環境協力に関わるものであるが、貿易の環境への影響を調査するという、長期にわたる指令も含まれている。実際にはほとんどの環境協力は貿易には関わっていない（上記の通り、地域貿易協定には多くの貿易関連の能力開発が盛り込まれているが）。さらに表 5.1 に示されている通り、環境協力は生態系を共有する地域グループ間で主として行われている。ここで定義してきた環境協力の本質を考えると、これは驚くべきことではない。共通の生態系を持つ国々にとって、環境協力の理由がより大きいのである。広く異なるレベルの発達段階にある国々は、環境管理問題に関する共通の知識や経験に貢献する能力の差が大きく、能力開発的な方法がより適切である。

ここで調査されている「純粋に」環境協力的な取り組みが、実際に地域経済統合の枠組み外で行われているかどうかを、問うてみる価値はある。実際表 5.1 の環境協力に向けた取り組みは、自由貿易協定の発効以前にさかのぼる協力の結果なのである。たとえばカリブ共同体、東南アジア諸国連合、南アジア地域協力連合はこの例に当てはまる。同様に、中米自由貿易協定地域における米国の能力開発の取り組みは、貿易協定の発効を期待して行われたにしても、その協定が発効するかなり前に開始されている。¹

他の貿易協定（南米南部共同市場（MERCOSUR）や西アフリカ経済通貨同盟（WAEMU）は良い例）についても、経済統合に関する協議が他の、環境問題を含む地域の懸案事項に取り組むために結果的に利用される組織の基盤を提供することになった。経済統合の前に環境協力が存在した場合にしても、環境問題は自由貿易構想が始まって以来、より積極的に取り組まれるようになったのである。

表 5.1 主な地域貿易協定（RTA）における環境協力

RTA	協力分野
MERCOSUR	環境包括協定により環境影響評価、監視、情報共有といった環境管理ツールの開発が求められる。 環境議定書には環境管理、保護地域、天然資源の持続可能な使用といった規定がある。
CARICOM	海洋環境の保護、石油流出、野生生物管理、地上からもたらされる海洋汚染に関する議定書や会議。 カリブ海環境計画では沿岸域管理、生物の多様性、サンゴ礁の管理、保護区域と野生生物、教育・研修・意識が焦点となる。 カリブ共同体気候変動センターは適応問題に力を入れている。 再生可能エネルギー技術の開発と普及に関する地域の取り組み。
SAARC	沿岸域管理センター（モルジブ）、森林センター（ブータン）の設立。 予防策としての環境保護に力を入れた、自然災害に対する地域協力。
UEMOA	地域開発環境課は農業、漁業、水資源、砂漠化、海岸侵食、生物の多様性に力を入れている。 オゾン層破壊物質に対処するための基準や管理機構調整のため、現在行われているプロセス。
APEC	エネルギー作業部会はエネルギー効率、再生可能エネルギー、代替燃料の開発に力を入れている。 パリ行動計画は海洋環境の持続的管理、海洋からの持続可能な経済利益、海洋地域の持続可能な開発を可能にすること、に力を入れている。
ASEAN	消防に関する重要な地域的、準地域的協力である越境煙霧汚染に関する協定。 （EU の支援で）ASEAN 生物多様性保存地域センターを設立。 ASEAN の多国間環境協定作業部会は、数多くの多国間環境協定における共通の立場や理解を推進する。 現在の 5 ヶ年計画では特に越境煙霧汚染、国民意識、環境保全技術の推進、都市部の環境管理、監視及び報告の改善、データベースの統一と環境報告状況、保護地域ネットワークの確立に力を入れている。 ASEAN と各国間で想定されている環境協力には日本との日本 ASEAN 行動計画、中国との平和と繁栄のための ASEAN 中国パートナーシップ共同宣言実行のための行動計画、その他インドや韓国との環境協力もある。

RTA	協力分野
北米自由貿易協定 (NAFTA)	北米環境協力委員会の汚染物質と健康計画では特にデータ収集と分析の技術と方法の標準化、特定の汚染物質に対する適切な制限値の推奨、汚染防止技術と戦略の推進に力を入れている。この分野における構想には子供の健康と環境への取り組み、北米環境汚染物質排出移動登録がある。 北米環境協力委員会の生物の多様性保存計画では共有および重要な生息地と野生生物保護区域、移動及び越境する動物種（主に鳥類や海洋動物）に力を入れている。構想には3カ国による保全計画や侵入生物種に対する協力が含まれる。 生物の多様性と遺伝子組み換え生物、電気、大陸汚染経路などの利害が一致する問題の研究。
シンガポール・韓国	圧縮天然ガス技術と政策に関する覚書（MOU）。CNGに関する専門知識の共有、民間部門での協力推進、ワークショップの開催、共同研究への参加、専門家交流、CNG技術と政策に関する情報共有が目的。
MERCOSUR	当初はサブグループ6が環境や市場参入問題に力を入れ、エコ表示、ISO 14000、非関税障壁といった環境関連の貿易措置に取り組んだ。
CARICOM	カリブ環境計画では特に持続可能な観光に取り組む。
APEC	WTOのドーハ・ラウンド交渉で影響の大きい環境物品リストを策定。
北米自由貿易協定 (NAFTA)	北米環境協力委員会の環境経済貿易計画は特に貿易、緑化貿易（評価、表示、資金調達、環境にやさしい製品の購入）の環境に対する影響に力を入れている。
ASEAN	野生生物種の国際取引地域5ヵ年計画-2005-2010。これは2004年10月のCITESのCOP-13で発表された、ASEANのCITES（絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引に関する条約）に関する声明に続くものである。

地域貿易協定において環境協力範囲を決定する要因

環境協力条項の範囲と条件は、地域貿易協定の他の条項同様、それぞれ個別交渉によって異なるさまざまな検討事項によって決定される。たとえば地理的な近さや緊密な経済的、文化的結びつきによる相互依存は、環境問題に関する協力基盤作りを促すように思われる。これは特に、地域統合を目指す協定に反映されている。たとえば北米自由貿易協定（NAFTA）の包括的協力条項および機関は、地理的な近さが、地域貿易協定における環境協力の範囲を決定する重要な要因であることを示している。さらに ASEAN 環境に関する戦略的行動計画、ASEAN エネルギー協力行動計画、ASEAN 越境煙霧汚染協定は、各国がどのように相互に関わる環境問題に取り組んでいるかを示している。

多くの地域貿易協定は環境協力に対し、開放的で柔軟な取り組み方をしている。たとえば ニュージーランド・タイ経済貿易関係緊密化協定と太平洋間戦略経済連携協定（TPSEP）の場合、環境協力の範囲は協定では決まっておらず、実行段階での環境担当官同士の協議を通して決定される。各国政府の現在の優先事項が特定され、ニーズとそれらのニーズを満たす能力に基づき、協力活動が策定される。これにより、現行の開発の継続的な基盤ができ、当事国間の関係強化が図られる。

地域貿易協定において環境協力の本質と範囲に影響を及ぼすもう一つの要因は、当事国の発展レベルである。この点において、環境協力は発展レベルの異なる国同士の地域貿易協定においてより一般的に見える（このことは、環境協力が通常極めて広範囲にわたる地域統合協定には当てはまらないが）。たとえば EC は、コトヌ協定のような発展途上国との協定には環境協力に関する規定を含めながら、先進国と交渉する協定にはそのような規定は盛り込まない。このことは、先進国との協定は、相互認証協定のようなより狭い範囲の協定になりがちである、という事実と結びついているのかもしれない。しかしたとえば環境問題における協力を扱う、より広範な EC と韓国の貿易と協力のための枠組み合意でさえ、途上国との協定に比べるとより狭いのである。

先進国と途上国間の貿易協定は、以前の北北、あるいは地域統合協定における協力から学んだ教訓を考慮することが多い。たとえばカナダは、チリとコスタリカとの二国間貿易協定の際、環境協力の北米自由貿易協定（NAFTA）の例に倣った。

技術援助と能力開発

環境協力規定は南北間の貿易協定で最も一般的であるため、その中心的な目的は技術援助と能力開発であることが多い。地域貿易協定は明確に、当事国が国内環境保護と環境開発政策と優先順位

の独自レベルを設定し、それぞれの環境法を適用したり修正したりすることを認めているにもかかわらず、これらの地域貿易協定における環境規定は主に環境法、政策、制度の改善を目的としている。技術援助は、この緩やかな改善を達成するにあたって重要であるように思われる。たとえば米・中米自由貿易協定 環境協力協定は、環境管理制度の強化を目的とするもので、環境法、規定、規準、政策の策定、実施、運営、施行する制度上、法律上の基盤と能力の強化が含まれる。EU の途上国との協定もこれらの要素を強調しており、「環境管理のための科学的、技術的、人的、制度的能力を開発し強化する」²必要性を強調している。

技術援助は、特に地域の条件下や発展レベルの違いが顕著でない場合は、情報の共有や交換を目的とするかも知れない。情報は、環境問題を効果的に監視したりそれに対処したりするためのそれなりの方法や共通の指標を策定するにあたり、重要な役割を果たす。米国・チリ環境協力協定はたとえば、情報収集と交換、学術専門家交流、会議その他会合の開催、他の技術援助条項に明確に力を入れており、これらは全て環境に関する法の施行と保証を目的としている。EU の協定も、情報交換、共同研究活動、法律の改善、環境に関する研修と組織強化、地域レベルでの協力、共同戦略の策定を特に挙げている。南米南部共同市場の生物の多様性戦略に関する宣言は、特に交流制度、共同研修活動、情報交換を通じた研修と能力開発を提供している。

主な例: 北米自由貿易協定 (NAFTA) における能力開発

地域貿易協定に関連した能力開発で、最も素晴らしい結果を出したものに、環境協力に関する補完協定 (NAAEC) 運営のために設立された北米環境協力委員会 (CEC) がある。能力開発は CEC の活動の一部に過ぎず、CEC には三カ国協力のためにあと二つ、意思決定のための情報と貿易と環境という優先分野がある。しかしある程度、CEC の全ての活動は 環境管理のための能力向上につながっている。メキシコにおける能力開発への CEC の貢献が、ボックス 5.1 にまとめられている。

ボックス 5.1 メキシコにおける能力開発への環境協力委員会の貢献

能力開発は当初環境協力に関する補完協定 (NAAEC) でそうであったような、協定における目的とは考えられていなかったとしても、その目的の多くを達成する上で潜在的な要素であった。このため能力開発は、委員会がそれを作業計画に正式に盛り込む前から環境協力委員会の重要な活動であった。

環境協力委員会の活動の独立した 10 年間の見直しでは、10 年間で環境協力委員会はメキシコが、様々な分野で、特に以下の分野で能力を開発することに貢献したと結論付けている。

- (i) 汚染防止（環境協力委員会の援助で、メキシコは中小企業（SME）のための、現在複製ができつつある試験的な資金調達メカニズムを開発し、[メキシコの環境庁]に化学物質課を作り、技術能力を拡大し、利害関係者の円卓会議を設立した）
- (ii) 有害化学物質の管理（DDT を段階的に撤去するという、メキシコの成功した方法は現在中米で適用され、インドの関心を引いている）
- (iii) 強制的な 環境汚染物質排出移動登録（PRTR）の策定
- (iv) 野生生物生息地の保全

能力開発における環境協力委員会の取り組みに関し、メキシコ側の受益者は以下の通り。

- **官僚：**この分野における環境協力委員会活動のための対話者は、三カ国政府であった。
- **NGO：**メキシコのための環境協力委員会からの主な貢献の一つは、重要な協議の場を提供することによって、市民社会の参加を促す情報の権利を推進したことである。環境協力委員会はより多くの組織、とりわけ以前は自分達の意見や懸案事項を表明する十分な機会がなかった NGO を徐々に取り込むことに成功している。
- **業界代表：**業界の会議所や団体を通じて、民間セクターは PRTR 規定の確実な遵守に役立つ重要な情報を受け取ってきた。数が増加傾向にある、主にメキシコ市周辺からの企業が、汚染防止活動に

関わる資金援助や技術援助を受けてきている。

2004 年、能力開発は環境協力委員会の作業計画の大きな柱の一つとして組織化された。この柱の一般的な目的は、共通の利害である環境管理問題における 3 国の能力を強化し、3 国間にある非対称を認識することであり、特にメキシコがこれらの能力を開発していくことに協力することが目的である。

能力開発の 4 つの目標は以下の通り。

- 野生動物法遵守の促進能力強化。
- 手本となる環境遵守策を通じて、民間セクターの環境パフォーマンス改善。
- 関連する利害関係者の参加する、特に企画、監視、管理のための能力開発を通じた、利害が一致する生息地ならびに種の保存のための能力強化。
- 関心のある化学物質の管理および評価のための当事国の能力強化。

出典：P.M. Johnson、(2003) と 地域貿易協定と環境に関する OECD のワークショップへの寄稿 (OECD、2006)

地域貿易協定に環境協力を盛り込む各国の主な動機

環境管理を改善しようという地域貿易協定の取り組みは、地域貿易協定相手国における環境管理のための能力開発を目的とした要素にも関わることができる。そのような取り組みのほとんどでは、重要なギャップがあると考えられているあまり先進的でない相手国で、先進国が能力開発に取り組んでいる。³そのような取り組みを貿易協定と結び付ける理由は、自由化の結果としてもたらされるべき経済成長は持続的に管理されるべきであり、多くの国で必要な機関や専門知識および技術が豊かに発展していない、というところにある。特に先進国と途上国間の協定における環境協力は、当事国が、それは多くの場合途上国がより強く認識していることであるが、貿易条項によってもたらされている可能性のある環境への悪影響を緩和する、あるいはその問題に取り組む必要性を認識していること、また社会的、環境的協調を通じて経済協力を進めることの重要性を認識していることの表れとみなすことができる。

しかし、協力が一方通行でないことに気をつけなければならない。先進国は協力の仕組みを、重要な問題に関する自国の理解を促す一つの方法として、利用することができる。たとえばニュージーランド・タイ経済緊密化連携 (NZTCEP) および太平洋間戦略経済連携 (TPSEP) の場合は、ニュージーランドが受益者である時に実施されてきた。一例としてタイやシンガポールの専門知識および技術を自動車排気試験技術、交通管理方針および戦略、自動車排気実施計画、燃料節約表示、気候変動政策を含む、自動車排気を制御する方法に利用するための自動車排気研究旅行がある。

協力と能力開発のもう一つの動機は、より先進的な国の側の自己利益である可能性がある。当事国が生態系を共有している場合は特に、管理されていない、国境を越えた成長から「環境の後退」が起こる危険がある。これは、米国の国境州がメキシコのマキラドーラ産業を心配しながら観察した (Cortinas de Nava, C., 2002) うに、北米自由貿易協定 (NAFTA) 関係の環境要因の開発では明らかに検討されたことである。この論理は、(おそらく緊急性はより低い) 国境の関係を越えて気候変動、オゾン層の破壊、生物多様性の喪失といった政策分野において貿易相手国によって引き起こされる地球規模の環境破壊を含めるところまで、展開される。

安定、貿易増加、移民圧力の減少などという点で、そのような豊かさがもたらすであろう波及 (地域の) 効果があるため、隣国にはおそらくより広範な豊かさへの欲求もあるであろう。EU の地中海諸国との労働協約は明確に、平和、安定、安全を地中海諸国にもたらすことを目的としており、その文脈で「経済発展と環境保護の調整の重要性を認識している」。それは、これらの協定における EU の能力開発への取り組みの焦点は非常に広く (広範な目標によって規定されているように)、環境管理は取り組みんでいる多くの分野の一つに過ぎない、としている。

同じような文脈で、米国モロッコ協定に関連する米国の能力開発に対する取り組みは、米商務省が 2002 年以降約 3 億ドルを投じて中東における民主的かつ経済的改革構想、教育開発、女性の社会的地位の向上を支援するプログラムである中東パートナーシップ構想という、より大きな取り組み

の一部である。この協定はまた、GCC 諸国や北アフリカのような米国地域貿易協定に含まれない地域で、汚染防止、クリーナ・プロダクション、環境法の原則と施行といった分野で、足がかりとして使われた。

地域貿易協定における環境協力への取り組みはどのように展開したか？

環境協力に関連する要素を含む多くの地域貿易協定は、当初はそのような要素を想定していなかった。南米南部共同市場を確立したアスンシオン条約ではたとえば、環境に言及しているのは一箇所だけである（それも当事国が経済統合には利用可能な資源の「効果的な」利用と環境保護が必要であると認めている前文においてのみ）。それでも、その地域貿易協定における現在の環境協力への取り組みは、かなり進展している。環境問題に関する技術作業部会は、協定の最高意思決定機関である共同市場グループ直属で、年に3、4回は会合を開いて（結果を報告して、指示を仰いで）いる。その会合の議題にはエコ表示に対する地域の取り組み、ISO 14000 のような基準の遵守が含まれている。2001 年の南米南部共同市場の環境に関する枠組み合意は、今後の地域の取り組み調整を進める基礎となっている。

ASEAN もまた、その目標の中に具体的に環境に言及しないまま発足した。ただし、地域の平和と安定を常に目標としており、そのためには環境保全が重要な要素となる。1999-2004 ハノイ行動計画（HPA）には越境煙霧、自然保護と生物多様性、沿岸海洋環境、地球規模の環境問題、分野横断的な環境構想が盛り込まれている。同計画では約 1600 万米ドル相当の資金が使われている。そのうち 72 パーセントが生物多様性の保全、そして 15 パーセント 250 万米ドルが越境汚染に使われた。HPA 環境活動の評価では、HPA の 15 の構想のうち 4 つが完全に達成されたことになっている（Habito, C., 他、2004）。これには、煙霧に関する協力推進機関である越境煙霧協定の調印（インドネシアが未批准ながら、2003 年に発効）、生物多様性に関する地域センターの設立が含まれる。2004 年ラオスで開催された第 10 回 ASEAN 首脳国会議で発表されたビエンチャン計画では、次の 5 ヶ年計画における目標が設定され、それには広範にわたる環境協力構想が含まれている。

これらの例は、環境問題には経済統合と足並みをそろえて取り組む必要があることを示しているように思われる。⁴環境問題は独自の交渉議題の一部ではないが、地域内の競争や公平な場（EU や南米南部共同市場の場合、最初が一番重要なこと）に対する懸念のため、また ASEAN の煙霧汚染問題のような地域環境の重要問題のため、必要に迫られて交渉議題になってきた。

おそらくこの事実を認識しているため地域貿易協定はますます、最初に環境協力の枠組みのようなものを設定するようになっている。その範囲は極めて具体的なもの（例：圧縮天然ガス技術における協力に関するシンガポール・韓国の覚書 [MOU]⁵）から、太平洋間戦略経済連携協定（TPSEP）に関わる全ての当事国が調印した環境協力協定のような一般的なものにまで及んでいる。後者は枠組み合意に近いもので、大まかな目標や進捗状況の見直し期限などは設定するが、当初の具体的な作業分野は策定しない。より一般的な枠組みの利点は、作業計画を示されているニーズや当事国の現在の環境優先順位に対応しながら展開できること、優先順位の変更に柔軟に対応できることである。

地域貿易協定の枠組みの中で実行される環境協力活動の中には、続いて正式なものになったか協定の文言に組み込まれた、現行の構想に関連するものもある。したがって、地域貿易協定下で成功した環境協力と、貿易協定の枠組み外の協力とを区別するのは簡単ではない。とはいっても、北米自由貿易協定（NAFTA）の取り組み（化学物質や渡り鳥の健全な管理）や ASEAN の地域煙霧問題への取り組みその他のような、明らかに地域貿易協定と結びついた環境協力の成功例が数多くある。（Block, G. 2003、Ebinezzer, F., 2004）

実際には、最も取り組みやすい協力はおそらく環境に関する専門知識の共有である。たとえばそれは、圧縮天然ガス技術政策における協力に関するシンガポール・韓国の覚書に反映されている。それよりいくぶん困難なのは、環境協力が共通の懸案事項に対処するため貿易協定によって作られたエネルギーおよび組織基盤を利用するのに役立つとされているような、地域で関心の高い環境問題に関する協力である（Schiff, M および Winters A., 2002）。この事例で成功するには、わずかながりの国際的組織的開発と、大きな政治的意志が必要である。最も難度の高いタイプの協力は、EU や一部の北米自由貿易協定（NAFTA）のように極めて強固なグループが通常協力を可能にするための支援組織としての力をもっている場合（そしてそのような場合にのみ強い政治的意志が存在する）の環境政策の調整にある。

環境協力のための資金調達

十分な資金調達は、地域貿易協定の文脈の中で予測される環境協力活動を実行するに当たり、必要不可欠な要素である。にもかかわらず、**具体的に資金問題に取り組む貿易協定あるいは環境に関する付帯協定はほとんどない**。取り組む場合でも、変更可能な場合が多い。たとえばカナダ・コスタリカ協定では、当事国で合意した協力活動のための資金調達方法は個別に決定する、と規定している。米国・チリ 協定の環境問題委員会が設定した能力開発活動のための資金は、「両国における資源に関する法律と利用可能性に応じて」提供されることになっている。

協定本文のこのような大まかな表現の裏にはしかし、当事国の環境協力計画を効果的に実施したいという意志を反映して、詳細な計画や対応する予算があることが多い。これらの予算には、制度的取り決めやに関する地域貿易協定の下で設立された組織に対する支援資金や、さまざまな協力計画に対する支援資金も含まれる。

たとえば、2001年に調印された EU とチリの協力に関する覚書では、2000年から2006年までの多年度協力計画指針が規定されている。その覚書には天然資源の統合管理計画が含まれており、「原材料輸出を基にした国の経済成長モデルは、特に再生できないレベルで天然資源に圧力を生んでおり、将来さまざまな生態系の存在を脅かす危険性がある」という問題を示している。この問題に取り組むため、覚書ではさまざまな戦略が策定され、技術・資金援助の形が指定されている。

表 5.2 は、環境協力と能力開発におけるさまざまな取り組みの範囲と本質を一部示している。いくつかの仕事は特に貿易に関連しているが、貿易に関連していないに拘わらず、一般的により環境管理改善を目的とした仕事も数多い。とりわけ EU プロジェクトでは、能力開発資金を環境改善のための支援（たとえば汚染浄化（除去）プロジェクト）、環境関連でなく貿易関連の技術援助から分離することは難しい。このため予算額は正確に比較できるものではなく、例示のためだけに示されている。さらに、協力および関連組織に割り当てられた「正式な」予算に加えて、それぞれの国で支出された費用（特に人材管理協力のための）も考慮する必要がある。

表 5.2 主な地域貿易協定における協力および能力開発資金

協定	協力および 能力開発活動	予算指標
カナダ・チリ 環境協力協定	共同の会合やワークショップ。含まれる問題は環境および野生生物法施行のための 情報システム、環境指標、渡り鳥の管理、環境への影響評価、環境汚染物質排出移動登録、NGO の能力開発など。	2003 - 2005 年度予算は 355,000 カナダドルで、2 国間でほぼ半分ずつ使われた（カナダ環境省基金）。
カナダ・コスタリカ 環境協力協定	範囲はコスタリカの化学物質管理、環境機器、貿易環境に関する円卓会議、環境汚染物質排出移動登録に関するワークショップにわたる。	決められた予算はない（場合による）（カナダ環境省とカナダ国際開発局基金）、小規模プロジェクト
EU・アフリカ・カリブ・太平洋諸国連合	広範なプロジェクト、しかし貿易関連援助に関連して資金調達されたものには、EU の残留農業規制（2003 年以降）遵守のためのアフリカ、カリブ、太平洋地域企業や機関向けの 2900 万ユーロ、魚の輸出のための衛生状況改善向けの 4200 万ユーロ、カリブ諸国の持続的漁業向けの 1250 万ユーロが含まれる。	2003 年以降 8350 万 ユーロ
EU-チリ	持続可能性評価に関するセミナーやワークショップ、チリの規制や基準に関する協力、チリおよび EU の環境規制や市場からの要件に関する情報を提供するウェブサイトを構築するという最近のプロジェクト（10 万ユーロ）、ドイツのサンチアゴにおける大気汚染規制、天然資源の管理、チリの天然林の持続的管理、中小企業のための環境技術投資向け補助金	2000 年以降 23.3 万ユーロの支出（総局 資金）、EU 加盟国 独自の貢献。森林分野向けエコ認証と森林プロジェクトは 83 万米ドル相当。

協定	協力および能力開発活動	予算指標
欧州・地中海準協定	環境協力は、欧州・地中海連携という条件下で SMAP（中短期優先環境行動計画）の下で実施される。2000 年から、オリブ油業界の廃棄物管理、海洋沿岸保護、流域管理、水管理、砂漠化、大気環境計画、レバノンとシリアにおける環境基本計画の策定という、2000 万ユーロ相当の 8 つのプロジェクト。監視事務局が設立され、12 の国立機関が中短期優先環境行動計画（SMAP）を支援、調整している。欧州・地中海連携のための中心的な資金調達機関である MEDA プログラムを通じての、より大きな資金提供。MEDA II (2000–2006) では 53 億 5 千万ユーロが拠出されたが、ほんの一部だけが環境関連。	1998 年から 2003 年まで、およそ 3680 万ユーロ
EU-ウクライナ	気候変動、法律制定の調和、EI アセスメント、水資源管理、生物の多様性保全対策の綿密化と実施、環境基準に関する国内市場の役割、黒海の水質汚染、ウクライナ全体の産業廃棄物のための地域システムの構築	1991 年から 2003 年まで 1700 万ユーロが、国内および多国間構想を通じて環境保護活動に使われた。
北米環境協力協定（CEC を通じて）	メキシコに力を入れた活動には化学物質の健全な管理、野生生物法遵守、環境管理に関する民間セクターの活動推進、生息地および種の保全が含まれる。	年間予算総額（多くの非能力開発活動を含む）は 900 万米ドル（3 環境省庁間で均等に分割）
米国-チリ自由貿易協定	汚染物質放出一覧表作成、採掘、環境法と施行・遵守、民間セクターのネットワーク作り、農業慣習、臭化メチル排出削減、野生生物の保護と管理、よりクリーンな燃料の使用促進、に関するプロジェクト。チリの環境省官僚の米国の関連省庁への短期出向。環境汚染物質排出移動登録を促すための国連訓練調査研究所（UNITAR）との共同プロジェクト。	2004 年には 288,000 米ドルが使われた。（能力開発活動を行う EPA を通じた資金）
米国-モロッコ	環境制度における訓練者の養成コース、施行と遵守、環境への影響評価、経済的誘因の活用など、また NGO のための能力開発、制度強化、選定されたセクターである繊維における主な環境問題に取り組むための効果的な計画を策定する、セクターを絞った能力開発。	2004 年には、498 000 米ドルが使われた。

南米南部共同市場（MERCOSUR）環境枠組み協定は、能力開発構想、研究、環境教育のための「資金を特定する」協力的な取り組みについて触れている。南米南部共同市場の下での環境関連の問題のための資金は当事国だけではなく、たとえばドイツの企業の Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit (GTZ) からの開発援助資金からも拠出されていることは、注目すべきである。

一方 EU は、資金援助は将来のアフリカ、カリブ、太平洋沿岸諸国との経済連携協定のために使われると発表している。改定されたコトヌ協定には、追加支援のためのアフリカ、カリブ、太平洋沿岸 諸国の資格について偏見を持たずに、欧州がある一定レベルでアフリカ、カリブ、太平洋沿岸 諸国への援助努力を継続することを含め、協力のための多年度にわたる資金援助の枠組みに関する予備的結論が盛り込まれている。南米南部共同市場の生物多様性戦略に関する宣言では、特に民間セクターと国際協力を通じた戦略への資金調達について触れられている。

地域貿易協定の下で環境協力活動に使われた実際の金額に関する情報は、簡単には入手できない。第一にこれらの金額は、常に公開されるわけではない。第二に、地域貿易協定の下で協力に使われた金額と他の枠組みで使われた金額が、常に明確に区別されているわけではない。例外はカナダ・チリ AEC の第 5 次作業計画で、これにはここで策定されたさまざまな活動の詳細な予算が含まれている（ボックス 5.2 参照）。北米環境協力委員会においては、3 つの当事国が環境協力委員会を維持するために、それぞれ年間 300 万米ドルという額を拠出することを約束している。おそらくこの要求を一番厳しく受け止めるのはメキシコだが、北米環境協力委員会下の協力と能力開発で大きな利益を受けるのもメキシコである。

ボックス 5.2 カナダ-チリ環境協力協定（CCAEC）の第 5 次作業計画の協力活動予算（2005-2007）

プロジェクト 番号	プロジェクト名	推定費用	
		チリペソ	カナダドル
05.1	施行と遵守		
05.1.1	国家保護地域制度を策定するための能力と要件の評価	2 760 000	6 000
05.1.2	渡り鳥の保護と管理（渡り鳥の保護と標識を担当するチリの官僚の研修）	5 060 000	11 000
05.1.3	残留性有機汚染物質（POPs）会議の実施を強化	4 600 000	10 000
05.1.4	持続的な開発指標に関する交流と技術協力ワークショップ	3 680 000	8 000
05.1.5	国家施行管理情報システムと情報システム-第 4 段階	5 520 000	12 000
05.2	国民参加		
05.2.1	非政府組織の汚染物質排出移動登録情報管理能力の開発	3 680 000	8 000
05.2.2	国民参加と環境対立管理の方法に関する官僚研修	7 360 000	16 000
05.2.3	チリの国民参加の枠組み内での NGO の強化	7 360 000	16 000
05.2.4	環境管理に関する情報の普及	7 360 000	16 000
05.3	貿易と環境		
05.3.1	水産養殖セクターにおける環境持続可能性の促進	11 040 000	24 000
05.3.2	気候変動- クリーン開発メカニズム（CDM）に関する巡回公演	10 120 000	22 000
05.3.3	エネルギー効率	8 280 000	18 000
05.4	健康と環境		
05.4.1	大気質指標 - 第 2 段階	2 300 000	5 000
合計		79 120 000	172 000

出典：カナダ環境省 <http://can-chil.gc.ca/English/Activities/Work/2005wp/2005wp.cfm>

環境協力に取り組む機関

ほとんどの地域貿易協定と場合によってはその環境に関する付帯協定は、協定における環境への取り組みを実施するために個別の機関を設立している。⁶これらの機関の権能と責任レベルはもちろん、地域貿易協定において当事国が果たす環境への取り組みレベルに大きく左右されるが、一般的にそれらの大きな機能は当事国間の環境協力の取り決めを運営することである。本節でいくつか例を取り上げてみる。

環境協力に関する補完協定（NAAEC）では、当事国は環境協力委員会（CEC）を設立し、3ヶ国の環境大臣、理事会、共同審議会で事務局を構成している。理事会は、CECの運営組織である。各国の環境大臣（もしくは相当の地位の者）で成り立っており、少なくとも年に1回は会合を開いてCEC計画および活動について協議している。共同審議会（JPAC）は15名の委員から構成されており、5名は3ヶ国（カナダ、メキシコ、米国）それぞれの政府が任命した者である。委員は独自に行動し、仕事は環境協力に関する補完協定（NAAEC）の範囲内の全ての事柄に関し、理事会に助言することである。事務局は構想を実施し、施行に関し国民の提案を処理することに加えて北米の環境、環境法および基準、他の環境および貿易の問題に関するトピックについての中心的な計画分野について研究を行う、専門スタッフで構成されている。事務局は技術的、運用上の支援を理事会、委員会、理事会によって設立されたグループに提供する。

その後の米国とカナダによる地域貿易協定は、よりシンプルな制度を用いている。カナダ・チリおよび米国・チリ協定では、少なくとも2年に一度会合を開く委員会が作られた。米国・モロッコ協定に伴う環境協力に関する共同声明は、同様に、環境問題に関する効果的な協力を広げ深めるために、当事国が任命し少なくとも年に一度は会う政府代表者から成る環境協力作業部会を設立している。国・バーレーンおよびオマーンの覚書は、「定期的に」（バーレーン）もしくは「調印後1年以内、それ以降は必要に応じて」（オマーン）会う共同協議会公開討論会を提供している。米国・シンガポールの環境協力の趣旨の覚書は一方、少なくとも2年に一度は会って協力状況を見直す計画に触れながら、具体的な機関については触れていない。

米・中米自由貿易協定では、既存の組織である中央アメリカ経済統合事務局（SIECA）が、環境協力に関する補完協定（NAAEC）の下で設立された環境協力委員会の前に提案を持ってくる可能性のある米国市民を除く、全当事国の市民が出す提案を処理するために、事務局を提供することになっている。

EUが締結した協定は、環境協力のための機関を要求していないが、協定実施を監督する機関、一般的には審議会あるいは協力理事会が、個別問題に対処する下部機関を設立することができる。

最近ニュージーランドが交渉した地域貿易協定への環境に関する付帯協定も、協定の環境面の実施を監督することが委託されている機関について、詳細に述べている。ボックス5.3は、一例としてニュージーランド・タイ経済貿易関係緊密化協定の環境合意の下で設立された環境委員会についての記述である。

ボックス 5.3 ニュージーランド・タイ環境協定における制度的取り決め

第3条

- 3.1 当事国は、環境関連事項を担当するそれぞれの省庁の高官から成る環境委員会を設立する。委員会は、本協定の発効日から最初の1年以内に会合を開き、その後は当事国相互で決めた期日に会うようにする。当事国で変更がない限り、会合場所は2国間で交互に提供する。
- 3.2 各当事国は、本協定に関し当事国間のやり取りを促進する、官僚レベルの国の中心人物を任命する。
- 3.3 環境委員会および国の中心人物は会合以外の期間は、電子メール、テレビ会議などの通信手段を使って情報交換をしたり、本協定の下で行われる活動を調整したりする。
- 3.4 環境委員会に含まれる機能は以下の通り。
 - (a) 合意を得た協力活動の作業計画を策定する
 - (b) 協力活動を監督・評価する
 - (c) 相互が関心を持つ事柄について対話する媒介となる
 - (d) 協定の運用と結果を見直す
 - (e) 格差を解消する場を提供する
- 3.5 環境委員会が仕事を遂行するにあたり、各国の非政府セクターあるいは関連の専門家に相談したり助言を求めたりして、委員会の会合に彼らの参加を求めることができる。

- 3.6 各当事国は、民間あるいは非政府セクターの人々に、本協定の運営に関する事柄に関する意見や助言を与える機会を提供する。
- 3.7 当事国間で本協定の解釈や適用に関し意見の相違が生じた場合は、当事国は環境委員会内部での相談を通してその違いを解消するように努める。当事国がそのような違いを解消するため環境委員会の会合を求める場合は、環境委員会はできる限り迅速に、その要求から90日以内に会合を開催する。
- 3.8 各国で本協定に関わる大臣は、本協定の運営開始後少なくとも2年以内に一度は会うようにし、そうでなければ本協定の運用の見直し、環境委員会の中で解決できない問題の解決のため、相互で決めるとおりに会うようにする。大臣は環境委員会の協議を支援するため、環境委員会の報告を求めることができる。

出典：ニュージーランド外務貿易省 www.mfat.govt.nz/tradeagreements/thainzcep/environment.html

主な地域貿易協定における環境協力分野

さまざまな地域貿易協定で詳細に策定されている能力開発や技術援助を含む、協力の全ての分野をリストアップすることは、この研究の範疇を超えている。したがって本節では、主な地域貿易協定で策定されている主な協力分野の概要だけを示す。ボックス 5.4 と 5.5 は、協力の取り決めのもう少し詳しい例を示している。本節の最後は、多国間環境協定の実施と環境物品およびサービスの自由化という、ある地域貿易協定で協力合意のある2つの具体的な分野の概要を示す。

北米自由貿易協定（NAFTA）の下で、環境協力に関する補完協定（NAAEC）が特に環境法の策定、遵守と施行の推進、透明性と解決策の透明性および利用可能性の増大、北米自由貿易協定（NAFTA）の環境への影響の監視、共通の環境問題に関する協力促進を目指した協力の枠組みを確立している。環境協力に関する補完協定（NAAEC）は同様に環境協力委員会を設立して、技術能力開発、情報交換、施行努力の一致、汚染防止技術と戦略、環境に関する報告、そして経済開発に関係する場合の環境に関する報告（その他環境協力委員会 理事会が決定する可能性がある事項を含む）に関する具体的な提言を作り上げる。

その後のカナダや米国の環境協力に関する付帯協定は、似たようなやり方を踏襲するが、環境協力に関する補完協定（NAAEC）のように常に目標および協力分野に包括的に、明確に取り組むわけではない。たとえばカナダ・コスタリカの協定では、当事国が環境目標推進のための協力的な活動計画の策定に合意しているにも拘らず、そのような活動を特定し実施することを委託されている特定の機関はない。

同様に、米国・チリ協定の下で調印された環境協力協定は、貿易協定で見られるものと比較するとかなり大雑把な、協力のための枠組みを設定している。⁷ 同時に、これらの協定は環境協力への取り組みを拡大するような、他の条項も取り入れるか、それが「最高の取り組み」要件に留まらないことを保証するような要素を提供している。たとえば米国・オーストラリアの協定の条項には、国民参加と現行の協力への取り組みとその環境への影響に関する情報へのアクセスに関する義務が含まれている。もう一つの例は米・中米自由貿易協定で、これは当事国に協力的な計画の中で、基準、あるいは協定の環境問題委員会の進捗状況を吟味し評価する能力を支援するような他の方法を策定することを、求めている。

南米南部共同市場（MERCOSUR）環境枠組み協定では、多国間環境合意、分析の推進、情報交換、環境に関する研究教育、国家方針の調整と環境および天然資源に関する法制の統一、といった協力のための重要な目標が策定されている（ボックス 5.4）。そのような協力のための具体的、主題的な分野には天然資源の持続的な管理、環境計画、環境政策手段、環境に関して持続可能な生産活動が含まれる。当事国はこれらの分野、および南米南部共同市場において現在進められている、環境に関する討議事項の中で当事国が特定している分野における作業計画を策定する。南米南部共同市場の生物多様性戦略に関する 2006 年の宣言では、当事国間の協力のためのより詳細な行動も含まれている。

ボックス 5.4 南米南部共同市場における環境協力

南米南部共同市場の環境に関する枠組み合意からの抜粋

第 5 条 – 加盟国は、加盟する国際環境協定の実施にあたり協力する。協力には、都合が良いとみなされる場合、環境保護のための共通政策の採用、天然資源の保全、持続可能な開発の推進、相互に関心のある問題に関する共同通信の提示、国際的な環境評議会における国家の立場に関する情報交換が含まれる。

第 6 条 – 加盟国は準地域の環境問題の分析を、当該国の組織や市民社会団体も参加させながら推進し、特に以下の行動を実施することが求められる。

- 環境法、基準、手続き、政策、手法に関する情報、またそれに関連する社会的、文化的、経済的、健康上の側面、特に南米南部共同市場の枠組みの中で貿易あるいは競争力に影響する側面に関する情報交換を促進する。
- 環境管理を最適化すべく、国家の環境政策と機関を推進する。
- 南米南部共同市場 諸国の異なる環境、社会、経済状況を考慮しつつ、環境法の一致を求める。
- 加盟国の能力開発のための資金源を特定する。
- 持続可能な開発という枠組みの中で環境上健康で安全な労働環境作りに貢献し、生活の質、社会福祉、雇用創出を促進する。
- 関連のある環境問題を考慮しながら、他の南米南部共同市場 のフォーラムや活動に十分に、かつ時宜を得て貢献する。
- 環境にやさしい政策、生産工程、サービスの採用を促進する。
- クリーン・テクノロジーの研究開発を推進する。
- 環境教育を推進する。(…)

*スペイン語からの非公式翻訳

出典：南米南部共同市場（MERCOSUR）、<http://ambiente.mercosur.int>.

EU が関わる地域貿易協定では、環境協力の原則や分野は分野横断的なテーマとして協定自体の中で策定され、広範にわたる問題を取り上げている。⁸たとえば EU・チリ協定では、貧困と環境の関係に関する協力、経済活動の環境への影響、環境構造や政策を強化するプロジェクト、情報交換、環境教育研修、技術援助、地域の共同研究計画が取り上げられている。この、環境協力へのより一般的な取り組みは、発展途上国である加盟国の要望の現行の評価を考慮している。しかし、協定がより具体的なプロジェクトを特定し、協力活動を推進する個別機関の設立に失敗すれば、そのような包括的な条項の実施を阻害する可能性がある。これらの協定に組み込まれ、当事国間の経済的結びつきを強化する条件として環境および天然資源に関する法制を含む法律の摺り合わせを行う条項は、既に将来の協力のための優先順位を決定しているかも知れない。⁹

カナダ-チリ環境協力協定（CCAEC）下で策定された 2005 年から 2007 年までの 事業計画で、カナダとチリは環境法の施行と遵守、環境管理への市民社会の参加、貿易と環境、健康と環境という 4 つの優先的分野における幅広い活動に関して、合意した。具体的な活動には、たとえば渡り鳥の保護と管理、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POP 条約）の実施強化、国民参加と環境紛争管理のための方法に関する官僚の研修、海洋水産養殖、エネルギー効率が含まれる。

米・中米自由貿易協定に関連して調印された ー ー ー 協定（ECA）は、地域でかつての環境 ー ー ー を足がかりとする国の間の、包括的な ー ー ー の枠組みを規定する。その革新的な特徴の中で、 ー ー ー ー （ECA）はその地域における環境保護を推進するための長、中、短期的目標

を策定する基準作りのための条項を盛り込んでいる。――協定（ECA）はまた、その基準を満たすための進捗状況の独立した、外部からの監視も規定している。将来の共同プロジェクトが、――（ECA）に設立された――委員会によって策定される作業計画に示される。委員会は、米・中米自由貿易協定下で策定された国民の提案プロセスを通じて決定される適切な――活動に関する提言も、検討する可能性がある。――（ECA）下の協力における優先分野には、環境法を実施および施行する能力の強化、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）のような特定の多角的環境協定の下での義務の遂行促進、天然資源保全推進と価格決定と規制の透明性増大、クリーン技術と環境にやさしいモノやサービスの推進、が含まれる。

SADC（南部アフリカ開発共同体）条約下では、加盟国は特に天然資源と環境の分野で協力することに合意している。ボックス 5.5 は この一般的な取り決めが、野生動物管理の分野でどのように具体的な取り組みに変遷していったかを表している。

ボックス 5.5 南部アフリカ開発共同体（SADC）における野生動物管理のための協力

野生動物は、南部アフリカ開発共同体地域における潜在的な天然資源である。コンゴ民主共和国（DRC）と島嶼を除く南部アフリカ開発共同体 諸国の全表面積の 39 % が、保護地域であり、多数の野生動物、特に全アフリカ象の約 39% (242,469) が生息している。

南部アフリカ開発共同体 は野生生物保護と法執行に関する議定書を、野生動物管理の地域協力と統合の基本的な基盤として適用してきた。議定書は野生動物管理の地域協力と統合を導く 2 つの側面を特定している。1 つ目は、野生動物資源の保護と持続可能な利用に関する共通の姿勢を確立することであり、2 つ目は法と施行、すなわち資源の利用を統制する法律の効果的な施行である。

南部アフリカ開発共同体はまた、人的資源開発管理、半乾燥地域における野生動物管理、資源基盤の知識における不均衡、不十分な資源管理と制御構造、土地利用慣行と紛争に対する不十分な開発と参入、利害関係者間の不十分な調整を含む、地域野生動物の制限に取り組む一連のプロジェクトから成り立っている野生動物行動計画も適用している。

現行のプロジェクトの例は、以下の通り。

- 白サイと黒サイという 2 つの主な種の管理を目標とすることにより、地域の生物多様性の長期的保全に貢献する南部アフリカ開発共同体地域サイ保護プロジェクト
- 特に湿地が計画を実施することで沿岸諸国から協力を得る管理計画の策定を通じて諸国間で共有されている場合、政策立案者、資源計画者、資源管理者、普及員や利用者間で湿地の役割、価値、適切な利用について注意を促す、南部アフリカ開発共同体地域湿地保護プロジェクト

出典：南部アフリカ開発共同体、www.sadc.int。

環境協力の個別分野

多国間環境協定実施支援

地域貿易協定には多国間環境協定に触れているものもあり、一般的にそれは前文が協力に関する条項である。たとえば米国・チリ 協定の前文では、当事国は両国が当事国である多国間環境協定を通じて、ということを含め、環境の保全、保護、改善に取り組むことを決意すると述べられている。カナダとチリ、カナダとコスタリカ間の環境協力でも、それぞれ協調することで国際的な環境協定を支援し、足場としたい意思が表明されている。¹⁰ 同様に、とりわけ欧州連合とバングラデシュ、クロアチアが調印した貿易協定では、調印国が加盟している多国間環境協定の目標達成において、緊密な協力が求められている。

南米南部共同市場や日本・メキシコ 二国間貿易協定を含む特定の地域貿易協定には、多国間環境協定実施のための、より入念な条項がある。たとえば南米南部共同市場 における環境に関する枠

組み合意では、当事国の国際的環境目標実現のための地域協力の重要性が強調されており、次のように述べられている。「当事国は、加盟している国際的環境協定の実施に協力する。この協力には、必要があれば環境保護のための共通政策の採択、天然資源の保全、持続可能な開発の推進、国際的な場での国家の見解に関する共通の利害と情報交換の共同通信を含めることができる。」

同様に、コロンビア・エクアドル・ペルー・米国の環境協力協定では、当事国は多国間環境協定実施能力を強化し、同協定下で行われる作業を推進する提案を策定することに合意している。一方日本・メキシコ協定では、環境分野における協力は、京都議定書の下でのクリーン開発メカニズムに関連する活動を促進する能力および組織確立の推進と、本構造に関連するプロジェクト実施を促す適切な方法を模索すること、が中心になっている（ボックス 5.6）。

ボックス 5.6 日本とメキシコの環境分野における協力

経済提携強化のための日本とメキシコ合衆国間の協定

第 147 条：環境分野における協力

1. 健全で持続可能な開発を推進するため環境保護と改善の必要性を認識している当事国は、環境分野で協力するものとする。

本条における協力活動には、以下が含まれる。

- (a) 環境保護と改善に関する政策、法律、規準、技術に関する情報交換と、持続可能な開発の実施
 - (b) 改正された場合には、ワークショップおよび専門家の派遣による、国連気候変動枠組み条約への京都議定書の下でのクリーン開発メカニズムに関する活動を促進する能力および組織開発の推進と、クリーン開発メカニズムプロジェクトの実行を促す適切な方法の模索
 - (c) 貿易の促進と、環境上健全なモノやサービスの普及
 - (d) 投資機会の特定のための情報交換促進と、環境分野での事業提携の推進と開発
2. 本条における協力活動の詳細と手続きを示した取り決めの実施は、当事国の省庁間で行われる可能性がある。

出典：日本外務省、mofa.go.jp/region/latin/mexico/agreement/agreement.pdf。

環境物品、サービス、技術の取引促進

環境物品やサービス、環境上健全な技術について触れている地域貿易協定もいくつかある。日本とメキシコ間の協定のように、環境協力の章で触れているものもあれば、協力活動の中で「環境上有益なモノやサービスの開発と促進」というように触れている米・中米自由貿易協定の環境協力協定（ECA）のように、付帯協定で触れているものもある。

2002 年の米国通商法は、主な通商交渉目標の中でも、「米国の環境技術、製品、サービスのために関税および非関税障壁を取り除くことを通して、市場へのアクセスを求める」取引に具体的に関連するものを含んでいる。米国の地域貿易協定は体系的に、環境物品やサービスのための市場アクセスに関する文言を盛り込んでいる。たとえば、米国とモロッコの協定では「当事国は、貿易事項における両国の協力関係の強化は、環境物品やサービスの二国間貿易増加を推進させる可能性があることを認識する。」としている。地域貿易協定の交渉に関連して環境政策諮問委員会によって発行された全ての報告書では、協定実施から派生する可能性のある、環境物品の ための市場アクセス改善について、述べられている。

南米南部共同市場（MERCOSUR）環境枠組み協定ではクリーン技術の開発が推奨され、南米南部共同市場（MERCOSUR）の生物多様性戦略に関する宣言では、生物多様性製品の国際取引（バイオトレード）についての情報交換や経験について規定している。最後にニュージーランド・タイ経済貿易関係緊密化協定の国益分析は、環境物品の取引自由化からの利益の可能性を予測している。

しかし、地域貿易協定の枠組みの中で環境物品やサービスの取引自由化で達成された進歩が、多国間レベルでの進歩に変わっていないことには、注目してもよい。

地域貿易協定下での環境協力成功の主な要因

すでに協力実施のかなりな数の経験があり、これらの方法がうまくいったらしいと結論づけることが可能な場合もある。本節では、地域貿易協定の枠組みの中で国々によって実行された協力を評価することはしないが、むしろ国々の約束がどのように実行に移されたかといういくつかの例を示し、他の国々にとって役立つかもしれない経験を強調する。

需要の評価

成功する協力制度および特に能力開発の原則は、成功する開発援助のそれと大きく異なるわけではない。そういう原則の一つは、どのような援助であれ需要主導型でなければならない、ということである。環境能力開発は明らかに、その気のない交渉相手国に押し付けられるものではない。

多くの場合能力開発作業計画を策定する手続きは、スコーピングの実施から始まる。カナダ・チリ協定ではたとえば、事前にまずチリの既存の環境法、次に環境保護のための責任がまたがる多くの機関に関する徹底的な調査—この種の調査では初めて—が行われた。これは、更に作業が必要な分野を明らかにするのに役立った。懸案分野のスコーピングに続き、チリは環境能力開発のための優先分野のリストを策定した。カナダはこのリストと、自国が専門知識や技術を持つ分野や必要な金融資源を持つ分野とを比較し、環境管理における市民参加と環境法制の施行と遵守という、2つの具体的な焦点を持つ潜在的なテーマを打ち出した。¹¹この種の需要主導型のやり方は、米国やEUのやり方でも典型的である。米・中米自由貿易協定交渉ではたとえば、中米各国が能力開発の優先順位を特定している報告書を提出している。現在 EU と経済連携協定を交渉中のアフリカ、カリブ、太平洋沿岸諸国は、同じような活動を行っている。

本研究のためにインタビューを受けた官僚の中には、特に貿易と環境を結び付けている「疑い」のある政府に対応している時は、能力開発を含むやり方が緊張緩和において、また交渉相手国から本物の賛同を得る上で重要である、と指摘する者もいた。

同時並行的取り組みの調整

開発のための能力開発への取り組みは、政府開発援助のような地域貿易協定外の能力開発の既存プログラムとの調整、第三国が実施している地域貿易協定主導の能力開発との調整、という調整の問題に直面する場合がある。たとえば米国にとって、中米自由貿易協定のための環境能力開発を計画する際の大きな課題は、この地域にさまざまな取り組みが既に存在していたことであった。その中でも目立っていたのは、米国国際開発庁の環境問題に関する進行中の活動である。同様に、いくつかの地域貿易協定で異なる協力計画に携わっている国々（EU と米国との地域貿易協定に加盟しているモロッコのような）は、これらの計画を効率的に管理する努力をする必要がある。

十分な資源の提供

協力と能力開発への取り組みは組織的、人的、資金的資源も十分にあって初めて機能する。文言の中で協力の約束に必要な資源が伴っていない場合は、その効果は短期的なものになる可能性が高い。途上国の中には、交渉の勢いなくなり環境問題の約束が合意されたら、環境協力条項実施に必要な資源が常に次にもたらされるわけではなく、資源の割り当てが常に受入国の優先順位に合致しているわけでもない、と不満をもらす国もある。

結果の評価

成功する協力構想の重要な側面は、現行および将来の取り組みを絶えず評価する必要があることである。上記の環境協力委員会のレビューと評価は、現在まで地域貿易協定関連の環境能力開発に費やされた何百万ドルもの額を公に評価した、数少ない例の一つとして際立っている。過去の活動を評価しようという大いなる取り組み、今後の取り組みを成功へ導く情報に基づく基準や指標がなければ、現状を改善することはおろか、現状を評価することさえ困難である。

政府開発援助とのもう一つの類似点は、能力開発への取り組みがしばしば「多いほど良い」、というドルあたり投資ベースに基づいて、あまりにも簡単に評価されることである。明らかに、取り組みが影響を及ぼそうとしているさまざまな要因を含む、成功の客観的なものさしが必要である。

このような評価は本質的に難しいが、現在貿易関連の環境能力開発への取り組みに使われている資金の額を考えると、最高の取り組みは簡単に正当化されるように思われる。

環境協力委員会のレビューにより、環境協力委員会の 10 年に及ぶ数百万ドルの能力開発への取り組みは「表面をなでたに過ぎない」と結論付けられた。¹² このことは、能力開発が開発援助の取り組み同様、長期的で費用のかかる可能性があることを強調している（Audley, J. と Ulmer, V., 2003 年）。カナダとメキシコにとって環境協力委員会の予算は、近年両国の環境省で支出されるプログラムの重要な部分を担ってきた。これは、カナダと米国のその後の環境付帯協定に伴い、組織構造が縮小されたことで一部説明がつく（もちろん、その後の協定も独特な北米の状況とは異なる状況に向けられたものであるが）。環境協力委員会のような機関が一度設立されると、それを閉鎖するという決断をするのは非常に困難である。一方それほど重要でない、具体的に予算の割り当てもない機関の取り決めは、より簡単に終了させることが出来る。

環境協力委員会モデルを批判しているわけではない。国家はある程度支払っただけのものを受け取り、充分かつ予測できる資金調達のある三ヶ国の機関の貢献がなければ、この成果の多くを達成できたかどうか疑わしい。実際 10 年のレビューと評価では、当事国が環境に関する三ヶ国協力のために選択した機関として、環境協力委員会への取り組みを公に延長することを求めている。

環境協力委員会の経験は、能力開発への取り組みが効果的であり、地域貿易協定はこれらのプログラム提供の基盤としての役割を果たせることを、示している。実際この種の取り組みは基準を上げる活動を行うことができる（たとえばメキシコ政府の場合は、化学物質管理）。上記の議論の観点から見ると、環境基準を上げるという一般的な約束は、明確な結果を出していないことには特に注目してよい。

しかし、能力開発の取り組みが困難なことも示している。レビューの中で出された懸案事項には、以下が含まれる。

- 環境協力委員会 の主な対象となっている分野におけるスタッフの早い異動。メキシコの環境省ではその結果、知識が失われている。¹³
- メキシコでの「安定した援助基盤」の不在。これは、時々研修を受ける個人がその研修で得たことを十分に活用することが出来ないことを意味する。
- 能力開発が時として、メキシコ自身の優先順位や状態に不適切であった。

ここでも、開発援助に没頭した人々には聞き覚えのある懸案事項がある。援助の提供に関する豊富な文献が、環境能力開発に関して上記の点を実証している。¹⁴ その文献の教訓に基づき、地域貿易協定における能力開発への取り組み状況に置き換えてみると、そのような取り組みを効果的にするためには、以下の点を考慮する必要がある。

- 能力開発 は受入国の需要や優先順位に合った、需要主導型でなければならない。このような需要や優先順位は、援助国が支援する取り組みによって、事前に特定されるべきである。
- 異なる機関による並行した取り組みは、調整される必要がある。そのような能力開発が必要であるという現実からして、多くの受入国がそれを実施することは困難である。
- 成功には長期的な取り組み、つまり単にプロジェクトレベルでの取り組みだけでなく、プログラムレベルの取り組みと、十分な資源の投資が必要である。
- 必要な継続性と長期的な枠組みを提供するには、専門の組織構造が重要である。

脚注

- 1 2004 年の環境に関する能力開発への出費は 300 万米ドル以上だった。アンデス諸国については、現在まだ米国と交渉中であり、2004 年の米国の出費は 850 万米ドルを超えた。
- 2 例として、コトヌ協定参照。
- 3 南北アメリカの途上国における環境能力需要調査については、Segger, Marie-Claire、他 (2004) の「アメリカの能力アセスメント：統合報告」参照。IISD/CISDL/UNEP.
- 4 たとえば MERCOSUR における環境協力は、以前から存在していた地域環境問題に関する組織の隙間を埋めるために、まさしく登場した、と議論されてきた。Onestini, Maria (1999) の「南米南部共同市場 (MERCOSUR)：環境と地域化」、ワーウィック大学、第 3 回 CSGR 年次会議、1999 年 9 月。
- 5 2005 年 2 月の大韓民国の環境省とシンガポール共和国の環境水資源省との圧縮天然ガス技術と方針に関する覚書
- 6 さらに、国家は当事国としての約束を管理監督する国家機関に対する責任を負う。この節ではこの種の取り決めは扱わない。
- 7 その協定の付属文書で特定されているプロジェクトには、チリにおける汚染物質排出移動登録の策定、研修と情報交換を通じた環境法の施行と遵守の改善、野生生物の保護と管理の改善が含まれる。しかし環境協力協定の作業計画では、情報収集に関する活動や優良事例の情報交換や促進に、大まかに触れているだけである。
- 8 これは、欧州地中海諸国構想の地政学的枠組みにおける協定にも適用されている。これらはバルカンおよびユーラシア諸国の「和解」を目的とした協定、チリやメキシコとの貿易を中心とした協定である。
- 9 例として EC とアルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、モルドバ、キルギス共和国間の協定を参照。
- 10 カナダ・チリ環境協力協定の前文とカナダ・コスタリカ環境協力協定の前文
- 11 この課題は拡大され、貿易と環境問題、貿易と健康を含むに至った。
- 12 ある著者によると、「年間予算が 900 万米ドルの機関は、メキシコ経済に年間 4000 万米ドルのとなる一連の問題の解決の糸口さえもたっていない(Gallagher、K、2003 年)。」
- 13 逆に Cortinas de Nava (2002 年) は、専門組織(環境協力委員会事務局と、その後援の下で設立された政府機関)の存在は、より軽い組織構造におけるそれより強力な組織の記憶と能力を意味するのではないか、と議論している。
- 14 Sachs, Jeffrey (2005 年), 『貧困の終わり』, New York: Penguin; van de Walle, Nicolas (2005 年), 『支援依存国における低迷の克服』, Washington, D.C., Center for Global Development; Dollar, David and Lant Pritchett (1998 年), 『支援を評価する：何が役立ち、何が役立たないか、そして何故か』, Oxford: Oxford University Press and the World Bank; Cassen, Robert and Associates (1994 年), 『支援は役立つか? (第二版)』, Oxford: Oxford University Press. OECD の開発評価に関する DAC ネットワーク及び DAC の支援有効性と供与慣行に関する作業グループも参照。

第6章 環境基準と環境法の施行

環境基準と貿易の関係には様々な異なる側面がある。その一つは、各国はそれぞれが好む環境保護レベルの決定特権を維持すべきであるという一般的認識である。もう一つは、環境法の不履行や環境基準の低下が不当に競争力に結びつき、「引き下げ競争」になる可能性があるというリスクである。最後に幾つかの地域貿易協定は地域環境基準を作成する基礎となっている。

環境基準と貿易の主な繋がり

貿易協定の締結国が自国で設立または維持しようとする環境保護レベルの問題または環境基準は、貿易と環境の相互支援に関する議論の要であり、多くの地域貿易協定において顕著な役割を担っている。ボックス 6.1 は、ニュージーランドの自由貿易協定での環境問題統合枠組みに反映されている議論の主な問題の概要である。

ボックス 6.1 ニュージーランドの環境基準と貿易に関する見解

ニュージーランドの自由貿易協定の環境問題統合枠組みは様々な事例で環境基準に言及している：

（中略）環境保護の高い水準を維持することはそれ自体重要であり、経済的繁栄と十分両立する。我々の国内、国際的目標は貿易と環境管理の両方で健全で、持続可能な政策を策定し、政策の相互支援を保証することである。注意深く行われれば、貿易協定は経済活動の増加による損害を軽減するような行動の機会を提供することが可能であるし、実際そうしている。

開発における貿易の重要性を鑑みると、環境基準が保護貿易主義的理由のために誤用されないことが重要である。原産国基準の商品差別が純粋な環境目的に資することは決してない。政府は、他国が基準を守る方法を規定するのではなく、自国の目的に適うように環境基準を作成しなければならない。全ての国が同じ技術を利用可能なのではない。

（中略）ニュージーランドは全ての国がグローバル経済に参加する機会を最大化するような持続可能な国際貿易構造を望む。この目的のため、ニュージーランドは以下を行うこととする。：

- 目標が到達されるための不必要な方法を規定するよりは、奨励されている環境目的に焦点を当てた基準を求める。
- 自国の管轄内の環境にのみ影響を与え、環境や貿易の国際的な規範を侵害しないような国内規制を他国の政府が決定する権利を尊重する。
- より低い価格の国際競争力からの経済保護主義としての環境基準の使用に反対する。

出典: www.mfat.govt.nz/foreign/tnd/newissues/environment/envframework.html.

環境基準と貿易の関係には様々な側面が存在する。まず、各国はそれぞれが好む環境保護レベルの決定特権を維持すべきであるという一般的認識がある。別の主な懸念として、不当に競争力を得るための環境法の潜在的未施行や環境基準の低下があげられる。最後に、地域貿易協定の中には、とりわけ地域統合の深化を目的とするものは、しばしば標準化プロセスや地域環境基準の推敲を重視する。

このような様々な目的を達成するメカニズムは、締結国に対して自国の環境法の効果的施行を約束する規定—貿易や投資奨励のために環境基準を低下させないという責務、環境基準を上げるとい

う責務、環境基準を調和させるという責務—を含む。¹この節では、そのようなメカニズムの実施における各国の実験の経験を概観する。

環境保護に関するレベルの設定

各国が国内環境保護のレベルを設定するという特権は一般的に認識されており、米国やカナダが関係するような地域貿易協定は特にその旨詳述している。そのような記述は一般的に、締結国が自国の法律と政策は環境保護の高いレベルを提供、奨励することを保証し、その法律と政策を持続するよう努めるという公約を伴うことが多い。²太平洋間戦略経済連携協定（TPSEP）締結国の環境協力協定において、各締結国は「環境保護の高いレベルを追求し続ける意志を再確認し、持続可能な開発達成のために策定された関連の多国間における環境問題に対する義務と国際行動計画を遂行する。」本協定は保護貿易を理由に環境基準の使用に言及する少ない協定の一つである。「締結国は、貿易保護主義目的で自身の環境法、規定、政策、慣行を設定あるいは使用するの是不適切であると認めている。」

各国の環境基準の違いが競争力に結びつくこともある。環境基準を弱めるという誘惑に対処するために、米国が最近交渉したすべての地域貿易協定を含む多くの地域貿易協定は、「国内環境法で保護を脆弱、削減することにより貿易や投資を奨励するのは不適切である。従って、各締結国は、他の締結国との貿易のための奨励、自国の領域における投資の設立、拡大、保持の奨励のために、そのような法律に与えられている保護を脆弱あるいは削減するような方法でその法律を放棄あるいは損ねないことを（あるいは、そのことを提案しないことを）保証するよう努めなくてはならない」と規定している。³

同時に、環境法の市民、行政、刑事上の施行は、とりわけ強力な制度、訓練された司法組織、広大な財政資源、資格を持つ人材を必要とする。多くの国、とりわけ途上国においては、政府は法律を効果的に施行する能力の制限に結びつくような限定的資源、需要の競争に直面している。

環境保護の適切なレベルや関連基準を設立することは途上国と先進国の両方にとって課題である。後者は、産業の移動やそのような基準の最小公分母を目指したレースを避けながら、環境基準の維持と改善のバランスを見つける必要がある。途上国は、環境枠組みを改善するという手ごわい課題に直面する。それにより、より厳しい規制が既存のより低い基準と関連した競争力を撤退させることになるかもしれない。さらに、より厳しい基準を満たすのに必要な技術の入手は、高い競争力の資本市場で新興国の地場産業が調達困難であるような多額の投資を必要とするかもしれない。

環境法と基準に関連した規定の種類

環境法施行の責務

高レベルの健康、安全、環境保護を提供する法律を維持、改善する必要性は、同様に重要な配慮、つまり制定された法律を履行する必要性、に匹敵する。各締結国に環境基準の施行を奨励する規定は、通常「引き下げ競争」の可能性を削減したいという要望によって動機付けられている。実際、最も完璧な環境法ですら効果的に施行されなければ殆ど役に立たないであろう。条文化された良い法律には、そのような法律の遵守や施行を保証する強力な行政や司法活動という補足が必要となる。

地域貿易協定にこの種の責務を制度的に含んでいる国は僅かである（ボックス 6.2 を参照）。最も良く知られている例は北米自由貿易協定（NAFTA）である。その後米国とカナダが締結した地域貿易協定は、同じ形式を踏んでいる。地域貿易協定の他の規定とは逆に、このような取り決めは、国家間、公開提案方式などの様々なメカニズムを通じて法律的に拘束力、执行力があるという点は類が無い。

この種の取り決めとメカニズムの効率性を評価するのは困難であり、そしてまだ早すぎる。少なくとも、地域貿易協定の締結国が環境問題に与える重要性を反映するという意義を持つ。途上国の締結国にとっては、この取り決めをすることは困難なこととなるかもしれないが、また自国の環境規制と施行制度をよく見て、有効性を向上させる機会になるかもしれない。

ボックス 6.2 幾つかの地域貿易協定の環境法の効果的施行に関する規定

- 北米自由貿易協定（NAFTA）通過後、米国が締結した全ての地域貿易協定は環境法を施行する責務を含んでいる。「締結国は、締結国間の（中略）貿易に影響を与えるような方法で、一連の措置、非行動の継続反復により、環境法の効果的な施行を怠ってはならない。北米自由貿易協定（NAFTA）の環境付帯協定である環境協力に関する補完協定（NAAEC）は類似の規定を含むが、名目上は施行の欠如を貿易への影響に結び付けていない。また、適切な行政措置によって環境法と規則を効果的に施行せねばならないと規定している。
 - 環境協力に関する補完協定（NAAEC）のテンプレートはその大部分がカナダとチリ、カナダとコスタリカの間の環境付帯協定に使用された。
 - 太平洋間戦略経済連携協定（TPSEP）の締結国間の環境協力協定は「各締結国は、国際的な環境問題に対する義務と調和するような自身の環境法、規制、政策、慣行を持つべく努力せねばならない」と規定している。
1. 米国・オーストラリア間（条項19.2 [1] [a]、米国・チリ間（条項19.2 [1][a]）、米国・CAFTA間（条項17.2 [1] [a]）、米国・モロッコ間（条項17.2 [1] [a]）、米国・シンガポール間（条項18.2 [1][a]）、米国・バーレーン間（条項16.2 [1] [a]）、米国・ヨルダン間（条項5.3 [1] [a]）、米国・オマーン間（条項17.2[1][a]）を参照。
 2. しかしながら、環境法を執行する義務に関しては、「貿易効果」は明確には言及されていないが、環境協力に関する補完協定（NAAEC）はどこでも執行を怠ることと貿易効果とのつながりを暗に伝えていることに、留意しなければならない。

米国の関連する北米自由貿易協定（NAFTA）後の協定は、各締結国が調査、検察、規制、コンプライアンスに関しての裁量権と施行のための資源分配に関する決定権を持つことを認めることにより、環境法の施行に伴う課題を考慮している。⁴裁量権は—もし悪用されれば—環境法を効果的に施行する責務を妨げることになるかもしれない。つまり、自国の優先事項と限られた資源を理由に責務を免れることが可能となる。この状況に対処するため、これらの地域貿易協定は、締結国が法律を効果的に施行する責務を負うことを明確に示している。そこでは、一連の措置、非行動は、そのような裁量の合理的実行を反映するか、あるいは資源分配に関する誠実な決定から来るものである、とされている。

締結国の環境法を効果的に施行する責務は、しばしば適切な手続きの保証を提供する責務および締結国が利用出来る特定の係争解決メカニズムを伴う。

環境基準を下げないという責務

数多くの地域貿易協定において締結国は輸出拡大や投資誘致目的のために環境基準を下げないと公約している。これらの種の規定は所謂「公害回避地」を作ることによって貿易と投資のフローを戦略的に歪曲することを阻止することを明確に意図している。ボックス 6.3 は公害回避地仮説の最近の議論をまとめたものである。この規定を含む地域貿易協定の一例に、超太平洋戦略経済パートナーシップがあるが、そこでは締結国が「貿易や投資の奨励目的のために環境法や規制を緩めたり、施行または管理を怠ったりことは適切でない」と承認している。⁵

「公害回避地」効果が存在するところにおいてすら、それを助長するという戦略的意図は必ずしもあるとは限らない。Brunnermeier and Levinson（2004 年）は以下のことを注意深く提起した。「企業が所在地の決定において規制の差異に敏感であるという発見は、政府が事業誘致のために、意図的に最適ではない環境法を設定することを証明するものではない」。実際、実証的研究は、多くの国における施行の欠落（基準を下げることは異なる）を指摘しているが、それは戦略的意図と言うより能力不足に関係していると思われる（Cosbey, A., 2004 年）。

よって協力と能力開発のメカニズムが地域貿易協定のこの種の取り決めに不可欠要素であると思われる。既に議論したように、実際には、環境法を下げないという責務を含む全ての地域貿易協

定は、最終的には締結国間の環境法に関して条件を同じにすることを目的にした環境協力や能力を規定している。

ボックス 6.3 「公害回避地」仮説

「公害回避地」に関しては多くの文献が存在するが、それを支持する実証的証拠は殆どない。1990年代の多くの研究は、貿易・環境論議の初期に生まれた、国家は戦略的に環境基準を低くするか、実行を控えるという懸念は杞憂であったと発見したようである。¹ 多くの研究が環境への適合費用は低く（特定分野ではもっと高い場合もあるが、平均で僅か 2-3%）、移転を検討している企業にとって考慮すべき多くの重要な課題の一つに過ぎない。企業が本当に環境基準の戦略的低下や未施行に反応しないのであれば、そのような行動を「捕まえる」ための措置というのはもちろん何の成果もなく終わるであろう。

しかし、さらに最近の研究では、初期の基本的な方法論の根拠を批判しており、控えめな最終結果、数の少ない産業の部分だけを対象としたものではあるが、一貫して統計的に意味のある「公害回避地」効果を認めている。²

移転の多い分野においては高い環境コストに直面しており、ロケーションについては？ 比較的「好き勝手に」工業国と途上国の間で取引が行われている—例えば、特定の鉱物資源投入物の必要等により特定の場所に縛られていない—。限られた数の産業しか関わっておらず、大きな害をもたらす公害であっても場所に与える？ 影響は小さいことから、国家間の構造をいかにうまく利用するかは瀬戸際を試すものにはなり得ない。関連コストは「真っ先に非難する」潜在的成本を上回らない。

1. 最近の文献での概況調査は、Jaffe, A. (1995), "Environmental Regulation and the Competitiveness of US Manufacturing: What Does the Evidence Tell Us?", *Journal of Economic Literature* 33, 132-163. を参照。このほか、以下も参照のこと。Low, Patrick and Alexander Yeats (1992), "Do Dirty Industries Migrate?", in Patrick Low (ed.), *International Trade and Environment*, World Bank Discussion Paper No. 159, Tobey, James A. (1990), "The effects of domestic environmental policies on patterns of world trade: An empirical test", *Kyklos*, Vol. 43(2): 191-209; McConnell, Virginia D. and Robert M. Schwab (1990), "The impact of environmental regulation on industry location decisions: The motor vehicle industry", *Land Economics*, Vol. 66(1): 67-81; Lucas, Robert E.B., David Wheeler, and Hemamala Hettige (1992), "Economic development, environmental regulation, and international migration of toxic industrial pollution: 1960-1988", in Patrick Low (ed.) *op. cit.*, pp. 67-86; Birdsall, Nancy and David Wheeler (1993), "Trade policy and industrial pollution in Latin America: Where are the pollution havens?", *Journal of Environment and Development*, Vol. 2(1): 137-149; Eskeland, Gunnar S., and Ann E. Harrison (1997), "Moving to greener pastures? Multinationals and the pollution haven hypothesis", *World Bank Policy Research Working Paper* No. 1744. Washington, D.C., World Bank.
2. 最近の文献における、これら一連を対象とした広範な調査や方法論的な問題については、以下を参照のこと。Brunnermeier, Smita and Arik Levinson (2004), "Examining the Evidence on Environmental Regulations and Industry Location", *Journal of Environment and Development*, Vol. 13(1): 6-41. Also see Taylor, Scott (2005), "Unbundling the Pollution Haven Hypothesis", University of Calgary Economics Department Working Paper No. 2005-15, University of Calgary, Canada; Becker, Randy, and Vernon Henderson (2000), "Effects of air quality regulations on polluting industries", *Journal of Political Economy*, Vol. 108(2): 379-421; Brunnermeier, Smita, and Mark A. Cohen (2003), "Determinants of environmental innovation in US manufacturing industries", *Journal of Environmental Economics and Management*, Vol. 45(2): 278-293; Ederington, Josh, Arik Levinson and Jenny Minier (2003), "Footloose and pollution-free", *NBER Working Paper* No. W9718, Cambridge, MA: National Bureau of Economic Research; Greenstone, Michael (2002), "The impacts of environmental regulations on industrial activity: Evidence from the 1970 and 1977 Clean Air Act amendments and Census of Manufactures", *Journal of Political Economy*, Vol. 110(6): 1175-1219; Keller, Wolfgang and Arik Levinson (2002), "Environmental regulations and FDI to US States", *Review of Economics and Statistics*, Vol. 84(4): 691-703; Levinson, Arik, and Scott Taylor (2004), "Unmasking the Pollution Haven Effect", *NBER Working Paper* No. W10629, Cambridge, MA: National Bureau of Economic Research; List, John A. and Mitch Kunce (2000), "Environmental protection and economic growth: What do the residuals tell us?", *Land Economics*, Vol. 76(2): 267-282.

環境基準を上げる義務

幾つかの地域貿易協定では、締結国は高い環境基準を維持あるいは上げることを公約している。例えば環境協力に関する補完協定（NAAEC）においては、締結国は「（自国の）法律と規制が最も高いレベルの環境保護を規定することを保証しなければならない、それらの法律と規制の改善の継続に努力しなければならない。」

実際には、環境基準を上げることを目的とした規定が効果的であったかどうかを評価するのはとても困難である。実証的分析が可能な程度に十分な時間が経った殆どの管轄領域において、さまざまな種類の環境基準はより厳しくなった。しかし、重要なのは、それが地域貿易協定の取り決めの結果なのか、（例えば、国民の要求、科学理解の変化、環境問題の深刻化、基準を上げるように圧力をかける他の要因、を受けての）公共福祉利益のための政府行為の通常の働きによるものなのか、ということである。アスンシオン協定以来、南米南部共同市場（MERCOSUR）では、環境基準の改善が（全ての加盟国において）見られたが、そのことに協定そのものがどれ位貢献したかを知ることが不可能である。（Hochstetler, K., 2003 年）この場合、4つの独裁主義政権のうち、3つが民主主義に移行したことの方が原因としては恐らくより重要だったと思われる。）

また、強力な環境保護に対して以前から存在していた取り決めが協定用語を形づくる原因となった場合もある。つまり、例えば EU のアムステルダム協定の 2 条に表わされた「環境の質の高いレベルの保護と改善」への義務が、環境改善への義務の表現として採択されたのか、あるいはもともとあるものがそうした義務を催促することになったのか、刺激として採択されたのか、議論が分かれる所である。環境管理がその後改善したのであれば、それは協定用語の結果なのか、あるいはその言語を生んだ底流に流れる潜在的な義務の結果なのであろうか？。

環境基準を上げたり、もっと一般的には環境管理を改善したりするという地域貿易協定の義務は無効であると言っているわけではない。その逆に、それは締結国の意志を合図で知らせるのには重要であり、より特定の目的が実現されるような授權法的枠組みを提供する。⁶しかし、それらを何らかの具体的発展の因果関係と見ることは困難である。さらに、多くの事例においては、この種の一般的義務は発展の必要条件ではない。特に大気質と森林管理の分野においてより強力な国内法基準を要求している ASEAN の地域煙霧行動計画はその良い例である。ASEAN を設立する基本的な法的書類では、環境管理の一般的改善、または（より具体的には）基準を上げることに何も取り決めがない。1998 年のハノイ行動計画、そしてより限定的ではあるが 1997 年の ASEAN ビジョン 2020 と共に、加盟国の環境基準を上げるための非常に明確な協力分野を定めた。

環境基準を調和させる義務

環境基準の調和を目指す規定は、地域統合強化を目指す地域貿易協定の中で通常取り扱われることが多い。例えば、COMESA 協定では、締結国は、「健康促進、生活水準の向上、不必要な種類の商品の合理化と削減、商品の互換性の便利化、貿易の促進、消費者保護、政府購入の節約、生産性の向上、情報交換の便利化などにおける標準化と品質保証の重要性、および、生命・財産・環境の保護における標準化と品質保証の重要性」を認識しており、「共同市場で生産され売買される商品に適切な基準を設けることにより、国民の健康と安全に関する基準、環境保護を促進および強化すること」を承認している。

また、調和の規定は「引き下げ戦争」の防止を目的とするかもしれないが、もっと基本的には技術的な障害に妨げられない商品やサービスの自由な流れの促進を目的とする。どの文献にも競争的に基準を下げるのが貿易奨励や投資促進になるという証拠はない。⁷また、規定が存在しない状況において競争的基準引き下げがあったという証拠もないようである。

地域貿易協定の締結国間において環境法や政策を実際に調和したという事例は殆どなく、そのことを特定の規定で示している場合も同じである。南米南部共同市場（MERCOSUR）の枠組みは、各締結国の異なる環境、社会、経済状況を考慮し、締結国の環境基準規制の調和に向けた努力に言及している。しかし実際は殆ど何も達成されていない。環境協力に関する補完協定（NAAEC）の 10 (7) 条では、締結国に超国境環境影響評価メカニズムの考えを学習することを約束させている。また、1997 年 6 月に環境協力に関する補完協定（NAAEC）の会議は 1998 年までに法的拘束力のある手段を展開することに合意した。現在ではこの努力は概ね永久的に止まってしまった。（Know, 2003 年）⁸改定された西アフリカ諸国経済共同体設立協定（ECOWAS）は、「環境保護のための

政策の調和と調整」と環境基準と天然資源に関するテクニカル委員会の設立を要求しているが、現在までどちらも達成されていないようである。

どのような種類であれ、調和された基準や政策に合意することは一特に既存や異なる国家の取り組みに取って替わるものである場合は一困難であるため、この発展が実際には欠如していることは驚くことではないかもしれない。⁹また、特定分野におけるより強力な環境法の採用への合意はしばしば見られたが、法律の性質は（程度は異なるが）それぞれの国の立法者達の裁量に任されている。これが地域煙霧行動計画に統合された法的必要条件との ASEAN 加盟国のコンプライアンスなどの性質である。その結果、歓迎すべきことに、環境基準の向上と政策強化に対する協調が認められるが、それは厳密に言うところ「調和化」ではない。

環境パフォーマンスを向上させるその他のメカニズム

環境基準に対処する規制の他に、締結国の環境パフォーマンスの向上に貢献しうる自主的手段やメカニズムに言及する協定もある。例えば、南米南部共同市場（MERCOSUR）の環境枠組み協定は、締結国間が持続可能な発展と環境保護を促進するような政策を支持する経済的手段の利用を促進するための協力を規定している。また、締結国は持続可能な発展に必要な環境教育と行動様式を促進するよう協力する。

例えばチリやシンガポールと米国が調印した幾つかの協定は、各締結国は「その領域または管区で経営している企業が、社内方針において企業受託責任の健全な原則を自主的に取り扱うよう奨励しなければならない（中略）」と規定している。米国とモロッコ間の協定や米・中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）などのより最近の協定は環境パフォーマンス向上を目的とする補足的あるいは任意のメカニズムの詳細リストを含む。その一例をボックス 6.4 にあげる。しかし、そのような規定の実際の経験は新しすぎてまだ意味のある結論を導くには至っていない。

ボックス 6.4. 米国－モロッコ：環境パフォーマンス向上のための補完的メカニズム

第 17.5 条

1. 締約諸国は、動機やその他の柔軟で自主的なメカニズムによって、環境保全の達成と維持に寄与し、第 17.4 条に規定の手続きを補完すると認識する。適切に法に則り、各締約国は下記のようなメカニズムの開発を奨励すべきである。

- a) 環境を保全し、向上させる、自主的な行動を促進する以下のようなメカニズム
 - ① 実業界、地域共同体、非政府機関、政府機関、学術機関などとの提携
 - ② 環境パフォーマンスについての自主的なガイドライン、または
 - ③ 高い水準の環境保全を達成する方法、自主的な環境監査報告、資源をより効率的に使用し環境影響を低減する方法、環境監視とベースラインデータの収集について、当局、関係する利害団体、国民の間で情報と専門知識を共有
- b) 市場による誘因で、妥当であれば、天然資源と環境の保全、回復、保護を促進し、優れた環境パフォーマンスを達成した施設や企業を国民が認識するもの、もしくは、環境目標達成のため、許可やその他の手段を交換する計画など。

2. 必要に応じて、そしてその法律に従って、各締約国は下記を奨励するものとする：

- a) 環境パフォーマンス目標および環境パフォーマンスを測定する際に用いる基準の開発と改善、そして
- b) 段落 1 で示されたメカニズムを通じてなどの、当該目標を達成し、当該基準を満たす柔軟な手段の開発と改善

出典: USTR, www.ustr.gov.

貿易と環境の要求における潜在的係争や環境要求は貿易の障害となるという考え方を抑制するのに役立つ「積極的な環境課題」を実行するメカニズムを導入しつつある国もある。これらは環境パフォーマンスを改善しながら市場参入を向上させるメカニズムを含む。例えば、現在南米南部共同市場（MERCOSUR）の加盟国は持続的生産と消費に関する方針を目的とした競争力と環境に関する計画を実施している。その計画の一つの側面として、中小企業がより清潔な生産過程や環境管理システムなどを通じて全体的な環境パフォーマンスの改善、競争力強化を達成できるよう支援するということがある。

脚注

- ¹ 「責務」という用語はここでは広義の意味で使用されており、法的拘束力のある言語、勧告的言語の両方を含む。
- ² 例えばカナダ-コスタリカとカナダ-チリを参照。
- ³ 米国-オーストラリア(条項 19.2.2)、米国-バーレーン(条項 16.2.2)、米・中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）(条項 17.2.2)、米国-チリ(条項 19.2.2)、米国-モロッコ(条項 17.2.2)、米国-シンガポール (条項 18.2.2)。米国-ヨルダン協定の類似の条項（条項 5.1）は貿易にのみ適用。
- ⁴ 米国-オーストラリア (条項 19.2 [1] [b]), 米国-チリ (条項 19.2 [1][b]), 米国-中央アメリカ自由貿易協定（US-CAFTA）(条項 17.2[1] [b]), 米国-モロッコ (条項 17.2 [1] [b]), 米国-シンガポール (条項 18.2 [1] [b])
- ⁵ 太平洋横断戦略経済提携の締結国間の環境協力協定の条項 2.5。関係国はブルネイ・ダルサラーム国、チリ共和国、ニュージーランド、シンガポール共和国である。
- ⁶ 環境体制が弱い国では、そのような目的の責務は環境改善のために努力する国内の選挙民にとって重要なものになりうる。
- ⁷ 投資を誘引するための基準の低下に関係する原動力は直接的なものであるが、低めの基準がどのようにして貿易を奨励するかというのはそれ程明らかではない。おそらく、輸出の大きな分野での処理と生産方法の基準を低めることを意味するのであろう。この特定の用語は広く用いられている。
- ⁸ 環境協力委員会事務局は、越境環境影響評価の事例研究の報告書を準備すべきであると提案し、この作業を推し進めようとした。しかし、この提案は評議会を務める 3 人の環境閣僚に全会一致で却下された。評議会決議 05-07「環境協力委員会事務局提案の越境環境影響評価の事例研究について条項 13 報告書を準備することに関わる決定」を参照。2005 年 8 月 31 日 (C/C.01/05/RES/07/FINAL)
- ⁹ 地域統合努力に関するある徹底的調査は、環境政策だけより政策統合の課題についてより広く以下のように結論付けている。「結局、政策統合の道に深く入った地域統合協定は殆どない。仮にあったとしても殆どがそれ程深く行っておらず、WTOを超えたものはない。」Schiff, Maurice and L. Alan Winters (2003 年), 地域統合と開発, Washington, USA, The World Bank and Oxford University Press.

第7章 手続き保証、施行メカニズム、係争解決

環境法の施行に関して拘束力のある責務を規定する地域貿易協定は、またこれらの責務の施行を保証するメカニズムを含む。それらはまた環境保護の最小限の手続き基準と称されるものを提示している。これらの規定に則り、各締結国は環境法の違反を処罰または是正するような適切な司法、準司法、行政手続きの用意を保証しなければならない。

国家間の係争解決メカニズムは地域貿易協定の施行メカニズムの一つである。現在まで実施されたことは一度もない。また幾つかの地域貿易協定は、環境法施行の欠落が認められれば、それに対して公開提出をすることを認めている。全体として、そのメカニズムは国内環境法の順守を促進するための幾つかの手段の中で最も効果的なものかもしれない。さらにそれは、環境十全性を保護できるような権限を市民社会に付与する助けとなりうる。

前章までに記述したように、地域貿易協定は明確に国内環境法を施行する義務を含むものもある。この義務は通常手続き保証を提供する責務を伴う。地域貿易協定における係争の平和的解決のためのメカニズムは通常譲歩のバランスを保ち、協定の条件に合わせようとする是正を期待する。この点で地域貿易協定は、係争回避を促す会話の経路（例えば協議）を、そしてそれがもし失敗すれば正式な係争解決メカニズムを設立することとなる。幾つかの地域貿易協定あるいはその付帯協定は、不履行が申し立てられた場合には異なるプロセスとメカニズムを提供することにより、「環境の責務」—特に環境法を施行する責務—と「貿易の責務」を区別する。¹幾つかの地域貿易協定は、市民が、締結国が効果的に環境法を施行していないと主張する提案を提出する手続きを設立している。これらの環境係争に関する特定のメカニズムとプロセスについて以下さらに詳述する。²

手続き保証

多くの地域貿易協定が環境保護の最小限の手続き基準と称されるものを提示している。これらの規定に則り、各締結国は環境法の違反を法の下に処罰または是正するような適切な司法、準司法、行政的訴訟手続きが準備されるよう保証することとなっている。³

しかし、この「手続きの」責務は「本質的な」環境基準に関連する問題とは異なる。国は保護の水準を決め、環境の質、排出を決定し、発展レベルに適切と思われる基準を策定する権利を保有している。地域貿易協定の手続き保証の目的は、これらの基準の違反は司法、準司法、行政的訴訟手続きで処罰または是正出来ることを保証することである。

カナダと米国の交渉した地域貿易協定は、「公正、公開、公平な」手続き等の基本的手続き手段を要求することで、法律原則の特定の基礎的要素を念入りに作り上げた。これらの手段は利用可能な是正措置と是正措置の利用の両方に関する。この点で、地域貿易協定によってはより詳細な規制を含むものもある。例えば、環境協力に関する補完協定（NAAEC）とカナダ・チリ環境協力協定（CCAEC）は共に是正措置への非公式な利用は締結国の法律に従って以下のような権利を含むべきであることを明記している。

- 締結国の管轄区での損害に対して他の者を訴える。
- 金銭的罰則、環境法や規制の違反の結果を緩和するための緊急閉鎖や命令などの制裁や是正を求める。
- 環境の保護、環境害を回避するために、有能な権力に締結国の環境法を施行するべく適切な行動を取るよう要求する。あるいは
- 締結国の環境法や規制に反して、あるいは不正行為により、締結国の管轄下においてある者が別の者の行為の結果として、損失、損害、損傷を被り、あるいは被るかもしれない場合は、差し止め命令を求める。⁴

法的小および司法的環境枠組み強化は、十分な人的、財務的、技術的資源を要求するため、多くの国にとって—とりわけ発展途上国にとっては—重要な課題をもたらす可能性がある。しかし、強力な法的、司法の枠組みは良い統治の基本的要素であり、環境法の効果的施行の要である。

施行メカニズムと係争解決

メカニズムには2つの基本的タイプがある。⁵

- 環境協力に関する補完協定（NAAEC）、カナダ－チリ環境協力協定（CCAEC）、カナダ－コスタリカ自由貿易協定（CCRAEC）に見られるように環境法の施行を保証する国家間のメカニズム。また米国とヨルダン、シンガポール、チリ、モロッコ、バーレーン、オーストラリアの地域貿易協定及び米・中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）に見られるような、貿易に影響を与える事項について環境法の施行を保証する国家間のメカニズム。
- 環境協力に関する補完協定（NAAEC）、カナダ－チリ環境協力協定（CCAEC）、米－中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）に見られるように環境法の施行を促進する公開提案メカニズム。

これらのメカニズムは、国は国際法義務に従っているかどうかよりも純粹に国内法の施行に焦点を合わせている点で、国際環境法の見地から言うと先駆的である。⁶それらは2つの基本的な目的のうちのどちらか、あるいはその両方の達成を目標としている。それらの目的とは、少なくとも成立した環境法が効果的に施行されていることの保証を通じて、協定の貿易相手国の環境規定体制を強化し、競争産業の競争条件を同じにすること、である。

国家間のメカニズム：主な要素

環境事項に関する協議

2、3の地域貿易協定、とりわけ米国とカナダが含まれるものは、協議方法を規定しており、「環境法に関するいかなる事柄に関しても締結国は他の締結国との協議を要請してもよい。（中略）締結国はその事項に関して互いに満足な決断に到達するようあらゆる努力をしなくてはならない。また適当と思われる者や組織から助言や支援を得てもよい」としている。⁷太平洋間戦略経済連携協定（TPSEP）の環境協力協議の協議に関する規定は少し異なる方法で述べられている。（ボックス 7.1 参照）

ボックス 7.1 太平洋間戦略経済連携協定（TPSEP）の環境協力協定における協議

第5条： 協議

1. 締約諸国は、いかなる場合も本協定の解釈と適用について合意に達するよう努めるものとし、その運用を妨げるおそれのある問題を解決するため、対話、協議、協調の手段を通じてあらゆる手立てを講じるものとする。
2. 第2条（重要な要素と義務）の解釈と適用について、任意の締約国間において問題が提起された場合は、関係当事国は、対話、協議、協調の手段で誠意を以って友好的に問題の解決を図るものとする。
3. 第2条（重要な要素と義務）の解釈と適用についての問題提起については、締約国は相手とする締約国に国の連絡先を通じて協議を要請できる。連絡先は、当該事項を所管する省庁や担当官を明らかにし、必要とあらば、要請した締約国と相手締約国との情報伝達を支援するものとする。関係当事国は一方の締約国に最初の情報通知を行う。
4. 関係当事国は、他に相互の合意なき場合、6ヶ月を超えない範囲で、協議のを決定するものとする。
5. 当初の協議手続きで以って問題が解決されない場合は、利害に係る締約当事国間の特別協議に付託され、その会議には総ての締約国が招聘される。当該議案は太平洋横断戦略的経済連携委員会における関与締約国による討議にも付託される。
6. 利害に係る締約当事国間の特別協議の結果については報告書を作成するものとする。当事国（諸国）は、太平洋横断戦略的経済連携委員会の見解も考慮に入れ、可及的速やかに、同上報告書の勧告と提言を実施するものとする。

出典：ニュージーランド国外務・貿易省、www.mfat.govt.nz/Trade-and-Economic-Relations/Trade-Agreements/Trans-Pacific/index.php.

もし協議がその事項を解決出来なければ、通常締結国は次の手段を取ることができる。締結国は特定の組織が速やかにその問題を解決するよう召集されることを要請できる。解決に至る手段は政府あるいは外部の専門家の協議を含む場合もあり、斡旋、和解、仲裁の形を取る場合もある。締結国が問題を解決出来なければ、正式な係争解決手続きを開始することも出来る。（それもまた貿易義務に適用できる。）

しかし、この最後の選択肢は締結国が環境法を効果的に施行出来ない場合にのみ適用できる。⁸ 環境法を弱めてはならない、または最低限の手続き保証を提供するという責務などの、協定の下での他の環境義務の違反には、適用出来ない。

つまり、環境章から発生する他の全ての事項は地域貿易協定の環境章に則って設立された協議手続きに従って処理されなければならない。米国－ヨルダン間の協定は例外であり、協定の全ての規定（環境と貿易に属する全ての規定を含む）は同じ協議手続き、同じ正式な係争解決メカニズムに則る。⁹しかし、義務は違う表現で表されている。「尽力に務める」としており、本質的に施行力は制限されている。

環境協力に関する補完協定（NAAEC）とカナダ－チリ環境協力協定の下では、どの締結国でも相手国に環境法の施行不履行の傾向がある場合には協議を要請することが出来る。しかし「締結国の環境法の施行の不履行の継続的傾向が、製品を製造したり、サービスを提供したりする仕事場、会社、企業やセクターに関係している場合」に限り、係争解決手続きを持ち込むことが出来る。¹⁰

是正措置

通常の貿易是正、つまりより高い関税の賦課は、環境法と規制の施行の不履行の原因である政府行動に望むような変化をもたらさないかもしれない。実際、政府の環境法の施行不履行は、不正な貿易利益獲得の試みと言うよりは、不適切な制度能力や経済的手段の結果かもしれない。

これらの事情に対して、幾つかの地域貿易協定は、環境保護法律の施行義務不履行の場合には、報復ではなく是正措置を規定している。これらは所謂「賢明な」な罰である。この規定の下、違反した締結国は、自分の国の領域で適切な環境計画（環境法施行の改善に向けての努力も含む）のために使用される基金に金銭的評価額を献金しなければならないかもしれない。しかしもし締結国が要求金額を貢献しない場合は、地域貿易協定は査定額を徴収するために明確に苦情を申し立てている締結国に対して報復的関税を課すことを許可する。北米自由貿易協定（NAFTA）以降の米国の全ての地域貿易協定はこれらの賢明な金銭的評価を含む。

施行不履行の金銭的罰則は最高 1500 万米ドルである。例外は、北米自由貿易協定（NAFTA）後に一番早く締結された環境に特化した是正規定の無い米国とヨルダンの協定、および最高額を 2000 万米ドルに制限している北米自由貿易協定（NAFTA）自体である。罰則は法を犯した国での環境計画－施行を高める努力等－を目的として設立された基金に支払わなければならない。

法廷の選択

地域貿易協定の国家間係争の解決におけるもう一つの重要な要素は、要求が持ち込まれる法廷の選択に関するものである。また、その選択が地域貿易協定と多国間環境協定の関係に与える潜在的影響も含む。地域貿易協定と WTO の下発生する係争に関しては、多くの協定が苦情を訴える締結国にどこに主張を持ち込むか決定する権利を認めている。¹¹しかし被告の締結国が、その行動は多国間環境協定と地域貿易協定の関係を管理する規定で取り上げられていると主張し、その問題は地域貿易協定の下審理されることを要求すれば、原告は地域貿易協定のメカニズムの下でのみ係争を続けることが出来る。¹²しばしば分断化が進む国際的な法的秩序の中では、この種の規定は国際貿易と環境協定の間の重要なメカニズムである。

係争解決機関の環境専門家

幾つかの地域貿易協定は、環境法の施行不履行の係争を解決するよう求められる組織の能力強化、および専門家や科学調査委員会の特別の役割について考慮を開始している。一例として、締結国が環境法の施行を怠ったと申し立てられた場合に対処する環境名簿の設立を規定している米国チリ協定がある。¹³米・中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）では、環境係争に対処するために召集された委員会は全員環境専門家で構成されなければならない。

さらに、米国チリ協定等の地域貿易協定は、係争解決の節で（協定下での全ての係争に適用可能）、「委員会は、締結国の要請に基づき、あるいは締結国が否認しなければ自らの主導で、締結国が訴訟中に提起した環境、労働、健康、安全や他の技術的な事柄に関する情報や技術的助言を含む情報や技術的助言を、適切と認める者や組織に要求することが出来る。¹⁴

国民参加

係争解決手続きにおける国民参加は、その係争が環境側面を含む場合は環境専門家から情報提供を貰い、市民社会に懸念を表明する機会を与えるため、貿易と環境を繋ぐという点で重要な役割を担っている。

国家間の係争における国民参加は、地域貿易協定全体にわたって様々な形態で存在する。北米自由貿易協定（NAFTA）の第 20 条は係争中の締結国にとっての仲裁手続きを概述しているが、全ての聴聞会、審議、書面による提案、初期の委員会の報告はそれを極秘とする、としている。同様のモデルに倣って、カナダ－チリの自由貿易協定の係争解決規定もまた全ての委員会は非公開でなければならないとしている。しかし、これらの地域貿易協定の締結国が係争解決手続きに慣れ、国民参加の様々な側面がより理解されるようになったため、閣僚達は仲裁委員会の非公開での運営を修正する共同声明を発した。2004 年 7 月の北米自由貿易協定（NAFTA）の実施を監督する NAFTA 自由貿易委員会の会議で、貿易閣僚達は北米自由貿易協定（NAFTA）本文における国民の利害を認識し、官僚に対して 20 章に則って設立された仲裁委員会の「公開聴聞会を管理する規則を作成する」よう指示した。¹⁵

最も最近に締結された地域貿易協定の幾つかは公開聴聞会と国民参加のための具体的な規定を作成している。オーストラリア－米国協定と米・中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）の係争解決規定は殆ど同じであり、商業的に機密と思われる情報がある場合は、公開聴聞会と書面による提案への国民の利用を規定している。オーストラリア－米国の地域貿易協定は締結国に対して、「委員会は締結国領域内の個人や組織からの、委員会が締結国の提案と議論を評価するのに役立つような係争に関する書面による意見を提供するようにという要請を考慮するものとし、締結国にそのような書面の意見に対応する機会を提供すること」を保証するような手続きの規範となる規則を作るよう指示している。欧州連合とチリの間の連合協定も同様の方法を取る。この協定は、両方の締結国が承認すれば、極秘取引情報が非公開であることを条件に、委員会における聴聞会が公開されてもよい、と規定している。またその協定は、締結国が不認可としなければ、委員会は法廷助言人の提案を受けてもよいとも明記している。¹⁶

こうした最近の展開にも拘わらず、幾つかの地域貿易協定の係争解決規定は非公開で極秘の聴聞会を依然として規定している。日本－メキシコ自由貿易協定は係争解決メカニズムの下での仲裁委員会の設立を規定し、仲裁裁判所は非公開審議で開催されなければならないと明記している。タイ－オーストラリア自由貿易協定は、全ての仲裁委員会での聴聞会は非公開審議で開かれ、委員会への全ての書面による提案は極秘であると規定している。¹⁷また、南米南部共同市場（MERCOSUR）加盟国間の係争を管理するオリボス議定書は、審問と書面による提案は非公開、極秘でなければならないと明記している。¹⁸

国家間メカニズムの経験

幅広い環境規制の施行の奨励という考えは、越境環境損害が潜在的懸念である北米自由貿易協定（NAFTA）の本文に初めて表れた。よって北米における環境体制の有効性は 3 国にとって、とりわけ自国の利益のために、基本的な関心事である。その後のカナダ－チリの文脈における取り組み方の統合は政治的なものであった。つまり、チリは北米自由貿易協定（NAFTA）（及び環境協力に関する補完協定（NAAEC））に加盟する予定であったため、まるで北米自由貿易協定（NAFTA）/環境協力に関する補完協定（NAAEC）はカナダとの協定での義務であるかのように北

米自由貿易協定（NAFTA）/環境協力に関する補完協定（NAAEC）に倣わざるを得ないと考えた。カナダ・コスタリカの文脈では、おそらく実質的命令がなかったことが是正規定が明らかに欠落してしまった理由だったと思われる。

北米自由貿易協定（NAFTA）後の米国の全ての地域貿易協定は、「本協定が発効した日以降は、締約国は、*締約国間の貿易に影響を及ぼすような方法によって、一連の連続的あるいは反復的な措置ないし非行動を行い、環境法を効果的に実行すべきである*」¹⁹（強調を追加）、というような内容の条項をこの線に沿って盛り込みながら貿易関連の施行の範囲を制限してきた。またこれらの協定は締結国が施行に関する事柄で裁量を発揮する権利を保有することを認めている。

環境施行能力の改善と規制による不均等な競争条件から来る貿易摩擦の削減という二重の目的を達成するのにこれらのメカニズムはどれ程効果的であったのだろうか。それらを評価する具体的な基準は殆どないが、確実にその一つはそれらが使用された頻度である。現在までどれも、協議や斡旋のための係争前の便宜としてすら施行されていない。

振り返ってみると使用に至らなかったことは理解出来る。国内の環境法を適切に施行出来ないことの釈明を国際メカニズムに求めるのには論理的に相当な当惑がある（例えば、国内産業保護のために禁止されている貿易措置を使用して叱責されるよりはずっと大きな違和感がある）。そしてそのような法律の施行が完璧になされている国は殆どない。そのため、非行動の費用が潜在的な原告にとってとても高い場合を除けば、諸国は「真っ先に非難する」のを躊躇してしまうかもしれない。諸国は、協定の文言が権利を認めていたとしても、他国に罰則を課すことになる係争を開始する費用—財政的、政治的、その他—を負うことに単に躊躇してしまうかもしれない。

もちろん、施行メカニズムは環境基準の戦略的未施行に対しての効果的な抑止力であるため、正確には使用されていないと主張することも出来る。この本質的に難しい事実に対する仮定を証明あるいは反駁反証する証拠を提供できるものは文献には存在しない。しかし、米国とシンガポールの自由貿易協定における取り決めの影響で、シンガポールは野生生物の違法トランシップに関する国内法をより効果的に施行するようになったという不確かな証拠はある。シンガポールはそれまで野生動物の違法トランシップの世界最大の中心地の一つであった。（Lin, J., 2005 年）しかし最近ではシンガポールは施行と協力に力を入れ、2006 年 3 月には、トランシップは国の施行命令下に置かれ、罰則を 10 倍に増やす新しい絶滅危惧種法が効力を発した。より詳細な分析がなされないとその因果関係を結論付けるのは難しい。またこのシンガポールの努力もまた、ASEAN 全体での野生動物の違法貿易に対するより強力な履行と施行のための協力の推進と関係があるかもしれない。

彼らが探す問題、すなわち過度の競争力を獲得するための環境法の戦略的非施行—は、全く存在しないため、メカニズムもまた使用されないのかもしれない。上述したように、一般に不十分な施行や施行の欠落は、貿易と投資を促進するために「公害回避地を創る」という戦略的選択と言うよりは能力や資源の欠如による。

公開提案メカニズム

公開提案メカニズムの異なる様式の概要

多くの地域貿易協定は環境法の施行の欠如に対して国民の提案を認めている。この措置は締結国が環境基準を低め、過度に競争力を獲得することを防止するよう規定を強化することが目的であるが、例えば米国とカナダの地域貿易協定、とりわけ北米自由貿易協定（NAFTA）とその環境付帯協定の環境協力に関する補完協定（NAAEC）に表れている（ボックス 7.2 を参照）。²⁰そのメカニズムにより、締結国の国民はある締結国が環境法を効果的に施行していない場合はそれについて苦情を申し立てることが出来る。その施行が貿易に影響を与える場合に限るという条件はない。提案が正当であると判断されれば、その訴訟の事実を文書で証明し、事実記録が作成される。これはコンプライアンスを保証する「日光」戦略である。事実記録の展開は決まりが悪いので被告の政府はその問題に対処する措置を取ると推測されている（Jacobsen, H. and E. Brown-Weiss, 2001 年）。

ボックス 7.2 環境協力に関する補完協定（NAAEC）下の国民の提案手続き

環境協力に関する補完協定（NAAEC）は北米環境協力委員会（CEC）を地域環境懸案事項に対処する恒久的事務局として設立した。これは照会の手続きを締結国領域内の国内環境法の施行にまでもっていくことを含む。

環境協力に関する補完協定（NAAEC）の 14 条、15 条は国民の提案手続きの条件を概説している。それによると、「協定の締結国の領域内に設立あるいは居住する非政府組織あるいは個人は施行に関する事項に関して、（CEC に考慮、調査するように CEC に）提案をすることが出来る」全ての提案は環境協力に関する補完協定（NAAEC）の 14 (1) 条に概説されている一連の基準に従ってなされなければならない。

提案が基準を満たせば、CEC 事務局は指名された締結国から 30 日以内に返答の要求を決定する。締結国の返答の後に、事務局は資料を再検討し、閣僚会議に対して事実記録の準備が正当であるかどうかについて勧告を行う。閣僚会議は、3 分の 2 の多数決で、事務局からの勧告を承認あるいは拒否することが出来る。もし拒否すれば、調査のプロセスは終了する。もし承認すれば、事務局は調査、事実記録の起草を開始するように指示を受ける。そしてその際に事務局は国民、専門家、実務家から正式に情報を要求することが出来る。事実記録は環境協力に関する補完協定（NAAEC）の全締結国の意見を盛り込んでいるが、閣僚会議の 3 分の 2 が認めれば一般に公開することが出来る。現在の所、全ての事実記録が公開されている。

事実記録の意図は問題に関する法律の決定を提供することではなく、「付託者、環境協力に関する補完協定（NAAEC）締結国、その他の利害関係者の国民が取り上げられた事項に関して適当と思われる行動を取ることを支援するような環境法を、北米において環境法を効果的に施行することを怠ったと思われる情報を提供すること」である。事務局は締結国の将来の作業について勧告をしない。また、事実記録の制度化された検証を提供することもしない。

事実記録の目的は事務局が申し立ての徹底調査を実施し、事実の中立的決定を提供することである。訴訟によっては、事務局は環境法の施行に整合性がない分野を明らかにした。またある訴訟では、事務局の調査で漁業の劣化に適切に反応する十分な情報が欠如していることがわかり、締結国は地域での環境法を効果的に施行する統合的な全地域段階での戦略を欠いているとした。また、別の訴訟では、事務局はある締結国が汚染場所への接近を防ぐために、あるいは有害物質の流れを防ぐためにも何の行動も起こさなかったことが分かった。また、この訴訟において、事務局は政府は共同体への害に気づいていながら、未だ問題の場所を相応しい状態にまで回復していないと記述している。

1. 閣僚会議は 1999 年に、環境協力に関する補完協定（NAAEC）の条項第 14 および 15 において概説されている規定に対する補足として、北米環境協力協定の条項第 14 及び第 15 による執行状況に関する提案のための指針改定版を採択した。www.cec.org/citizen/guide_submit/index.cfm?varlan=english

2. 事実記録 CEC のホームページ www.cec.org/citizen/status/index.cfm/varlan=english で閲覧、取り込み可能である。

出典: 環境協力委員会, www.cec.org.

カナダ・チリの環境協力協定の 14 条と 15 条は環境協力に関する補完協定（NAAEC）のそれと似ている。14 条はどちらかの締結国の環境法の非施行とされた場合に公開提案を認めている。15 条は事実記録が請願審査委員会の勧告によって準備され、委員会の会議でどちらかの締結国が承認することを指示している。現在まで一連の行為に対する 4 つの公開提案があった。²¹

公開提案のあまり形式的ではない手続きがカナダ・コスタリカの環境協力協定に組み入れられている。この協定は国民は誰でもいずれの締結国に対しても環境法を効果的に施行する責務に関して質問を提出することが出来ると規定している。質問を受けると、両締結国は質問を受け取ったことを書面で通知し、時期を得て回答をし、質問と回答の概要を一般に公開する、ことに同意する。現在までの所、質問は一つも提出されていない。

公開提案プロセスに於ける他の前進は米・中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）で見られた。米・中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）では、公開提案プロセスの設立を含む環境規定を本文に組み入れている。²²公開提案プロセスに加えて、米・中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）は委員会の全ての各会合は協定の環境規定の履行を議論するための国民との集会を含む、ただし否認されればその限りではない、と規定している。

通常提案手続きの形式は環境協力に関する補完協定（NAAEC）型に倣うが、注目に値する差異も存在する。まず、環境協力に関する補完協定（NAAEC）に既に管理されている手続きにより、米

国国民と非政府組織は米・中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）の 17 条の下、米国の非施行疑惑に關して告訴する権利はない。

しかし、他の締結国の市民や非政府組織は、もし指定の基準が満たされれば米国の非施行に対して告訴することが出来る。さらに、環境協力に関する補完協定（NAAEC）閣僚会議の多数決投票案と異なり、米・中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）モデルでは、閣僚会議のいずれかの締結国の投票で事実記録が開始される。同様に、会議加盟国一国の投票があれば、事実記録は一般に公開しなければならない。

他の地域貿易協定のメカニズムと対照的に、米・中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）は検証の手続きを規定している。事実記録完了後、環境委員会は事実記録で取り上げられた事項に対して、環境法施行の監視メカニズムの更なる開発を締結国に勧告することが出来る。

これまで公開提案はどのように機能してきたか？

確かに公開提案手続きは国家間のそれと比べるとより徹底的に実施されてきた。2006 年 11 月現在、環境協力に関する補完協定（NAAEC）の下では 57 の市民からの提案があった。少なくとも 2 つの事例で、このプロセスにより環境保護が改善されたという証拠がある。²³カナダとチリのメカニズムではかなり少なく、1997 年 7 月以降 4 つの提案がなされた。これらのうち事実記録になったものは一つもない。ある事例では、事実記録のための技術委員会による勧告が閣僚会議で否認された。そのことはその後提案が尻すぼみになったことを部分的に説明しているかもしれない。つい最近施行されたばかりの CAFTA ではまだ一つの提案もなされていない。

表 7.1 地域貿易協定と市民の提案手続き

協 定	締 結 国	監督機関/事務局	設立年	受理した 市民提案の数
北米環境協力協定	カナダ、メキシコ、米国	環境協力委員会	1995 年	57 人
カナダ－チリ環境協力協定	カナダ、チリ	カナダ－チリ委員会、それにより各締結国に 2 つの事務局が設立	1998 年	4 人
カナダ－コスタリカ環境協力協定	カナダ、コスタリカ	組織や事務局は設立されていない。提案は其々の締結国の政府に直接提出される。	2001 年	0 人
中米－ドミニカ共和国－米国自由貿易協定	コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、米国	中米経済統合事務局（環境問題委員会）	2005 年	0 人

政府は非施行の局所効果、つまり、広範囲の地域に発生し、市民や市民グループは効果的な施行に強い関心を持っている（Raustiala, K., 2003 年）効果、について全知識を持っているわけではないことを考慮すると、公開提案手続きには効率性、有効性の利点があると主張されている。例えば、公害により生活が影響を受けている者は、現行法の尊重を保証するような動機付けが働く。さらに、国家が市民を警察として頼れるという点で、費用効果的な方法でコンプライアンスを促進している。

関連する短所としては、提案はプロセスを使用するに十分な動機と準備がある者にとって関心の高い分野に焦点をあてる、ということがある。よって扱われた事案の範囲は必ずしも環境の視点から最も緊急な非施行の例とは対応しない。（Raustiala, K., 2003 年）そのため、この種のメカニズムは、（国内あるいは国際レベルにしろ）政府の効果的な監視の補足として活用されると最も価値を発揮する。

さらに、この種のメカニズムの効果は政府を当惑させる程度と正比例している。北米自由貿易協定（NAFTA）文脈に表れて以来、模倣される割合が比較的低いのはそのためかもしれない。もう一つの要素は間違いなく、継続的な市民提案システムを設立、管理するのに必要な高いレベルの財政的、行政的、人的資源である。CEC の作業は、一提案あたりおよそ 50 万米ドルと見積もられているが、実際の数字は場合によって異なる。

そのようなメカニズムは、環境規制が巧みに施行されていないかもしれない地域貿易協定（RTA）の途上国の締結国に対して不当に厳しいように見えるかもしれない。環境協力に関する補完協定（NAAEC）の経験はためになる。52 の提案のうち、26 がメキシコに関するもので、米国と

カナダの合計が同数であった。よってこの種のメカニズムは交渉相手国によっては特に魅力的なものではないかもしれない。この様なメカニズムには価値があると認められれば、とりわけ施行努力が最適以下である場合には、関係政府に認めてもらえる方法を見つけることが課題となる。これは施行能力を協力的に向上することを目的とした一連の補足的な指導力の提供を含むかもしれない。多くのそのような努力が協力と能力開発を扱う章に記述された。

市民提案システムを利用することは、伝統的な政府と市民の関わりの方と相容れない国もあるかもしれない。その一方では、伝統的にそのような機会が存在しなかった国で環境問題への市民の参加を促進することに役立つかもしれない。全体として、そのメカニズムは国内環境法の順守を促進するための幾つかの手段の中では最も効果的なものかもしれない、また市民社会に環境十全性保護のため権限を与えるという副次的な利点もあるかもしれない。

脚注

- ¹ この分析の目的のために、「環境責務」の特徴付けは記述だけによる。正確には、条約の責務は、主題に拘わらず「国際的責務」である。
- ² この調査は地域貿易協定に記述されている一般係争解決メカニズムについての議論はせず、環境問題に対する義務に関する特定の側面に焦点を当てる。
- ³ 例えば以下を参照。NAAEC の条項 6 と 7、米国-オーストラリアの条項 19.3(1)-(3)、米国-チリの条項 19.8、米国-モロッコの条項 17.4、米国-シンガポールの条項 18.3、CCAEC の条項 6 と 7、カナダ・コスタリカ自由貿易協定（CCRAEC）の条項 5 と 6
- ⁴ NAAEC の条項 6.3、カナダ-チリ環境協力協定の条項 6.3
- ⁵ 第 3 の取り組みは、欧州連合の取り組みである。欧州連合では、超国家組織（欧州委員会、欧州司法裁判所）が国家規制当局が環境指令を含む共同体既得物（EU 法規の総称）に従うことを保証するという任務を持っている。そのような独特な地域内関係の成果がもっと広い地域貿易協定のための役に立つ教訓になるかどうか等この取り組みの分析はここではしない。
- ⁶ もちろん、施行の義務を条約に含むせいで、違いが曖昧になる。事実上国内法の施行が国際的な法的責務になる。
- ⁷ 米国-シンガポール、条項 18.7.1 と 2。また米国-オーストラリアの条項 19.7 (1)から(3)、米国-チリの条項 19.6 (1)から(5)、米国-シンガポールの条項 18.7(1) から(3)、NAAEC の第 5 部(係争の協議と解決)、カナダ-チリ環境協力協定の第 5 部(係争の協議と解決)
- ⁸ 米国-オーストラリアの条項 19.7、米国-チリ条項 19.6 (6)、米国-シンガポール条項 18.7(4)。これらの協定の下、法律を施行する義務に関する実質的な規定は締結国間の貿易に対する効果と関連している。
- ⁹ 米国-ヨルダン条項 16 と 17
- ¹⁰ カナダ-チリ環境協力協定、条項 22 と 24
- ¹¹ カナダ-チリ条項 N-05 (1)、カナダ-コスタリカ条項 XIII.6 (1)、NAFTA 条項 2005(1)。
- ¹² カナダ-チリ地域貿易協定 条項 N-05 (2)、カナダ-コスタリカ地域貿易協定 条項 XIII.6 (2)、NAFTA 条項 2005 (3)。NAFTA 以外の米国の交渉する他の地域貿易協定はこの種の規定を含まない。
- ¹³ また米国-CAFTA-DR も参照。米国-シンガポールや米国-モロッコ等の他の協定は環境ロスター名簿を規定していない。
- ¹⁴ 米国とカナダの交渉する他の幾つかの地域貿易協定もまた委員会が専門家から情報を求めるのを認めているが、特に環境や健康対策とは述べていない。例えば、米国-モロッコ、US-CAFTA-DR、カナダ-チリ、カナダ-コスタリカを参照。全ての事例で、係争中の締結国は委員会が自らの主導権で情報を探すことを認めなければならない。

- 15 2004 年 7 月のサンアントニオ、NAFTA 委員会会議共同声明 www.dfaitmaeci.gc.ca/tna-nac/wto_dispute-en.asp.
- 16 欧州連合-チリ連合協定条項 35 付属文書 XV。法廷助言人の提案を承認しないという締結国の決断は委員会設立から 3 日以内になされなければならないことに注意。付属文書 XV の条項 35 も、法廷助言人の意見書は任意委員会設立の日から 10 日以内に提出され、簡潔でキーボードで打った付属文書を入れて 15 ページを決して超えてはならず、委員会が考慮する事実と法的問題に直接関連するものでなくてはならないとしている。
- 17 タイ-オーストラリアの条項 1807(1)と 1807(2)。条項 1807(2)はに締結国が独自に自らの提案を公開することを除外してはいないが、他の締結国の提案を公開する権利を与えていないことに注意。
www.dfat.gov.au/trade/negotiations/aust-thai/tafta_chapter_18.html.
- 18 南米南部共同市場（MERCOSUR）、2002 年 2 月、論争解決に関するオリボス議定書 条項 46
- 19 米国・中米共和国自由貿易協定（CAFTA）条項 17.2 から引用、しかし他の米国の協定の用語も事実上は同じである。
- 20 NAFTA 加盟国を含む地域貿易協定の市民提案プロセスも同様のパターンであるが、NAAEC 手続きに関して幾らかの違いもある。環境協力に関するカナダとチリの協定は両国の環境法の施行を審査する権限を持つカナダ-チリ委員会を創設した。北米 CEC と同様、カナダ-チリ委員会も、それぞれの締結国の内閣級の代表からなる会議が指揮を取っている。委員会はまた請願審査委員会と公開協議委員会から成る。両国の専門家がそれぞれの委員会に交代制で指名される。カナダ-チリ委員会は、NAAEC が設立した永続的、中央集権的事務局とは違って、それぞれの国に一つずつの計 2 つの国家レベルの事務局を作った。詳細はチリ国家事務局ウェブサイト www.conama.cl/チリ canada/1288/channel.html とカナダ国家事務局ウェブサイト can-chil.gc.ca/English/Resource/Agreements/AECCC/Default.cfm
- 21 4 つの事例で事実記録が準備されたものは一つもない。ある事例について請願審査委員会が事実記録の準備を推薦したが、委員会から拒否された。アンダコロコブレ鉱物事業の情報はチリ国家事務局ウェブサイトから入手可能。www.conama.cl/チリ canada/1288/条項-29497.html
- 22 US-CAFTA-DR17 章は USTR ウェブサイトから入手可能。特に条項 17.7 は施行に関する提案を扱っている。
www.ustr.gov/assets/Trade_Agreements/Bilateral/CAFTA/CAFTA-DR_Final_Texts/asset_upload_file9_3937.pdf. 協定の 17 章の環境問題に対する義務を補足、詳述するため、締結国は共同で環境事項のための事務局設置に関する合意に調印した。この合意では、環境事項事務局を設置する。この事務局は独立組織として機能し、現行の中米経済統合に含まれる。本文は以下に掲載。
www.ustr.gov/assets/Trade_Agreements/Bilateral/CAFTA/Briefing_Book/asset_upload_file222_7227.pdf
- 23 これらの訴訟はコズメル埠頭訴訟（メキシコに対して起こされた）（2002 年 3 月 8 日、メキシコ市会議の、共同諮問委員会会員の意見を報告している JPAC 要約報告書を参照）と BC ハイドロ社訴訟（カナダに対して起こされた）（「市民提案は BC ハイドロ社訴訟で有益であることが証明された」TRIO、2001 年秋、を参照）

第8章 締結国の環境法を採択、または維持する権利

実質的に全ての地域貿易協定は、健康の保護、天然資源の保存、もしくは環境保護のための協定の下での責務の適用を制限することを認める条項を含んでいる。多くは GATT の 20 条をモデルにしている。

地域貿易協定の中にはまた、その地域貿易協定と貿易相手国が締結国である地域協定、多国間協定の関係を明確にする規定を含むものもある。

一般的に貿易ルールは環境と人間の健康を保護すべく国内政策を追求するような広く、十分な機会を提供する。さらに、事実上全ての地域貿易協定は、健康保護、天然資源の保全、もしくは環境保護目的のために協定の下での責務の適用を制限することを容認するを含む。環境に関する一般例外を含まない地域貿易協定はごく僅かである（例えば、南米南部共同市場（MERCOSUR）や西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS））。

物品の貿易に関しては、大まかに一般例外条項には 3 種類がある。1994 年の GATT の 20 条をモデルとして作成されたもの（これ以降「20 条」と記載）。統合 EC 条約の 30 条の用語に基づくもの（前 36 条）、その他の方法で組み立てられたもの。これらの分類上の区分については以下より詳細に説明する。ボックス 8.1 は幾つかの例外条項の例である。地域貿易協定の中には、その協定と、貿易相手国が締結国である地域や多国間協定の関係を明確にする規定を含むものもある。

これまでの所、これらの規定を実際に履行した例は殆どなく、規定絡みの正式な係争は一つもない。しかし、このことは、これらの条項が不必要であることを意味するものではない。それどころか、これらの条項は、国際的な環境に対する義務から発生するものを含めた、国内の高い環境基準を維持するための諸国の特権をあらためて表明する意義を持っている。

20 条をモデルにした地域貿易協定の一般免責条項

正確な用語は異なるものの、地域貿易協定の多くの環境関連の例外条項は 20 条をモデルにしている。一般的に、その規定の用語を繰り返すか、明確にそれに言及するか、あるいは組み入れている。20 条の前文に要請があれば、20 条は「枯渇性天然資源の保存に関する」措置、または「人間、動物、植物の命や健康を保護するのに必要な」措置を正当化する。20 条は、独断的または不当な差別の手段や国際貿易の偽装制限となる方法でそれらの措置を適用してはならないと規定する。この種の条項は多くの地域貿易協定に含まれている。¹

また、これら「20 条型条項」の幾つかでは、健康例外は人間、動物、植物の生命や健康を守るのに必要な環境的措置を含み、20 条 (g) の天然資源の保存に関する例外は生物の天然資源を含む、と明記している。そのような規定は主として北米自由貿易協定（NAFTA）や北米自由貿易協定（NAFTA）後にカナダや米国の締結した協定に含まれているが、また南米南部共同市場（MERCOSUR）、メキシコ、CARICOM²が締結した協定の幾つかにも含まれている。SADC は、その項が「枯渇性天然資源や環境の保存に係する」措置を対象とするように 20 条 (g) の用語に「環境」を追加している。

メキシコとチリの間の協定、オーストラリアとニュージーランドの間の協定などは、「関係する」³という用語の代わりに「必要な」という用語を使用し、GATT の 20 条 (g) の天然資源に関する用語を変更した。他の協定は、GATT の 20 条の構造を踏襲しながらも、天然資源の保全に関する措置の例外を一括除外している。例えば、南アジア自由貿易協定と EC-チリ協定は人間、動物、植物の生命や健康を守るために必要な措置についてのみ例外を規定している。

EC 条約の 30 条（前 36 条）をモデルにした免責条項

EU と他の諸国間で締結された殆どの協定、欧州自由貿易協定（EFTA）と他の諸国間で締結された多くの協定は、欧州共同体設立条約の 30 条（1998 年のアムステルダム条約で最新版が作成された。）（これ以降「EC 条約」と記載）で使用されている用語を大いに反映

している一般免責条項を含む。その条項は「公共の道德、公共政策、公共安全、人間、動物、植物の健康と生命の保護、芸術的、歴史的、考古学的価値を保有する国宝の保護、産業や商業財産の保護の理由により正当化される輸入、輸出、郵送中の商品に対する禁止、制限を、28 条と 29 条の規定は排除すべきではない」と規定している。しかし、そのような禁止や制限は加盟国間の独断的差別や貿易に対する偽装の制約の手段となってはならない。⁴

この一般免責条項の文章は GATT20 条と異なる。免責事項は明示された「根拠の下」「正当化」されることを命じている。これらの表現は GATT20 条には表れない。同時に EC 条約の 30 条には 20 条に使用されているものと類似の用語が含まれている。しかし、20 条とは対照的に、EC 条約の 30 条は天然資源の保存に関する特定の例外を含まない。しかし、健康と（とりわけ）「公共政策」などに関する例外は含んでいる。⁵

EC 条約の 30 条（前 36 条）の用語をよく繰り返す協定には、欧州・地中海協定、EU と EFTA 間の協定、EU と南アフリカ間の協定、多くの EFTA 協定（クロアチア、ヨルダン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国（FYROM）、モロッコ、パレスチナ当局、ブルガリア、ルーマニアなどと個々に締結した協定を含む）がある。

天然資源の保全に関する例外を追加した協定も、その点以外は EC 条約の 30 条（前 36 条）の用語と構成を模倣している。そのほかの点では EC 条約の 30 条（全 36 条）に従っているが、天然資源の保全に関する例外を追加した協定もいくつかある。そうした例としては、EU と東欧諸国間の協定がある。西アフリカ経済金融同盟（WAEMU-UEMOA）は EC 条約の用語と類似の用語を使用している。しかしまた貿易制限を正当化する根拠として環境保護に言及している。

ボックス 8.1 地域貿易協定の環境に関する例外条項

米国の地域貿易協定¹

「2 章から 8 章までの目的（国内処理、商品への市場参入、農業、繊維、原産地規則、関税行政、衛生植物検疫措置、貿易の技術的障害）のために、1994 年 GATT20 条とその解釈註は、**必要な変更を加えて**、本協定に統合され、その一部となった。締結国は、1994 年 GATT20 条 (b) に言及されている措置は、人間、動物、植物の生命と健康の保護に必要な環境手段を含み、1994 年 GATT20 条 (g) は、生物と非生物の枯渇性天然資源の保存に関する措置に適用する、と了解する。」

欧州地中海協定²

「公共道德、公共政策、公共安全、人間、動物、植物の健康と生命の保護、芸術的、歴史的、考古学的価値を保有する国宝の保護、知的財産・産業や商業財産の保護、または金銀に関する規制の理由により正当化される輸入、輸出、輸送中商品に対する禁止、制限を、本協定のいかなる部分においても排除すべきではない。しかし、そのような禁止や制限は加盟国間の貿易に対する独断的差別や偽装の規制手段となってはならない。」

日本－メキシコとタイ－オーストラリア

「各章の目的のために（中略）**必要な変更を加えて**、1994 年 GATT の 20 条は本協定に組み込まれ、その一部となった（中略）。」

SADC

「そのような措置が、加盟国間での独断的あるいは不当な差別の手段、SADC 内貿易の偽装制限になるような方法では用いないという条件で、本議定書の 7 条と 8 条のいかなる部分も、加盟国によるいかなる措置の採択や施行を妨害するように解釈されてはならない。」

- 人間、動物、植物の生命と健康の保護に必要である
- 枯渇性天然資源と環境の保全に関する

ニュージーランド－シンガポール

「もしそのような措置が、他の締結国の人々に対しての独断的あるいは不当な差別の手段、商品やサービスの貿易、投資に対する偽装制限として使用されないという条件で、本協定の如何なる部分も、立法、規則設定、規制に関する権限の使用において締結国が措置を採択することを排除してはならない。」

- 人間、動物、植物の生命と健康の保護に必要である。
 - 「そのような措置が国内生産や消費の制限と共に効果的なものとなれば、枯渇性天然資源を保全する（中略）」
1. 米国－オーストラリア（条項 221. ）、米国－バーレーン（条項 20.1）、米国－チリ（条項 19.3）、米国－CAFTA-DR（条項 12.1）、米国－ヨルダン（条項 12.1）。
 2. EC-アルジェリア（条項 27）、EC-エジプト（条項 26）、EC-イスラエル（条項 27）、EC-パレスチナ当局（条項 16）、EC-ヨルダン（条項 27）、EC-レバノン（条項 27）、EC-モロッコ（条項 28）

他の一般免責条項

多くの例外条項は GATT の 20 条や 30 条（前 36 条）とは異なる方法で作成されている。COMESA は「加盟国は以下に影響を与えるような制限や禁止を開始、継続、実行する（中略）ことが出来る。（中略）(c) 人間、動物、植物の健康または生命の保護、公共道徳の保護（中略）」と規定している。また、南アフリカ関税同盟（SACU）の例外条項は、「(a) 人間、動物、あるいは植物の健康の保護、(b) 環境（中略）、(g) 枯渇性の天然資源」のための例外を規定している。

また、1980 年のラテンアメリカ統合協会（ALADI）設立の法律文書は、モンテビデオ条約とも言われているが、「現在の条約のどの規定も、（中略）人間、動物、植物の生命と健康の保護（中略）に関する措置の採択と遵守を除外すると解釈されてはならない」と規定している。南米南部共同市場（MERCOSUR）条約はモンテビデオ条約を参考にして同じ例外を取り入れている。⁶

衛生や植物検疫措置、貿易への技術的な障害に関する面積

上述したように多くの地域貿易協定は、衛生と植物検疫（SPS）措置や貿易に対する技術的な障害（TBT）に関する規定を含む。⁷これらの規定はそれ自体例外ではないが、締結国が特定の規律の下に SPS や TBT 措置を課す権利を認めている。多くの環境や健康関連の規則が TBT や SPS 規則としての資格があるため、SPS や TBT 規則は重要な環境上の意味合いを持ちうる。

一般的に SPS や TBT 規定を含む地域貿易協定は WTO の下 SPS や TBT 規則の適用を容易にすることを目的とする。これはしばしば WTO 規則を再確認したり、既存の WTO 規定の共通理解を追及したりすることによって行われる。よってこれらの地域貿易協定は WTO の SPS や TBT 協定の既存の権利や責務に大いに依存する。通常、地域貿易協定は商品の売買に関する一般免責条項の適用を SPS や TBT の章や規定を対象とするところまで広げる。その例としては、北米自由貿易協定（NAFTA）、とその後米国が締結した協定、並びに EFTA- シンガポール、EC-メキシコ、EC-チリ協定がある。⁸

サービスに関連する免責

サービスを対象とする多くの地域貿易協定は、追加的解釈事項である GATS の 14 条（GATS 一般例外規定）の用語を組み入れ、言及し、繰り返している。14 条はとりわけ人間、動物、植物の生命と健康を保護するのに必要な規則に関する免責を規定している。GATT の 20 条と対照的に、GATS は天然資源の保全に関する措置の例外を別に設けていない。GATS と類似の条項を持つ地域貿易協定の例は、オーストラリアータイ、EC－メキシコ、EFTA－メキシコ、EFTA－シンガポール、日本－シンガポール、日本－メキシコ、韓国－チリ、シンガポール－ヨルダン、メキシコ－チリがある。

当然、WTO 設立以前（そして GATS 採択以前）に採択された地域貿易協定は GATS における免責を参考としていない。その代わり、例えば北米自由貿易協定（NAFTA）は「健康、安全、消費者保護に関するものを含む本協定の規定と矛盾しない法律や規制とコンプライアンスを確保するために必要な措置」の例外を規定している。北米自由貿易協定（NAFTA）後に米国が他の国や貿易地域と締結した殆どの協定は、GATS における免責を参照しており、また「GATS の 14 条(b)に言及された措置は人間、動物、植物の生命と健康

の保護に必要な環境措置を含む（強調箇所は追加）」と明記している。少なくとも一つの協定（ニュージーランドーシンガポール）は GATS14 条の用語に、天然資源の保全の例外を追加している

通常、欧州地中海協定はサービス規定の適用を「公共政策、公共安全、国民の健康を根拠に正当化された制限」に限定している。従って、それらは物品の免責事項と同様の用語を使用する。エジプトとの協定のように、幾つかの欧州地中海協定はサービス規定の例外を全く含まないものがある。EU と東中央ヨーロッパの前中央計画経済国、前ソビエト連邦の共和国との自由貿易協定もまた同様な免責事項を含む。

緊急輸入制限条項

幾つかの地域貿易協定は、免責条項の他に環境上の緊急輸入制限条項を含む。例えば、EU と EFTA 間の最新の EFTA 条約と協定は、環境的問題の場合に予防措置を認めており、「領域内の自然や、地域の自然における、経済的、社会的、環境的に深刻な長引く問題が発生している場合は」加盟国が一方的に適切な方法を取る権利を付与している。

地域貿易協定と他国間環境協定の関係

貿易規則と多国間環境協定 (MEA) の規定の関係は、多国間級での貿易と環境議論の中の原則的な問題の一つであった。多くの最近締結された地域貿易協定はこの問題に対処しているが、おそらくそれは、既存の WTO 規則と MEA に定められた特定貿易責務の関係に関する WTO 貿易と環境委員会での進行中の交渉を反映してのことであろう。米国が締結した幾つかの地域貿易協定、例えば米国－CAFTA- DR や米国－チリは、締結国は「多国間の環境協定についての WTO で進行中の交渉に関して」協議してもよい、と規定している。⁹

地域貿易協定の規則と責務から多国間環境協定関連の措置を免除する特定の保留条項のある協定は殆どない。（ボックス 8.2 の例を参照）

ボックス 8.2 主要地域貿易協定における多国間環境協定の例（参照資料）

北米自由貿易協定 (NAFTA)

環境と保全の協定との関連。

本協定と以下に定められた特定の貿易の責務が一致しない場合。

- (a) 1973 年 3 月ワシントンで作成された絶滅寸前の野生動植物種の国際貿易に関する条約（1979 年 6 月 22 日に修正を含む）
- (b) 1987 年 9 月 16 日にモントリオールで作成されたオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書（1990 年 6 月 29 日に修正を含む）
- (c) 1989 年 3 月 22 日にバーゼルで作成された有害廃棄物の国境を超える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約カナダ、メキシコ、米国に対する効力発生に関して。
- (d) 付属文書 104.1 に定められた合意事項

締結国がそのような責務に応じるのに同様に効果的で合理的に入手可能な複数の手段の中から選択する余地があるばあい、締結国が本協定の他の規定と最も矛盾しない選択肢を選ぶとすれば、そのような責務は矛盾の及ぶ範囲までその責務が優先されるべきである。

締結国は項 1 に言及されている協定、他の全ての環境や保全協定の訂正を含むように、付属書 104.1 を修正することを書面で承認することが出来る。

米・中米自由貿易協定 (US-CAFTA-DR)

1. 締結国は、自国が加盟国である多国間環境協定が世界と国内の環境を保護するのに重要な役割を果たし、各協定の履行がこれら協定の環境目的を達成するのに不可欠であることを認識している。さらに締結国は本章と環境協力協定 (ECA) はこれら協定の目標を実現するのに貢献することができることを認識している。よって、締結国は自国が加盟国である多国間環境協定や自国が加盟国である貿易協定の相互支援を向上させる手段の探求を継続しなければならない。
2. 適当と思われれば、締結国は、多国間環境協定に関して WTO で進行中の交渉について協議することが出来る。

＊同様の本文が、例えば環境協力に関するカナダ-コスタリカ協定、メキシコ-チリ間の地域貿易協定といった北米自由貿易協定 (NAFTA) 加盟国を含むその後の協定で用いられている。

おそらく最も良く知られているのは北米自由貿易協定 (NAFTA) の 104 条であろう。これは、その規定と特定の多国間や二国間の環境協定に定められている特定の貿易責務に矛盾があり、締結国がそのような責務に応じるのに同様に効果的で合理的に入手可能な複数の手段の中から選択する余地があれば、締結国が本協定の他の規定と最も矛盾しない選択肢を選ぶ限り、そのような環境問題に対する義務は優先される、と記述している。¹⁰カナダ-コスタリカ環境協力協定、メキシコとチリの地域貿易協定等の北米自由貿易協定 (NAFTA) 加盟国を含むその後の協定にも類似の文章が使用されている。

米国は二カ国間貿易協定で異なる取り組みを行っている。例えば、米国-バーレーン協定では、締結国は、両国が加盟している多国間環境協定は世界、国内の環境保護に重要な役割を担い、これらの協定の国家水準での履行がこれらの協定の環境目的を達成するのに不可欠である、と認識している。米国のモロッコやオーストラリアとの協定にも類似の用語が見られる。

太平洋戦略経済連携協定 (TPSEP) は特に多国間環境協定に言及していないが、他国間協定一般には言及している。例えば「本協定は、締結国が加盟しているいかなる他国間協定、二カ国間協定 (中略) における締結国の既存の権利や債務を損じてはならない」としている。

脚注

¹ 例としては以下があげられる。オーストラリア-タイ、中国-香港、中国-マカオ、EC-メキシコ、EFTA-チリ、EFTA-レバノン、EFTA-メキシコ、EFTA-シンガポール、EFTA-チュニジア、韓国-チリ、米国-ラオス、米国-モンゴリア、米国-モロッコ、米国-シンガポール、米国-ベトナム、米国-イスラエル(1982 年)、パナマ-台湾、メキシコ-コロンビア-ベネズエラ、メキシコ-北方三角諸国、日本-シンガポール、日本-メキシコ、ニュージーランド-シンガポール(同じ例外がサービスと投資にも適用される)シンガポール-オーストラリア、シンガポール-ヨルダン。

² 以下の例がある。カナダとチリ、コスタリカ、イスラエルの協定、米国-オーストラリア、米国-バーレーン、米国-チリ、米国-ヨルダン、MERCOSUR-イスラエル、MERCOSUR-インド、MERCOSUR-チリ、メキシコ-イスラエル、Caricom-コスタリカ。

³ WTO の控訴機関は 2 つの用語を明確に区別している。関連法案の国際商業に対する制限的影響、法案の追求する目的達成への貢献などの要素のバランスを取るために、「～に必要な」という用語を、「～に関する」という用語と対照的に解釈している。

⁴ これらの条項は定量的制限の禁止に関する。これらは以下を規定する。条項 28 (前条項 30): 輸入の定量的制限および同様の効果のある全ての手段は加盟国間で禁止されるものとする。条項 29 (前条項 34): 輸出の定量的制限および同様の効果を持つ全ての手段は加盟国間で禁止されるものとする。1974 年に欧州司法裁判所 (訴訟 8/74, Dassonville, [1974 年] ECR 837) は、委員会の指令 70/50 で行われた取り組みを受けて、この禁止事項をとて幅広く解釈した。よってその範囲は GATT の条項 11 や条項 3 の範囲をおそらく超えている。EC 条約の条項 30 の下の例外条項は EC が協調しなかった場合にのみ発揮される。協調した場合には、EC 条約の条項 30 の下で認められた公的目標と環境保護にも言及をしている、EC 条約の条項 95 が適用される。

- 5 EC 条約の条項 30（前条項 36）の、例外は「独断的差別の手段、あるいは加盟国間の貿易に対する偽装制限」になってはならないという要求は、欧州司法裁判所（ECJ）によって、手段が目的に合ったものであるかどうかを検証する要求を含むと解釈された。ECJ の判例法と WTO 控訴機関の徹底的な調査は本調査の目的の範囲を超えるものである。しかし、EC 条約の条項 30 と GATT の条項 20(b)の下での手続きは、同様の訴訟で同様の結果になるだろうと結論を下す者もいた。（例えば、Axel Desmedt, WTO 法の適切性, 4 J.I.E.L. 3 (2001 年), 441-480）条項 20 に関するある訴訟の必要性テストは関連する規定（前文からではなく）の「必要な」という用語に基づいているが、ECJ は、例外は「独断的差別」や「貿易の偽装制限」にはならないという要求からそのテストを推測した。
- 6 付属文書 A、条項 1-2。この例外はウルグアイとアルゼンチンの間の改造タイヤの輸入に関する係争で調査された。（裁定、ウルグアイ対アルゼンチン、2005 年 10 月 25 日、改造タイヤの輸入禁止。および、裁定、改定永久裁判、ウルグアイからの改造タイヤの輸入禁止、2005 年 12 月 20 日）
- 7 例えば、米国と他の幾つかの国との地域貿易協定は TBT と SPS 規定を含む。同協定は中米共同市場協定、SACU、SADC 協定、メキシコと日本の協定、MERCOSUR、アンデス共同体、韓国と中国間の協定、シンガポールとオーストラリア間の協定、タイとオーストラリア間の協定等に対して適用される。EC と ACP 諸国、チリ、メキシコ、韓国との協定もまた TBT と SPS 条項を含む。EFTA が締結した全ての主要な協定は（しばしば短い）SPS と TBT 規定を含む。
- 8 EC と日本（条項 10.1）、EC と米国（条項 15）の相互認証協定を参照。しかし、EC とオーストラリア、EC とカナダの間の相互認証協定はそのような免責条項を含まない。
- 9 US-CAFTA-DR、条項 17.12(2)、米国-チリ、条項 19.9。
- 10 NAFTA の条項 104 に記載された相互環境協定は絶滅の恐れのある野生動物種の国際取引に関する条約（CITES）、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書、有害廃棄物の越境移動およびその処分のに関するバーゼル条約である。

第9章

地域貿易協定の国民参加と公開協議

政府は地域貿易協定の交渉と履行における国民参加と協議のプロセスの活用を増加させている。

貿易交渉に国民を関与させるには、適切な協議の組織と提供された意見の有意義な処理が必要である。能力や経験の欠如は、とりわけ、適切に目標を定めた能力開発や技術支援等で克服することが出来る。

地域貿易協定の交渉や履行への国民関与の増加は、それまで政策決定プロセスに国民を参加させてこなかった政府に圧力をかけている。公開協議の経験が殆どない国にとっては、これは難問であるが、同時にまた一層の参加型プロセスに向けた学習プロセスに携わる機会でもある。

地域貿易協定の国民参加と公開協議の経験

最近まで貿易交渉は一般的に閉じられた扉の向こう側で行われ、国民の参加はもちろん、他の省の官僚でさえ関与することがなかった。他方では、環境を扱う事項における国民参加は、一般的に他の事項よりは強力に、また政府により広く受け入れられてきた。1999年のシアトルでのWTO閣僚会議の成り行きとアメリカ自由貿易地域に伴う議論への国民参加のそれまでより強力な要求により、貿易議論の国民参加に対する見方と取り組みに変化が起こった。その結果、政府は地域貿易協定の交渉と実施において国民参加や公開協議のプロセスをますます活用するようになった。

多くの政策分野においてそうであるように、地域貿易協定の交渉と実施中の公開協議は幅広い意見、助言、専門的知識を得るのに重要である。国民参加は専門家が意見を述べることを可能にすることにより、政府が地域貿易協定の作成と実施の質を高めるのを支援することが出来る。また、国民からより広い承認と賛同を得ることに役立っている。

諸国は貿易交渉の文脈に国民の意見提出を求めるために様々な取り組み方を用いている。米国のように、貿易政策作成と実際の交渉の立場に公開協議を活用できるように国の法律またはガイドラインを可決した国もある。これらの規制や習慣の殆どが通常は国民参加に関連するが、明白に環境側面と関連しているものもある。環境関連の国民参加の他の例としては、環境に具体的に焦点を当てる制度化された諮問委員会、予定されている貿易協定の環境レビューへの国民参加のプロセスなどがある。

幾つかの地域貿易協定は、地域貿易協定一般の履行、特定の環境規定の履行の両方に関して、国民を参加させるようなメカニズムを含んでいる。公開提案手続きなどの国民からの意見提出を規定する地域貿易協定内の特定のメカニズムは、紛争解決訴訟における重要な環境問題について外部専門家やグループに通達し、環境考慮や専門意見をプロセスに持ち込むことを容認している。正式な協議メカニズムに加えて、協定の一般的な問題であれ、特定の側面であれ、地域貿易協定の履行に関連して市民社会と対話を継続する一つの方法は、政府代表と利害関係者を含むミーティングとワークショップを開催することである。

しかし、公開協議は地域貿易協定の交渉や履行における一般的な形態ではない。まず、地域貿易協定に従事する多くの国が民主体制国家ではなく、政策作成における国民参加は最低限のレベルにされている。安定的民主制度を持つ国でさえ、多くの国が政策作成に国民を効果的に参加させることに慣れていない。他方、国民を参加させるための協議を組織する能力はあるが、順調な交渉にとっての障害と成り得る、あるいは協議の締結を遅らせるかもしれないと考える国もある。よってそれらの国では公開協議を実施しない（あるいは最低レベルに抑える）。

地域貿易協定の交渉と履行での国民参加はそれまで政策決定プロセスに国民を参加させて来なかった政府に対して圧力をかけている。この圧力は協定そのものから来ることもある。例えば米国が交渉した地域貿易協定では、全ての締結国は環境規定に国民が参加できるよう適切なメカニズムを整備することを要請している。公開協議の経験が殆ど無い国にとっては挑戦であるが、同時にまた一層の参加型プロセスに向けた学習プロセスに携わる機会でもある。また、彼らが目にするような国民参加への同様の取り組み方が貿易相手国を含む他の国で使用されていると主張する市民社会も政府に圧力をかけている。

以下の段落では地域貿易協定の様々な段階—交渉、環境影響の評価、批准、協定の履行を含む—with各国がどのように国民を関与させるのかを分析する。

地域貿易協定の交渉前、交渉中の透明性と国民参加

貿易交渉の文脈に国民の意見提供を求めるために各国は様々な取り組み方を用いている。国民全般からの貢献を求める最も一般的に用いられている方法はインターネットである。多くの貿易省（あるいはそれに相当する機関）は貿易交渉関連の情報を伝達し、関心のある国民からの意見提供を求めるための特定のウェブサイトを持っている。¹

外部市場への経済的関心、そして自国への関心を持つ関連産業や経済団体に交渉立場への意見提供を求め、意見提供が受理される場合もある。例えば、シンガポールでは、貿易交渉者達への役立つ情報の提供の仕方についてのガイドラインと共にウェブサイトに記載されている「交渉前用紙」を通じて、市場アクセスへの関心や現在の輸出課題について国内産業にガイダンスを求める。

他の国では、市民社会は全体として、環境、労働、人権、公共サービスに関する広範囲に関心を持っている。欧州委員会とカナダでは、全ての新規に提案される二国間、地域貿易構想をウェブサイト上に発表し、産業、市民社会、関心のある一般市民を含む国民からの意見提供を要請している。²一般的な意見はいつでもウェブサイト経由で提出できるが、そのような協議の要請はしばしば交渉過程の展開に拘束される締め切りを伴う。

地域貿易協定交渉開始前に、米国は連邦官報を通して国民の意見提供と助言を求める。また、交渉を開始する前に協定案の全ての側面について公開聴聞会を行う。日本は定期的な公開聴聞会は開催していないが、各交渉の開始前に説明会を開催し、官民共同研究を実施し、関連組織や特定分野のグループと意見交換してきた。またニュージーランドでは、タイとの交渉や太平洋間戦略経済連携協定（TPSEP）協議との関連において、進行中の中国、マレーシア、オーストラリアーニュージーランドーASEAN 地域貿易協定において、自由貿易協定に環境問題を統合するための政府枠組みの下、利害関係者達（NGO や実業界を含む）と環境問題に関して広範囲の協議を行った。これらの協議は交渉中、交渉後と同様、交渉前（例えば共同調査の文脈で）にも実施された。

オーストラリアでは、マレーシアと中国との交渉にあたり、提出者が反対した場合や本質的に慎重に扱うべきもの以外の全ての受理された意見を発表し、の透明性の度合いを強めた。それにより、国民は幅広い利害関係者の懸念や関心に親しみ、また提出された意見が最終交渉立場に適切に反映されたかどうかを評価する機会を得る。³

貿易交渉に国民を関与させるには協議の適切な組織作りや意見の意味ある処理が必要である。最初はそれを行うに十分な能力のない国もあるだろう。しかし、市民社会組織が会議に出席し、地域貿易協定の交渉や履行の関連性のある部分に参加するための予算提供、またとりわけ的確に目標を定めた能力開発、技術指導を通じて、能力不足の問題は克服可能である。例えば CEC 予算は市民社会組織が会議に出席するのを支援する。また、EU は途上国との貿易協定の交渉に関連している SIA のプロセスに市民社会が参加するために財政支援を行っている。

政府にとって広く国民に情報を伝えるには、インターネットの利用は安く、効果的な方法であり、また意見提供を求めるにはコストパフォーマンスの高い方法である。しかし、透明度と参加の質は、インターネットを利用している市民グループと個々の市民の割合に直接関連しているのは明らかである。

組織された諮問委員会の活用は、貿易交渉に国民の助言を獲得するためにより目標を定めた協議メカニズムである。欧州委員会、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドは全て、貿易交渉を伝達するのに何らかの貿易諮問グループを活用している。そのような委員会の構成は関連の事業組合や産業団体に限定されるかもしれないが、少なくとも市民社会の代表をしばしば含む。

米国では、公開協議プロセスの多くの部分が貿易交渉諮問委員会の制度を通じて実行される。この制度は、主に米国通商代表部（USTR）、労働省、環境保護局等の 5 つの連邦機関によって共同で運営される。諮問委員会は企業、労働者、環境保護関連、消費者といった各グループ、および学者、専門家、州の官僚、引退した連邦政府官僚等の 700 名以上の相談役から成る。これらの委員会は、現在及び予定されている貿易活動に対して、2002 年の貿易促進権限法に従った報告書により意見や助言を提供する。委員会員は、交渉中の文章や他の制限付きの書類を安全な伝達方法で入手することが出来る。そうでなければ、USTR の職員や官僚との会議、および電子メール、インターネット、ファックスにより、進展について知ることが出来る。⁴

欧州委員会は市民社会対話の一部として、連絡先グループとの定例会議や専門家会議の両方を通じて意見提供とガイダンスを求めている。非営利市民社会組織は登録によりこの対話に参加する資格がある。ブリュッセルの欧州委員会と連絡先グループの間で会議が開催され、新規の二ヶ国間または地域貿易交渉の提案を議論し、進行中の交渉で発生する重要な問題についてより広く協議を

行うこととなっている。⁵会議の報告書、および論文、提案はウェブサイトに掲示され、一般国民も入手することが出来る。

米州自由貿易地域（FTAA）の文脈では、参加諸国は、市民社会組織からの意見提供を受理し、分析し、閣僚に考慮してもらうための「幅広い意見を提出」する任務を負って、市民社会参加の政府代表委員会を設置した。2003 年以降、委員会は市民社会組織と農業、サービス、知的財産の 3 つの問題について会議を開いた。さらに、委員会は「FTAA 参加諸国の市民社会を広く招待」⁶を発行し、市民社会から交渉の展開に関する問題についての書面による提案を求めている。受理された提案は各閣僚会議で準備される委員会報告で閣僚に送られ、一般にも入手可能とされる。⁷交渉中のドラフトの文章もまた FTAA のウェブサイトで一般に公開される。これは先例のないことで、2003 年 7 月の最初の FTTA ドラフトの制限緩和と共に開始した。⁸

環境監査実施における国民参加

カナダと欧州委員会では、各環境レビュー作業の方法論の展開に対する一般の意見提供を求めた。「貿易交渉の環境評価の実施のための枠組み」では、カナダは一般社会の全員からの書面による意見を求め、全国の 5 都市で円卓会議を開いた。⁹欧州委員会は、市民社会対話のメカニズムを通して、持続可能性影響評価の方法論の改善に関する幾つかの会議を開催した。非営利目的で登録をしている市民社会組織はブリュッセルでの会議で、EU・チリ SIA、EU－アフリカ カリブ太平洋貿易協定の持続可能性影響評価（SIA）を含む貿易協定の持続可能性影響評価（SIA）を議論すべく、招待された。また、欧州委員会は貿易相手国において、影響評価関連問題に関して市民社会を参加させるべく、地域ワークショップを開催した。¹⁰

地域貿易協定批准プロセスにおける国民参加

一般的に地域貿易協定は各締結国で任命を受けた局や省が交渉にあたる。終了すると、地域貿易協定とそれに伴う履行法律はそれぞれの締結国の立法府で審議され、採択される。この時点では、透明度と国民の意見提供の余地は、その選出された代表の議会に上程される他の全ての法律と同じである。国により法律制定過程は異なるが、国民からの意見提供が仮にあったとすれば、地域貿易協定の批准の段階で政治的陳情運動経路を通じてなされる。この「交渉後」の段階で環境考慮や配慮がよく叫ばれる。

カナダとオーストラリアの法律制定過程は似ており、締結された地域貿易協定が 3 つの読会で立法府に提出される。2 番目と 3 番目の読会で、委員会は詳細に地域貿易協定の中身と立案（およびそれに伴う履行法律）について議論する。この過程が終了すると、選出された代表者が地域貿易協定を法律として承認するかどうかについて投票をする。これらの議論は法律制定過程に内在的なもので、国民からの提案は要請されない。しかし、この過程は本質的に政治的であり、個々の選任代表の陳情運動や影響を受ける地域の選挙民の動員を通して国民の意見提供が認められることもある。¹¹

米国の 2002 年の貿易促進権限法は、大統領に地域貿易協定の締結予定日の 90 日前に上下院に通知し、その通知を連邦官報を通じ一般に公表することを命じている。¹²その後、上下院の議員は、大統領要請の履行法を含む地域貿易協定の中身について議論を行う。¹³

ニュージーランドの場合は、一度協定が調印されると、議会での批准過程において（その時点で本文は公的文書となり、インターネット等経由で入手可能となる）、国民は議会議員を経由して追加の提案をすることが出来る。さらに、協定を検討する関連の議員選任委員会がこの過程に対する意見を国民に求めることが出来る。

その超国家的特徴のため、欧州連合の批准過程は異なる方法で運営されている。欧州貿易委員会が、全 25 加盟国に代わって貿易協定を交渉する。欧州貿易委員が貿易委員に対してその任務を指示し、通常協定の締結について最終的判断を下す。もし政治的決断が必要であれば、欧州議会の選任代表に付託される場合もある。しかし、それは稀で、通常は閣僚会議が EU 批准過程の最終決断地点となる。¹⁴

地域貿易協定の履行段階での公開協議

履行段階で NGO の様々な参加方法を設定する透明性や協議に関する規定を含む地域貿易協定もある。多くは、締結国が環境付帯協定または協定全体の環境側面の履行に関する意見を求める場合には、一般規定による公開協議を扱う。例えば米国が交渉する地域貿易協定には、透明性に関する章があるが、そこではとりわけ協定が対象とするあらゆる事柄に関して締結国が予定する措置に対して国民が意見を述べる権利を与えている。さらに、これらの協定は環境章の履行に関する事柄に国民参加の機会を提供するよう締結国に指導している。¹⁵南米南部共同市場（MERCOSUR）環境枠組み協定では、環境問題への市民社会の効果的参加が協定の前文、本文の両方と、原則の節に於いて含まれている。

第 7 章で既に議論したように、締結国が環境法施行の欠如に関して国民の提案を認める「市民提案プロセス」等の国民参加を目標とする措置を取っている地域貿易協定（RTA）さえもある。また幾つかの地域貿易協定においては、係争解決手続きは公開聴聞会、国民の文書利用、法廷助言人意見書の提出許可を含むまでになっている。これらの係争解決の新しい進展により、外部専門家やグループは例えば係争解決訴訟の重要環境問題について知ることが出来、そのプロセスに環境配慮や専門知識を授けることが出来る。

通常、地域貿易協定の一般規定は、環境専門知識を持つ者を含む広範囲の利害関係者に参加を促す枠組みを締結国に与え、締結国や国内の利害関係者が自身の必要性に合うような協議メカニズムを作成、そして、改造出来るようにしている。例えば、太平洋間戦略経済連携協定（TPSEP）の環境協力協定（ECA）は、締結国はその国民や NGO セクターと協議し、環境協力協定（ECA）傘下の会議で関連専門家や組織から情報提供を受けてもよい、と規定している。協議に関して類似の規定が NZTCEP の環境協定に組み込まれている。¹⁶

米国が締結した全ての地域貿易協定（RTA）は、締結国に対し環境章に関する事項に住民参加の機会を提供するよう指示し、そのような参加の形態の詳細を規定している（ボックス 9.1 参照）。

ボックス 9.1 米国-モロッコ協定における住民参加

17.6 条:国民参加の機会

1. 国民参加の機会は、ベストプラクティスの共有と国民に利害のある問題への革新的取り組みの発展を促進することを認識し、締結国は本章の履行に関し、以下の国民の機会を含む、国民との対話の為の手続きが存在することを保証しなければならない。
 - (a) 共同委員会の会議で議論されるべき事項を提案すること。あるいは、もし環境問題の小委員会が 19.2 条（共同委員会）に則って設立されていれば、小委員会において議論されるべき事項を提案すること。
 - (b) 本章の履行に関する事項に対して意見、推薦、助言を継続的に提供すること。各締結国は他の締結国や国民に対してそのような意見、推薦、助言を入手できるようにしなければならない。
2. 必要に応じて、各締結国は環境とビジネスの代表、その他国民から成る国家諮問委員会の開催、協議をし、本章の履行について通知を行うことが出来る。
3. 各締結国は本章の履行に関し、締結国の国民が議論を要請した事項に対して好意的に反応するよう最善の努力をしなければならない。
4. 必要に応じて、各締結国は共同声明に従って実施された協力的環境活動に関する国民の意見、推薦を考慮しなければならない。

出典：国通商代表部、www.ustr.gov.

環境協力に関する補完協定（NAAEC）は、環境協力委員会会議は「NGO 組織や独立の専門家を含む民間人の助言を求め」てもよい、と規定している。¹⁷EU-チリ労働協定は両国での市民社会の定期的会議が、「本協定の履行について市民社会に通知し、その改善のために市民の提案を収集すること」を広く奨励している。¹⁸

また、制度化された要素を持つ公開協議に関する一般規定もある。例えば、ニュージーランド・タイ経済貿易関係緊密化協定（NZTCEP）の環境に関する取り決めは、両締結国は本協定の運営に関して公共組織や NGO の構成員が環境委員会に意見や助言を提出できるようなメカニズムを用意することを公言している。米・中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）は、（締結国がそれに同意しない場合はその限りではないが）環境委員会がその各会議で一つの公開会議を開催するという趣旨の規定を含んでいる。また、環境協力に関する補完協定（NAAEC）とカナダ・チリ環境協力協定（CCAEC）は両方とも各環境協力委員会の評議会は定例年次総会の開催中に公開会議を開催する、と明記している。米国-モロッコ FTA は、国民が議論すべき事柄を共同委員会、または協定に則って設立されれば、環境問題小委員会に提出する機会を含むように締結国を指導している。正式な協議メカニズムの他に、協定の一般的問題であれ、特定の側面であれ、地域貿易協定の履行に関連して市民社会と会話を維持する方法には、政府代表者と利害関係者を含むワークショップの開催がある（ボックス 9.2 参照）。

ボックス 9.2 カナダ・コスタリカ自由貿易協定： 貿易と環境に関する公開ワークショップ

カナダとコスタリカは、カナダ・コスタリカ環境協力協定の下、貿易と環境についての公開ワークショップを開催し、（2004 年 6 月 9 日、コスタリカ、サンホセ）。ワークショップの一環として、貿易と環境の関係の幾つかの側面とそのコスタリカと中米の事情における意味を対象とする 9 の質問からなる質問書に基づくグルー討論が実施された。貿易自由化と環境保護のとの関連でコスタリカとその地域にとって発生した機会もまた議論された。以下は最も重要であると挙げられたものである。

- 自由貿易協定は環境の保護、改善のためのガイドラインを提供する環境条項を含む。
- 中小企業（SME）の強化、競争力と環境保護の平衡を保つという課題について、中小企業に通知する必要性が認識された。
- 基本的に良いが新たな領域を必要とするような法律を改善し、改訂する機会がある。
- 環境法を施行する責務のある政府機関（特に環境と天然資源の省）を強化する。
- 海外でより利益をもたらし、持続的方法で環境消耗品を使用するより無公害な製品をコスタリカとその地域が作り出す能力に関しての真剣な分析を可能にする。（「有益な持続可能性」）
- 環境管理に関する政策決定への国民参加を増やす。
- 認定産業を設立する。
- 地域組織を活性化し、貿易自由化の環境課題に直面するための地域の能力強化目的で現在実施されている様々な事業計画を活用する。
- 環境サービス。
- 国際市場に非伝統的商品を投入する。
- 天然資源のより良い開発促進のための技術と知識の移転。
- 観光業と保護地域のより強い連携
- 市場を開き、輸出税を削減すること。

出典：カナダ国際貿易、www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/costa_rica-en.asp

脚注

- 1 例えば以下のウェブサイト参照。米国の通商代表部(www.ustr.gov)、欧州委員会(http://europa.eu.int/comm/trade/index_en.htm)、国際貿易カナダ www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/menueen.asp、オーストラリアの外務貿易省 www.dfat.gov.au/trade/、ニュージーランドの外務貿易省 www.mft.govt.nz/support/tplu/index.html、シンガポールの貿易産業省(www.mti.gov.sg/public/FTA/frm_FTA_Default.asp?sid=12)
- 2 この種の情報と意見提供の要請の例については欧州委員会の公開協議に関する「市民社会対話」を参照のこと。<http://tradeinfo.cec.eu.int/consultations/index.cfm> カナダの状況については国際貿易カナダの「今度是你の番だ」を参照。www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/consult-en.asp 米国には類似のしかし異なるプロセスがあり、それでは全ての予定交渉が連邦官報に通知されなければならない。連邦官報の通知への連結は、それぞれに地域間、二国間自由貿易協定の文書図書館のページの中の USTR のウェブサイトに掲載されている。www.ustr.gov/Trade_Agreements/Section_Index.html よって情報はウェブサイトから入手出来るが、公開提案の要請はインターネット経由ではない。
- 3 オーストラリアの外務貿易省は公的グループからマレーシアとの二国間交渉に関して約 60 の提案を受理し、それらの意見をウェブサイトに掲載した。www.dfat.gov.au/geo/malaysia/fta/submissions_submission_texts.html 同じプロセスがオーストラリアの中国との交渉立場の展開に活用されている。www.dfat.gov.au/media/releases/department/d008_05.html を参照。
- 4 貿易諮問委員会制度の委員会の包括的一覧表は、米国通商代表部のウェブサイト参照。www.ustr.gov/Who_We_Are/List_of_USTR_Advisory_Committees.html
- 5 市民社会対話のホームページを参照。<http://trade-info.cec.eu.int/civilsoc/index.cfm> 米国と EU 以外の国も同様のメカニズムを活用していることに注意。カナダでは全ての貿易交渉に国際貿易に関する分野別諮問グループを活用。www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/sagit-en.asp。オーストラリアとニュージーランドにも進行中の WTO 交渉について目標を定めた協議のための貿易諮問グループがある。オーストラリアの WTO 諮問グループについては www.dfat.gov.au/trade/wtoag.html を参照。また、オーストラリアには一連の貿易政策課題について閣僚に助言する貿易政策諮問会議もある。その構成員はビジネス、学会から構成される。ニュージーランドの貿易の閣僚諮問グループについては www.mfat.govt.nz/foreign/tnd/cancun/tradeadvisorygroup.html を参照。
- 6 「市民社会への開かれた、継続的な招待」の全文は FTAA ウェブサイトに掲載。www.ftaa-alca.org/spcomm/SOC/INVITATION/SOC15r5_e.asp
- 7 これに限らず FTAA の協議に関する一般情報は FTAA ウェブサイトの「市民社会の参加」のページに掲載。www.ftaa-alca.org.
- 8 交渉本文の草案は www.ftaa-alca.org/ftaadrafts_e.asp から入手可能。参加諸国の中には自身のウェブサイトに本文を掲載している所もある。
- 9 米国では、全ての新しい環境レビューおよび継続中のレビューの中間説明に関する意見要請は連邦官報に発表され、それは米国通商代表部のホームページにも掲載される。連邦官報に掲示された通知一覧表は www.ustr.gov/Trade_Sectors/Environment/Environment_Federal_Register_Notices/Section_Index.html。カナダでは同様な手順を踏む、そこでは新しい計画の発表はカナダの官報で公表され、同様に貿易交渉・協定のホームページでも公表される。
- 10 カナダの環境調査方法論の展開の詳細情報と協議の要約は以下を参照。www.dfait1-maeci.gc.ca/tna-nac/env/env-ea-en.asap
- 11 そのような 2 つのワークショップが、セネガルとトリニダットで EU-アフリカ・カリブ・太平洋 SIA について開催された。それぞれのワークショップで、地域産業、利害グループ、非政府組織のメンバーが参加した。http://europa.eu.int/comm/trade/issues/global/sia/studies_geo.htm#acp
- 12 カナダとオーストラリアの議会の立法と法制定手続きのより詳細な情報は以下を参照。www.parl.gc.ca、www.ag.gov.au/agd

- 13 米国 2002 年貿易促進権限法令、節 2105 (a)(1)(A)。地域貿易協定が締結された日、大統領が地域貿易協定に署名した日、議会が地域貿易協定と履行法律（他の法律と同様に大統領の署名、あるいは大統領が法律を拒否する場合は拒否権の覆しのための投票を必要とする）を承認した日が異なることに注意。。
- 14 **必要な履行法律の記述は大統領が貿易協定に署名した日から 60 日以内に議会に提出されなければならない。米国 2002 年貿易促進権限法令 s.2105 (a) (1)(B)を参照**
- 15 欧州議会は条約の 300(3)条項に書かれた特定事例の決定プロセスに関与することが出来る、またはその交渉の内容について情報を受理することが出来る。http://europa.eu.int/comm/trade/whatwedo/work/index_en.htmlを参照。
- 16 例えば、US-CAFTA の条項 17.6、米国-オーストラリアの条項 19.5.3; 米国-モロッコの条項 17.6、米国-チリの条項 19.4、米国-シンガポールの条項 18.5 を参照。ニュージーランドとタイの環境に関する協定の条項 3.5 は www.mfat.govt.nz/tradeagreements/thainzcep/environment.html より入手可能。
- 17 ニュージーランドとタイの環境に関する協定の条項 3.5 は www.mfat.govt.nz/tradeagreements/thainzcep/environment.html より入手可能。
- 18 NAAEC の条項 9.5(b)。殆どの北米の地域貿易協定には類似の規定が存在する。例えば、カナダ-チリの環境協力協定の条項 9.5 (b)。US-CAFTA-DR の条項 17.5(3)と 17.5(4)は、「国民から意見を求めなければならない」、そして「その作業に国民参加のプロセスを保証しなければならない」など、より強い用語を使用している。米国-チリの条項 19.3(2) と 19.3(3)の同様の言及を参照。
- 19 EU-チリ連合協定の条項 11

第10章

結論と主な論点の概要

本調査ではどのような取り組み方で各国政府が地域貿易協定に環境問題を組み込もうとしているかを検証した。国により取り組みの方法は大きく異なり、前文で環境に簡単に言及するものから、詳細な環境に関する章、環境協力責務を設けるもの（しばしば詳細な環境付帯決議に発展）まで様々である。多くの地域貿易協定がこれらの両極端な事例の間に存在するが、殆どの協定では環境項目は一般的に環境協力に焦点をあてたものになっている。

OECD 加盟国の中では、カナダ、EU、ニュージーランド、米国が最も包括的な環境規定を最近の地域貿易協定に取り入れた。米国の協定は貿易と環境の問題と責務を同等に扱っている点でかなり類の無いものである。非 OECD 諸国の中では、環境規定を現在の協定に追加しようとする南米南部共同市場（MERCOSUR）、新しい地域貿易協定に環境規定を含めようとするチリの試みが注目に値する。

地域貿易協定の環境課題に対応することは一回限りの作業ではない。貿易と環境担当の官僚（それまで彼らはあまり一緒に仕事をしたことがない）の間の準備、調整が必要とされ、優先事項の設定、対立する見解の調整が必要とされる。さらに、一度本文が承認されれば、協定の期間中、貿易と環境問題の効果的統合を保証する持続的努力が必要とされる。この点は、おそらく北米自由貿易協定（NAFTA）と南米南部共同市場（MERCOSUR）の経験に最も良く表れていると思われる。

地域貿易協定は二国間と地域間水準での貿易と環境のよりよい統合に貢献してきたが、多国間の舞台では進歩が殆ど見られない。多くの国が地域貿易協定に環境規定を取り入れる用意があるが、多国間水準では同様の成果を受け入れる準備がない。

地域貿易協定がますます増加し、それぞれ様々な形の環境の取り決めを行っている。そのため、各種各様の形式の環境制度を同時に管理するというますます複雑な問題に直面している国もある。

本報告書は、各国の地域貿易協定の環境問題に対する義務の交渉と実行に関する主な経験の記述を試みた。環境規定を含む殆どの地域貿易協定は最近締結されたものであるため一多くは 2000 年以降に交渉がなされた—これら規定の実際の実行に関する経験は限られている。一方、各国政府はひとたび協定が発効すれば責務を守り、必要な措置を実施するために交渉中から準備を開始するため、多くの国は交渉段階を実施の一部分ととらえている。以下のパラ段落は本調査で記述された経験をまとめたものである。

地域貿易協定における環境に対する義務を交渉する

地域貿易協定に環境規定を含める動機、規定の範囲は国によって異なる。主な理由の一つには、持続可能な開発の包括的な目的に貢献するというものがある。持続可能な開発を約束し、高い水準の環境保護を達成しようとする国にとっては、貿易政策を含むすべての政策を通してこれらの目的を追求することが重要である。別の動機としては、各加盟国が容認出来る水準の環境保護を維持し、環境法を施行することを保証する等、協定の加盟国間での公平な競争条件を保証するというものもある。また、最初の理由に追加されることもよくあるが、環境協力規定を含む主な理由として、貿易相手国が隣国である場合の国越境環境汚染の可能性や他の波及的な負の影響を制限することをあげる国もある。貿易協定交渉は国際的環境政策を追求する類の無い機会であると考えられる国もある。

これまで途上国は多国間水準の地域貿易協定に貿易と環境を含むことに慎重だった。さらに、多くの国が自国の多国間における立場を損なうのではないかと恐れてきた。高い環境基準や強力な施行メカニズムが先進国の地域貿易協定相手国市場への輸出に対する新しい障害を作るために用いられることを恐れる国もある。

多くの国が貿易協定に環境配慮を含めることを優先していない。このことは、これらの国が環境保護や国際環境協力を政治的優先事項と見なしていないというわけではない。ただ単に貿易協定が環境問題を扱うのに良い場所であるとは考えないのである。貿

易協定に環境への配慮を含むこと、それ自体には、反対しないが、協定の速やかな締結の障害になると思っている国もある。この取り組み方は、現在そうであるように、貿易に対する地域的取り組みが強まり、二国間、地域間の貿易協定が普及している時期には特に魅力の感じられる取り組み方である。

協定に環境規定を含むことの利益、及び範囲、こういった規定内容について交渉相手国が初めから同じ意見であれば、交渉が成功する可能性は高い。しかし、このシナリオはまだ例外であり、典型的な形態は、とりわけ途上国と先進国間の交渉ではそうであるが、一方の国が協定に環境問題を含むことを望み、もう一方の国が望まない、というものである。権力の非対称性が大きな役割を演じ、地域貿易協定に環境配慮を含むことを望む（あるいは拒否する）国の規模と経済力が当該目的の成功の要となる。大きな市場力を持つ国の交渉者はこの懸念を克服するのに有利であるが、小規模または中規模の国にとってはより困難である。しかし、ニュージーランドの例が示すように、取り組み方に対して柔軟で創造的になろうという意志もまた重要な検討材料となる。

先進国と途上国の間の貿易協定はより環境章を含むようになってきているが、途上国間の貿易協定ではそうした例は殆ど見られない。しかし、詳細な環境章や付帯協定を含むチリがコロンビアとパナマと締結した地域貿易協定や付帯協定など注目に値する例外もある。

途上国間の貿易協定の中には、当初は重要な環境規定がなくてもその後時の経過と共に環境に対応する議定書を追加したものもある。南米南部共同市場（MERCOSUR）とASEANはその好例である。しかしながら、地域貿易協定とは別のプロセスで環境協定を交渉することには幾つかの欠点がある。先ず、貿易交渉が作り出す勢いというものが高幅に失われる。貿易と環境の専門家が同じ交渉の場につくという利点もまた失われる。貿易協定はほぼ確実に貿易専門家だけによる交渉となり、環境協定は環境専門家だけによる交渉となるであろう。環境の取り決めは、ほとんど、貿易専門家による組織の承認を得る必要があるため、高レベルの「環境的大望」に達することは困難であろう。

貿易協定に環境規定を取り入れるには、強力な政治的意志があれば不可欠とまではいなくても、大きな助けとなる。この意志は強力な政治的権限や法律に反映されている所では（例えば、2002年の米国の通商法）、交渉者は交渉における強い立場を維持出来るような強固な支援を保持している。

地域貿易協定における環境問題に対する義務の交渉の際に各国が克服すべき主な障害には、動機の欠如、時には貿易協定に環境規定を入れることに対する政府上層部からの反対、交渉者間の環境課題を理解し議論する能力の欠落、貿易と環境関係者間の不十分な調整が挙げられる。

各国が直面するもう一つの困難としては、自国の環境法とその実施制度が未だ揺籃期にある場合の地域貿易協定に環境章の包括を交渉する必要性である。

地域貿易協定の環境要請はバランスが取れていることが重要である。これは、協力のメカニズムと能力開発に対する支援と共に、支援環境基準の向上や環境法の発効の保証を目的とするような複数の強力な規定を結びつけることも含む。貿易と環境要請間の潜在的係争や、環境要請は貿易への障害となるという知見を制限するのに役立つ「前向きな環境課題」の重要性を強調する専門家もいる。この取り組み方は環境のパフォーマンスを改善しつつ市場アクセスを向上させるメカニズムを併せ持つ。

環境規定の有益性

環境の観点からは、貿易と環境の相互支援、環境法の施行の促進、環境基準の水準の向上、環境協力の提供、環境事項への国民参加等の促進を目指し、規定を包含することはそれ自体交渉のプラスの成果である。しかし、追加的な有益性も存在する。

これらの有益性の一つには貿易と環境担当官僚の協調向上が挙げられる。幾つかの国に於いては—貿易協定に環境課題を包含することに当初反対あるいは少なくとも気乗りのしなかった国に於いても—この種の交渉はとてもプラスの経験になったと考えられており、とりわけ貿易と環境担当官僚間の能力開発に関してはそうである。貿易担当の

官僚だけの会議と比べると、環境担当官僚が会議に参加すると緊張が和らいだ。異なる省庁間の交流と協力が進み、交渉後もそれは継続している。

米・中米自由貿易協定（US-CAFTA-DR）の交渉に参加した中米諸国にとって、米国との交渉のための準備に際して、共通の「地域的」立場を準備するという経験は地域的結合力を高め、これら諸国の専門家による環境と貿易問題についての議論を（初めて）容易にした。このことは、議論に参加した官僚達が貿易と環境の連結について能力を向上させ、理解を深めるのに大いに貢献した。

短期あるいは長期的には、環境規定は環境利益または改善に繋がるとする正当な期待があるが、その一方では、環境規定は加盟国の経済活動、とりわけ貿易と持続可能な経済発展に対して影響－プラスであれマイナスであれ－を与えるのだろうかという疑問もある。残念ながらこの問いに関しては実証的証拠は殆ど存在しない。

地域貿易協定の環境協力規定と能力開発に向けた努力はプラスの経済影響をもたらす。例えば、地域で懸念されている環境問題についての協力により、明らかな経済的影響を持つ環境損害を避けることになるかもしれない。効率の向上と革新的な手続きは経済発展の根本であるように、技術提携に係わる協力もまた経済的利益性が有るかも知れない。

明らかに、地域貿易協定の貿易関連環境規定の経済的影響を分析するためには、もっと時間と実証的証拠が必要である。これらの影響は、例えば関係する諸国の特徴、当該規定の性質と野心の程度等、多くの要素に依存する。

地域貿易協定の環境への主な取り組み

諸国は様々な理由で地域貿易協定に環境配慮を取り入れており、それはとりわけ貿易と環境政策の両立性、または貿易と環境を統合するという政府の責務を保証するという議会の命に反映されている。利害関係者からの圧力にも役割がある。例えば米国では環境課題に対処するために地域貿易協定に規定を包むことを命ずる法律を制定した。ニュージーランドでは「環境目的と貿易協定の統合」という内閣の命令がある。

環境問題に対する取り組み方は協定の型式に大きく依存する。地域貿易協定の中には、基本的経済枠組みを設立、あるいは特定の標準と規制の相互承認を獲得して、特定の分野の関税を削減することを第一に目的にするものもある。そのような狭い貿易協定の文脈では、新しい貿易枠組みが政府の環境保護能力を損なわないことを保証することに環境配慮が関係していれば、一般的に環境配慮が包含される。

他の地域貿易協定はより包括的であり、市場アクセス、国内規制、サービス、投資、知的財産に関する規定が含まれる場合もしばしばある。この種の広義の貿易に基づく経済連携は、これまでの微調整の伝統的な貿易規則だけではなく、加盟国の環境規制能力に対する潜在的効果など、貿易自由化から発生する特定の環境問題に対処しようとする、より強固な取り組み方によって環境懸念に対処するものである。

協力と対話の増大を目的とする協定には、経済と政治的目標を追求している環境協力に関連する規定がしばしば含まれる。例としては、「協会、協力、連携」及び、EUが途上国や移行期の国々と交渉しているような協定がある。そこでは、環境は厳密には貿易と関係しておらず、あらゆる分野を対象とする広く、より協力的な取り組みである。

環境の観点から見た現在の所最も野心的な協定としては、加盟国の環境問題に対する義務や環境目標を詳細に記述し、包括的な環境の章を包含するもの、また環境の付帯協定を伴うもの、あるいはその両方の特徴を持つものが挙げられる。これらの協定に於いて環境問題に対する義務は貿易に関する義務と事実上同等の扱いを受けている。その対極にある協定としては、協定の一般的貿易義務の例外条項で環境に対処するものがある。他の地域貿易協定の環境に対する取り組みはこれらの両極の間に属する。多くの地域貿易協定に典型的に見受けられる環境要素は環境協力と協議のメカニズムである。また、環境基準も色々な形で一連の協定に見受けられる。

地域貿易協定の環境影響評価

米国、カナダ、ニュージーランド、EU 等では、交渉する貿易協定の潜在的影響の評価を行う。しかし、多くの国では、そのような評価を実施することの目的、必要性を納得していない。多くの国にとって、環境評価を実行することは複雑でコストや時間がかかる割には、受ける利益が良くても不明瞭だと思われる。評価の正しい方法を見つけ、それを正しく実行することも多くの国にとっては問題であると言われている。さらに、環境影響評価の本当の目的と動機を疑う国もあり、それらの国では環境影響評価は政策的理由からではなく、NGO 等の国内機関の懸念を軽減するために計画すると考えている。

しかし、環境（持続可能性）評価を実施した国はその作業がとても役立った方と考えている。全ての評価には大量の事実、情報収集作業が伴うが、それらは通常貿易交渉に使用される経済数字や貿易数字をはるかに超えるものとなる。殆どの国の調査は、主に評価実施国に対する影響に集中するが（EU SIA を除く。EU SIA では相手国あるいは地域での影響を調査する）、また貿易相手国の自然環境や関連問題に関する大量の情報も含む。

評価が交渉の立場に変化をもたらすことは殆どないが、調査結果は評価で提起された懸念に対処するような環境管理や協力増強のための能力開発などの積極的な政策を導入することに貢献してきた。実際、関連する環境協力や能力開発策のプログラムに多くの評価が取り込まれている。関連する多くの環境協力や能力開発の事業計画に、多くの評価の例が取り入れられている。

評価実施の最も重要な影響の一つはパラダイムの変革である。それを行う以前には、貿易交渉と政策策定者は環境問題を任務と見なしておらず、自国の環境担当官僚と有意義に交流する必要性を感じることはめったになかった。評価作業後はこうした考え方はしばしば逆転した。

評価実施の別の業績は、貿易政策策定に市民社会を取り入れるようになったことである。アメリカ、カナダ、EU の評価実施は、様々な段階において、一般の意見を広く徴収している。これにより、普通なら貿易政策に関して殆ど影響力のない者にも意見を言うことが出来るようになり、貿易と環境の相互作用における一般の理解を深めることになるかもしれない。

環境協力

環境問題を扱うほとんどの地域貿易協定では、当事国が環境問題に関する協力に深く関与するという形で環境問題に取り組んでいる。このような取り組みの範囲と深度には大きなばらつきがあり、ある特定の技術における協力から本格的な協力計画まで多岐に渡っている。

本調査のために面会をした官僚の中には、特に貿易と環境のつながりに「猜疑心」を持っている政府に対応している時は、能力開発を含むやり方が緊張緩和において、また交渉相手国から真の賛同を得る上で重要であった、と指摘する人もいた。また、協力が一方通行でないことにも気をつけなければならない。先進国は協力の仕組みを、重要な問題に関する自国の理解を促す一つの方法として、利用することができる。

政府開発援助のような開発のための能力開発への取り組みは、地域貿易協定の状況外の能力開発の既存計画と、第三国が実施している地域貿易協定主導の能力開発の両方の調整の問題に直面する場合がある。たとえば米国にとって、中米自由貿易協定のための環境能力開発を計画する際の大きな課題は、この地域にさまざまな取り組みが既に存在していたことであった。その中でも目立っていたのは、米国国際開発庁（USAID）の環境問題に関する進行中の活動である。

協力と能力開発への取り組みは組織的、人的、財政的資源が十分に整って初めて機能する。包括的な作業計画、必要な組織的後ろ盾、決まった資金のある強固な協力体制の良い例が北米自由貿易協定（NAFTA）の環境協力協定である環境協力に関する補完協定（NAAEC）の下で設立された環境協力委員会（CEC）である。能力開発メカニズムか

ら直接恩恵を受けてきたのは主にメキシコであるが、先進貿易相手国であるカナダと米国も、メキシコの環境性能の改善から恩恵を受けてきた。

地域貿易協定の下での環境協力の現行および将来の取り組みを絶えず評価する必要がある、成功の客観的尺度も必要である。このような測定は本質的に難しいが、現在貿易関連の環境能力開発への取り組みに充てている資金の額を考えると、最善の努力は簡単に正当化されるように思われる。

環境基準と環境法の施行

貿易協定の締結国が自国で設立または維持しようとする環境保護水準の問題または環境基準は、貿易と環境の相互支援に関する議論の要であり、多くの地域貿易協定において顕著な役割を担っている。

環境基準と貿易の関係には様々な見地が存在する。まず、各国はそれぞれが好む環境保護水準の決定特権を維持すべきであるという一般的認識がある。別の主な懸念として、不当に競争上の優位性を得るための環境法の潜在的未施行や環境基準の低下があげられる。最後に、地域貿易協定の中には、とりわけ地域統合の深化を目的とするものは、しばしば標準化プロセスや地域環境基準の推敲を重視する。

このような様々な目的を達成するメカニズムは、締結国に対して自国の環境法の効果的施行を約束する規定、貿易や投資奨励のために環境基準を低下させないという責務、環境基準を上げるという責務、環境基準を調和させるという責務を含む。

高水準の健康、安全、環境保護を規定する法律を維持、改善する必要性は、同様に重要な配慮、つまり制定された法律を履行する必要性、に匹敵する。各締結国に環境基準の施行を奨励する規定は、通常「引き下げ競争」の可能性を削減したいという要望によって動機付けられている。

地域貿易協定にこの種の義務を制度的に含んでいる国は僅かである。最も良く知られている例は北米自由貿易協定（NAFTA）である。その後米国とカナダが締結した地域貿易協定は同じ形式を踏んでいる。地域貿易協定の他の規定とは逆に、このような義務は、国家間、国民提案メカニズムなどの様々なメカニズムを通じて法的に拘束力、施行力があるという点が類の無いものである。

この種の義務とメカニズムの効率性を評価するのは困難である。少なくとも、地域貿易協定の締結国が環境問題に与える重要性を反映するという意義がある。途上国の締結国にとっては、この義務に参加することは課題となるかもしれないが、また自国の環境規制と施行制度をよく見て、効力を向上させる機会になるかもしれない。

幾つかの地域貿易協定では、締結国は環境基準を上げること、あるいはそのような基準を維持することを誓約している。繰り返し述べるが、環境基準を上げることを目指した規定が効果的であったかどうか評価するのは難しい。実証的分析が可能な程度に十分な時間が経った殆どの管轄区域において、各種の環境基準はより強化された。しかし、重要な問題なのは、それが地域貿易協定でなされた約束の結果なのか、公共福祉の利益のために活動している通常の政府行動によるものなのかである。また、強力な環境保護に対して以前から存在していた取り決めが条約用語を形づくる直接の原因となった場合もある。

少なくとも環境基準を上げたり、もっと一般的には環境管理を改善したりするという地域貿易協定の義務は締結国の意図を合図で知らせるという意味で重要であり、より特定の目的が実現されるような権限を付与された法的枠組みを提供する。

環境基準の調和化を目指す規定は、通常地域統合強化を目指す地域貿易協定の中に現れる。また、調和化の規定も「引き下げ競争」の防止を目的とするかもしれないが、もっと基本的には技術的な障害に妨げられない商品やサービスの自由な流れの促進を目的とする。

地域貿易協定の締結国間において環境法や政策を実際に調和化したという事例は殆どなく、その趣旨を示す具体的な条項がある場合でさえも同じである。どのような種類の基準や政策であれ、調和化させることに合意すること一特にそれらが既存の、あるいはさまざまな国家の取り組みに取って替わることになる場合一の困難を考慮すると、このことは驚くことではないかもしれない。また、特定分野におけるより強力な環境法の採択に対す

る合意は非常にしばしば見られたが、法律の性質は（程度は異なるが）それぞれの国の立法者達の裁量に任されている。その結果、環境基準の向上と政策強化に対する協調が認められるが、それは厳密に言うところ「調和化」ではない。

さらに、環境法を施行する義務の他に、締結国の環境パフォーマンスの向上に貢献しうる自主的手段やメカニズムに言及する協定もある。これらは、持続可能な発展と環境保護を促進するような政策を支持する経済的手段の利用を促進し、また企業社会責任を含む持続可能な発展に必要な環境教育と行動様式を促進するような協力を含む。しかし、そのような規定の実験の経験は新しすぎてまだ意味のある結論を導くには至っていない。

施行メカニズムと係争解決

環境法の施行に関して拘束力のある責務を規定する地域貿易協定は、またこれらの責務の施行を保証するメカニズムを含む。それらの目的は環境施行能力の改善と規制による不均等な競争条件から来る貿易摩擦の削減である。多くの地域貿易協定が環境保護の最小限の手続き基準と称されるものを提示している。これらの規定に則り、各締結国は環境法の違反を法の下に処罰または是正するような適切な司法、準司法、行政的訴訟手続きが準備されるよう保証しなければならない。

国家間の係争解決メカニズムは地域貿易協定の施行メカニズムの一つである。現在までどれも、協議や斡旋のための係争前の便宜としてすら施行されていない。この欠落には幾つかの理由がある。既存の環境法を適切に施行出来ないことの釈明を国際メカニズムに求めるのには論理的に相当な当惑がある。そしてそのような法律の施行が完璧になされている国は殆どない。そのため、不作為のコストが潜在的な原告にとってとても高い場合を除けば、諸国は「真っ先に非難する」のを躊躇してしまうかもしれない。諸国は、協定の文言が権利を認めるとしても、他国に罰則を課すことになる係争を開始する費用—財政的、政治的、その他—を負うことに単に躊躇してしまうかもしれない。

もちろん、施行メカニズムは環境基準の戦略的未施行に対しての効果的な抑止力であるため、正確には使用されていないと主張することも出来る。彼らが探す問題の主として不当な競争力を獲得するための環境法の戦略的非施行—は、単に存在しないため、メカニズムが使用されないのかもしれない。一般に不十分な施行や施行の欠落は、貿易と投資を促進するために「公害回避地を作る」という戦略的選択と言うよりは能力や資源の欠如による。よって国内の環境法の施行向上を目指す能力開発はこれらのメカニズムの有用な補完となる。

多くの地域貿易協定は環境法の施行の欠如に対して国民の提案を認めている。この措置は締結国が環境基準を低め、不当な競争上の優位性を獲得することを防止するよう規定を強化することが目的であるが、そのメカニズムにより、締結国の国民はある締結国が環境法を効果的に施行していない場合はそれについて苦情を申し立てることが出来る。

このメカニズムは国家間のものと比べるとより徹底的に実施されてきた。政府は不遵守の局地的な効果について全知識を持っているわけではないため、公開提案プロセスには効率性、有効性の有益性があると主張されている。その効果とは、広範囲の地域に発生し、市民や市民グループは効果的な施行に強い関心を持っている。例えば、公害により生活が影響を受けている者は、現行法の尊重を保証するような動機付けが働く。さらに、国家が市民を警察として頼れるという点で、費用効果的な方法でコンプライアンスを促進している。

関連する不利益としては、提案はプロセスを使用するに十分な動機と準備がある者にとって関心の高い分野に焦点をあてる、ということがある。よって扱われた問題の範囲は必ずしも環境の視点から最も緊急な非施行の例とは対応しない。そのため、この種のメカニズムは、政府の効果的な監視の補足として活用されると最も価値を発揮する。もう一つのマイナスの要素は間違いなく、継続的な市民提案制度を設立、管理するのに必要な高い水準の財政的、行政的、人的資源である。

経験に照らしてみれば、そのようなメカニズムは、環境規制が巧みに施行されていないかもしれない途上国の締結国に対して不当に厳しいように見えるかもしれない。これは交渉で考慮されるべき重要なポイントである。関係する政府にそれを認めさせる方法を見出すことが課題となる。これは施行能力を協力的に向上することを目的とした一連の補足的な指導力の提供を含むかもしれない。

地域貿易協定（RTA）に関して直接的に市民を関与させることは、伝統的な政府と市民の間の方法と相容れない国もあるかもしれない。その一方では、伝統的にそのような機会が存在しなかった国で環境への市民の参加を促進することにつながるかもしれない。全体として、そのメカニズムは国内環境法とのコンプライアンスを促進するための幾つかの手段の中では最も効果的なものかもしれない。また市民社会に環境十全性保護のための権限を与えるという副次的な利益もあるかもしれない。

締結国の環境法規則を採択、または維持する権利

一般的に貿易規則は環境と人間の健康を保護すべく国内政策を追求するような広く、十分な機会を提供する。事実上全ての地域貿易協定は、健康保護、天然資源の保全、環境保護目的のために協定の下責務の低下を容認するようなある種の一般的な例外条項を含む。地域貿易協定の中には、その協定と、貿易相手国が締結国である地域や多国間協定の関係を明確にする規定を含むものもある。

これまでのところ、これらの規定を実際に履行した例は殆どなく、規定絡みの正式な係争は一つもない。しかし、このことは、これらの条項が不必要であるか、あるいは役に立たないことを意味するものではない。少なくとも、これらの条項は、国際的な環境問題に対する義務から発生するものを含めた、国境内の高い環境基準を維持するための諸国の特権を再確認する意義を持っている。

国民参加と公開協議

比較的最近まで貿易交渉は一般的に閉じられた扉の向こう側で行われ、国民の参加はもちろん、他の省の官僚でさえ参加しなかった。他方では、環境を扱う事項における国民参加はより強く、政府もそれをより広く受け入れてきた。

現在では、政府は地域貿易協定の交渉や実施において国民参加や公開協議のプロセスをますます活用するようになった。一般的にこのようなプロセスにより、市民社会は貿易協定に関連する環境配慮や懸念の声をあげることが出来る。貿易政策策定と実際の交渉立場に公開協議を活用出来るように国の法律またはガイドラインを通過させた国もある。これらの規制や習慣の殆どが通常は国民参加を扱うが、明白に環境側面と関連しているものもある。ニュージーランド等では、例えば協力や能力開発の分野での履行活動を通じた地域貿易協定の様々なプロセスに国民参加を積極的に奨励している。

しかし、公開協議は地域貿易協定の交渉や履行における一般的な様式ではない。多くの国が政策決定における国民参加を最低限水準に抑えている。とりわけ民主体制を持たない国等は、単に公開協議を実施しない。効果的協議を組織する能力を持っていない国もある。しかし、環境事項に関して能力や国民参加の習慣がある国でさえ、順調な交渉にとっての障害と成り得る、あるいは協議の締結を遅らせるかもしれないと考え、貿易協定の枠組みでそのような協議に組織的には従事しない国もある。

貿易交渉に国民を参加させるには協議の適切な組織作りや意見提供の意味のある処理が必要である。能力や経験不足は、市民社会組織が会議に出席し、地域貿易協定の交渉や履行の適切な部分に参加するための予算提供、またとりわけ目標を定めた能力開発、技術指導を通じて、克服可能である。

地域貿易協定の交渉と履行での国民参加の増加はそれまで政策決定に国民を参加させて来なかった政府に対して圧力をかけている。この圧力は契約そのものから来ることもある。例えば米国が交渉した地域貿易協定では、全ての締結国は環境規定に国民が参加できるよう適切なメカニズムを整備することを要請している。

公開協議の経験が殆ど無い国にとってはこれは挑戦であるが、同時にまた参加型プロセスの学習過程を学ぶ好機でもある。また、公開協議に似た取り組みが貿易相手国を含む他の国における交渉で使用されていると主張する市民社会も政府に圧力をかけている。

原版は英語とフランス語で以下のタイトルにて OECD より出版された。

Environment and Regional Trade Agreements (英語版)

L'environnement et les accords commerciaux régionaux (フランス語版)

© 2007 OECD

無断複写・複製・転載を禁ず。

© 2008 環境省 本報告書日本語版に対する著作権は日本の環境省に帰属する。

パリの OECD との取り決めに基づいて作成。

日本語訳の品質や原版との整合性については、環境省が責を負うこととする。

付属文書 B RTAの環境に関する協定本章と付帯協定文資料

本付属書には次の協定書の文章を収録した。

- ・カナダとコスタリカの環境協力についての協定（2001年）
- ・太平洋横断戦略的経済連携協定（ブルネイ・ダルサラム、チリ共和国、ニュージーランド、シンガポール共和国）（2005年）
- ・環境に係わる章—中央アメリカ、ドミニカ共和国と米国の自由貿易協定(US-CAFTA—DR)(2005年)から抜粋環境協力についての中央アメリカ諸国と米国との協定、および当事者間の環境協力協定

1. カナダ政府とコスタリカ共和国政府の環境協力についての協定（2001年）

前文

カナダ政府とコスタリカ政府は、

現在と将来の世代が満足する環境の確保し、持続可能な開発を達成するため、それぞれの領土における環境保全、保護、環境質の向上の重要性と、これらの領域における協力の重要な役割を確信し、

両国の環境と開発にかかわる政策に則した自国資源利用についての固有の権利と、自国の権限や支配が及ぶ領域内における活動が、それぞれの所轄領土圏外の、他国や領域の環境に被害を及ぼすことのないことを保障する責務とを再確認し、

1972年の人間環境についてのストックホルム宣言と1992年の環境と開発についてのリオ宣言を、さらに再確認し、

両国間の経済、環境、社会の結びつきが、自由貿易地域の創設で一層強化されることと承認し、

カナダとコスタリカ両国は、持続可能な開発を推進する政策への責務を共有し、健全な環境管理は持続可能な開発にとって必須の要素であると想起し、

両国間に存在する、それぞれの天然資源の賦存状況、気候や地勢条件、技術的および社会基盤上の可能性、などにおける差異を留意し、

両国間に存在する、それぞれの社会経済状況、や法律制度の差異を、さらに留意し、

環境に係る法と政策の形成における透明性と国民参加の重要性を認め、

貿易を促進するために環境法を緩和することは不適切であると認識し、

本協定の締約当事国間の協調によって、国際環境協定の支持とそれに基づいてことを進めることを願う両国の願いを表明し、

以下の通り合意した。

第一部 目的

第1条：目的

本協定の目的は、

- a) 現在と将来の世代が満足する生活環境のため、両締約国の領土内の環境の保全と改善を促進し、
- b) 両国にとって相補的な、環境政策および経済政策を通じて、持続可能な開発(SD)を推進するため、
- c) 環境に係る法制、手続き、政策、運用面における開発と改良の協力を強化し、そして
- d) 環境法と環境政策の形成における透明性の確保と国民参加を推進することである。

第二部 責務

第2条：保護の水準

本協定の締約国は、それぞれの国内環境保護法と環境開発政策と優先度について独自の水準を定め、自国の環境法を採択し、修正することについての権利を認識し、各締約国は、当該法が、高い水準での環境保護を確保するものとし、これらの法を継続的に改善することに努めることとする。

第3条：環境法の執行

1. 高い水準での環境保護の達成と、環境法の遵守を目的として、各締約国は、第14条に従い、適切な行政活動によって、環境法の効果的な執行に努めることとする。
2. 各締約国は、司法的、準司法的、行政的措置による執行手続きが法的に確保され、既存の環境法規制への違反に対する制裁措置や改善措置が可能であるよう努める。

第4条：公示

1. 各締約国は、本協定が適用対象とするいかなる事項についても、法、規制、行政命令が速やかに公示され、或いは、関心ある者や任意の団体が当該事項について知悉できるような方法で入手できることを保証するものとする。
2. 各締約国は、採択のために提案するようないかなる法や規制についても、可能な限り、関心者がコメントすることができるよう、事前に公表するものとする。

第5条：私人による救済措置の利用を可能にする

1. 各締約国は、関心ある私人が申し立てた、環境法違反の容疑について、責任当局が調査し、法に基づく適正な審査を行うことを保証するものとする。
2. 各締約国は、自国の法の下に、法的に認められた利害関係者による、下記特定事項についての、行政、準司法、司法による訴訟手続きを適切に行えることを保証するものとする。
 - a) 当該締約国の環境法の執行、及び
 - b) 他者による法令違反の補償の要求

第6条：手続保証

1. 各締約国は、3条の2及び5条の2で記されている行政手続き、準司法手続き、司法手続きが、公正、透明、公平であることを保証するものとし、そのため、当該手続きについて下記のように定めるものとする。
 - a) 法の正当な手続きへの準拠
 - b) 司法当局が求める場合を除き、手続きの公開
 - c) 当該手続き要求者の立場の支援と弁護、情報や証拠の提示による、手続きが必要とする資格の付与
 - d) 当該手続きが、不当に複雑でなく、不当な課金や時間制限がなく、正当な根拠のない遅延がないこと
2. 各締約国は、当該手続きにおける訴訟案件の争点についての最終決定を次のように定めるものとする。

- a) 当該決定の根拠の理由の書面による説明
- b) 当該手続きの原告と、法が規定していれば国民一般にも、遅滞なく提示、そして
- c) 原告が聴聞された機会に提示された情報や証拠に基づくもの
- 3. 各締約国は、必要に応じて、当該法に基づき、手続きの請求者が、当該手続において下された最終決定を請求、閲覧、そして、正当であれば、訂正を求める権利を有すると定めるものとする。
- 4. 各締約国は、当該訴訟手続きを実施ないし審査する裁判所が公正で独立性を保持し、本件の結果に対していかなる実質的な利害もないことを保証するものとする。

第三部一履行

第7条：履行

- 1. 当協定の履行とより詳細な詰めについては政府間の調整による。
- 2. 両締約国は、2年に1度、あるいは双方の合意あればより多い頻度で会合し、本協定の履行の進捗状況と、より詳細な詰めを再検討する。
- 3. 両締約国は、両国が適切と思量した場合、当協定の実施に係る活動報告を共同で作成するものとする。当該報告書は、なにかんなく、下記内容を扱う可能性がある。
 - a) 締結国が当協定に則した義務より更に進んで取った行動、及び
 - b) 当協定に則して取った協調活動
- 4. 両締約国は上記報告書を一般公開するものとする。

第8条：政府間協力

- 1. 両締約国は、適切であれば、国民と専門家の参加を仰ぎ、両国の協力活動計画を策定し、本協定の目的達成を促進するものとする。両締約国間で協力可能な分野の例示は付属文書 A に示すとおりである。
- 2. 協力活動の資金は両者の合意のもとその都度用意する。

第9条：効果的な執行に求められる説明責任

- 1. 締約国の領土に居住ないし設立したいかなる私人またはNGOも、締約国に対して、それが条項3の1に準じた、環境法を効果的に施行するための締約国の義務に関する条項に従って提出される質問であることを表示して、書面で質疑することができる。
- 2. 問題とされている当該締約国は質問の受理を書面で確認し、時機を逸せずに質問に回答を寄越す。同一主題について複数の質問がなされた場合は、締約国はまとめて回答することができる。前回の回答ですすで対処した問題については、締約国は質問者にその応答を参照させることができる。
- 3. より確かには、ある質問において提起された問題が結果的に、国内外を問わず、他のフォーラムでも取り上げられようとしている、あるいは取り上げられた場合には、締約国はその事実を回答で言及するのみとすることができる。
- 4. 各締約国は、受理したいかなる質問の要旨およびその質問への応答も、時機を逸さず公表することとする。

第10条：コミュニケーション

- 1. 各締約国は、当協定の実施とより詳細な詰めに関する当事者間のコミュニケーションのためと、国民一般からの意思伝達のために連絡先を指定するものとする。
- 2. 指定された連絡先は付属文書 B に記載する。
- 3. いずれかの締約国は一方の締約国にこのようなコミュニケーションのために別に設定した連絡先を書面で通知できる。

第11条：国民参加

締約国は、本協定による活動について国民に周知するメカニズムを構築し、必要に応じて国民に適切な方法でそのような活動に参加できる機会を提供する努力をする。

第12条：通知

1. 一方の締約国は他方の締約国に対し、環境法についての違反の可能性もしくは効果的に執行しなかったことについて、その件について他方の締約国が調べるのに具体的で十分な、信頼できるいかなる情報をも通知し提供することができる。通知を受けた締約国は該当法に則し適切な手段をとり、調査し、他方の締約国に回答するものとする。
2. 一方の締約国の要請に基づき、締約国は提案されたまたは実際の環境措置についての情報を適度に可能な迅速さで提供し、対応した環境措置に係るいかなる質問にも回答するものとする。

第13条：協議

両締約国は、本協定の解釈と適用が常に合意できるものであるように常に努め、本協定の運用に影響するいかなる事柄についても協調と協議で解決するようあらゆる努力をするものとする。

第四部一 一般規定

第14条：執行原理

本協定は、一方の締約国が、相手方締約国の領土において環境法の執行業務を行う権限を与えるものと解釈されるものではない。

第15条：私権

いずれの締約国も、一方の締約国が本協定に整合した行動を執らないことを理由として、自国の国内法によって相手国に対して訴訟する権利を規定することはできない。

第16条：情報の保護

両締約国は、プライバシーと情報アクセスに関するものを含め、双方の国内法規制により、当該情報の開示が禁止ないし除外されない限り、本協定に基づいて要請される、いかなる情報も提供するものとする。

第17条：他の環境協定との関係

本協定においては、その国が締約国となっている保全協定を含め、他の国際環境協定に基づく何れの国の既存の権利と義務に対しても、影響も与えるものと解釈されるものではない。

第18条：適用

本協定の適用は付属文書 Cによる。

第19条：定義

本協定の目的のため、

締約国の機関や所轄官に疑問とされる、下記のような特定の行為ないし不作為の場合には、“環境法による実効的な執行”を過怠したとは看做されない。

- a) 捜査、訴追、規制ないし法令順守に係る裁量権の合理的な行使とみなされる場合、あるいは
- b) 資源の配分についての公式の決定による結果であって、
 - i) より高い優先度があると決定された他の環境問題の執行、あるいは
 - ii) 天災等の不可抗力の結果として起こる緊急必要性への対応

“環境法”とは、締約国による法定または規制上の条項であり、主な目的を環境の保全、または人間の健康や生活への脅威からの防護とするものである。下記の方策による。

- a) 汚染物質、環境汚染物の放出、流出、排出の防除、軽減、制御
 - b) 環境に有害、有毒な化学品、物質、原料、廃棄物の管理とこれらに係る情報の普及、または
 - c) 絶滅の危機に瀕した種やその生息地、特に保護された自然地域を含む、野生植物と動物の保護
- ・ ここで、締約国の準州では、作業員の安全と健康に直接係る法令・規制条項を含めていない。

- ・ より明確には、“環境法”には、商業的な収穫や栽培のための経営、自給自足の、または原住民の生活維持のための収穫などを主たる目的とする、法令・規制条項は含まない。
- ・ “環境法”の定義のための特定の法令・規制条項の第一義的な目的は、その一部を構成する法令や規制の主目的によるよりはむしろ、その主たる目的を参照することによって決定されるべきである。。
- ・ “非政府団体”とは、科学、専門職、ビジネス、非営利、公益の団体または協会であって、政府に所属しておらず、また指揮下にもない団体である。。
- ・ 「州」とはカナダの領土で、ユーコン準州、ノースウェスト準州やヌナブト準州を含む。そして、
- ・ “領土”とは、
 - a) カナダについては、国際法やカナダ国内法に従って、カナダが海底と底土及びそれらが含有する天然資源について権利を行使する可能性がある行使できる権利の及ぶカナダの領海を越える領域はどれもであって、関税法が適用される領域を指し、
 - b) コスタリカについては、領海の外側限界に隣接した海底と底土を含む、領土と空域および臨海域であって、国際法やコスタリカ国内法に従って、当該領域の天然資源について主権者の権利を行使する領域である。

第五部—最終規約

第20条：付属書

付属書は本協定の不可欠な要素である。

第21条：協定の発効

本協定は、必要とされる法的な手続きの完了を証明する通知書状の交換によって発効するものとする。両締約国は、2002年1月1日までに当該通知の交換が望ましいことで合意する。

第22条：修正

1. 両締約国は、本協定への、いかなる修正、追加にも合意することができる。
2. 各国の法的手続きによって承認された場合には、修正や追加は本協定の不可欠な要素と成るものとする。

第23条：終了

いずれの締約国も、他方の締約国へ書状による通知によって、本協定を終了することができる。当該終了は、他方の締約国が書状による通知を受理した日付から六ヶ月後に発効するものとする。

第24条：正本

本協定の英文、仏文、西文テキストはいずれも等しく正本である。

付属書I

1. 本協定の目的達成のための推進と本協定が規定する義務の遂行を促進するため、両締約国は下記のような協力可能分野の指標となるリストを作成した。
 - a) 環境管理体制の強化、これには下記を含む。
 - i) 制度上及び法的枠組み
 - ii) 環境法の整備、運用、執行のための過程、政策、手続き、及び
 - iii) 環境政策の策定と環境基準の設定を支援する技術的及び科学的な能力
 - b) 環境政策策定と環境法及び政策の施行における参加したことがないグループや一部門も含む
 - c) 生物多様性の保護と保全及び天然資源の持続可能な利用における革新と効率の推進
2. 締約国は、もし当事国による共同作業の計画が、可能な限り広範に適用可能であり、且つ有益であることが望ましいということで合意する。

付属書II

本協定の第10条の目的に関して、下記を参照。

a) カナダ指定の連絡先

Director, Americas Branch
International Relations Directorate
Environment Canada
10 Wellington Street
Hull, PQ
Canada K1A 0H3

a) コスタリカ指定の連絡先

Oficina del Viceministro
Viceministro de Ambiente y Energía
Ministerio de Ambiente y Energía
Av. 8 y 10, calle 25
San José, Costa Rica

付属書III

1. 本協定への署名日、もしくは第21条に基づく書面による通知の交換の日に、カナダは自国の所轄権内の事項について義務を負うことになる州のリストを宣言で提示するものとする。当該宣言はコスタリカに交付した時点で発効するが、これはカナダ国内における権限の配分を意味しない。カナダは、当該宣言の修正がある場合には、6ヶ月前にコスタリカに通知するものとする。
2. カナダは、本協定が可能な限り多数の州で適用されるよう最善を尽くすものとする。

2. 太平洋横断戦略的経済連携協定締約国（ブルネイ・ダルサラーム、チリ共和国、ニュージーランド、シンガポール共和国）間の環境協力協定（2005年）

ブルネイ・ダルサラーム政府、チリ共和国政府、ニュージーランド政府、シンガポール共和国政府（以下、文脈上特に必要としない限り、集合的に締約諸国、個別には締約国という）は、

各締約国に固有の事情を考慮し、締約諸国の需要と将来の願望と合致し、太平洋横断戦略的経済連携協定に記載された、締約諸国の成長する経済的・政治的な関係の強化への願いを考慮した、環境問題に対処する取り組みを表明することを希望し、

締約諸国それぞれにおける天然資源の賦存状況、気候的、地理的、社会的、文化的、法的条件や、経済的、技術的、社会基盤的能力の差異の存在を留意し、

経済開発、社会開発と環境保護という相互に依存し相互に強化し合う柱をも認識すると共に、持続可能な開発の追及に尽力し、

総ての締約諸国は、高い水準の環境保護と環境基準、持続可能な開発の文脈におけるこれらの高揚という責務を共有することを承認し、

環境政策と貿易政策は、持続可能な開発を達成するためには、相互支援的であると認識し、

以下の通り合意した。

第1条：目的

本協定の目的は以下の通りであるとする。

- a) 健全な環境政策と慣行を推進し、NGOを含む、締約諸国の環境問題に取り組む能力と力量を引き上げる。

- b) 環境協力を通じて、締約諸国の責務の実施を推進する。そして、
- c) 締約諸国間におけるより幅広い関係強化のため、協力と対話を推進する。

第2条：重要な要素/責務

1. 締約諸国は、高い水準の環境保護を継続的に追及し、それぞれの多国間環境協力と持続可能な開発を達成するよう設計された国際行動計画を継続的に履行するという決意を再確認する。
2. 各締約国は、各国の環境法や、規制や、政策、及び慣行が国際環境責務に調和するよう努めるものとする。
3. 各締約諸国は、各国がその優先度に従って、環境法や、規制、及び政策を所管し、執行する主権を尊重するものとする。
4. 締約諸国は、自国の環境法、規制、政策、慣行を貿易保護目的として設定または利用することは不適切であると合意する。
5. 締約諸国は、貿易と投資を促進する目的で、自国の環境法や規制を緩和したり、または執行あるいは運用を怠ったり、することは不適切であると合意する。
6. 締約諸国は、自国の環境法、規制、政策及び慣行につき各国内で、国民の意識啓発に努めるものとする。

第3条：協力

1. 国の優先度と利用可能な資源を考慮しつつ、利害関係のある締約諸国は、各国内において、政府、産業界、教育・研究機関の相互交流を通じて、相互に合意している環境問題について協力する。
2. 各締約国は、必要に応じて、協力可能性ある分野を特定するに際して、非政府部門やその他組織の参加を招聘することができる。
3. 各締約国は、相互に合意している協力活動に取り組むに際して、非政府部門やその他組織の参加を招聘することができる。
4. 利害関係のある締約諸国は、必要に応じて、次のような活動を奨励し、推進する。
 - a) 相互に関心ある主題についての共同研究
 - b) 環境専門家と管理者の交流
 - c) 技術情報と出版物の交換
 - d) 締約国間で合意されている、その他の協力の形態

このような協力は、締約各国の環境に対する優先度や需要および、資源の利用可能性を考慮し実施するものとする。協力活動の資金はその都度関与締約国間で決めるものとする。

5. 締約諸国は、地球規模及び国内で関心のある環境分野での協力を意図している。このため、最初の一步として、締約諸国は各々の関心分野と専門分野のリストを交換するものとする。

第4条：制度的取り組み

1. 各締約国は、締約諸国間のコミュニケーションを推進するため、各国の環境問題のための連絡先を指定するものとする。
2. 別段の合意がない限り、締約諸国は、関連する環境問題を所管する政府機関の高官を含め、本協定署名の最初の年以内に会合し、その後相互に合意のもと継続するものとする。
3. 締約諸国で合意される議題は、
 - a) 協力活動可能な分野を検討し、
 - b) 相互関心事項について対話できる公開討論の場としての役割を果たし、
 - c) 本協定の実施、運用、結果について再検討し、そして
 - d) 発生する可能性のある問題を扱う。
4. 締約国は電子メール、ビデオ会議、その他のコミュニケーション方法を用いて情報を交換し、活動を調整することができる。

5. 3年経過後、あるいは別段の合意がない限り、締約諸国は、本協定の運用を再検討し、太平洋横断戦略的経済連携委員会に報告するものとする。
6. 締約各国は本協定の運用について、適当と考える方法で、関連する問題について、自国の公共部門や非政府部門のメンバーと協議することができる。
7. 締約諸国は、当事国の会議に情報を与えるために、関係する分野の専門家や団体を招聘することを決定することができる。
8. 締約各国は、必要に応じて、自国の法、規制、政策、慣行に従って、本協定によって行われた活動について、国民に周知するメカニズムを構築することができる

第5条：協議

1. 締約諸国は、いかなる場合も本協定の解釈と適用について合意に達するよう努めるものとし、その運用を妨げるおそれのある問題を解決するため、対話、協議、協調の手段を通じてあらゆる手立てを講じるものとする。
2. 第2条（重要な要素／責務）の適用について、いずれかの締約国間において問題が提起された場合は、関係当事国は、対話、協議、協調の手段で誠意を以って友好的に解決するものとする。
3. 第2条（重要な要素／責務）の解釈あるいは適用について生じる問題については、締約国は相手方締約（諸）国に国の連絡先を通じて協議を要請できる。連絡先は、当該事項を所管する省庁や担当官を明らかにしなければならず、必要とあらば、相手方締約国と要請している締約国との意思疎通を支援する。関係締約国は相手方締約国に最初の情報通知を行う。
4. 関係締約国は、相互の合意なき場合、6ヶ月を超えない範囲で、協議の時間枠を決定するものとする。
5. 当初の協議過程で以って問題が解決されない場合は、利害に係る締約国間の特別協議に付託され、その会議には総ての締約国が招聘される。当該議案は、利害に係わるいずれかの締約国によって太平洋横断戦略的経済連携委員会に討議のために付託されることが出来る。
6. 利害に係る締約国間の臨時会議については報告書を作成する。関係締約国（諸国）は、太平洋横断戦略的経済連携委員会の見解も考慮に入れ、可及的速やかに、同上報告書の結論と勧告を実施するものとする。

第6条：情報の開示

1. 一方の締約国は他方の締約国から入手した情報を開示してはならない。情報を入手した相手方締約国が開示に合意した場合には、一方の締約国はそのような情報を開示できる。
2. 本協定の内容について、いかなる締約国も、その情報の開示によって下記のような事が懸念される場合には、情報の提供や利用許可を求めることができるものと解釈してはならない。
 - a) 法が定める公共の利益に反すること、
 - b) 個人の秘密あるいは財務事情、金融機関の顧客口座の保護に係る事項、但し、これに限らずその他事項について、いかなる法規制にも反すること
 - c) 法の執行を阻害すること
 - d) 公共、民間を問わず特定企業の合法的な商業利益を侵害すること

第7条：最終的な取り決め

1. 本協定は、締約当事国に関しては、太平洋横断戦略的経済連携協定がその締約当事国に関して発効するのと同日に、発効する。
2. 本協定の原本は、太平洋横断戦略的経済連携協定と同時に、この協定の保管者としてここに指定されているニュージーランド政府に預けられるものとする。
3. 本協定の英語の本文とスペイン語の本文は、等しく正文とする。解釈に相違ある場合は、英語の本文が優先する。

3. 1 中央アメリカ・ドミニカ共和国と米国の自由貿易協定 (US－CAFTA－DR) (2005年)

第17章：環境

第17.1条：保護のレベル

自国の国内環境保全水準を確立し、環境開発の政策と優先度を決め、それにより環境法と政策を採用ないし修正する各締約国の権利を認めつつ、各締約国は、当該法と政策、高い水準の環境保護を提供し促進することを確保するとともに、これらの法と政策を継続的に向上させることに努めるものとする。

第17.2条：環境法の執行

1. a) 本協定が発効した日以降は、締約国は、一連の作為ないし不作為の反復継続によって、締約国間の貿易に支障を来すような方法によって、環境法の実効性ある執行を怠ってはならない。
- b) 本協定の締約諸国は、各締約国が、調査究明、訴追、規制、法令順守に係る事項についての裁量権を有し、優先度が高いとされたその他環境問題について執行するための資源配分について意思決定する権利を保持するものと認める。従って、上記副段落a)に記載のような、一連の作為や不作為は、締約国によるそのような裁量の理性的な行使であると看做し、資源配分についての誠意ある決定である、と締約諸国は理解する。
2. 締約諸国は、国内環境法が提供する保護水準の低下や緩和による貿易と投資の促進は不適切であると認識する。従って、各締約国は、次のようなことに努める。各締約国は、相手方の締約国による貿易と投資の促進を狙いとした、法の規定する保護を緩和・低減するような免除・逸脱なきよう努め、またそのような申し出なきよう努め、自国領土への投資の買収、拡大、留保の促進がないよう努める。
3. この環境章によって、締約国当局は、他方の締約国領土における環境法の執行活動を行う権利が与えられると解釈してはならない。

第17.3条：手続きに係る事項

1. 各締約国は、法に定める、司法的、準司法的手続き、行政手続き、によって自国の環境法違反に対し、制裁したり、賠償を命じたりすることができることを明示する。
 - a) 当該手続きは公正、公平、透明であるべきで、本目的のため、法の求める手続きに従い、法務当局が別段の要請がない限り、国民に公開される。
 - b) 当該手続きに係る締約当事国は、情報や証拠の提示により、それぞれの立場を裏付けしたり、抗弁することができる。
 - c) 各締約国は、自国の環境法の違反に対し、下記のような適切で効果的な救済策と制裁を行うものとする。
 - i 当該違反の本質と重大性、違反者が違反から得た経済便益、違反者の経済状況、その他関連要因を適切に考慮に入れ、そして
 - ii 守協定、処罰、罰金、禁止命令、活動差し止め、是正措置をとるための要件、あるいは環境被害への支払いなどの刑事上、民事上の救済と制裁を含む可能性がある。
2. 各締約国は、当事国において所轄権限を有する当局に対し、利害関係者が環境法の違反の疑いについて調査を要請でき、また各締約国において所轄権限を有する当局による、当該要請に対する法に基づいた十分な考慮を保証するものとする。
3. 各締約国は、法的に認められた利害を有する私人が、自国の法の下に特定の事項に関して、段落1に記載の手続きを十分に閲覧できることを保証するものとする。
4. 各締約国は、自国の法に従って、改善措置を適切かつ効果的に利用する権利を与える。これには下記のような権利を含む可能性がある。
 - a) 各締約国の被害を所管する管轄区内の別の人間を、その締約国の法の下に、訴追する。
 - b) 金銭的な過料、緊急閉鎖、活動の一時停止、環境法違反による影響の緩和命令などの制裁と救済を求めること

- c) 各締約国において所轄権限を有する当局に環境保護と環境被害の防止のために、環境法を執行する適切な行動をとることを求めること
- d) 締約国の環境法に違反し、もしくは、人間の健康と環境について、締約国の法が定める義務に違反して、締約国の管轄下の別の人間による行為の結果、被害、損害、危害を蒙る、ないし蒙った私人が差し止め命令を求めること
- 5. 各締約国は、段落1に記載の手続きを実施または審査する裁判所が公平で、独立であり、当該案件の結果にいかなる実質的な利害関係もを持たないことを保証する。
- 6. この環境章では本協定の下に、締約国の司法、準司法、行政審判所、が適正に締約国の環境法を適用したかどうかについて、いかなる精査も要求されるものとは解釈されないことをより確かなものとする。

第17. 4条：環境性能向上のための自主メカニズム

- 1. 締約諸国は、刺激やその他の柔軟で自主的なメカニズムが、第17. 3条に記されている手続きを補完しつつ、環境保護の達成と維持に貢献することが出来ると認識している。必要に応じてそして、法に則り、各締約国は下記のような内容を含むメカニズムの開発と使用を奨励すべきである。
 - a) 環境を保全し、向上させる、自主的な行動を促進する以下のようなメカニズム
 - i) 実業界、地域共同体、NGO、政府機関、学術機関などとのパートナーシップ
 - ii) 環境性能についての自主的な指針、または
 - iii) 高い水準の環境保全を達成する方法、自主的な環境監査と報告、資源をより効率的に使用しないしは環境影響を低減する方法、環境監視と基本データの収集について、当局、利害関係者、国民の間で情報と専門知識を共有、あるいは
 - b) 市場による奨励策を含めた、奨励策、必要に応じて、天然資源と環境の保全、回復、保護を促進し、優れた環境性能を達成した施設や企業を国民が認識するもの、もしくは、環境目標の達成支援のため、為替許可やその他の手段の計画など。
- 2. 各締約国は、適切、可能性があり、法に則している限り、次を奨励すべきである。
 - a) 環境性能測定で用いる性能目標と指標の維持、開発、改良、そして
 - b) 上記のような目標を達成し、段落1で明らかにされたメカニズムによる、環境基準を達成する方法の柔軟性

第17. 5条：環境評議会

- 1. 締約諸国はここに、閣僚級または同等の締約国代表、または指名された者で構成する環境評議会を設置する。各締約国は、適切な省に事務所を決め、評議会がその任務を遂行するための連絡先とするものとする。
- 2. 評議会は、本協定が発効する日から一年以内に会合し、その後は毎年、他に合意なき限り、本環境章下の実施と進捗をし、ドミニカ共和国、中央アメリカ、米国間の環境協力協定(ECA)のもとで展開された協力活動の状況を検討する。締約国が他に合意しない限り、各評議会には、評議会会員と国民の会議の機会となる集まりが設けられ、本環境章に係る実施について協議するものとする。
- 3. 評議会は独自の議題を持つものとする。議題の設定において、各締約国は、討議可能な議題について自国民の見解を求める。
- 4. 評議会は、国民に関心ある環境問題に取り組むため、革新的な取り組み方を共有し、国民を環境問題の対話に巻き込みつつ、作業への国民参加を推進する過程を確保する。
- 5. 評議会は、国民が、ECAを通じる経路も含み、環境協力活動の開発と実施に参加するのに適切な機会を探索する。
- 6. 評議会の決定は、第17.8条に規定されている場合を除き、合意によるものとする。評議会の総ての決定は、本協定で他に規定がない限り、もしくは評議会が他に決めない限り、公開されるものとする。

第17. 6条：国民参加の機会

- 1. 各締約国は、本章に記載の事項について、国民との伝達情報の受理と考慮の機会を提供するものとする。各締約国は他方の締約国が直ちに利用できるよう努める一方、受領したすべての伝達情報を国民にも開示し、国内手続きに則して、再検討し回答するものとする。

2. 各締約国は、本章の締約国による実施について、締約国との意見交換を求める国民の要望に、最大の努力をして応えるものとする。
3. 締約国は、国民、産業界、環境団体の代表を成員として構成される、国家級の協議委員会または、諮問委員会について、新たに招集するか既存のものを召集し、本環境章の実施に関する問題について見解を提示するものとする。
4. 締約諸国は、第17.9条とCEAに応じて取り組んだ協調環境活動について国民の意見と勧告を考慮するものとする。

第17. 7条：執行問題についての意見の開陳

1. 締約国の何人であっても、締約国が自国の環境法の実効的な執行を過怠していると主張した仲裁付託を提出することができる。仲裁付託は、締約国が指定する事務局またはその他の適切な機関（事務局）に届け出なければならない。
2. 事務局は、仲裁付託の提出が下記条件を満たす場合には、本条に基づいて検討する。
 - a) 仲裁付託は、英語ないし西語書による書面で提出された。
 - b) 仲裁付託提出者をはっきり同定できる。
 - c) 事務局が審査するに十分な、依拠し得る証拠の書状を含む仲裁付託提出である。
 - d) 産業界を困惑させるのではなく、むしろ、執行を期待しているようである。
 - e) 当該事項は、既に締約国の所管当局と書状によって連絡されており、締約国からの回答もあればそれも示されている。
 - f) 締約国の個人により申し立てられている。
3. 北米環境協力協定（"NAAEC"）によると、米国領土内に居住する個人または設置されている団体は、NAAEC環境協力委員会との協定に基づいて、〔米国は環境法の効果的執行を過怠していると主張して仲裁付託を申し立てることができる〕と規定していることを締約諸国は認識している。上記手続きの利用可能性に鑑み、〔米国は自国の環境法の効果的な執行を怠っている〕と考える個人は、本環境協定による意見提出は出来ない可能性がある。米国以外の締約国の個人で、〔米国は自国の環境法を効果的に執行していない〕とする個人は、事務局に仲裁付託を提起することができる。
1. 締約諸国は、事務局を指定し、締約諸国間での手紙の交換または他の協定書様式により、関連する取り決めを規定するものとする。
2. 米国に対しては、時期を逃さず、他の締約国に対し、そのような仲裁付託、米国の書状による回答、仲裁付託に関連して明らかになった事実関係の記録を利用可能とするよう取り決められるであろう。どの締約国の要求であっても、評議会はそのような投書について討議することができるものとする。
4. 事務局は、当該仲裁付託が段落2に記されている基準を満たすと決定した場合には、その仲裁付託が締約国からの回答を要請するに値するかどうかを決定するものとする。回答への要請の可否の決定に当たって、事務局は以下の事項をものとする。
 - a) 意見はまじめで、仲裁付託提出者への危害の惧れを主張している。
 - b) 当該仲裁付託は、単独でまたは他の仲裁付託と併せて、評議会とECAに設置した環境協力委員会が掲げる目標についての指針を考慮し、意見書に基づくこの過程における更なる調査が、環境章とECAの目標達成を前進させるかどうかの問題を提起する。
 - c) すでに締約国の国内法に基づいて、利用可能な民間の救済策は進められてきた。そして
 - d) 仲裁付託は総て報道機関の報道記事から抽出されたものである。事務局が締約国からの回答を要請する場合には、仲裁付託の写しは締約国に廻され、同時に添付の全ての支援情報も提供されるものとする。
5. 締約国は、事務局に対し、45日以内に、もしくは特別な事情の場合には、事務局への通知により、要請から60日以内に回答するものとする。
 - a) 当該問題事項の正確な事情は、係争中の司法や行政手続きに依存する場合なのか、その場合、事務局はそれ以上進めない。
 - b) 締約国が提供を望む、以下のようなその他の情報、
 - i) 当該事項は以前に、司法や行政手続きの対象であったかどうか。
 - ii) 本件に係る、民間による救済策の可能性があり、仲裁付託者本人はこれを追及してきたか、ないし

iii)ECAのもとで、関連する能力強化活動の情報

第17.8条：事実の記録と関連協力

1. 締約国の対応に鑑み、仲裁付託には事実関係の記録の作成が正当であると事務局が判断した場合には、事務局は、理由を付けて評議会に通知するものとする。
2. 評議会が、締約国の投票により、事務局に作成を命じた場合は、事務局は事実関係の記録を作成する。
3. 本条項に基づく、事務局による事実関係の記録は、今後の仲裁付託に応じて取られる可能性がある更なる措置を侵害することなく作成されなければならない。
4. 事務局による事実関係の記録の作成においては、締約国が提供するいかなる情報も検討し、技術的、科学的情報または、下記のような情報を考慮することができる。
 - a) 国民に公開された情報
 - b) 利害関係者による仲裁付託
 - c) 国の諮問機関や委員会による意見陳述
 - d) 独立専門家によって明らかにされた
 - e) ECAのもとで明らかにされた
5. 事務局は評議会に事実関係記録案を提示するものとする。任意の締約国は、その後45日以内に当該案の正確さについて意見を述べるができる。
6. 事務局は、必要に応じて、意見をくみ入れ、事実関係記録の最終版とし評議会に提出するものとする。
7. 評議会は、任意の締約国の投票により、通常は、提出から60日以内に事実関係記録の最終版を一般公開することができる。
8. 評議会は、本環境章とECAの目的に照らして、本事実関係記録を検討する。評議会は、事実関係記録注意を向けている事項に関し、締約国の環境に関する法の執行を監視するメカニズムの高度化に係わる提言を含む、提案を適宜、環境協力委員会へ提供する。

第17.9条：環境協力

1. 締約各国は、環境を保護し、貿易投資関係強化に呼応した持続可能な開発を促進する能力を強化することの重要性を認識する。
2. 締約各国は、本環境章で目指しているように、環境保護の発展と改善が、共通の環境目標や目的を達成する上で重要であることを認識し、お互いの協調的関係の拡大に尽力する。
3. 締約各国は、環境問題における協調関係の強化によって、各国領土における環境保全の向上を可能にし、そして環境財と環境サービスの貿易と投資を促進することができると認識する。
4. 締約各国は、ECA交渉を行ってきた。締約各国は、付属書17.9にある通りそして、ECA協定にも記載された環境活動についての一定の協力優先分野を明らかにした。締約各国はECAを通じて環境協力委員会を設置した。当該委員会は、締約各国の協調的環境計画、環境事業、環境活動に対する締約国の優先度を表す作業計画の開発、定期的な改定、改訂に責任を有する。
5. 締約各国は、これ以外の会合における現在、将来の環境協力活動の継続的重要性についても認識する。

第17.10条：協調的環境協議

1. 締約国は、本環境章に起因するいかなる問題についても他の締約各国との協議について、一方の締約国が第17.5.1条に基づいて定めた連絡先への書面通知により要請できる。
2. 協議は要請の到着⁵後、速やかに開始する。要請状には、受理した一方の締約国が対応できるように十分な特記情報を含むものとする。
3. 両協議国は両者による当該問題に係る協力の機会や、協議中の締約国によって提供された情報を考慮し、相互に充分満足できる解決となるよう努めるものとし、未解決の問題について十分に審査するため両者が妥当と判断する人や団体の助言や支援を仰ぐことができるものとする。

4. 上記段落3による解決に両締約国が失敗した場合には、一方の協議中の締約国は、各々の相手方締約国の連絡先に書面により通知することで、問題について検討するために評議会招集を要請することが出来る。
5. 評議会は速やかに招集しなければならず、当該問題の解決に努めるものとする。これには、適宜、外部専門家との協議、和解、調停といった手続きを頼みとすることも含む。
6. もし、当該問題に関して、一方の締約国が第17.2.1条(a)による責務に従っているかどうか懸念され、協議諸国が段落1に基づいた、要請から60日以内の解決に失敗した場合、苦情申し立て者は第20.4条（協議）による協議の要請、または第20.5条（委員会一仲裁、和解、調停）による委員会の開催の要請、及び第20章（紛争解決）に定められている様に、その後は同章の他の規定を頼みとして、要請することができる。評議会は、必要に応じて、当該事項に関して行われたいかなる協議に関する情報をも委員会に提供することができる。
7. いかなる締結国であっても、第17.2.1条（a）によるものの外は、本環境章のいかなる規定に由来する紛争であっても本協定の下での紛争解決に訴えることはできない。
3. 段落4, 5, 6の目的のため、評議会は協議参加国の閣僚級の代表または指名された者で構成するものとする。
8. いかなる締約国であっても、先ず、本条項に従って問題を解決しようとせずに、第17.2.1条（a）に起因する問題を本協定の下での紛争解決に訴えることはできない。
9. 本環境章による事案であっても、締約国が加盟する別の協定によってより適切に対処されると協議国間で合意あった場合には、別の協定による適切な対応へ付託する。

第17. 11条：環境人名簿

1. 締約各国は、本協定の発効後6ヶ月以内に第17.2条1(a)に起因する紛争に際して討論者として務める意志があり、且つ可能な28人までの個人の名簿を整備し且つそれを保持するものとする。締約諸国が他に合意ない限り、名簿中、3人までは各締約国の国民とし、7人までは締約国のいずれの国民でもない者から選出することとする。環境名簿の成員は全会一致で指名されるものとし、再任もありうるものとする。一旦、名簿が整備されると最短3年間は有効であるものとし、締約諸国が新たな名簿を作成するまで継続して有効とする。締約国は、名簿のメンバーがその任を果たせなくなった場合に交代者を指名することができる。
2. 環境人名簿のメンバーは、
 - a) 環境法、環境法の執行、国際貿易、国際貿易や環境協定の下で生じる紛争解決ないしは、の分野の専門家であるか経験があるものとし、
 - b) 客観性、信頼性、健全な判断を基準として厳密に選任されるものとし、
 - c) どの締約国からも独立しており、そしてどの締約国の系列にも入らず、あるいは指示を受けることもないものとし、
 - d) 委員会が定める行動基準を遵守するものとする。
3. 任意の締約国が、第17.2条1.a)の下に紛争が生じると申し立てた場合、上記段落2の資格を完全に満たす討論者で委員会が構成されている場合を除き、第20.9（委員会の選定）が適用されるものとする。

第17. 12条：環境協定との関係

1. 締約各国は、それぞれがいずれも締約国となっている多国間環境協定は、地球環境や国内環境の保全に重要な役割を果たし、これら協定の個々の施行は協定の詠う環境目的の達成に重要であると認識する。締約各国は、更に、本環境書章及びECAはこれら協定目標の達成に貢献できると認識する。したがって、締約各国は、それぞれがいずれも締約国となっている多国間環境協定や貿易協定の相互支援を向上する方策を継続して探るものとする。
2. 締約各国は、WTOで進行中の多角的環境協定交渉について、協議する。

第17. 13条：定義

1. 本章の目的のため、

環境法とは、締約国の法令または規制、ないしそれらに係る規定であって、その主な目的を環境の保全や人間や動植物の生命や健康への被害や危害を、下記を通じて防止するもの。

- a) 汚染物質や環境汚染物質の廃棄、排出の防止、軽減、管理
 - b) 環境上有害ないしは、有毒な化学物、物質、材料、廃棄物の管理とそれらに関する情報の配布、または
 - c) 絶滅危惧種、その生息地、特別に保護された地域を含む野生生物の保護と保全
- 締約国の統治権、主権、管轄権の及ぶ領域ではあるが、労働者の安全と衛生に直接係る法令や規制、規定を含まないもの

更に明確には、**環境法**には、商業的な収穫や栽培のための経営、自給自足の、または原住民の生活維持のための収穫などを主たる目的とする事柄についての、法令、規制、規定を含まない。

“**環境法**”の定義のため、特定の法規制の第一義的な目的は、主たる目的を参考にして決定されるべきであって、法令や規制が掲げる主目的によるべきではない。

1. ここで、法令や規制が意味するのは：

- a) コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ガテマラ、ホンジュラス、ニカラグアについては、立法機関による法、または立法機関による法に準じて公布された規則であって、執行機関によって執行し得るもの。そして
- b) 米国については、立法議会による法又は法に準じて公布された規則であって、連邦政府によって執行し得るもの。

2. 第17.7条5の目的のため、司法または行政手続きが意味するのは：

- a) 締約国が自国内で、法に則り、時機を逸さず執る、司法的な、または準司法的な手続き、または行政措置。当該措置には、調停、仲裁、免許、許可、認可の交付、自主的遵守の保証、遵守協定の要求、行政委員会あるいは司法委員会における処罰と救済策の要求、行政命令発行の手続きなどがあり、そして
- b) 当該締約国が加盟している国際紛争解決の手続きである。

付属書17.9

環境協力

1. 締約各国は、自国領土内の天然資源を含む環境の保護、改善、保全の重要性を認識する。締約各国はあらゆる形態の協力可能性を促進することの重要性を強調し、環境問題の協力によって、現在及び将来世代の福祉のための持続可能な開発の達成という共通の責務を推進する機会の増加をもたらす。
2. 効果的な協力を推進する枠組みがもたらす便益を認識し、締約各国はECA協定を交渉した。締約各国は、締約各国それぞれの天然資源の附存状況、気候・地勢条件、経済、技術、社会基盤上の可能性などにおける格差の存在を認めつつ、ECAが協力関係を推進すると期待する。
3. ECAの第5条に示されるように、環境協力活動における優先度を次のように明らかにした。
 - a) 各締約国の環境管理制度の強化、これには組織体制と法的枠組みの強化、環境法、規制、基準、政策の開発、実施、管理、執行といった能力の強化を含む
 - b) 環境保護を奨励するためのインセンティブや柔軟で自主的なメカニズムの開発と推進、これには、環境管理のための、市場機構を利用した指導力と経済的奨励策の開発がある
 - c) 人事研修と能力開発を含む、現在及び今後発生する保全管理の問題に対処するための連携の推進
 - d) 国際貿易における、多国間生息越境性、移動性、絶滅危惧種の保全管理と海洋性公園と保護区域の管理
 - e) 総ての締約国が批准した多国間環境協定の各国国内実施についての情報交換
 - f) 持続性ある環境管理につながる模範実施事例の推進

- g) 無公害生産技術の使用、適正運用、維持を推進するための技術開発、技術移転と研修の推進
 - h) 環境に有益な財とサービスの開発と推進
 - i) 環境に係る意思決定過程における国民参加を推進するの習得能力の開発
 - j) 国水準での貿易協定の再検討を含む、環境影響を実施する意向のある締約国間での情報と経験の交換
 - k) 締約諸国が合意する可能性のある、この他の環境協力分野
4. ECA協定の基での環境協力への資金メカニズムについてはECA協定の第8条で扱われている。

3.2. コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ガテマラ、ホンジュラス、ニカラグアと米国間の環境協力協定（2005年）

本協定の締約国は、

締約各国は、持続的開発の達成という文脈における、天然資源を含む環境の改善と保全についての、あらゆる形態の協力可能性の重要性を確信し、

締約各国それぞれの、天然資源の附存状況、気候・地勢条件、社会、文化、法制条件、経済、技術、社会基盤上の可能性などにおける格差の存在に留意し、

これら7カ国政府による、永く成果のある当該協力の歴史と、現行、及び今後の、二国間、及び多国間協力のための、環境協定、合意、主導、メカニズムの必要に応じた緊密な調整による環境協定実施の重要性を認識し、

ドミニカ共和国、中央アメリカ、米国自由貿易協定といった、締約国間の二国間自由貿易協定や地域自由貿易協定に反映される可能性がある、貿易と投資関係の強化と連携した、環境保護能力開発の重要性を認識し、

経済開発、社会開発、環境保護は、持続可能な開発の、相互に依存し、強化し合う構成要素であると認識し、現在と将来世代の福祉のため、持続可能な開発目標達成に必要とされる、専門的、科学的能力の向上を図る必要性を考慮し、

広範な市民社会の参加は、持続可能な開発達成のための、効果的な協力構築に重要であると考察し、

環境保護と天然資源の保全に関する協力に対して、締約国各政府による、一層強化し、重要性を表明するとの政治的意思を確認し、

以下のように合意した。

第I条：協定名の短縮表示

コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ガテマラ、ホンジュラス、ニカラグアと米国間の環境協力に関する協定(以下“協定”とする)は、他の場所においてドミニカ協和国—中央アメリカ—米国環境協力協定（“DR-CA-US ECA”）と称されることが出来る。

第II条：目的

締約各国は、天然資源を含む環境の保護、改善、保全への協力を合意する。本協定の目的は、締約国間で当該協力の枠組みを構築することである。締約各国は、本目的を達成するため、二国間及び地域内協力の重要性を認識する。

第III条：協力の態様と様式

本協定の下で進められる協力は、技術協力及び(ないし)資金協力計画に基づき、ドミニカ共和国—中央アメリカ—米国自由貿易協定の第17章(環境)の第9条をといった、締約国間の二国間または地域内自由貿易協定の関連環境協力条項を考慮して、下記を含む、二国間ないし地域内の能力開発活動を通じて執り行われる。

- a) 代表団、専門職、学界の技能者や専門家、非政府団体、産業界、政府などによる、調査訪問を含む、環境政策及び環境基準についての開発、実施、評価能力の強化のための交流

- b) 会議、短期研究集会、研究集会、会合、講習会等の共同開催および、奉仕活動や教育計画
- c) 技術的、実際の証明、応用研究事業計画、調査、報告を含む計画と活動の共同開発
- d) 締約国にとって関心のありそうな模範実例と環境情報の開発・交換を推進するための、学術界、産業界、政府間機関、非政府団体、政府の代表者間の連携・連合あるいは知識と技術の開発と移転の促進
- e) 環境政策、法、基準、規制、指標、国家環境計画、法令遵守と執行のメカニズムについての情報の収集、公表、交換
- f) 締約各国が合意する可能性があるその他の環境協力

第IV条：ドミニカ共和国－中央アメリカ－米国間環境協力委員会の設立と運用

1. 締約各国は、各締約国が任命する政府代表で構成されるものとし、ドミニカ共和国－中央アメリカ－米国間環境協力委員会(以下“委員会”または“DR-CA=US ECC”)を設立する。委員会は下記業務に責務を有するものとする。
 - a) 本協定に基づく協力活動への優先度を定める
 - b) 上記優先度による、次の第V条に記載の作業プログラムの開発
 - c) 本協定に基づく協力活動の審査と評価
 - d) 今後の協力の改善方法について締約各国への勧告と指針の提供
 - e) これ以外の取り組みで締約各国が合意する可能性があるものへの取り組み
2. 委員会は、他に取り決めない限り、委員会議長を務める締約国にて年に一度、会議を行うものとする。委員会の最初の会合は、本協定が発効後、6ヶ月以内に開くものとする。委員会の議長は締約国間で毎年持ち回りとする。米国国務省の高官が委員会の最初の議長を務めるものとする。その後、委員会が他に取り決めない限り、議長は、下記段落3で明示した各国の省から任命された高官の中から、締約国の英語アルファベットの順序で持ち回りとする。締約各国は、自国の、環境を所管する省が、委員会の作業に直接、間接の役割を担うことを保証するものとする。
3. 本条項のために、締約各国が対応する省は以下のようである。
 - a) コスタリカの環境エネルギー省、ドミニカ共和国の環境と天然資源省事務局、エルサルバドルの環境天然資源省、ガテマラの環境天然資源省、ホンジュラスの天然資源と環境省、ニカラグアの環境と天然資源省、米国国務省
 - b) 第XI条の定めにより、本協定に加盟するいかなる締約国も、委員会議長に、対応する省を通知するものとする。
 - c) 本協定に加盟するいかなる締約国も、委員会に書面で、対応する省の変更を通知することができる。
4. 委員会の全ての決定は締約国の合意によるものとする。他に定めない限り、もしくは本協定で別段の規定なき場合、委員会の決定は公開される。
5. 締約国の代表は委員会会議の間に会合し、本協定の施行について分析し、推進方法を検討、共同計画や事業、共同活動の進捗について情報交換を行う。各締約国は、上記段落3で明示された省から調整官を選び、本協定の共同作業の一般連絡先とする。
6. 委員会は、当該協定が規定する環境関連義務の実施を再検討するために締約諸国間での二国間及び地域間の自由貿易協定によって設置された諸委員会に、本協定に基づいて開発された協力活動の状況について定期的に報告するものとする。これには、ドミニカ共和国－中央アメリカ－米国自由貿易協定の第17章（環境）の第5条に基づいて設置する環境事項評議会を含む。

第V条：作業計画と協力優先分野

1. 委員会が作成する作業プログラムは、共同活動についての国の優先度を反映したものであるべきで、締約諸国が同意するものとする。作業計画には、下記に係る長期、中期、短期の計画も含まれる可能性がある。
 - a) 各締約国の環境管理制度の強化、これには組織体制と法的枠組みの強化、環境法、規制、基準、政策を開発、実施、管理、執行する能力の強化を含む

- b) 環境保護を奨励するためのインセンティブや柔軟で自主的なメカニズムの開発と推進、これには、環境管理のための、市場原理に基づいた主導権と経済インセンティブがある
 - c) 人材育成と能力開発を含む、現在及び新たに発生する保全管理の 이슈に特化した連携の推進
 - d) 国際商取引における、多国間生息越境性、移動性、絶滅危惧種の保全管理と海洋性及び陸上公園と保護区の管理
 - e) 総ての締約国が批准した多国間環境協定の各国国内実施についての情報交換
 - f) 持続可能な環境管理を実現する模範実施事例の推進
 - g) 技術の使用、適正運用、維持を推進するための技術開発、技術移転と研修の推進
 - h) 環境に優しい財とサービスの開発と推進
 - i) 環境に係る意思決定過程における国民参加を推進する能力強化
 - j) 国家水準での貿易協定を含む、環境実施意向のある締約国間での情報と経験の交換
 - k) 締約国が合意する可能性がある、この他の環境協力分野
2. 協力計画、事業、活動の策定において、締約国は基準やこの他の性能測定尺度を開発し、委員会の力で、上記第IV条1(c)に定める、特定の協力計画、事業、活動の進捗を、意図した目標を達成するために、審査、評価するのを支援する。委員会は、締約国全体としての遂行が、締約諸国の長期的な国家環境目標や地域環境目標の達成に貢献する程度を考察しなければならない。委員会は、他の機構によって開発された適用可能な基準も適宜、利用することができる。
 3. 委員会が、協力計画、事業、活動を定期的に審査評価するに際して、進捗監視精度確保の最良の方法について、関連する地方機関、地域機関、国際機関からの意見等の提供を求め検討するものとする。各締約国は協力活動の進捗について、定期的に国民に情報公開するものとする。
 4. 本協定の枠外で進行中び、今後の環境協力との重複を避け、補完を期するため、委員会は締約国が利害関係を有する他機関や他の主導による環境作業に適合する作業計画の策定に努めるものとする。これには、中央アメリカ-米国共同協定（CONCAUSA）や政府機関が実施する計画が含まれる。本計画の一環として、委員会は、これら機関の作業や主導を補完し向上させるような企画などを探索すべきである。
 5. 委員会は、締約各国または一部の締約諸国にとって特定の利害関係のある、地域環境協力活動をその作業計画に取り込むべきで、これによって、ある特定の 이슈に集中したり、他の公開討論会では充分取り組まれていないと委員会が認める、特定の目的の達成を意図すべきである。

第VI条：国民、政府機関、その他機関の参画

1. 別段の合意がない限り、委員会は定期会合のなかで公開会議を設けるべきである。
2. 環境協力活動の策定と実施において、委員会は国民参画の機会の開発を推進すべきである。各締約国は、適宜、作業計画についての国民の見解を募集、検討し、自国の手続きに従って国民の声を検討、対応すべきである。各締約国は、他の締約国と国民にも公開することを考慮すべきである。
3. 作業計画の作成と実施に当たって、委員会は、各国政府機関や、二国間及び締約国間の地域内自由貿易協定によって設置され、協定のもとでの環境義務の実施を審査する委員会の見解と勧告を考慮するべきである。協定による委員会には、ドミニカ共和国-中央アメリカ-米国自由貿易協定の第17章（環境）の第5条に基づいて設置された環境問題協議会や、その他の環境に係る地域メカニズムがある。
4. 委員会は、政府機関、多国間機関、財団、大学、研究センター、（公共）機関、非政府団体、締結国の会社や他の事業体間の直接の連絡と協力、及び協定下の協力活動の実施を目的とした、実施取り決めの締結を奨励、推進すべきである。

第VII条：二国間協力

本協定に基づく環境協力の一層の推進のため、締約国はお互いに共有の利益のある、優先度の高い分野で二国間協力事業を進めることができる。本協定における二国間協力は、本協定の外で実施されるいかなる活動をも補完することを目的としている。

第Ⅳ条：資源

1. 本協力に基づくあらゆる協力活動は、資金、人的資源、その他資源の利用可能な範囲で、該当する締約国の法や規制を遵守し実施されるものとする。
2. 委員会の作業計画の策定においては、締約各国の能力に応じて、果的な協力活動の資金が賄われ、そして効果的な協力活動を実施するために必要とされるであろう人的、技術的、物質的、組織的資源が適切に割り当てられるような、メカニズムを考慮すべきである。環境協力においては、下記のような資金メカニズムが考慮される可能性がある。
 - a) 締約各国の合意に従って共同で資金調達した協力活動
 - b) 各機構、組織、機関がそれぞれの参加費を負担する協力活動
 - c) 実施中の計画によるものを含む、民間組織、財団、国際公共団体により、適宜、資金提供された協力活動、または
 - d) 上記の組み合わせ
3. 別段の合意が無い場合は、各締約国は委員会の作業への参加費用を負担するものとする。
4. 各締約国は、国内法規制に準拠して、本協定に基づいて行われる協力活動に準じて供与される材料と機材には、無税の通関を提供するものとする。
5. 本協定に基づいて行われる協力活動に準じて供与される物品であって、米国やその受託業者、被譲与者、あるいは外国政府、ないしはその代理人がその物品を米国資金で賄った場合には、付加価値税（VAT）や関税などの課税を免除されるものとする。もし米国以外の締約国が課税したならば、当該締約国は米国政府またはその代理人に時宜を得た払い戻しを行うものとする。物品には、材料、品物、補給品、財、機器などが含まれる。同様のルールは、贈与、俸給、あらゆる金銭支援を含む、本協定に基づいて規定されている資金に適用する。

第Ⅸ条：機材と人員

各締約国は、自国の法規制に準拠して、本協定に係る機材と人員のその領土への入国を支援する。

第Ⅹ条：技術的且つ機密情報及び知的財産

1. 下記の場合を除き、協定の実施によって得た情報を締約国は使用することができる。
2. 締約各国は、本協定にの下の知的財産を創造することを予見しない。保護され得る知的財産が創造された場合は、締約各国は、当該知的財産に対する権利の分配について決めるために協議する。
3. ある締約国が、自国の国内法に基づいて、情報を機密情報と判断する、或いは、時宜を得た方法で情報を“取引機密”であり、本協定のもとで与えられたか、または創造されたものと認定した場合、各締約国と締約国の参加者は、夫々の法規制や行政慣行に基づいて、当該情報を保護するものとする。当該情報を保有する個人が機密情報から経済便益を得たり、保有しない者に競争優位を得たりする場合は、当該情報は“取引機密”とされ、一般には公開されず、これ以外の情報源からも公開とならない。機密情報の保持者は、直ちに守秘義務を課すことなく事前に情報を開示することはない。

第Ⅺ条：協定への加盟

締約各国は、中央アメリカや近隣地域の政府に対する、本協定への加盟についての招聘に、書状で、締約国の総意を以って、賛同する可能性がある。新たな加盟国については、申請国と総ての締約国との協定に束縛されるとの申請国による、合意の表明書を米州機構（OAS）事務局が受領した30日後に発効するものとし、OAS事務局は総ての締約国に加盟の事実を伝えるものとし、証明書つきの協定の写しを新たな締約国に授けるものとする。

第XII条：発効、脱退、修正

1. 各々の署名国政府は、協定に加盟、発効のための国内要件の完了を直ちに、OAS事務局に外交文書で通知するものとし、OAS事務局は署名各国政府に当該外交文書の受領を直ちに通知する。協定は、OAS事務局による最後の当該通知の受領後30日以内に発効するものとする。
2. 協定の有効期間は無期限とする。加盟国は、脱退意図のOAS事務局への書状による通知後6ヶ月で協定から脱退できる。OAS事務局はこの通知を総ての加盟国に連絡するものとする。他に合意ない限り、当該脱退は加盟効力停止時点で未完了の進行中の活動の有効性に影響を与えるものではなく、残りの締約国についての協定にも影響しない。
3. 本協定は、各締約国の相互合意により修正することができる。

付属文書 C 主要な地域貿易協定についての環境影響評価の概観

地域貿易協定	手法	評価の範囲	重点対象分野と主に明らかとなった事実
Canada-CA4 ¹ www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/IYT/ea0423-en.asp	事前、 環境評価 (初期)	母国における環境影響	財、サービス、投資に焦点をあてた。 交渉の結果には、重大な環境影響に成りそうものはなかった。経済的影響は少なく、交渉の幾つかの要素は規則にもとづいており、貿易量に影響しない。いかなる影響も既存或いは計画中の環境規制で対処可能である。
CANADA*- FTAA ² www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/IYT/ea0422-en.asp	事前、 環境評価 (初期)	母国における環境影響	9つのそれぞれの交渉分野に注力：市場参入、農業、サービス、政府調達、投資、競争政策、紛争解決、知的所有権、及び補助金・反不当廉売・相殺関税 交渉の結果には、重大な環境影響になりそうものはなかった。経済的影響は少なく、交渉の幾つかの要素は規則に基づいており、貿易量に影響しない。いかなる影響も既存或いは計画中の環境規制で処理可能である。
CANADA*- SINGAPORE www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/IYT/ea1104-en.asp	事前、 環境評価 (初期)	母国における環境影響	財の交易、サービスの交易、投資、政府調達、原産地規則と関税に焦点をあてた。 野生生物の不法積み替え移送が起こりうる懸念事項とされたが、交渉の結果には、重大な環境影響になりそうものはなかった。経済的影響は少なく、交渉の幾つかの要素は規則に基づいており、貿易量に影響しない。いかなる影響も既存或いは計画中の環境規制で処理可能である。
EU*-ACP www.europa.eu.int/comm/trade/issues/global/sia/studies_geo.htm#acp ; www.sia-gcc.org/acp/download/pwc_sia_acp20july2005.pdf	事前、 持続可能性影響評価（未だ最終版ではない）	貿易相手国に焦点をあてた、（主に）開発と環境影響	第Ⅰ段階では、重要な問題（貿易関連のものと貿易に関係しないもの）を明らかにし、より詳細な評価方法を探り、西アフリカ諸国とカリブ海諸国についての地域報告を取りまとめた。 西アフリカ諸国とカリブ海諸国についての両報告は、農業関連輸出から非伝統的な供給源への移行可能性を予測している。西アフリカ諸国についての報告は、自由化がもたらす可能性の利用に対する国内制約条件を明らかにし、カリブ海諸国についての報告では砂糖・バナナ協定の撤廃に焦点を当て、持続可能性開発への挑戦を予測する。両報告とも自由化による財政影響に注目する。 第Ⅱ段階では、西アフリカ諸国の農業開発、カリブ海諸国の観光、太平洋諸国の漁業について各々の部門別分析を行った。西アフリカ諸国調査報告では非対称的関税引き下げ、海外からの直接投資への環境改善、基準についての能力研修と貿易推進を推奨した。カリブ海諸国調査では、観光部門と関連サービス部門における形態3（当該地域への外国直接投資（FDI））と形態4（EU諸国へのFDI）のサービス自由化の必要性を重点に調査した。太平洋諸国調査は、水産品の市場参入に焦点を宛て、付加価値向上措置、基準についての能力修得に関する特定水産品状況を勧告した。これら三つの調査は国内改革の必要性にも注視した。2006年には、更に三つの地域・部門調査が出版される見込みである。

*印は地域貿易協定(RTA)の締約国でアセスメント評価を実施した当事国を指す。同一RTAを複数国がアセスメント評価を実施した場合は、異なる結果が説明評価が記述されている。協定の幾つかはまだ交渉中である。

地域貿易協定	手法	評価の範囲	重点対象分野と主に明らかとなった事実
EU*-Chile www.europa.eu.int/comm/trade/issues/global/sia/studies_geo.htm#chile	事前、持続可能性影響評価	自国と相手国における持続可能性ある開発への影響	CGE（応用一般均衡）方式に基づき、経済牽引による環境影響を予測した。 EUとチリにとって、正の環境影響と、比較優位に準じた部門経済活動の移行を予測。チリにとって様々な規模の負の影響が予測され、相殺されるが、技術効果によっても完全には補償されない。社会影響は大部分正であるが、土地の権利の不安定さに懸念がある。様々な影響緩和策を勧告するが、ほとんどがチリの国内政策に関係する。
EU*-EMFTA www.europa.eu.int/comm/trade/issues/global/sia/studies_geo.htm#emfta ; http://www.sia-trade.org/emfta/en/Reports/Phase2/FinalreportMar06.pdf	事前、持続可能性影響評価	自国と相手国における持続可能性ある開発への影響	CGE方式と4つの筋書きによる予測。 農業自由化によりEU地域内に負の影響が予測され、環境への影響は正負に分かれる。地中海諸国では、農産物と産業品の関税削減による、失業増加の懸念など、正負の社会影響が予想される。政府歳入の逸失が予想され、水資源、生物多様性、都市交通による汚染が懸念されるなど、正負の環境影響が予想される。 貿易交渉に関して多くの緩和策を提案。EU諸国と地中海諸国の採るべき国内措置と開発援助の選択肢をも示唆。
EU*-GCC www.europa.eu.int/comm/trade/issues/global/sia/studies_geo.htm#gcc	事前、持続可能性影響評価	貿易相手国経済に焦点を当てた環境と開発影響	水資源、沿岸・海洋分野、土地資源など、経済主導の環境影響に焦点をあてた。 石油化学製品やアルミニウムに関する部門別調査も含まれ、結論としては、後者における湾岸協力会議(GCC)諸国の雇用創出(およびEU諸国の雇用損失)、前者の生産増による環境被害の可能性。環境や社会への負の影響の、予防的な緩和措置の必要性を指摘。
NAFTA* (Canada) www.dfait-maeci.gc.ca/sustain/EnvironA/strategic/naftaSummary.asp	事前	環境影響、汚染は母国に影響	メキシコが既存のカナダ-米国FTAに参加する影響にのみ注目し、米国-カナダ間の力関係を検討していない。 注目分野：様々な種類の環境影響、“汚染逃避天国”仮説、合意した環境規定。 大気汚染物質の長距離輸送が潜在的な関心領域とされた。このほかには重大で負の環境影響または汚染逃避天国の影響は予測されなかった。
New Zealand*-Thailand CEP www.mfat.govt.nz/tradeagreements/thainzcep/nia/thainiaindex.html	事前	母国における環境影響(より広範な分析の一環として)	経済緊密化協定(タイ・ニュージーランド)による規制、規模、財、構造への影響に焦点をあてた。モデリングには基づいていない。 ニュージーランドの規制制度は充分強く、かつ貿易による影響はどのような負の影響も無効化するほど小さい。環境財の自由化による便益可能性を予想する。
Trans Pacific SEP (New Zealand*) www.mfat.govt.nz/tradeagreements/transpacepa/pdfs/transpacific-sepa-nia.pdf	事前	母国における環境影響(より広範な分析の一環として)	経済緊密化協定(CEP)による規制、規模、財、経済社会構造への影響に焦点をあてた。モデリングには基づいていない。 ニュージーランドの規制制度は充分強く、かつ規制の適用除外は広範なので、起こりうるどのような負の影響も無効化する。環境財の選択的自由化による便益可能性を予想する。

地域貿易協定	手法	評価の範囲	重点対象分野と主に明らかとなった事実
US*-Andean Trade Promotion Agreement www.ustr.gov/assets/Trade_Agreements/Bilateral/Andean_TPA/asset_upload_file27_7305.pdf	事前、環境影響(中間報告)	母国における環境影響(規制影響を含む)、及び越境性又は地球環境への影響	米国経済に相対的に小さな貿易影響であり、米国経済に起因する環境影響は極めて小さいものと考えられ、本概説では地球規模、並びに越境性の影響に焦点をあてた。渡り鳥、野生生物交易、外来性侵入種、マグロ・イルカ、エビーカメ、沿岸生息地、回遊性の魚種、越境性の大気・水質汚染などである。侵入性外来種による負の影響可能性が明らか(アンデス諸国にとっても同様)になり、海洋汚染による海生生物相への間接的な影響、越境性の大気・水質汚染の不確実性なども明らかにされた。規制による影響も検討したが負の影響は予想されなかった。
US*-Australia FTA www.ustr.gov/assets/Trade_Agreements/Bilateral/Australia_FTA/asset_upload_file550_5830.pdf	事前、環境影響	母国における環境影響(規制影響を含む)、及び越境性又は地球環境への影響	米国経済に相対的に小さな貿易影響、米国経済に起因する環境影響は極めて小さいものと考えられ、本概説では地球規模、並びに越境性の影響に焦点をあてた。そこで外来性侵入種と再生品製造について検討し、前者の影響は予想されず、後者は正の影響が予想された。規制による影響も検討したが負の影響は予想されなかった。
US*-Bahrain www.ustr.gov/assets/Trade_Agreements/Bilateral/Bahrain_FTA/asset_upload_file720_3078.pdf	事前、環境影響(中間報告)	母国における環境影響(規制影響を含む)、及び越境性又は地球環境への影響	米国経済に相対的に小さな貿易影響であり、米国経済に起因する環境影響は極めて小さいものと考えられる。バーレーン側に予想される影響はなかった。法や規制による米国への負の影響は予想されなかった。
US*-CAFTA www.ustr.gov/assets/Trade_Agreements/Bilateral/CAFTA/asset_upload_file953_7901.pdf	事前、環境影響	母国における環境影響(規制影響を含む)、及び越境性又は地球環境への影響	米国経済に相対的に小さな貿易影響であり、米国経済に起因する環境影響は極めて小さいものと考えられ、本概説では地球規模の影響と越境性の影響に焦点をあてた。渡り鳥、野生生物保全・交易、エビーカメ、越境性の大気汚染、観光と外来性侵入種などである。残留性有機汚染物質の大気輸送や海洋汚染の予測不能性、違法取引取締り能力への懸念が明らかとなった。法規制による影響を検討したが、影響は予想されなかった。
US*-Chile www.ustr.gov/assets/Trade_Agreements/Bilateral/Chile_FTA/asset_upload_file411_5109.pdf	事前、環境影響	母国における環境影響(規制影響を含む)	農業、漁業、林業、環境技術、有害廃棄物、鉱業と金属加工、殺虫剤、有害物質に焦点をあてた。越境性、地球環境への影響にも注目した。オゾン層破壊物質、外来侵入種(両国への影響)、野生生物、絶滅危惧種などである。法規制による影響についても焦点をあてた。米国経済に相対的に小さな貿易影響であり、米国経済に起因する環境影響は極めて小さいものと考えられる。法または規制の面での負の影響は予想されない。規制面での正の影響と、環境技術への貿易の自由化の正の影響が予測される。
US*-Jordan www.ustr.gov/assets/Trade_Agreements/Bilateral/Jordan/asset_upload_file64_5111.pdf	事前、環境影響	母国における環境影響(規制影響を含む)、及び越境性又は地球環境への影響	絶滅危惧種交易、渡り鳥、保護区などの越境性の 이슈ーに焦点をあてた。米国については、小麦以外の穀類、電気機器、機械類、輸送機器について部門分析を行った。米国経済に相対的に小さな貿易影響であり、米国経済に起因する環境影響は極めて小さいものと考えられる。ヨルダンについては、影響は予想されない。負の法または規制影響は予想されない。

地域貿易協定	手法	評価の範囲	重点対象分野と主に明らかとなった事実
US*-Morocco www.ustr.gov/assets/Trade_Agreements/Bilateral/Morocco_FTA/asset_upload_file569_5831.pdf	事前、環境影響	母国における環境影響（規制の影響を含む）、及び越境性又は地球環境への影響	米国経済に相対的に小さな貿易影響であり、米国経済に起因する環境影響は極めて小さいものと考えられる。そこで地球規模及び越境性の影響―漁業、野生生物取引、観光、環境財とサービスに焦点をあてた。予想される影響はなかった。規制影響も調べた。負の法または規制影響はなかった。
US-Singapore (Singapore)	事前	母国の経済・環境影響	CGE型により、貿易と所得の成長を予測。新規の製造と投資のほとんどが、環境影響がほとんどない、高度技術と高付加価値部門にあると仮定。地域貿易協定(RTA)の結果、全体としてシンガポールの環境改善を予測。深い分析はない。
US-Singapore (US) www.ustr.gov/assets/Trade_Agreements/Bilateral/Singapore_FTA/asset_upload_file538_5110.pdf	事前、環境影響	母国における環境影響（規制の影響を含む）、及び越境性又は地球環境への影響	保護種の交易、オゾン層破壊物質(CFC)、違法伐採、環境技術、法または規制による影響などに焦点をあてた。米国経済に相対的に小さな貿易影響であり、違法な生物種の交易やCFCの交易に懸念があるものの、米国経済に起因する環境影響は極めて小さいものと考えられる。負の法または規制影響は予測されなかった。

¹ カナダ-中央アメリカ（エルサルバドル、ガテマラ、ホンジュラス及びニカラグア）自由貿易協定（未署名）

² 米州自由貿易地域（未署名）

付属文書 D 主要な地域貿易協定における環境協力に関する規定

本付属書は、特定の地域貿易協定の、環境協力に関する取り決めに概観した。網羅的なものを意図せず、取り組み事例として提示した。

米州諸国¹

米国－豪州自由貿易協定

第19.6条 環境協力	1. 両締約国は、環境保護の能力強化及び、二国間の貿易と投資関係強化と連携して環境保護能力の強化し、そして持続可能な開発を推進することの重要性を認識する。この目的のため、両締約国は進行中の、二国間、地域、多国間の共同環境活動の重要性を認識する。両締約国は、環境協力についての米国－豪州共同声明を交渉することに合意し、その中でこれら進行中の活動を一層支援する方策を探索する。 2. 各締約国は、締約国による進行中の協働環境活動について民間意見や推奨意見を適宜、考慮するものとする。 3. 両締約国は、貿易協定・貿易政策の正負の環境影響を評価し、考慮した経験に関する情報を締約国相互で、また両国民を含め、適宜共有するものとする。
米国－豪州の 環境協力に関 する共同声明	米国政府と豪州政府は、それぞれが所管する、環境保護と保全についての、懸念と類似の責務を共有し、地球環境の改善と保護を推進するという関心を共有する。両国政府はさらに、都市人口の増大、産業活動の集中、天然資源の持続可能な使用という類似の課題を抱えていると認識する。 米国と豪州は、環境 이슈に関して長期かつ生産的な歴史を共有してきた。両国政府は、米国－豪州気候行動連携を通じてや、植物園、絶滅危惧種、移動性種、南極大陸、気象海洋研究管理、鯨類保護、オゾン層保護などの分野で二国間の重要な環境事業を達成してきたことを認識する。両国政府は、これら分野での継続的な協力とこの他の分野での今後の二国間環境活動－国立公園、湿地、海洋管理、南極圏びに亜南極圏生態系保全、生物多様性保全、侵入種並びに自然遺産管理－に期待する。 米国と豪州は、環境課題に取り組むための科学および技術主導を推進する目標を共有する。この主導には、生産的で持続可能な天然資源の使用と地球規模の観測、より一層無公害で再生可能でより効率の高いエネルギー開発、生命工学を含む農業技術の進歩が含まれる。米国と豪州は、炭素隔離(技術)指導者討論会、水素経済に関する国際連携、地球観測専門家班で共に緊密な提携相手でもあり、科学技術協力に関する二国間協定の締結を期待する。 両国政府はまた、多国間環境活動の重要性を認識し、下記トピックの国際環境会合や会議への準備や参加における二国間の緊密な協力を認識する。トピックとは、国立公園および世界遺産の保護、保全、管理、絶滅危惧種および移動性種、南極圏、大洋、海洋生物資源、化学物質並びに有害廃棄物、オゾン層保護、地球気候変動、森林、サンゴ礁、生物多様性、バイオセーフティなどである。両国政府は更に、国連機関やWTOの環境関連会議における両国の緊密な協力を留意する。米国と豪州は、このような協力を継続するつもりであり、これら及び環境問題が検討される他の国際公開討論会における二国間の結びつきを更に強化することを願っている。両国政府はアジア太平洋地域－これには南太平洋地域環境計画、アジア太平洋経済協力（APEC）公開討論会、太平洋共同体事務局の加盟国としてを含む－における環境協力の成果もまた認識する。 両国政府はこれら地域の取り組みの重要性を認識し、協働して、地域における環境への責務および環境保護改善能力の向上に努める。今後の当該地域

	作業には、アジア太平洋地域におけるWSSD(持続可能な開発世界サミット)の第2型主導を更に開発または支援も含む可能性がある。 米国と豪州の協働と共同を推進するため、両政府は、進行中の協同活動を再検討し、今後の考えられる協力活動の優先分野を明らかにし、適切な程度まで、当該声明に関連するその他の事項を再検討し、これらを定期的に参考にするつもりである。特に、両国政府は、第三国が上記段落2, 3, 4, 5に記載の分野の能力修得の支援のため二国間協調取り組みを検討する意思がある。 両政府は、国民の参加と政府と共同体間の協力の推進は、環境への責務、保護と保全の向上と持続可能な天然資源管理にとって重要な方策であると考えている。 米国と豪州は、引き続き国民の参加を推進し、両国間の存進行中及び今後の協働活動について国民の、利害関係者を含めて、意見を、適宜、聴取・考慮する。
--	---

米国－チリ自由貿易協定

第19.5条 環境協力	1. 両締約国は、環境保護の能力強化及び、二国間の貿易と投資関係強化と連携した持続可能な開発を推進するための能力強化の重要性を認識する。両締約国は、協同環境活動に取り組み、なかんずく、 a) 両締約国が確認し、付属書19.3条に定められた、特定の協力事業について、対応する省や機関を通じた取り組みの遂行及び b) 更なる協力的環境活動のために、米国－チリ環境協力協定を迅速に交渉し、付属書19.3条に詳述された今後の協同環境活動に優先度を付け、本協定の外枠で進行中の環境協力の重要性を認識する。
付属書19.3 環境協力	1. 環境問題における協力が、環境の改善及び持続可能な開発への共通の約束推進のための機会の拡大をもたらすと認識し、両締約国は、本協定の第19.5条(1)a)に準じて、両国の対応する省と機関を通じて、本協定の交渉過程で明らかにされた下記協力事業を遂行する。 a) チリの環境汚染物質排出移動登録(PRTR)の開発。PRTRは、大気、水域、土壌に放出されたかあるいは廃棄物管理のため遠隔地に移動された化学物質についての公開データベースである。登録の開発に当たっては、両締約国は、協力して他のPRTR事業の教訓を活用する。産業施設は排出ないし移動した化学物質の量とこれら化学物質の最終目的地を毎年報告する。報告データは公開される。 b) 鉱業汚染の削減。米国はチリが過去の鉱業活動から発生した汚染物質や汚染を削減する支援を行い、チリと協力し、汚染源の特定と費用効果的な修復方法を探索する。 c) 環境執行と環境遵守保証。両締約国は各国の環境法および規制の能力を向上するため、研修の実施と情報交換を行う。このため、法令順守、執行、環境性能の向上を図るため協力関係を発展強化する。 d) 民間部門の専門能力共有。両締約国は各々の企業を招聘し、環境配慮の向上を探索し、汚染削減計画の開発と実施や、これら方策の財務便益を示しつつ、経験の共有を図る。 e) 営農方法の改善。チリの農業経営から発生する汚染の削減を支援するため、チリ農家やその他作業向け、化学殺虫剤や肥料の適切な扱いと持続可能な営農法の推進研修計画を採用し実施する。両国は共同して既存の研修計画を改良し、チリの営農法と慣習に適合する。 f) 臭化メチル排出の削減。臭化メチル排出の削減のため、両国は、オゾン層枯渇物質に係るモントリオール議定書によりチリと米国が使用中中止にコミットした当該化学品の効果的代替品の開発を試みる。 g) 野生生物保護管理の改善。チリとラテンアメリカ地域の野生生物保護のため、両締約国は当該地域の生物資源の管理保護の能力を修得

	できるよう協同作業する。これには、チリや当該地域の大学との協働、野生生物管理者、その他専門職や地元共同体への計画供与などがある。 h) 無公害燃料使用増。両締約国は、共同研修や燃料に関連する様々な環境問題における技術協力を通じ、自国領土で使用されているディーゼル燃料やガソリンの環境品質の向上に注力する。両締約国は本作業の成果を出版する。 2. 米国—チリ環境協力協定の第19.5条の(1)(b)、または他の協定で規定のように両締約国は、下記の付加的な環境協力活動を遂行する。 a) 協力協定の交渉の過程で、両国は二国間協力における優先分野への国民参加を考慮することに合意した。 b) 協力協定は、とりわけ、 i) 協力協定の諸要素を調整するのに必要な制度的な枠組みを確立し、 ii) 協力活動の優先度を決めた、定期的な作業計画の開発の手続きを確立し、 iii) 協力活動の作業計画についての定期的な協議と再検討を実施し、 iv) 新規の協力活動の策定や合意された活動の実施、における国民参加機会の創造 v) 各締約国の環境政策、法、運用についての情報交換を促進し、 vi) 締約国も加盟する多国間環境協定の理解と効果的な実施を促進し、 vii) 締約国の環境規制、指標、環境活動など比較できる情報の収集と出版 viii) 両締約国が明らかにした優先度や今後の協力作業について、第19.3条によって設置した環境評議会と定期的協議を実施する。 3. 協力協定による協力には、下記分野の活動を含む a) 執行と自主的な環境配慮を含む環境遵守保証を達成する能力を向上、 b) 中小企業による健全な環境活動慣行と技術の採用を奨励、 c) 環境目的達成のための官民連携を促進、 d) 野生生物や保護区域の環境資源の持続可能な管理を推進、 e) 貿易と投資や環境性能改善に係る環境活動を探索、 f) 環境管理のための経済手法を開発実施 4. 本協力協定の元で、両締約国は、下記の方法で協力活動を実施する。 a) 環境政策や基準の開発のため、調査訪問を含む、専門家、技能士、専門家の交換派遣 b) 共同会議、専門家会議、学術会議、会合、研修集会、草の根教育計画の企画開催 c) 協働事業やデモの支援、開発、実施、これには、共同開発事業、調査、報告を含む d) 学会、産業界、政府代表の連携を促進し、科学情報、技術情報、モデル実施例の交流と協力事業の開発実施の促進 e) 協力協定に準じて締約両国が実行するこれ以外の活動への参加 5. 締約国は、資金、範囲、段落1に羅列した事業の継続期間、協力協定のもとに遂行する協力活動は締約各国の人材と資金源によって実行されるものと理解する。 6. 本付属書によって実行される事業と活動についての情報が国民に公開されるよう締約国は努める。
--	---

米国－チリ 環境協力協定 (米国－チリECA)

第3条	1. 作業計画は、両締約国によって合意された協働活動のための国家優先度を反映すべきである。作業計画の開発と実施において、委員会は各々の国の政府機関及び、米国チリ自由貿易協定で設置された環境事情審議会の見解と要望をも考慮するものとする。また環境問題の状況に応じて、1992年5月14日、ワシントンで締結し、1999年5月5日及び1999年6月22日の外交メモにより延長した、米国政府とチリ共和国間の科学技術協力基本協定によって設置された合同委員会の見解をも考慮する。 2. 作業計画には、とりわけ下記に関連した活動を含めるものとする。 a) 締約国の環境法、指標、励行活動について比較できる情報の収集と出版 b) 両国における環境政策、法、運用についての情報交換 c) 米国及びチリの両国が加盟する多国間環境協定の施行についての情報交換
第45条	本協定が意図する協力には下記を含む可能性がある。 a) 環境法、政策や基準の開発と実施のため、専門家、技能士、専門家の交換派遣 b) 共同会議、専門家会議、学術会議、会合、研修集会、支援・教育計画の企画開催 c) 共同事業や環境技術の実用デモの支援、これには、事業、調査、報告を含む d) 学会、産業界、政府代表の連携を促進し、相互に関心ある、モデル実施例、環境情報、データの交換 e) 国家環境計画についての情報交換と協議 f) 両国が合意する、これ以外の様式の環境協力など

アンデス共同体 (ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラ) カルタヘナ協定

第1章 目的とメカニズム 第3条	上記のように設定したメカニズムに加え、次のような経済社会協力計画と目的が協調的努力により遂行されるべきである。 天然資源と環境の使用と保全のための活動
------------------------	---

カリブ海共同体 (CARICOM) とコロンビア政府間の貿易、経済、技術協力に関する協定

第19条 技術協力	1. 締約各国は人材開発、制度構築、科学技術、研究開発、環境管理、防災と管理、保健研究と管理、エネルギー、観光、農業開発の分野での協力を奨励し促進することに合意した。
--------------	--

アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ(MERCOSUR)間の共同市場設立協定

MERCOSUR 環境包括協定 第3章： 環境関連問題の協力 (西語から非公式の翻訳)	第5条—国際環境協定の締約国である加盟国は、その実施に協力する。当協力には、環境保護、天然資源の保全、持続可能な開発の推進について、適切であると判断される場合には、共通の政策の採用、相互関心イシューについての共同報道発表、国際環境公開討論会における国家の立場についての情報交換などを含むこともある。 第6条—加盟国は、当該国の適当な機関や市民社会団体の参加で、準地域の環境問題の分析を推進し、なかでも、下記行動の実施が求められる。環境法、規制、手続き、政策と施行について、そして関連する社会、文化、経済、人間健康の側面、特にMERCOSUR枠組みにおいて貿易或いは競争への影響の視点からの情報交換を促進し、 環境管理の最適化を求め、国家環境政策と環境施策を推進し、MERCOSUR加盟諸国の環境、社会、経済状況の差異を考慮しつつ、環境法の調和を追求し、 加盟国の能力修得のための財源を明らかにし、 持続可能な開発、生活の質、社会福祉、雇用創造の枠組みの中で、環境上健全で安全な労働条件の改善の推進に寄与し
---	---

	MERCOSURの他の会議や活動に、関連する環境問題に配慮しつつ、適切に且つ時宜を得て貢献し、 環境に優しい政策、生産過程、サービスの採用を推進する（原文ママ）。
--	--

欧州

ACPグループ諸国とEC間の連携協定（コトノウ協定）（EC-ACP）

第20条 取組	ACP-EC開発の目的は、各国が保持しているに違いない経済、社会、文化、環境、組織法制的な要素を組み入れた総合戦略によって達成されるべきである。それ故、協力は、多様な要素間の補完性と一貫性を保証した、ACP独自の開発戦略に対する一貫した支援を可能とする枠組みを提供すべきである。このような文脈とACP加盟国が遂行する開発政策と改革の枠組みの中で、ACP-EC協力戦略の狙いは。。。 a) 環境持続可能性や再生と優良事例の推進、天然資源基盤の保全
第30条 地域協力	1. 地域協力の分野においては、協力は共通の問題に具体的に取り組み、そして経済の規模を有利に利用する様な、以下のような、様々な機能と主題を支援するべきである。 （原文ママ） b) 環境、水資源管理、エネルギー
第32条 環境と天然資源	1. 環境保全、天然資源の持続可能利用・管理における協力が狙いとすべきは、 a) 様々な関係者が実行する、開発協力と計画や事業のあらゆる側面で、環境持続可能性を主流とし、 b) 総ての環境に係る利害関係者に対し、環境管理についての科学的、技術的、制度的な能力を修得、強化し、 c) 危急的に重要な持続可能性管理 이슈を狙いとした、特定施策と図式の支援、及び鉱物資源及び天然資源についての現在、将来の地域的、国際的公約についての特定施策への支援であって、これには下記を含む。 i) 熱帯林、水資源、沿岸・海洋・水産資源、野生生物、土壌、生物多様性 ii) 脆弱な生態系（サンゴ礁など）の保護 iii) 特に太陽エネルギーなどの再生可能エネルギー及びエネルギー効率性 iv) 持続可能性ある地方および都市開発 v) 砂漠化、早魃、森林伐採 vi) 都市環境問題への革新的解決法の開発 vii) 都市環境問題への革新的解決法の開発 viii) 有毒廃棄物の輸送と処分に係る 이슈の考慮 i) 熱帯林、水資源、沿海・海洋水産資源、野生生物、土壌、生物多様性 2. さらに、協力において考慮すべきは a) 特に気候変動よってもたらされた脅威に対する、ACP加盟国の小さな島嶼性諸国の脆弱性 b) 特に最も低開発、内陸性の諸国で悪化しつつある早魃や砂漠化問題 c) 組織体制の開発と能力開発
第33条 制度構築と能力開発	4. 協力は危急的に重要な公共部門の能力の回復そして／または向上、及び市場経済を実証するために必要な制度の支援、特に下記について、を支援するべきである。 b) 特に経済、社会、環境、研究、科学技術、革新分野における、政策の分析、計画、策定、政策実施等の能力の向上

第49条： 貿易と環境	1. 締約各国は、当該分野における国際条約や取り組みに準じ、各国の開発水準に充分配慮しながら、持続可能性ある健全な環境管理を保証するような方法による、国際貿易開発の促進への公約を再確認する。環境対策の設計と実施には、ACP諸国の特定の需要と要求が考慮されるべきであることに同意する。 2. リオ環境サミットの原則に留意し、貿易と環境の相補補完性を強化する視点で、締約国はこの分野における協力の推進に合意する。協力は、なにかんずく、国、地域、国際で一貫した政策の確立を試み、環境に係る財とサービスの品質管理を強化し、該当部門における環境に優しい生産方法の改善を目的とすべきである。
----------------	---

ECとアルジェリア間の連携を確立するユーロ・地中海協定

前文	より良い相互理解のために、経済、科学技術、社会、文化、オーディオ・ビデオ、環境問題に関する定期的な対話によって維持された協力の確立を望み、（原文ママ）
第48条 範囲	4. 環境保全と生態系の均衡は経済協力の諸分野の中心的な要素であるべきだ。
第50条 地域協力	ユーロ・地中海連携とマグレブ諸国内の発展に対する当協定の効果を最大化する目的で、総ての締約国は、地域効果があるかまたは第三国に係わるあらゆる活動を促進しなければならない、とりわけ、 e) 環境問題（原文ママ）
第52条 環境	1. 総ての締約国は、持続可能性ある開発、環境の質の保証、公衆衛生の保護を目的として、環境劣化防止、汚染防止、天然資源の合理的使用の確保における協力を促進すべきである。 2. 協力は特に下記に注力すべきである。 ・砂漠化に係るイシュー ・合理的な水資源管理 ・塩類化 ・農業の土壌と水質への影響 ・エネルギーと輸送の適正な使用 ・特に、工業施設の安全性に関する、産業開発の環境への影響 ・特に有毒廃棄物の廃棄物管理 ・環境に敏感な地域の総合管理 ・都市・産業・海洋汚染の管理と防止 ・高度な環境管理や監視手段、特に環境情報や統計体系など、の使用技術支援、特に生物多様性の保全に対するもの

ECとアルメニア間の連携及び協力協定

第55条 環境	（部分抜粋、原文ママ） 2. 協力は環境劣化と戦うことを狙いとするべきであり、特に ・汚染水準の効果的監視と環境評価、環境現況に関する情報システム ・局地的、地域的、越境性の大気汚染、水質汚染との戦い ・生態回復 ・持続可能性ある、効率的な、環境効果のあるエネルギーの生産と使用 ・工業施設の安全性 ・化学物質の分類と安全な取り扱い ・水質 ・廃棄物削減、再生利用、安全処分とバーゼル条約の実施 ・農業の環境影響、土壌浸食、化学汚染 ・森林保護 ・生物多様性の保全、保護区域、生物資源の持続可能性ある使用と管理 ・建設と都市計画を含む土地利用計画 ・経済・財政手段の使用 ・地球の気候変動
------------	---

	・環境教育と意識啓発 ・放射能影響区域の回復に関する技術的支援と関連する健康・社会問題への取組 ・越境性の事情における環境影響評価に係るエスポー条約の実施 3. 協力は、特に下記に基づいて、実施すべきである。 ・災害対策やその他の緊急事態 ・情報交換と専門家の交流、これには無公害技術の移転及び安全で環境に優しい生命工学についての情報交換と専門家の交流を含む ・共同研究活動 ・地域社会の基準に向けた法の改善 ・環境研修と制度の強化 ・欧州環境庁の枠組み内での協力を含む、地域水準での協力及び国際水準での協力 ・特に地球規模の問題や気候に関する問題及び持続可能性ある開発達成を目的とした戦略開発 ・環境影響調査
--	---

EC－チリ間の連携協定

第24条 農業、農村部門、衛生、植物衛生対策	2. 協力は、下記のような事項に取組ながら、能力開発、基盤整備、技術移転に注力する、 a) 衛生、植物検疫、環境、食品品質対策に係る支援を狙いとした特定事業であって、WTO規則やその他の合法的な国際機関に準拠し、両締約国で有効な国内法規制を考慮したもの。
第28条 環境に係る協力	1. 協力の狙いは、環境保全と改善の推進、天然資源と生態系の汚染と低下の防止、持続可能性ある開発を目的とした後者の合理的使用 2. この関連で、下記は特に重要である。 a) 貧困と環境の関係 b) 経済活動の環境影響 c) 環境問題と土地利用管理 d) チリの環境構造と政策を強化する事業 e) 環境基準、環境モデル、環境研修・教育分野における情報、技術、経験の交換 f) より一層の市民参加のための環境研修と教育 g) 技術援助と共同地域研究計画
第44条 社会協力	4. 締約各国は、下記を目的とする方策に優先度を与え、 a) 社会・環境脆弱性の高い地域に特に注意を払った土地管理計画の推進
第49条 地域協力と地域統合	1. 本協力は、ラテンアメリカ南部諸国(アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ウルグアイ)間の地域統合の促進に対する地域社会の支援に於ける重要な要素である。 a) 環境に関する地域協力の開発

アジア、太平洋、中東

アジア太平洋経済協力公開討論会（APEC）

APECにおける経済と環境の統合原則についての枠組（1994年、バンクーバーにおける環境大臣会議で採択、1994年ジャカルタで大臣会合で承認）	原則：APECの役割 地域連携の推進において、APEC加盟国は、持続可能な開発を達成するため、既存の多国間、二国間公開討論会や活動を最大限利用すべきである。このような公開討論会と活動によって、環境優先度設定、科学的知識の蓄積、能力開発の向上分野における21世紀の課題の実行に貢献することができた。APEC加盟国は、機能の重複を排除しつつ、このような進行中の活動に具体的な価値を付加する適切な手法を探索すべきである。 環境に責務を負う大臣級会合は、必要に応じ、臨機応変に開催されるべきである。 APEC加盟国は、持続可能な開発を、APEC作業グループと委員会に組み込む、より良い方法を検討すべきである。 APEC加盟国は、あらゆる水準での持続可能な開発に係る意思決定へ環境懸念を組み込むことを意識的に行うことによって、経済と環境配慮の統合を達成すべきである。
---	---

環境と開発についてのASEANクアラルンプール合意²

段落1から段落3まで	我々、ASEAN環境担当大臣はここに下記に合意する。 1. 環境管理に係る、下記のような具体的手段へ導く努力の着手 ・ 持続可能な開発と対応する行動計画についてのASEAN戦略策定 ・ 環境品質基準の調和 ・ 越境性汚染の防止と軽減措置の調和 ・ 研究開発の実施と無公害技術の推進 2. 天然資源管理に係る、下記のような具体的手段へ導く努力の着手 ・ 天然資源評価方法の調和 ・ 共同天然資源管理計画の調和 ・ 天然資源価値を、国民所得計算方式（SNA）へより良く反映させることを狙いとした手続きの開発と調和 3. 環境要素を経済計算に組み込み可能とし、国際的に経済協力へのより良好な基盤を提供する努力の着手
------------	--

日本・シンガポール新時代経済連携協定

実施協定 第8章 科学と技術 第31条 第8章に基づく、協力分野と様式	基本協定の第116条に準拠し、 a) 協力活動の分野として指定されたのは以下である、 i) 生命科学 ii) 環境 iii) 産業成長の基礎を与えるに適した高度技術 b) 協力活動の様式として指定されたのは以下である、 i) 情報とデータの交換 ii) 合同専門家会議、学術会議、会合 iii) 科学者、技術者、その他専門家による訪問、交流 iv) 共同事業や計画の実施
---	--

経済連携に係る日本政府とマレーシア政府の協定

第139条 基本原則	本章の主たる目的は以下のようである。 g) 持続可能な開発の推進（原文ママ）
第140条 協力分野	本章に定める協力分野は以下のようである。 g) 環境（原文ママ）
実施協定 第8項 環境分野における協力 第40項 基本原則	基本協定の第12章に準じて、両国政府は、環境保護と持続可能な開発を推進する能力の強化の重要性と、多国間環境協定の決定的に重要な役割を認識しつつ、環境分野での協力をを行うものとする。

実施協定 第 8 項 環境分野における 協力 第 4 1 項協力の分 野と形式	基本協定の第 1 4 1 条に準じて、 a) 本条の規定する協力分野には以下を含むものとする。 i) 環境の保全と改善 ii) 持続可能な開発の推進 b) 本条に定める協力の様式は以下を含むこともある。 i) 政策、法、規制、技術にかかわる情報交換 ii) セミナー開催の推進 iii) 専門家による訪問と交流の推進 iv) 環境に優しい財とサービスの貿易と普及の促進 v) 投資機会の発掘と取引連携の開発促進のための情報交換の推進 vi) 両国政府が相互に合意するこれ以外の協力の様式
ニュージーランド・タイ緊密経済連携	
ニュージーランドとタイ間の環境協定 (AōE) 前文	環境を保全し、環境の質を向上・強化し、より緊密で拡大した協力を推進し、非政府部門を含む両国政府の、環境 이슈 に効果的に取り組む能力と適応性を向上させるという希いを共有し、(原文ママ)
第 2 条項 協力	2.1 参加国は、環境保全と環境の質向上の願いの達成のための協力の重要性を認識し、本協定の理解を共有し、広範な二国間関係の強化のためにも協力の重要性を認識する。 2.2 各々の国で支配的な法規制に留意し、各々の国の優先度と利用可能な資源制約の下で、連携参加国は相互に関心と懸念のある領域における環境活動の協力を共同で決定する。 2.3 協力活動の分野は、環境専門技術や天然資源管理であり、廃棄物管理、湿地管理、エコツーリズム、水資源/流域管理、環境修復、気候変動関連技術、拡大製造者責任、生物多様性保全、国立公園/保護区管理、海洋・沿岸資源管理、環境管理・環境教育への国民参加などを含むが、これに限るものではない。 2.4 上記活動の実施は、成功例と情報交換、共同事業、交流、訪問、学術会議、対話などの多様な方法を通じて行い、これには国際環境公開討論会などの関連において実施するものも含む。共同活動の資金は個別的に参加国が決める。
第 3 条項 制度的取り決め	3.1 参加国は、環境問題に責務を有する政府機関の高官で構成する環境委員会を設置する。委員会は、本協定発効の日から一年以内に会合し、その後は、参加国が相互に決定したように会合する。参加国が他に定めない限り、開催場所は両国で交互とする。 3.2 参加国は自国の公務役職水準の焦点を決め、本協定についての参加国間の連絡に資するものとする。 3.3 環境委員会とナショナル・フォーカル・ポイントは、会合の間は、情報の交換と、電子メール、ビデオ会議、その他通信手段により、本協定の活動を調整する。 3.4 環境委員会の機能は次を含む。 a) 協働活動についての作業計画の合意の構築 b) 協働活動の監理と評価 c) 相互関心事項についての対話の経路を提供 d) 当該協定の運用と成果を再検討 e) 違いを解決する公開討論会を提供 3.5 環境委員会は、作業実施に際し、各国の非政府部門や当該分野の専門家の助言を求め、場合によっては、委員会会合への出席を求めることを決定することができる。 3.6 各参加国は、公共機関や非政府機関の成員が、本協定運用に係る事項について見解や助言を提示する機会を提供する。

	3.7 両国間で、本協定の解釈や適用について不一致が発生した場合、両者は環境委員会内部の協議を通じて不一致の解決に努める。ある参加国が、上述の不一致の解消を求めて環境委員会の会合を要求した場合、環境委員会は、要求から90日より遅れることなく、実行可能な限り早急に会合を開催する。 3.8 各国で本協定に責務を有する大臣は、本協定の運用の最初の二年間に少なくとも一度は会合し、他に双方による決定がない限り、本協定の運用を再検討し、環境委員会で決定できなかった不一致を解消する。担当大臣は、環境委員会の報告を受け、考察の助けとすることができる。
--	--

アフリカ

東南部アフリカ共同市場（COMESA）

第4条 特定取り組み	本協定の第3条に定める、目標と目的の達成を推進し、本協定の適用規定に準拠して、加盟国は下記の通りとすべきである、 6. 経済社会開発の分野において、 ha) 天然資源、エネルギー、環境の開発管理における協力（原文ママ）
第122条 調整の範囲と原則	1. 加盟国は、相互の利益のため、共同市場内の天然資源について、共同の効率的な管理、持続可能な活用を推進するための協調的な措置を講ずることに合意する。 2. 加盟国は、経済活動が、しばしば環境低下、資源の過剰な枯渇、自然遺産への深刻な損傷を伴い、汚染のない、魅力的な自然は長期的な経済開発への前提条件であると認識する。 3. 加盟国は、地域保全戦略を通じて、大気汚染、産業汚染、水資源汚染、都市成長汚染を含むあらゆる態様の汚染からの環境の保護と保全について協働と調整に責務を負う。 4. 加盟国は、有害廃棄物、核物質、放射性物質、その他核エネルギー開発と利用に使用されたあらゆる物質の管理制御のため協働し、共通の政策を採用する。 5. 環境に係る共同市場の行動は下記を目的とする。 a) 環境の質の保全、保護と改善 b) 人間健康保護への貢献、 c) 天然資源の思慮ある合理的な利用 6. 環境に係る共同市場の行動は、予防措置を講じるという原則に拠り、環境破壊は、何より、発生源で取り除き、汚染者が支払い責任を持つとの原則に拠るべきである。環境保護の要求は、共同市場活動の全分野における共同市場政策の構成要素であるべきだ。
第123条 天然資源管理における協力	1. 加盟国は、加盟各国の相互利益のため、共同市場内の天然資源の共同効率的な管理、持続可能な利用による協力を推進し、協調的方策の採用に合意する。とりわけ、加盟国は、下記を行うべきである a) 自国の天然資源保全のための必要措置を講じる b) 生態系の保全、環境破壊抑止のための天然資源管理において協力し、 c) 共有する土地、海洋、森林資源の保全のための共通した規制を採用する、 2. 加盟国は、森林保全管理のため、下記のように、必要な方策を採る事に合意する。 a) 自然林、大農園による商業林、自然保全区の保全管理のための共通政策の採用 b) 自然林、大農園による商業林の開発管理についての情報交換 c) 共同市場内の共通林業活動の共同推進

	d) 林業研修と研究施設の共同利用 e) 共同市場内における全流域林の保全管理のための共通規則の採用 f) 自然林の枯渇削減と砂漠化防止のための森林資源利用についての統一規則の制定 3. 加盟国は、養蜂・農林業システムへの参加を推進する方策をとるものとする。 4. 加盟国は、下記による淡水・海洋資源の管理への協力に合意する。 a) 海洋公園、保護区、管理区域の良好な管理のための共通規則の制定と採択 b) 水産資源の保全、管理、開発のための共通政策の導入 c) 内水及び海域への、統一水産投資指針の確立 5. 加盟国は、天然資源の開発、管理、保護政策を改善するよう設計された、国際条約や協定への加盟を実行する。
第124条 環境管理における協力	1. 加盟国は、環境管理における協力を実行し、以下に合意する。 a) 加盟国の生態系を保全し、環境や産業汚染の影響、生物多様性の減少、遺伝子多様性の逸失、土壌劣化を防止し、停止し、元に戻すような共通の環境管理政策の開発 b) 森林、陸域・海域の資源、水資源、大気への排出、水性毒性物質を管理する特別な環境管理戦略の開発 c) 気候変動と生物多様性についての条約に関する国連環境開発会議（UNCED）合意の批准 d) 東部アフリカと南部アフリカの水資源や海洋資源についての国連環境計画（UNEP）条約への加盟 e) 鉱業、水産業、農業活動から発生する越境性の大気・水質汚染を制御する措置を講じる 2. 本条の段落1のため、加盟国は下記事項を遂行する。 a) 共通の環境規制、インセンティブ、基準の採択、 b) あらゆる態様の環境劣化と汚染を評価する能力、地域としての解決策を策定する能力の開発、 c) 生分解性の害虫防除剤、除草剤、包装材の製造と使用の奨励 d) 農業用化学薬品、肥料の過剰な使用の抑制、 e) 土壌浸食、砂漠化、低木の侵入の防止のための適切な土地管理技術の採用 f) オゾン層や環境に優しい化学物質の使用の推進 g) 共同市場内での研修訓練機関や研究機関の施設利用と強化の推進 h) 都市化と産業成長活動から発生する大気の産業公害、水質汚染の規制のための共通基準の採用 i) 大気、産業、その他の汚染の形態と保全技術情報の交換 j) 共有する天然資源管理のための共通の規制の採用 k) 現行の、高成長率、高出生率、非扶養者数の多さ、貧しい社会状況等の不満足な人口統計分析結果に由来する環境や開発への負の影響を緩和へ対処する方策と政策の採用 l) 共同体諸国としての環境管理基準の採用
第125条 有害・有毒廃棄物の違法な国際取引の防止	1. 加盟国は、共同体市場内への、加盟国や第三国から共同体内に持ち込まれた有毒性や好ましくない廃棄物の不法投棄に対し、協働し、共通の立場を執るものとする。 2. 加盟国は、エネルギー及び産業部門に適用可能な無公害技術や低廃棄物生産のを共有するため、協力するものとする。 3. 加盟国は、環境政策や環境管理の向上を意図した、国際環境条約への加盟に努力する。このため、加盟国は環境に関するモントリオール議定書への加盟に同意する。 4. 加盟国は、共同市場における貿易、運輸、農業、産業、鉱業、観光業の諸活動に係わる環境管理と保全対策を含むことに合意した。

第126条 野生生物成長と 管理	1. 加盟国は、共同体市場における野生生物についての、持続可能な開発と管理、合理的な開拓、利用、保護に対し、加盟国総体として調整した取り組みをすることを約束する。特に加盟国は以下に留意する。 a) 野生生物、自然保護区、国立公園、海洋公園の保全に向けた共通施策を採用し、 b) 野生生物開発管理に関する情報の交換し、 c) 密猟対策活動、密猟被疑者についての情報交換、また実施可能性があれば、協働密猟対策計画の実施し、 d) 農業や牧畜業の補完として、共同体市場における乾燥、半乾燥地に野生生物牧場を設置し、 e) 共同の密猟規制を策定し、当該規制の施行についての効果的な監理を確保し、 f) 家畜化動物に疫病抵抗性、強靱性を注入するために特定の野生種や家畜化動物の共同育種計画を実施し、 g) 研修や研究施設の共同利用を促進し、 h) 国立公園や近隣地域の開発や保全のために、野生生物からの収益を活用し、そして i) 加盟国における野生種数の枯渇を避けるためのトロフィー・ハンティング（戦利品を目的とした狩猟）に一律の価格を設定する 2. 加盟国は、自国の野生生物や国立公園の開発、管理、保護政策の向上を意図した国際条約や協定への加盟を約束する。
---------------------------------	--

西アフリカ経済通貨連合（WAEMU）

第4条 〔仏語からの非 公式翻訳〕	本連合は、WAEMNの条約の明確な目標に対する既得権を侵すことなく、本条約によって制定された条件のもと、下記目的の実現を追及する。共同行動と、終局的には共通施策の実施によって、分野別の国策を調整するため、とりわけ下記の人材、地域計画、運輸通信、環境、農業、エネルギー、産業、鉱業といった分野に於いて（原文ママ）
----------------------------------	--

¹ 内容が膨大なため、北米環境協力(NAAEC)に関する詳細記述をここでは割愛する。ただし www.cec.org で閲覧できる。

² 環境協力イニシアティブの具体的な例には、越境煙霧汚染に関するASEAN協定、効力を発生した法的拘束力のあるASEAN地域環境合意、遺産講演に関するASEAN宣言そして生物多様性条約 (ARCB) がある。これらはASEAN加盟国間やASEANとEUの提携組織等に於けるネットワークや制度的連結の中心的地点として機能する。

第2部： 自由貿易圏設立に伴う環境戦略案

1. 概要

ここでは東アジア EAP における自由貿易圏設立に伴い、その発生が予想される環境問題に対し、それらを取巻く制度・社会的背景、最近の動向・取組み等を整理した上で、将来、我が国が取り得る環境戦略の基本骨子、方向性を整理していく。重点環境問題の抽出に当たっては、内外の自由貿易活動に伴う環境問題、それらに関するこれまでの検討経緯を踏まえたうえで諸問題を抽出・整理し、以下に示す 7 項目を選定した。

1. 域内物流（貿易）に伴う危険製品混入リスクの排除・最小化

【背景】 国毎に異なる製品製造規格、安全対策、関連法規整備・実施体制により、低環境基準のもとでの製品製造過程において、鉛などの有害物質が使用された製品・材料が比較的、短時間に国際市場に出回る危険性が高まった。

2. 適正な環境配慮を考慮した国際価格設定・品質保証システムの域内での確立

【背景】 ある国の製品生産体制において適切な環境配慮（例えば、排煙・廃水、産業廃棄物等の適正処理）をせず、それらの製品が国際市場に出回った場合、環境規制が厳しい国に較べて価格が不当に安価となり、国際市場の価格競争で優位となる場合がある。この場合、低環境基準のもとで生産され輸出された製品を「環境ダンピング」されたものとみなし、相殺関税導入が検討されたり、また厳しい環境基準遵守コストを一種の国内環境税あるいは費用として、低環境基準のもとで生産された製品に国境税調整として同額の税を課す等の処置が取られる事が多い。

3. 食品輸出入増大に伴う里地・里山の劣化・崩壊

【背景】 国毎に異なる食品製品製造規格、安全対策、関連法規整備・実施体制により、食品衛生上、人体に有害な危険食品の混入・広域移動、輸出入が顕著化する懸念がある。また食品等の価格競争にて不利な立場にある国では、安価な輸入食品により国内農業生産現場がインパクトを受け、それによる規模（農村地帯）の縮小、食品での生物多様性の劣化、里山等の中山間地の荒廃等に繋がる危険性が高まっている。

4. 越境大気・海域汚染問題

【背景】 広域にわたる酸性雨問題は中国・日本等の東アジア地域では深刻な問題となっている。近年、九州北部では光化学スモッグが多発する傾向にある。これらの公害の発生状況・メカニズムを見た場合、原因として国内工業都市の社会・産業活動に伴う排気ガスに、アジア大陸内部から偏西風・ジェット気流により遠距離輸送された排気ガスが加わったためと推察される。

5. 越境ゴミ問題

【背景】 途上国における先進国危険産業廃棄物引取りに関して、受け入れ側に安全、且つ、十分な産廃処理能力・施設が存在せず、施設周辺住民（社会的弱者）への直接暴露による健

康被害が問題となっている。途上国での不十分な廃棄物処理により、周辺での環境汚染が発生・進行し、それらが食物連鎖により農産物に混入し、ダイオキシン等の有害物質が検出される事例が報告されている。

6. 越境疾病感染問題

【背景】 物流の近代化、高速化により、従来は局地的（もしくは風土病的）に発生していた特殊疾病が、比較的、短期間で広域に伝染する傾向が高まり、また地球温暖化とも絡んで新興感染症蔓延のリスクが高まった（例、マラリア、デング熱、SARS、鳥インフルエンザ、BSE 等）。

7. 動植物相の広域攪乱

【背景】 WTO による農産物市場の開放等による国内農業への圧迫・中山間地での農地荒廃、並びに物流の近代化、高速化、広域化等に伴う、里山の荒廃、外来種の侵入、事故等による地域生態系の攪乱発生のリスクが飛躍的に高まった。

項目 1、2 については、ともに自由貿易活性化に伴う製品の製造・移動・販売に付随する問題であるため、これらを併せた“環境配慮を考慮した域内自由貿易の監視、有害・危険製品混入リスクの排除・最小化”というテーマで環境戦略案の策定を試みる。項目 3 については、近年における輸入食品の増大と食品安全性、国内農業への影響について考察を行った。項目 4、“越境大気・海域汚染問題”については、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET、日本からは環境省が参画）において、現在でも継続した活動が続いているため、ここでの検討から除外する。廃棄物の越境移動（項目 5）については、そのリサイクル過程と併せて、その是非が議論されて来た。輸出相手国でしかるべき環境保全対策が講じていない生産リサイクルが実施されているのであれば、それらを回避するしくみ・制度を策定する事が重要となる。また項目 6、“越境疾病感染問題”については、新興感染症対策として厚生労働省を中心にその防疫・監視体制のあり方に関する研究が継続されており、1997 年 4 月から国立予防衛生研究所を国立感染症研究所に変更・改組し、危機分析重点管理制度を発足させ、広く感染症に対処出来るような体制作りを行っている。従って、ここでは関連事例を整理するだけにとどめ、項目 7、“動植物相の広域攪乱”において、生物多様性劣化と感染症の広域感染の関係についての側面も含めて議論する。

2. 戦略案策定

2.1 環境配慮を考慮した域内自由貿易の監視、有害・危険製品混入リスクの排除・最小化

2.1.1 自由貿易と環境問題の関係

市場形成、物流拡大という面から見た自由貿易の環境面に及ぼす良い側面としては、環境に良い商品・製品が、国際市場を通して周辺流通地域から入手し易くなるという事が挙げられる。環境に良い製品を希望する消費者がいれば、その居住国で生産されていなくても、どこからか購入する事が可能となる。

自由貿易が環境問題に悪影響を及ぼす面としては、適切な環境配慮がなされていない生産体制・方法で作られた製品が廉価な価格で国際市場に流通し、適切な環境配慮・処理費用が計上された製品との間に不当な価格競争をもたらす事が挙げられる。ある国が厳しい環境政策をとり、その国の生産者がそれに準拠して製品を作り、それに応じた適正な価格で売ろうとしても、別の国から適切な措置が講じられずに生産された製品が安価な価格で輸入・流通されれば、消費者は安い輸入品を求める事になりがちである。似たような事は、生産手段の違いだけでなく、商品そのものにも当てはめる事が出来る。例えば製品に対するある国の省エネ基準が厳しくなると、その基準に満たない製品は輸入されなくなるため、国外からは“非関税障壁”と言われる事態も起こりうる^{*1)}。

自由貿易圏が成立した場合、いろんな製品が比較的短期間に広範囲に流通しやすくなる利点があるが、このような状況下で、不測の事態により環境に有害な物質を含む危険製品が出回った場合、それらの製品の広域市場への流通・混入を事前に阻止する事は非常に困難であり、被害が顕在化してから対応に迫られる事が多い。ここでは農産物等の食品・食材を除く工業製品を対象に、自由貿易と環境との関わり合いを整理する（農産物等の食品・食材の輸入に伴う環境面からの考察については次節で論述する）。

2.1.2 製品の環境配慮に関する国際的動向

近年、危険製品に対する規制要求や、環境的に受け入れやすい製品製造の模索は国際的な動きを見せており、例えば EU では 2003 年にエレクトロニクス産業に影響を与える 2 つの規制命令を出している。1 つ目は重金属等の物質を特定の電気・電子製品に使用することを禁止するもので、2 つ目は、電気・電子製品の回収・管理にあたり、環境に負荷を与えない方法をメーカーに模索・確立させる事を義務化させるというものである。表 1 は各国で打ち出された製品製造時の有害物質使用に関する規制をまとめたものである。

表 1 製品の環境配慮設計措置に関する国際的対応^{*2)}

	関連規制	概 要
1	EuP 指令 (EU)	2002 年に電気・電子機器のエコ・デザイン指令案 (EEE 指令案) と最終使用製品のエネルギー効率化指令 (EER 指令案) とを統合する形で最終使用機器のエコ・デザインのための枠組みを設定する欧州議会及び閣僚理事会指令案 (EUE 指令案) を EU が策定した。EuP 指令案は、前述の EUE 指令案をもとに、EU が 2003 年策定したもので、エコ・デザインの要件に関する枠組みを規定し、対象となる製品の選択基準や措置の基本的な考え方について定めている。
2	RoHS 指令 (EU)	“電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令”が正式名称であり、2006 年以降、市場に出回る電気電子機器に関して、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール (PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) の使用を禁止している。
3	WEEE 指令 (EU)	廃電気電子機器(WEEE)の不法投棄、埋め立てに関する規制であり、生産を規制するものではなく、埋立て処分を少なくするための再利用等を推奨する事にある。その背景として、当時、廃電気電子機器が 600 万トンで年 5%の割合で増加し、それらの約 90%が事前処理なしで埋立て、または償却処分され、埋立地における鉛の 40%、焼却施設における鉛の 50%は WEEE に起因していると報告されていた。
4	SB20 (USA)	2003 年、米国カリフォルニア州で制定された、パソコン・ディスプレイに関わるリサイクル法で、“電子廃棄物リサイクル法”と呼ばれる。法律は小売業者が消費者からリサイクル料金を徴収するスキームを提案するとともに、対象品目に関して有毒物質管理局が EU の RoHS 指令と同様の有害物質規制を導入する事を規定している。
5	中国版 RoHS 指令	中国において現在策定を進めている電気・電子機器に関する有害物質使用に関する規制で、“電子情報製品生産汚染防止管理弁法”が、その正式名称である。同弁法では EU の RoHS 指令の規制対象 6 物質に加え、幾つかの有害物質も規制の対象としているが、国際的な整合性が必要であるとして、審議が継続している。
6	TC111 (IEC)	IEC (国際電気標準会議) の中で設立された専門委員会 (TC111) で、主に電気・電子製品に関する環境関連規制 (EU の EuP、RoHS、WEEE 指令や米国の関連規制) について技術的な検討を行う。日本はこの TC111 において議長ポストを獲得している。

このように自由貿易圏設立に伴う流通ネットワークからの危険製品混入リスクの排除・最小化、また適正な環境配慮を考慮した国際価格・品質競争の域内での監視は、しかるべき国際基準をもとに各国で関連法・行政体制・検査監視体制等を整備することが重要となる。それらの一つとして急速な広がりを見せているものにエコ・ラベルがある。

2.1.3 エコ・ラベル

エコ・ラベル（Eco-Labeling）は、ある基準を用いて生産物の生産・消費が環境に及ぼす損害が少ないという意味で「環境にやさしい」製品である事を保証するラベル等を付けて、他製品との差別化を図る民間の自発的な認証制度である。環境関連情報をラベル等に表示する事で、消費者に環境負荷の少ない商品の選択を容易にさせ、結果としてそのような商品の生産、及び開発を促す事を目的としている。従来の消費者行動理論では、生産物消費が直接個人にもたらす満足だけに関心が払われてきたが、環境問題の深刻化につれ、個人の消費行動にも変化が見られるようになり、個人の消費活動が環境にどの程度の損害を与えるかを強く意識するようになってきた。

エコ・ラベルはこのような環境意識の高い消費者に対して消費選択時の重要な情報を提供していると言えるが、以下に述べる幾つかの問題点もある。

1. 環境に対する「やさしさ」の基準が曖昧。

経済活動が環境に及ぼす影響は多岐にわたり、複合的要素を有している。それにもかかわらず、幾つかのエコ・ラベルに見られるように消費活動による直接的影響だけでなく、原材料調達、生産工程にまで遡った環境への影響を考慮すれば、多くの異なるタイプの影響に関する総合的評価について、恣意性を排除する事が出来ない。

2. 国毎の認定基準が異なりやすい。

環境に対する様々な影響のうち、各環境因子（例、水質、大気質等）の重要度、優先度によって各国のエコ・ラベル認定基準は異なり、その結果、他国の製品に対する非関税障壁と成り易い。認定基準や審査プロセスが曖昧な場合は特に問題となる。

3. 他国製品に対する差別的参入阻止戦略と成り易い。

民間の自発的認証基準であることから、それが他国製品に対して差別的な参入阻止戦略として用いられるおそれがある。事実、各国は、夫々異なる認定基準のもとで独自のエコ・ラベルを発行している。その結果、ある国でエコ・ラベルを獲得した生産物であっても、同一生産物が必ずしも他国においてエコ・ラベルが獲得出来る保証はない。

このように、市場取引される製品に関する情報の非対称性（つまり消費者の生産者に対する情報の相対的に見た少なさ）を回避・軽減するために、製品への認証やラベリング制度が導入されてきた。ここでは比較的整備の進んでいる森林製品、材木に関した地域的、国際的な認証制度について考察する。

2.1.4 森林認証制度

木材の輸出入については、1990 年代から第 3 者機関による森林認証制度が内外において注目を集めるようになった^{*3)}。例えば熱帯林地域を対象とする国際熱帯木材機関（ITTO）の基準・指標、欧州の森林を対象とするヘルシンキ・プロセス、欧州地域外の温帯林に対するモントリオールプロセス、アマゾン地域を対象とするタラポト会議、アフリカ地域に対する UNEP/FAO イニシアティブと FAO/CCAD イニシアティブ、更に国際的に展開しているものとして森林管理協議会（FSC: Forest Stewardship Council）や国際標準化機構(ISO)などの取組みが挙げられ、それらは持続的森林経営を促進するため、独自の基準・指標を設定している。

現行の森林認証制度には、国際的に見て大きく 2 つの流れがある。

FSC 主体	WWF 等、環境 NGO が中核となって推進している認証制度で、現場での森林伐採状況を重視。FSC の示す 10 原則 56 基準を評価基準として、世界各地の森林経営を一元的に評価しようとするものであるが、地域の特殊性をある程度考慮する動きも見せている。
林産業界主体	FSC に対抗する形で林産業界が主導、ISO 環境管理システムの森林経営への適用を発端としている。欧米を中心に国家間で展開。認証制度間に互換性を持たせる相互承認が導入されている。代表的なものに CSA(Canadian Standardization Association)や SFI(Sustainable Forestry Initiative)が挙げられる。

これら 2 系統の認証制度を比較してみると FSC 認証は中央集権的な国際制度であり、意思決定における市民団体や NGO の優位性が高い。SFI は既存の法制度を前提とした業界中心の認証制度であり、木材生産を優先している。認証基準について共通点は多いが、特に植林の位置づけと生物多様性の捉え方に差異がある。例えば SFI は拡大造林を森林経営の一般的形態としているのに対し、FSC は基本的に禁止している。また現場審査の解釈幅では、世界共通の普遍的基準をベースとした FSC の幅が大きい一方、SFI は既存の法制度により運用されるため幅が小さい事が指摘されている。認証審査機関と認証のプロセスについては、審査機関、審査員、評価基準や結果の公表、紛争処理等に違いがある事も報告されている。また貿易自由化に伴う環境負荷への影響に関する切り離せない議論として、環境基準の厳しい国の公害産業が、環境基準の緩い国へ逃避する事（公害輸出）と、基準の緩やかな国が環境を犠牲にして規制の厳しい国の海外投資を引き寄せる事（汚染天国）への批判も、一部の環境保護者から寄せられており、これより製品製造・流通に従事する企業の社会的責任も重要と言える。

2.1.5 企業の社会的責任

自由貿易圏内の消費者にとって、その日常生活に危険製品が混入するリスクを排除・最小化する事により健康的な生活が可能となり、結果としてその地域社会の生活レベルの向上に繋がるという観念を持つことは、地域住民の啓蒙活動、関連法制度の整備も重要ではあるが、それらの製品製造に携わる企業の行動規範に依存するところも大きい。“持続的成長のためには、利益とモラル（倫理）は相反しない”という行動規範も、地球規模で見た場合、企業戦略の重要な要諦として位置付けられつつあり、CSR (Corporate Social Responsibility) の適正な実行は、今日の企業の利益に大きく影響し始めて来ている。

2.1.6 CSR の背景

CSR は“持続的社会的実現”という視点で特徴付けられるが、それは地球環境問題に端を発し、事後対応で対処する危機管理方法では今日の状況に対応出来ないという事が背景にある。1989 年のエクソン・バルディーズ号原油流出事故を教訓に、米国の環境 NPO セリーズ（CERES）が“バルディーズ原則”を発表、その後改訂され、“セリーズ原則”となった。セリーズ原則の内容は、主に以下の 10 項目に亘っている。

1. 生物圏保護のため汚染物質の放出をなくすよう努力する。
2. 天然資源有効利用と野生動植物の保護に努める。
3. 廃棄物処理とその量の削減に努める。
4. 安全、持続的なエネルギー源利用に努める。
5. 安全な技術やシステムを採用し、緊急事態への対応を図る。
6. 安全な商品やサービスを提供し、それらが環境に与える影響を消費者に通知する。
7. 環境破壊に対する全ての損害賠償責任を負う。
8. 情報公開を行う。
9. 環境問題担当取締役を置く。
10. 環境問題への取組みを評価する独自の年次監査報告の公表を行う。

この原則は企業が環境問題について、どのような判断基準を持つべきかを示したもので、そこには人間の経済活動が様々な側面で地球環境に影響を与えている事が判明するにつれ、企業は環境問題に対しても社会的責任を持つ事が求められるようになった背景がある。

日本では 1990 年代から企業毎に独自の CSR 活動の模索が続き、一部ではその CSR 方針について多少の論争が起こったものの（例えば、コスモ石油の熱帯雨林保護活動に関する企業理念の紙面広告（2003 年 10 月 2 日付け）や 90 年代の三菱商事の PR 広告）、訂正すべきところは直し、全体として健全な方向に CSR 活動が展開していると言える。

2.1.7 企業体の存在の大きさと影響力

表 2 は、国家の GDP と企業の売り上げを同列に捉えた場合に、上位 40 位に挙げられる経済主体である。1 位の米国、以下、日本、ドイツ、フランスと 22 位のトルコまで国家が続

き、23 位に GM が登場、上位 100 経済主体のうち、国家が 49、企業が 51 を占めている。

表 2 上位 42 位経済主体（抜粋）^{*4)}

	経済主体名	GDP/売上高（億 US\$）
1	米国	8,708
2	日本	4,395
3	ドイツ	2,081
4	フランス	1,410
23	GM	176
24	デンマーク	174
25	Wal-Mart	166
26	Exxon Mobile	163
27	Ford	162
28	Dimler-Chrysler	159
29	ポーランド	154
30	ノルウェー	145
31	インドネシア	140
37	三井物産	118
38	三菱商事	117
39	トヨタ自動車	115
40	GE	111
41	伊藤忠	109
42	ポルトガル	109

環境問題と企業の行動との関係は複雑である。環境保全を目的とした政策が、ある産業活動を制約する場合には、その産業界からの反対を招く事は必死となるであろう。しかし対策がある産業の活動を制約する場合でも、それが常にその産業に対して負の方向に働くわけではなく、その制約がきっかけとなり新しい技術や製品が開発される事もありうる。このように相反する動きを含むダイナミズムの中から試行錯誤を通して、一国全体の環境政策に関する態度・方針が固まってくる。

企業は必ずしも国内に留まっているわけではなく、国際レベルにおいては多国籍企業として世界に進出し、または貿易や直接投資によって外国経済に影響を及ぼす側面がある。このような企業による資金流入は年々増加し、ある途上国では ODA より民間資金の流入量が多くなっている事もある。これらの民間資金が、特に環境政策がまだ充分確立・浸透していない途上国へ流入した場合、それらの受入国の環境に様々な影響を及ぼす事は自明である。

2.1.8 海外直接投資

前述したように、発展途上国への公的な資金の流れとしては、まず ODA 等が挙げられる。しかし ODA については先進国の経済成長鈍化により 1990 年代初めをピークとして減少しつつある。それに代わって急激に伸びているのが民間資金の発展途上国への流入である。投資の方法としては、商業銀行による貸付が主流であったが、90 年頃から直接投資が増えてきた。その内容は途上国の中でも地域により大きく変動し、東南アジアでは安価な労働力の獲得を目的とした生産プラントの設置が増えている。

先進国企業が発展途上国に直接投資する場合、様々な面で途上国の環境に影響をもたらす。負の影響として最たるものは、途上国での環境破壊が挙げられる。例えば、幾つかの途上国では環境基準の遵守が周知・徹底されていない事もあり、技術的に可能であるにも拘わらず先進国企業が適切な環境保全対策をとらない事が知られている（汚染天国、公害輸出）。正の影響としては、先進国企業の自主的な行動、規範もしくは途上国政府の適切な対処により、現地企業では資金的、あるいは技術的に導入が困難な環境保全技術を導入する事が出来るという点である。またキャパシティー・ビルディング等の能力支援・向上等により、現地で雇用される労働者に対して、環境保全に必要な知識を伝えていく事も可能となる。これらの海外直接投資に伴う環境保全の動向は国際的な高まりを見せ、NAFTA 等の自由貿易圏設立交渉において十分議論されるようになってきた。

2.1.9 自由貿易に伴う環境保全の動き

近年グローバル化の進展に伴い、自由貿易に向けた動きが世界各地で加速化している。マクロ経済の最も単純な議論では、自由貿易は各国の比較的優位である財・生産物を輸出しあい、その制度に参加する国の効用を最大化するために望ましい事とされる。例えばヨーロッパや北米、中南米においては、域内取引における関税撤廃が進み、経済面での地域統合が進んでいる。

また世界全体においても世界貿易機構（WTO）が自由貿易の推進を前提としながら、それに関わる問題を協議する場となっている。しかし環境保全を目的とした条約が、自由貿易の原則に対して規定を設けている場合があるなど、自由貿易の政策と環境保全政策がぶつかり合うケースが見られるようになった。そこで問題を整理し、双方の利益を損なわない解決策を見出す事を目的とした各種活動・研究が行われるようになった。

2.1.10 GATT 及び WTO

WTO の前身である関税及び貿易に関する一般協定（GATT）は、1947 年に自由貿易を目指して結ばれた国際協定である。環境問題との関係が取沙汰されるようになってきたのは比較的最近のことであり、1986 年にウルグアイ・ラウンドが始まった時点でもそれほど大きな問題ではなかった。

WTO における「貿易と環境」分野で、比較的世間の耳目を集めた紛争としては、前述したマグロ・イルカ訴訟の他にウミガメ・エビ紛争が挙げられる。GATT/WTO という多角的貿

易体制と環境問題の関わりは長いが、直接的に環境問題を取り締る協定が存在しないため、貿易と環境の問題については、双方のバランスをどのようにとるかという視点から、ウミガメーエビ紛争ケースの判例を通して、GATT/WTO の枠組みに環境問題を盛り込むフレームが構築されてきた。

1994 年、今まで単なる国際協定であった GATT は、貿易ルールに関する国際組織である世界貿易機関（WTO）を設立する。その中で貿易と環境に関する委員会（CTE: Committee on Trade and Environment）を設立し、自由貿易と各国の環境政策との関係、環境関連条約と貿易との関係について議論する事になった。CTE は、WTO 一般理事会の傘下にあるが、この一般理事会は紛争処理機関、貿易政策検討機関としての役目も担っている。この問題はその後、関心を持たれるものの、自由貿易推進派と環境保全重視派との間で溝が埋まらず、画期的な成果は見られていない。2002 年時点では CTE の特別会合を新設して、自由貿易と各国の環境政策との関係、及び環境関連条約と貿易との関係について継続して議論していく事になっている。

2.1.11 WTO 閣僚会議と「貿易と環境」問題

WTO 設立協定の前文は「締約国は、（中略）環境を保護・保全し、並びにそのための手段を拡充する事に努めつつ、持続可能な開発の目的に従って、世界の資源を最も適当な形で利用する事を考慮し（中略）次のとおり協定する」^{*5)}と明示的に環境保護を打ち出している。

1996 年 12 月 9～13 日、WTO 初閣僚会議がシンガポールで開催され、CTE は、シンガポール閣僚会議に対して「貿易と環境」問題に関するそれまでの審議結果をレポートとして提出している。その内容は、前述したように、全ての問題に対して結論を出しているわけではないものの議論の進展がみられ、閣僚会議全体の中で重要な貢献をしたと評価されており、CTE の作業は継続している^{*6)}。

貿易に付随する環境問題に関する規定は、例えばマラケシュ協定、GATT のほか、TBT（貿易の技術的障害）協定や SPS（衛生及び植物検疫措置）協定等が挙げられる。GATT では一般的例外を定める第 20 条において環境問題が扱われており、これまでの紛争処理手続きの判断を通して、二段階アプローチと呼ばれる判断手法が確立している。その他、TBT 協定では、「正当な目的」を達成するのに必要以上に「国際貿易に不必要な障害」をもたらす基準を採用してはならないと規定されており、この「正当な目的」には環境の保全が含まれている。また SPS 協定においても、人、動植物の生命・健康を保護するため、科学的根拠に基づいて SPS 措置をとる事が認められている。

このように WTO では貿易が不当に制限されぬよう環境保護措置の乱発を回避するようなしくみが確立されているが、環境問題に対して何ら配慮をしていないという事ではない。加盟国が不当に貿易を制限しない限りにおいては、WTO 設立協定の前文にもあったように、環境保護措置をとる権利を認めている。しかしながら、この理念が十分に周知・理解されているとは限らない。ただし WTO の設立目的があくまでも「貿易の自由化」であり、「環

「環境保護」ではない事に留意する必要がある。

また WTO が、環境ダンピングなどの自由貿易と環境問題に関する共通の議論の場を加盟国に提供するという事は評価に値する。ただし自由貿易優先という立場より、例えばある加盟国への危険製品の市場混入、加盟国の国内環境破壊等を未然に防止する包括的な環境保全規定は存在せず、現在、自由貿易に関する不当競争を一時的に阻止する措置としてセーフガードの発動が認められているのみである。

2.1.12 WTO によるセーフガード

1948 年の GATT 発効後の 8 回にわたる多角的通商交渉の結果、各国の輸入関税率は相当低下し、農産物や繊維などの品目を除けば、先進国では平均で 3%～5%レベルに落ち着いている。関税率が低下した後、予期せぬ事情で、ある国から大幅にしかも短期間に輸入が増加した場合、輸入品と競合する国産品の売れ行きが落ち込み、生産者が重大な損害を被ることがありうる。この場合、「息継ぎ」の時間を国内産業に与えるために一時的に輸入制限、セーフガードの発動が可能になった。また中国の WTO 加盟に伴い、2002 年 4 月より以下に示す経過的セーフガードの施行も可能となっている（WTO セーフガード協定に準拠）。

一般セーフガード：国内産業に重大な損害を受けた場合に発動可能

経過的セーフガード：単なる市場攪乱、またはおそれがある時に、いつでも発動可能

セーフガード適用にあたり問題となるのは、日本における発動手続きが、財務省、経済産業省、農林水産省の 3 省による協議と調査を経過して決定される事になっている事である。日米におけるセーフガード発動に関する違いを表 3 にまとめる。

表 3 日米におけるセーフガード発動に関する比較検討

日本	日本では調査開始を決定するまでに、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣の 3 者の協議が行われ、調査が始まった場合でも調査期間は原則 1 年以内と長い。発動の必要有りとなった場合でも、その内容と水準について 3 省間で協議する事になる。
アメリカ	各関係機関から発動の提訴や要請（例、業界団体、企業、労組、大統領、通商代表からの要請、上院財政委員会、下院歳入委員会の決議、ITC の発意）があった場合、自動的に ITC（国際貿易委員会）が 120 日以内に調査を開始し、結果を 180 日以内に大統領に報告しなければならない。

このように日米双方においてセーフガード発動に関する調査・検討過程では、多少の差異があるものの、環境保全の側面から見た視点が盛り込まれていない。一般的に、環境問題の被害が顕在化するまで比較的長い時間がかかり、且つ、因果関係の解明が複雑である事等の理由により、緊急性を要するセーフガード発動の検討プロセスに反映しにくい事もある。

ただしセーフガード発動は、あくまでも問題が深刻化した場合の対症療法的な一時的な措

置である事に常に留意せねばならない。セーフガードを発動した場合、当事国の間には一時的な緊張関係が生じ、国際交流の間に支障をきたす事も想定される。極限状態に追い込まれてからの発動よりも、常に環境・経済面等の多面的機能評価を踏まえた継続的な監視活動を通じて自由貿易圏内での物流を管理・調整し、可能な限り早期の段階で問題を抽出・解決し、事前に極限状態の発生リスクを回避する事が重要と考えられる。

日本における国内環境保全と関連したセーフガード発動の動きとしては木材業界におけるものが挙げられる。

2.1.13 木材輸入に関するセーフガード発動に関する動き

日本の木材業界も輸入品に圧迫され、1997 年には輸入材がついに用材供給量の 80%を超える状況になり、2000 年頃から木材業界におけるセーフガード発動検討に関する動きが活発になってきた。

日本国内における森林面積は 2001 年時点で約 2,500 万 ha と報告されており、そのうち人工林は約 1,000 万 ha を占めている。しかし、その 70%が 35 年生以下の若い森林でまだまだ間伐などの手入れを必要としている^{*7)}。

木材の輸入量の増加は長年にわたる木材価格の低迷を招き、1960 年、86.7%だった自給率は 1997 年には 19.6%まで低下した。現時点においても国内の多数の林業家が廃業しており、これ以上輸入量が増えると国内林業が決定的なダメージ（例、森林の維持管理サービスの低下、それに伴う日本の山、森等、森林資源の荒廃）を受ける事にもなりかねない。治山・環境面から見ても、自然災害の起きやすい地形と気候条件を有する日本では、災害を防ぐ森林の働きは極めて重要と言え、災害を防ぐ働きを十分に発揮出来ない荒廃森林の増加は自然災害や保水力の低下を招く事にも通じる。

後述するように、現在の WTO 交渉の場では、日本は EU と共に農業の多面的機能を中心にすえて、農産物の完全自由化を阻止している。農業の多面的機能については、幾つかの方法による定量的評価が提案されており、ある環境側面（例えば自由貿易化促進に伴う里山の荒廃、中山間地における生物多様性の劣化等）での経時的評価も可能となりつつある。今後のセーフガード発動の調査検討にも、審議プロセスの迅速化はもちろん、環境省も同審議プロセスに参加し、このような農業の多面的機能の評価結果を速やかに反映させる体制を確立する事が重要と考えられる。

2.1.14 戦略案策定方針

自由貿易圏の設立により域内物流の活性化・経済厚生向上が図られる反面、人体に影響を及ぼす危険製品の流通ネットワークへの混入リスクを完全に排除する事は、今以上の膨大なマンパワーを要し、かなり困難であると言える。ただし混入リスクをある程度、制御する事は可能であり、長期的に見てそれらのリスクを最小化・排除させるためにも、自由貿易圏内での物流に関する監視体制を、既存の監視体制を強化させつつ、ソフト・ハードの両面から構築していく事がまず急務となる。

・ガイドライン制定

そのような見地から見ても、現在、各地域で策定されている製品製造に関する環境配慮ガイドライン制定の意義は非常に大きいと言えるが、いきなり国際的に普遍化・広域化を念頭とした内容の拡充・格上げを促進するにはまだ多大な検討と時間を要する。その意味でも、まずアジアや EU、NAFTA 等の各自由貿易圏において、夫々の地域の実情・特性を考慮した製品開発に関する環境配慮の域内ガイドラインを策定し、それらの域内で十分に内容が練り上げられその効果が確認された後で、その対象圏を徐々に拡大しつつ、EU や NAFTA 等の他地域ガイドライン・基準と融合させるステップを踏むのが順当と言える。

・エコ・ラベル

また一部の国では製品製造時の適切な環境配慮（例えば産業廃棄物の適正処理、品質保証）を行わず、それらの製品輸出を行っており、適正な環境配慮を考慮した価格設定・品質保証を行われやすくなるような体制・社会・雰囲気作りも重要である。前述したエコ・ラベルについては幾つか問題も指摘されているが、将来的に見て自由貿易圏内における消費者間の環境配慮に関する共通認識の確立の面からみて大きな可能性を持ったシステムであると言え、広域的、もしくは国際的にみて整合性をとる必要がある。

・セーフガード

前述したように日本でのセーフガード発動は、財務省、経済産業省、農林水産省による協議と調査を経過して決定される。現在の WTO 交渉では、農業の多面的機能、特に環境保全機能が主要課題の 1 つと位置付けられており、今後のセーフガード発動の調査検討には、審議プロセスの迅速化はもちろん、環境面での配慮・指標を考慮した審議体制を確立する事が重要と考えられる。そのためにも環境保全機能評価手法の信頼性を上げ、同時に同手法の理念・具体的な成果に関する国内外での普及・啓蒙活動も重要となる。

・CSR

企業の社会的責任、モラル向上を訴える CSR は概念の内容は一部アジア諸国における従来の企業理念になじみが薄い面は否定出来ないが、中国の WTO 加盟に伴い、同概念の普及に関するフレームは設定されたとも言え、長期的な視点に立ってアジア各国にキャパシティー・ビルディングの一環として普及活動を行っていく事が重要と言える。

日本企業の環境関連広報活動は、リオデジャネイロで開催された地球サミット（国連地球環境会議、92 年）に向けた報道による関心の高まりを背景に、「地球にやさしい」という抽象的なメッセージの発信から始まった。そしていわゆる「ボルボ・ショック」以来、企業の環境広告は、行動や実績などの具体的根拠や、商品やサービスの「環境性能」表示を求められるようになり、環境「配慮」型の製品・サービス開発から、ISO14000 の認証取得、さらに環境会計やエコ・ファンドへと急速に発展し、「循環型社会形成推進基本法」が 2000 年に成立した。

これらの一連の国内での変化は、90 年代からわずか 16 年の間に起きている。企業の環境問題への取り組みに対する消費者の眼が厳しくなったとはいえ、主流となる傾向として定着

するほど変化も十分とは言えず、今後の試行錯誤も含めた時間も必要と言える。

企業の環境問題への取り組みは今後も進化・発展し続けるものと予想される。この進化に伴い、地域社会とのコミュニケーションのあり方も成長を求められるようになる事は必然と言え、「地球にやさしい」といった抽象的な理念を述べるだけでなく、具体的な目標と実績を示し、商品・事業や社としての環境性能を訴求することが、企業のブランド・ロイヤリティーを形成するために不可欠な時代が到来し、企業の「環境責任」や「社会的責任」として社会に期待される領域・項目は、さらに拡大を続けるものと推察される。これらの事を踏まえれば、企業は、環境コミュニケーションの次の次元をイメージしながら、新しい試みを進める必要があると言える。

このように、アジア FTA 地域に対して CSR 普及・促進活動を支援する事は、急速にネットワーク化が進む自由貿易に伴う環境問題の解決にとって有効なツールの 1 つとなりうる事が示されたが、過去の一部企業の環境理念に関する論争などを振りかって見れば、市民、企業政府の間に一定の緊張関係を保ちつつも協力し合う枠組みを構築する事が重要と言える。

ここで述べた環境問題は、自由貿易圏設立に伴い国際ネットワークを通した物流が活性化された状況での発生を想定している。このような複雑な動的関係のなかで、多様なステークホルダー間の協議・調整を行う場として、WTO という枠組みは絶好の機会を提供する可能性は高いと言える。しかし前述したように WTO 設立目的はあくまでも「貿易自由化の推進」を主眼としており、WTO のみでは対処仕切れない環境問題、例えば地球温暖化、オゾン層保護、バーゼル条約（後述）等については、多国間環境協定（MEAs）を通して、WTO 紛争処理の中で解決の糸口を模索し議論が継続されているが、現時点での WTO 体制ではうまく対応仕切れていない側面も伺える。この点については WTO 以外の強力な国際協定設立の是非について慎重に検討を行う必要があると言える。

2.2 輸入食品増大に伴う里地・里山の衰退、食品安全性の確保

2.2.1 国内農業と環境問題、食品安全性

前述したように国内農業もしくは伝統的な農産物 1 次製品に関する問題は、生物多様性の問題とも深く関わっている。日本において「食」に関する問題を環境面から考察すると、食料生産可能な土地が存在するにも拘わらずそれらを放棄し、経済的合理性から食料を外国から輸入するという構造的供給システムが成立している。また田畑を含む中山間地での生物多様性が劣化した理由の 1 つとして、加工食品・半加工食品の増加に伴う国内農業の衰退も挙げられる。これらは大量に安価な値段で買い付ける事でその売上が成立しているが、安い食材の多くは国内商社、外食・昼食産業の開発輸入による食材、加工品である場合が多く^{*9)}、国産品の場合でも契約栽培のように、特定の地域で大量に生産されたものを使用される。経済面からのみ見た安価な食品の追求は、長期的に見て中山間地域、特に里地・里山の多様性を減少させる。

また日本における輸入食品には、日本では使用が禁止されている農薬、抗菌剤、殺虫剤の食品への残留・混入が相次いで報告されている。農薬等の化学製品の使用については、国別毎に規制・検査体制が強化されつつあるものの、あらゆる食品に完全な検査が実施できるわけではなく、国境を越えて移動する食品の安全性・信頼性を確保する事が緊急の課題となっている。

2.2.2 輸入食品目の一覧

図 1 は日本の自給率の最近の変動経緯を示したものである。同図より、カロリーベースでの総合食料自給率が、昭和 40 年に 73% だったものが平成 10 年に 40% となり、ここ数年は連続して 40% と横ばいで推移している。また、穀物自給率（重量ベース）でみると、昭和 40 年に 62% だったものが平成 15 年には 27% に低下している事がわかる。

表 4 は、2003 年の食料輸入先上位 10 カ国及びその他アジア諸国からの食料輸入額とシェアをまとめたものである。アジア地域から 10 位以内に入っているのは 2 位の中国をはじめ、タイ（5 位）、韓国（6 位）、台湾（10 位）の 4 カ国で、それ以外にインドネシア（11 位）、フィリピン（15 位）、ベトナム（16 位）が 20 位以内に入り、アジア全体では輸入総額のほぼ 3 分の 1 を占めている。輸入品を穀物、肉類、魚介類などに大別した場合、重量ベースでは穀物が圧倒的に多いが、金額ベースでは魚介類が突出している。

2.2.3 アジア型輸入食料品目の特徴

アジア型品目の特徴は、北米型品目（便宜的に、アメリカ、カナダからの輸入比率が 50% を超える品目を示す）と対比することにより、以下のように整理される^{*10)}。

北米型	穀物・食肉・油糧種子：輸入品目リストの上位に登場する北米型品目は、豚肉、牛肉、とうもろこし（大半が飼料用）、大豆（約 4 分の 3 が製油用）、小麦、菜種、タラ（多くがすり身）、グレープフルーツ等の柑橘類。
-----	---

	これらは基礎的・必需的品目であると同時に、その生産に広大な農地を必要とする土地利用型品目でもある。 流通においては、米国系の多国籍アグリビジネスが圧倒的な勢力を保持し、日本企業の存在感は薄い。
アジア型	これに対し、アジア型品目は選択的・嗜好品的性格のもの、あるいは副菜的なものが多い。主力の大半が日本で消費される刺身用高級マグロやうなぎ、果実、ナッツ類、貝類が多い。 また農畜産物に関しても土地を大量に使う品目はあまり見当たらず、代わりに大量の労働が投入されている点が特色である。また複雑な手作業による加工食品も多い。 アジア型品目の多くは、日本への輸入を目的に開発された開発輸入型品目である。日本企業が品種や種子を指定し、栽培・加工方法や品質・規格を詳細に指示する等、日本側が生産・流通の主導権を握っている。

これらの事実は、換言すれば、現代日本における食生活の要点は、食糧、食品の加工・流通過程にあるとも言える。このような時代背景のもとで行われた国民生活センターや社会調査研究所による都市市民の生活満足度調査では、消費者の食生活についての満足度は概して高く、食品への志向として価格等の経済性ではなく、それ以上に美味しさ、安全性、高品質性に向かっている事が報告されている^{*8)}。2008 年に内閣府が実施されたアンケート調査では（全国成人男女 3000 人を対象）^{*11)}、最も関心がある消費者問題(複数回答可)として、88%が「食品の安全性」と回答、70%が「偽装表示等の偽りの情報」を挙げ、3 位以下の「悪質商法」や「製品事故」を引き離している。

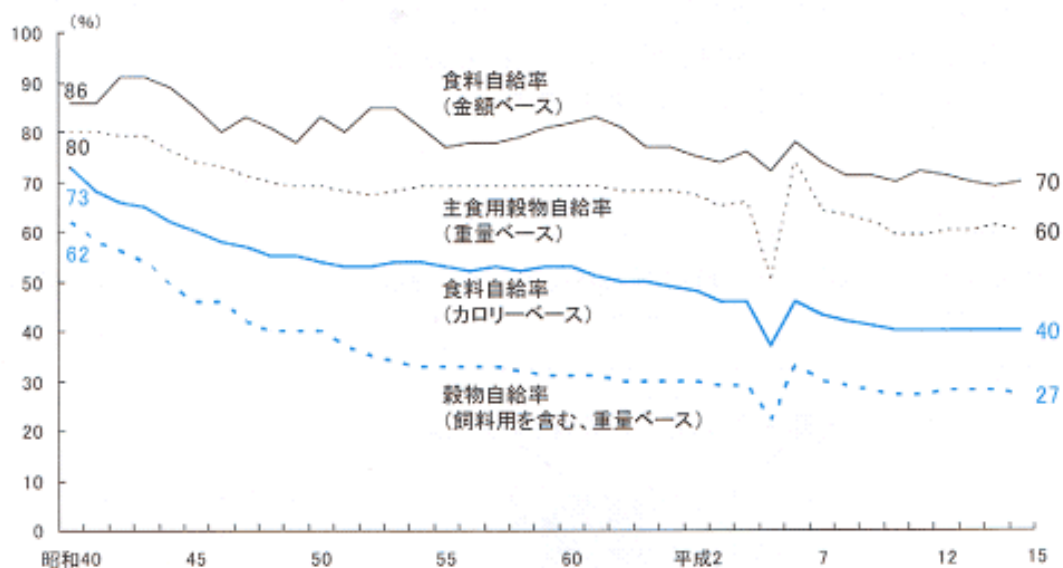


図1 食料自給率の推移^{*8)}

また輸入食品には、食品安全性の確保という面で、いまだ課題が残されており、例えばポスト・ハーベスト問題や食品添加物規制については各国毎に規制は設定されているものの、その利用法は複雑化し、あらゆる食品に検査が実施できるわけではない。次に輸入食品の現行での検疫体制について考察する。

表 4 日本の食料輸入先上位 10 カ国及びアジア諸国からの食料輸入額（2003 年）^{*10)}

	輸入先（地域）	輸入額（百万 US\$）	シェア（%）
1	アメリカ	11,587	26.3
2	中国	6,251	14.2
3	オーストラリア	2,999	6.8
4	カナダ	2,615	5.9
5	タイ	2,450	5.6
6	韓国	1,312	3.0
7	デンマーク	1,308	3.0
8	フランス	1,298	2.9
9	ロシア	1,055	2.4
10	台湾	1,049	2.4
11	インドネシア	966	2.2
15	フィリピン	738	1.7
16	ベトナム	730	1.7
21	インド	380	0.9
22	マレーシア	367	0.8
27	シンガポール	202	0.5
38	スリランカ	94	0.2
39	北朝鮮	88	0.2
44	ミャンマー	67	0.2
60	香港	25	0.1
69	バングラディッシュ	17	>0.1
71	モルジブ	16	>0.1
82	パキスタン	12	>0.1
	アジア計	14,764	33.5
	合計	44,076	100.0

2.2.4 輸入食品に関する検疫体制

現行の食品検疫体制では、基本的に年度ごとの検査計画によって実施しており、検査数は輸入届出件数の 5%を目安としている（モニタリング検査：20 件の輸入届出に対し 1 回の割合で検査を実施）。輸入食品の検疫体制の概略を図 2 に示す。

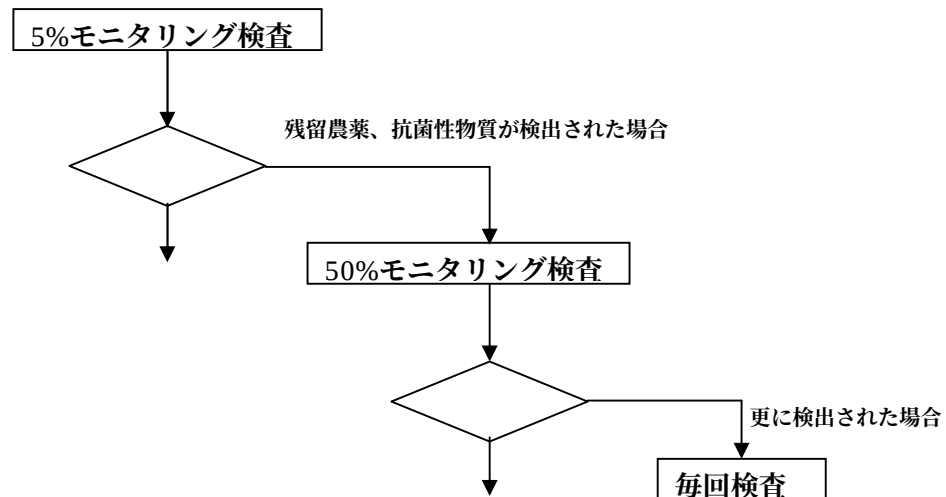


図 2 輸入食品に関する検疫体制^{*12)}

日本国内には 31 箇所に検疫施設が設置されている。同施設には管理職も含め 283 名の食品衛生監視員が勤務しており（平成 15 年度、表 5 参照）。この 283 名の職員により、平成 15 年度の場合、輸入届出数、約 160 万件を監視している。年毎に輸入される食品の数量は増大し、これらの膨大な全品目に対し詳細な検疫を行う事は限界がある。

例えば、後述する 2002 年 3 月の中国産冷凍ほうれん草農薬混入事件は、民間の農民運動全国連絡会の食品分析センターで発見（輸入食品の検疫検査ではなかった）された。WTO 交渉による関税引き下げにより、今後もより一層の輸入食品の急増が予測され、輸入食品の検疫体制は、ますます重要性を増すものと予想される。

次に、最近国内で発生した汚染食品輸入に関する事例について分析を行い、国際レベルにおける食品検査体制の動向について考察する。

表 5 検疫所別食品衛生監視員数（平成 15 年度）^{*12)}

検疫所名	食品衛生監視員数	平成 15 年 輸入届出件数
小樽	3	25,532
千歳空港	1	2,472
仙台	4	16,369
仙台空港	1	336
成田空港	31	276,376
東京	29	327,755
東京第二課	6	38,344
千葉	3	8,077
東京空港	1	676
川崎	3	58,722
横浜	51	167,141
新潟	2	11,813
名古屋	8	61,558
清水	3	24,948
名古屋空港	8	16,496
四日市	1	1,828
大阪	21	183,922
関西空港	23	89,573
神戸	41	59,706
神戸第二課	9	68,927
広島	2	8,084
広島空港	1	1,924
境	1	130
福岡	11	48,648
門司	3	17,143
下関	4	53,055
福岡空港	4	13,162
長崎	3	11,892
鹿児島	1	1,626
那覇	2	9,326
那覇空港	2	1,450
合計	283	1,607,011

2.2.5 鰻騒動に見る輸出入国双方の検疫体制強化^{*10)}

事件の背景

2002 年 4 月、中国産活鰻から合成抗菌剤（スルファジミジンとオキシリン酸）が検出され、中国産活鰻の輸入が停止。また中国産加工鰻から多量の水銀が検出。その後、偽装表示など一連の騒動が続いた。

再発防止策

加工鰻については 2002 年頃から品質管理強化対策が着々と進められ、中国の各工場は日本の輸入商社による指導のもと、高度な検査機械の導入、検査要員の増員、トレーサビリティ・システムの構築などに取り組んだ。

また日本鰻輸入組合では、（１）こうした検査体制が確立し、安全性が確認出来た工場を認証し、（２）認証工場出荷製品で、且つ日中両国での 5 回の検査に合格した製品に“安全認証シール”を貼付する、という“安全認証制度”の準備が進められており、2003 年 3 月には加工場の半数が認証を受けた。しかし同年 4 月中旬以降、これまで検出されたものとは異なる合成抗菌剤、エンロフロキサシンの検出が相次ぎ、7 月 24 日以降は中国国家輸出入商品検験検疫局が輸出時の検査を、一切受け付けない方針を決定。中国産加工鰻は事実上の輸出停止に追い込まれると同時に、日本鰻輸入組合は安全認証制度の見直しを余儀なくされた。

2003 年 10 月には台湾産の加工鰻からスルファジミジンが検出、厚生労働省は台湾産活鰻・加工鰻のモニタリング検査を従来の 5%から 50%に引き上げる措置を取った。しかし 11 月に再び検出されたため、今度は検査命令実施の通達が出され、全ロットが検査対象となる。他方、中国検験局は 7 月の輸出検査停止以降、独自に養鰻場・加工場の登録を進め、11 月に輸出再開にこぎ着けたが、しばらくしてエンロフロキサシンが検出されてしまった。

この一連の事件において、日本の輸入商社も中国の加工会社も、問題発生後の対応は、特に杜撰だったとは言えず、むしろ会社の存亡をかけて真剣に取り組んだようにも見える。とすれば、この鰻騒動は、国境を越えて移動する食品の安全性・信頼性を確保する事が、いかに困難であるかを示している事にもなる。

2.2.6 冷凍ホウレンソウ騒動に見る輸出入国双方の検疫体制強化^{*10)}

事件の背景

冷凍ホウレンソウはファミリーレストランや給食、弁当惣菜産業等の業務用需要がかなりの部分を占める。1980 年代は台湾からの輸入が主流だったが、90 年代に入ると中国産に主流が移り、そのシェアは 95 年には 90%を超え、2000 年には 99.8%に達した。

2001 年末に中国の新聞“中国青年報”が、中国で流通している野菜の半数から同国の基準を超える残留農薬が検出されたと報じた事から、厚生労働省は 2002 年 1 月に中国からの輸入野菜の集中的検査を実施したが、この時点ではまだ対象は生鮮野菜のみであった。

再発防止策

2002 年 2 月末から 3 月初めにかけて農民運動全国連合会が行った検査で、中国産冷凍ホウレンソウから基準値を大幅に超える残留農薬が検出された。特に問題となったのはクロロ

ピリホスという有機リン系殺虫剤で、厚生労働省も 3 月 20 日、冷凍野菜の残留農薬検査に乗り出した。厚生労働省の方針転換を受けて、様々な組織が輸入冷凍野菜の検査を実施した。そして、中国産冷凍ホウレンソウから異常なほどの高い割合で残留農薬が検出された。厚生労働省は 2002 年 7 月、業界に対し中国産冷凍ホウレンソウの輸入自粛を勧告し、関係各社は中国産冷凍野菜の輸入販売の一時停止や検査体制の強化など、対応に迫られた。もちろん、ホウレンソウ以外の野菜は安全という保証はどこにもなく、輸入停止や検査強化の対象は様々な品目に及んだ。

この輸入自粛勧告は、中国側の防止措置が整備されたとして 2003 年 2 月末から解除されたが、5 月に入ると使用しない事になっていたクロルピリホスが、再度検出され、再び、輸入自粛勧告が出された。

冷凍ホウレンソウ残留農薬問題の影響は様々な分野に及び、検査体制が強化された事も手伝って、枝豆やマツタケ等、他の品目からも基準を超える農薬が検出された。また中国産野菜全体に対して不信感が高まり、このため輸入量が全体的に落ち込む事になった。更に同問題をきっかけに食品衛生法が改正され（2002 年 9 月施行）、特定の国からの輸入食品について残留農薬等の基準違反が相当数に及んだ場合、その国からの当該品目の輸入を包括的に禁止する事が出来るようになった。中国側においても輸出入野菜検疫検査管理弁法が制定され（2002 年 8 月施行）、管理強化措置がとられた。

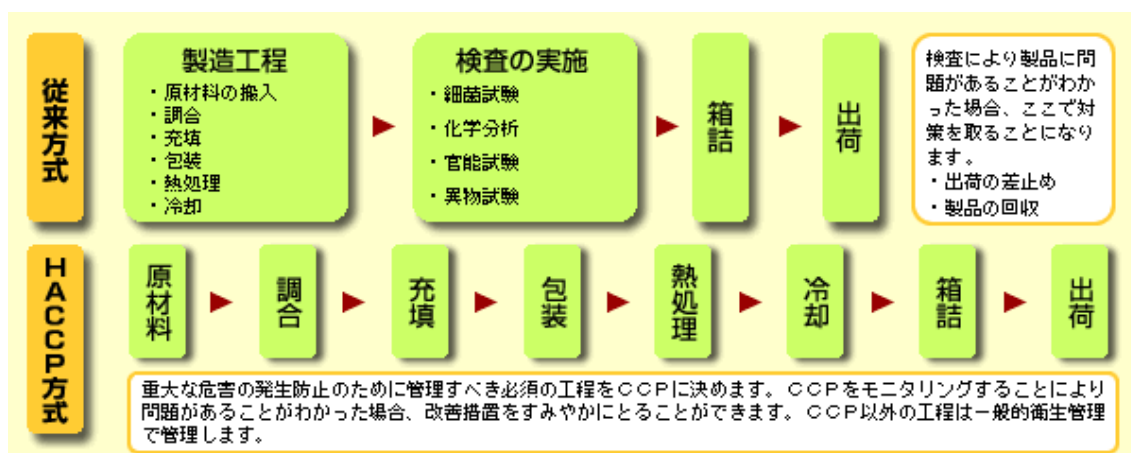
2.2.7 HACCP の導入

HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)は食品衛生管理に関する国際標準であり、邦訳では「危害分析及び重要管理点」が一般的な呼称で、略してハサップもしくはハセップと呼ばれる。図 3 に、従来の食品検査方式と比較した HACCP による食品検査の流れを示している。

HACCP は 1960 年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理の方式で、この方式は国際食品規格（Codex）委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的なものである。

日本では、1996 年 5 月に食品衛生法の一部を改正し総合衛生管理製造過程（製造または加工の方法及びその衛生管理の方法について食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた製造、または加工の工程）の承認制度が創設され、1996 年 5 月から施行された。

総合衛生管理製造過程には食品の安全性を確保するための HACCP システムが組み込まれているが、安全性以外に、施設設備の保守管理と衛生管理・防虫防鼠対策・製品回収時のプログラム等の一般的衛生管理を含めた総合的な衛生管理を文書化し、そのとおりに実行することを要求している。また、1998 年 5 月には、HACCP 方式を導入する企業へ低利融資や税制上の優遇措置を盛り込んだ「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（いわゆる HACCP 手法支援法）」が 5 年間の時限法として制定され、その後 2003 年 6 月に更に 5 年間延長する改正法が公布された（2003 年 7 月 1 日施行）。

図3 HACCPによる食品検査の流れ^{*13)}

しかし 2000 年に起きた雪印乳業の食中毒事件では、工場設備が HACCP 対応に整備されていても、HACCP に基づく作業工程を導入していなかったために引き起こされたと指摘された。また HACCP が、本質的にハードとソフトの両面が一体となって初めて効力を発揮するシステムである事が再確認され、この後、一部の地方自治体においてはソフト面を重視した HACCP 対応の施設を建設する動きが広まりつつある^{*14)}。

また HACCP 制度導入後に発生した BSE 問題を契機に、食品の製造から販売に至る全工程に対する対策の重要性が認識される事になり、2005 年に見直された「食料・農業・農村基本法」にもとづく新たな「食料・農業・農村基本計画」においても食品産業の各段階語との安全対策が示されている。このうち生産段階には GAP (Good Agricultural Practice) の自主的導入が示されている。その他の段階の安全性確保対策として、製造段階においては HACCP の導入促進と ISO22000 の普及・啓発が明記されている^{*15)}。

2.2.8 コーデックス (Codex) 委員会

コーデックス(Codex)委員会は、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1962 年に FAO 及び WHO により設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格 (コーデックス規格) の作成等を行っている (日本は 1966 年より参加)。コーデックス委員会の下に、計 31 部会 (休会中の部会も含む) が設けられており、部会は、参加国の中から選ばれたホスト国が運営しており、会議は、通常、ホスト国で開催される。現時点では、176 カ国、1 機関(EC)が加盟しており、事務局は FAO 本部 (ローマ) にある。食品添加物、汚染物質、食品表示等食品全般に横断的に適用できる規格基準、実施規範等については同委員会内の一般問題部会において検討がなされている。

有機農産物に関しても、同委員会の国際基準が制定されている。日本政府としては 1999 年に有機農産物の国家基準を制定し、2000 年に改定 JAS 法による認証制度を立ち上げている。同制度は、もともと市場に氾濫する偽証有機農産物の排除という動機から準備・設定されたが、事務・検査手続きの煩雑さ・膨大さにより結果として管理型の有機農業になりやす

く、個々人の自主管理に立脚した農業スタイルが閉ざされる傾向にある事が報告されている。また欧米諸国や中国は、日本に比べ無農薬でも作れる地域や作物が比較的多く存在し、国策で輸出を目的とした有機農産物栽培を促進するという事になれば、WTO 体制下での市場で日本の有機農業が苦戦を強いられる事も予想される^{*16)}。

原則として農産物を含む食品・食材貿易は決して否定されるべきものではない。しかし輸入食品の安全性確立に関する実情と、また過度な農産物輸入自由化の推進による自国農業の衰退、里地・里山の放棄による不耕作地増大等による国土荒廃に繋がる事実を踏まえたうえで、日本の消費者はこれからも選択し続けなければならない状況におかれていると言える。

2.2.9 農業の生態環境保護

日本では経済成長に伴う公害問題、自然破壊問題、資源問題が昭和 40 年代頃から顕著化し始め、生活環境を汚染する事態が進行している事が広く知れ渡るようになった。このような背景をもとに、国内農業の生態的保護の役割が再認識され、その主な論点は以下のようにまとめられる。

論 点	特 徴
国土・環境保全機能論	森林・水田に代表される農業には様々な機能があり、例えば、地下水涵養機能、土壌浸食・流出防止、洪水防止、水質浄化、景観保持、生態系保全、大気清浄化等が挙げられる。
生態系農業論	上述の論点を、農業自体に向けた時に提唱された論点。化学肥料や農薬を多用し、間接的に土壌・水質汚染や一部生物の死滅を引き起こしている現代農業を反省し、有機農法、自然農法、生物農法等、自然環境と人間の生命を保全する農法が提案されている。
医食同源論	人間の生命保全は食に始まる、との観点から有機農業の実践を提唱したもの。

農業は人為的な二次自然（里山・里地）として生態環境保全に多面的にわたり貢献しており、一部の機能について貨幣価値で換算する手法も試みられている。総合的な社会的価値を正確に評価する事については、なお課題が残されているものの、国内農業の果たす役割は極めて大きく無視することの出来ないものと言える。

このように輸入食品・食材の増加による国内農業の衰退、中山間地における里山・里地の荒廃がもたらす影響は多大なものである事が推察される。里山、里地が果たす生態系、特に生物多様性が有する調節的機能については“農業の多面的機能”として、2.5 節、“動植物相の広域攪乱”において引き続き論じていく。

2.2.10 有機農業

食品の安全性や生態系との調和、農薬や化学肥料の過剰投入で衰えた地力回復等の念頭とした有機農法は、生物農法、生物動態農法、代替農法とも言われる。また有機農業に近づこうとする減農薬農業も全国的に展開しつつある。

農産物に要求される生産性、生活性、安全性等が、有機農業において同時に達成されるかどうかは、現時点での明確な回答を得る事は困難であるが、これらの要求を同時に満足していくような新たな展開と生産の方向を、消費者、都市生活者と共に模索していく必要がある。現時点では良質性、安全性や生活性については、消費者と生産者の間で比較的相互理解が高いが、効率性・生産性について新たな農法の展開と生産の方向を模索・創造していく必要性が高いと言える。

2.2.11 戦略案策定方針

最近の食に関する社会的危機は、生産－加工－流通－消費、の一連の過程がグローバル経済に深く組み込まれ、食のグローバル産業化の進行のなかで生じた構造的事態と考えられる。このような状況のなかで、食の安全性に関する総合政策は、前述したような農薬汚染、重金属汚染、環境ホルモン汚染等、指摘されている様々な危険に関して、次の 4 点を考慮しながら政策立案する事が不可欠である。

- (1) 生産から消費に至るまでの全過程について、具体的で厳しい対策を講じる。
- (2) 予防原則や幅広い市民参加を含むリスクの徹底した削減管理体制の確立等、中期的視点からの包括的なシステム構築を進行させる。
- (3) 危機の根源となっている現代の食糧供給・流通構造から脱却する方針を明確にする。
- (4) それぞれの地域の地理・風土を考慮し、本来の農業が有する生態環境保全機能をはじめとする多面的な役割を認識した農業政策理念策定を支援する。

・環境保全型農業

このような政策を目指すとき、例えば有機農業振興法制や農薬大幅削減プログラムの策定、環境保全型農業への直接支払い制度（後述）等の国家の政策的支持を行う事は重要である。これらの中山間地振興政策は WTO で日本や EU が提案・支持している農業の多面的機能、特に水源涵養や国土保全、水田・里山の環境保全機能とも密接に関連しており（2.5 節にて、その多面的機能と生物多様性の関連について論述）、これらの問題は国民自身の生活に、直接・間接的に複雑に関わるという意味において、単に経済性のみではなく、その社会的価値等も含めた多面的な側面から検討を行い事が重要であるが、その根本は市民自治の確立におかれるべきであろう。

また消費者が求め続けている食品の良質性（例えば、安全性、高品質性）を、価格等の経済性の前に位置付けるべきものであり、日常の食生活において、今後ますますこの方向が重要になっていく事が予想される。輸入食品も含めて、国内農業に関する今後のキーワー

ドとして、コスト切り下げと共に食品の安全性、高品質性の重みが増してくるものと予想される。

・情報公開、国民参加

域内における食料安全性確保については、これまでも輸出国側での関連規制強化、商社等の大手輸入業者による輸出前の検疫体制強化・拡充、生産国側農林水産業従事者に対する啓蒙・指導を通して、食料輸出入体制の改善に努めて来ている。しかし圧倒的な輸入量に対して国内検疫体制が間に合わず、不適切な汚染食品の市場での混入があとを絶たず、現在行っている食品検査システムや関連リスク分析にも限界がある。これらの問題に取り組むためには、問題解決にあたる食品生産国・輸出入国が、安全な現地生産体制、流通機構の構築について意見交換し、食品安全に関する問題意識・理解を共有出来るような場（例えば、特別機関・委員会）を設立すると共に、これまでの汚染食品問題から得られた教訓をもとに、適切な情報開示、積極的な国民参加を支援する事が重要と言える。そのような場・機会を通して、自由貿易圏内の食糧・食品等の物流に関する検疫システムの域内統一化、検疫情報の共有化の可能性について討論を活発化させ、それらの過程に付随する啓蒙活動を通して、食糧・食品安全に関する共通認識・価値観の普及にも繋がり、結果として、食品も含めた製品安全性に関する共通文化圏、認識圏の構成が期待され、危険食品も含めた粗悪品の拡散・混入に対し、ある程度の抑止が可能と考えられる。

・共生型地域社会の模索

食の産業化やグローバル化は普遍的な事実であり、そこで生じている問題点への対処は、現実レベルで具体的に進められるべきであろう。それに併せて現代社会システムの食システム自体に付随する問題点を根源的に正していく取り組みも必要である。

また多国籍企業の巨大なアグロビジネスの資本力や、グローバル・スタンダードへの対抗軸として、個々人の「顔の見える」つながり、ネットワーク等、存在感のある地域社会が挙げられる^{*17)}。現在、各地で広がりつつある生産者と消費者の関係強化をベースにした地域共生社会のあり方を模索・再構築し、夫々の地域を拠点としながらも外に開いていく開放系、交流型の地域づくりを念頭に置きながら、持続発展できる可能性を追求する事が重要と言える。そのひとつとして最近活況を呈している「農産物直売所」の発展は著しく、全国直売所の売り上げは「毎年 2 桁の伸び」と言われている^{*11)}。このような地産地消の傾向は、消費者の国産食材への安心感、輸入食品への不信感の高まりに伴い、今後も発展していくものと予想され、都市生活者と農村社会の交流が活性化されるような共生型地域社会を模索することが重要と言える。

・地産地消とフード・マイレージ運動

フード・マイレージとは、食料の輸送量と輸送距離を総合的・定量的に把握する事を目的とした指標であり、具体的には食料輸送に伴う二酸化炭素排出量を表わす。日本の輸入食糧のフード・マイレージは約 9,000 億 t・km と韓国・米国の約 3 倍、英国、ドイツの約 5 倍と試算されており^{*18)}、大量の食料長距離輸送に伴う地球環境への影響は多大である。前述

したエコ・ラベルのような食品用の表示に同指標も取り込み、一般市民・消費者の食材・食品購入活動に選択の幅をもたせる事は、身近な食と地球環境問題に関する啓蒙、及び「地産地消」運動を支援する事にも繋がる。輸送以外に食材・食品の生産や消費（あるいは廃棄）に伴う環境負荷も無視出来ず、これらを含めた LCA（ライフ・サイクル・アセスメント）的な指標を策定する事も重要と考えられる。

2.3 越境ゴミ問題

2.3.1 東南アジア諸国における循環資源の越境移動

東南アジア諸国の有害廃棄物の越境移動に関する規制は様々である。フィリピンは事前通知・承認を積極的に行い、輸出入量も少なくない。シンガポールは有害廃棄物の対象とはみなさない形で電子・電器廃棄物の輸入を促進し、ASEAN 地域のリサイクル・センターとなる方針も示している。タイはリサイクル可能としても残滓が生じる事を好ましくないと考え、徹底的な再生利用を求める姿勢を取っている。インドネシアは有害廃棄物の輸入を完全に禁止しており、ベトナムは輸入に加え、輸出も禁止する措置を取っている。

中古品に関しても、フィリピンのように中古電気製品の事前通知承認を求めている国もあれば、タイのように製造年によって中古電気製品の輸入の可否を決める国もある。またインドネシアのように中古機械、中古トラック等を、国内メーカー保護の観点から、輸入を原則禁止している場合もある。

以上のように、循環資源の輸出入規制は各国によって多様であるが、それらの事情は各国のこれまでの経験、製造業の発達状況、公害規制の執行状況等を反映したものと言える。

2.3.2 バーゼル条約

(1) 背景

廃棄物の国際間移動についてはバーゼル条約(Basel Convention on the Control of Trans-boundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal)があり、産業廃棄物の輸出許可や輸入承認を義務付けるなど、廃棄物処理の監視を国際的に行うというのが同条約の主旨である。有害な廃棄物の国境を越える移動は 1970 年代から欧米諸国を中心にしばしば行われてきた。1980 年代に入り、ヨーロッパの先進国からの廃棄物がアフリカの開発途上国に放置されて環境汚染が生じるなどの問題が発生し（ボックス 1 参照）、何等の事前の連絡・協議なしに有害廃棄物の国境を越えた移動が行われ、最終的な責任の所在も不明確であるという問題が顕在化した。これを受けて、OECD 及び国連環境計画（UNEP）で検討が行われた後、1989 年 3 月、スイスのバーゼルにおいて、一定の有害廃棄物の国境を越える移動等の規制について国際的な枠組み及び手続等を規定した「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が作成された（1992 年 5 月 5 日効力発生。2007 年 12 月現在締約国数は 170 カ国・機関）。日本は、リサイクル可能な廃棄物を資源として輸出入しており、条約の手続に従った貿易を行うことが地球規模の環境問題への積極的な国際貢献となるとの判断のもと、1993 年 9 月 17 日に同条約への加入書を寄託し、同条約は、同年 12 月 16 日に日本について効力を生じた。表 6 は同条約のアジア諸国における批准状況をまとめたものである。

表 6 アジア諸国におけるバーゼル条約批准状況（抜粋）^{*19)}

国 名	条約批准年	循環資源に関するその他の輸入規制
日本	1993	「廃棄物」の場合は、バーゼル条約対応法だけでなく、廃棄物処理法上の手続きも必要。
中国	1991	再生資源及び中古機電（食品加工設備、石油化学工業設備など）の船積み前検査。中古家電は原則輸入禁止。輸入できる再生資源の種類を、古紙、廃プラスチック、鉄スクラップ、銅スクラップなどに限定。
フィリピン	1993	中古自動車の輸入は原則として禁止。中古タイヤも輸入禁止。中古家電は事前通知の対象にしている。
インドネシア	1993	有害廃棄物及び廃プラスチックは輸入禁止。その他の再生資源及び中古資本財・中古バスについては船積み前検査が必要。
マレーシア	1993	特になし。
ベトナム	1995	廃棄物は、一部の再生資源の輸入を除き、輸出入を全面的に禁止。
カンボジア	2001	特になし。
タイ	1997	中古自動車の輸入は個人用等に限定されている。中古農業用機械は船積み前検査が必要。中古家電は製造後 3 年以内、中古複写機は製造後 5 年以内なら輸入出来る。
インド	1992	中古機械の船積み前検査。製造後 10 年以上経過している中古機械設備は、原則として輸入禁止。

注：アジア地域のバーゼル条約批准国としては、他に韓国、ロシア、シンガポール、バングラデシュ、スリランカがある。

ちなみに「廃棄物」、「再生資源」、「中古品」、「循環資源」はここでは以下のように定義される。

廃棄物：各国により微妙に定義が異なり、日本では法律上、廃棄物に有価物は含まれないが、バーゼル条約では、有価物の一部（中古品を除く）も含めて廃棄物と定義している。

再生資源：マテリアル・リサイクルやケミカル・リサイクル、熱回収等の形で再利用されるもの（資源）であり、有価物、無価物の双方を含んでいる。

中古品：そのまま再使用（リユース）されるもの（資源）であり、部品も含まれる。

循環資源：循環的な利用が行われる物品、及び循環的な利用が可能なもの（資源）であり、通常、中古品と再生資源の双方を併せたものを意味する。

(2) バーゼル条約の概要

本条約は、前文、本文 29 カ条、末文及び 9 の附属書（ただし、附属書 VII については未発効）からなり、その主たる規定は次の通り。

- 1) この条約に特定する有害廃棄物及びその他の廃棄物（以下、本資料において「廃棄物」という。）の輸出には、輸入国の書面による同意を要する。
- 2) 締約国は、国内における廃棄物の発生を最小限に抑え、廃棄物の環境上適正な処分のため、可能な限り国内の処分施設が利用できるようにすることを確保する。
- 3) 廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認め、この条約に違反する行為を防止し、処罰するための措置をとる。
- 4) 非締約国との廃棄物の輸出入を原則禁止とする。
- 5) 廃棄物の南極地域への輸出を禁止する。
- 6) 廃棄物の運搬及び処分は、許可された者のみが行うことができる。
- 7) 国境を越える廃棄物の移動には、条約の定める適切な移動書類の添付を要する。
- 8) 廃棄物の国境を越える移動が契約通りに完了することができない場合、輸出国は、当該廃棄物の引き取りを含む適当な措置をとる。
- 9) 廃棄物の国境を越える移動が輸出者又は発生者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸出国は、当該廃棄物の引取を含む適当な措置をとる。
- 10) 締約国は、廃棄物の処理を環境上適正な方法で行うため、主として開発途上国に対して、技術上その他の国際協力を行う。
- 11) 条約の趣旨に反しない限り、非締約国との間でも、廃棄物の国境を越える移動に関する二国間または多数国間の取決めを結ぶことができる。

(3) 国内措置^{*20)}

本件条約を実施するため、1992 年に「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）」を制定し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が第 125 回国会で成立。また、1993 年 9 月には国内法の所管省庁である環境庁、厚生省、通産省（当時）において関係政省令等の整備を完了した。なお、バーゼル条約上の「中央連絡先」としては外務省地球環境課が、「権限のある当局」としては環境省適正処理・不法投棄対策室が指定されている。

(4) 締約国会議、事務局、予算

締約国会議（COP）は 2 年毎に開催されることになっている（第 15 条及び締約国会議手続規則）。現在まで 8 回開催されており、今回は、2008 年 6 月にバリ（インドネシア）で開催予定である。また第 15 条 5（e）により、締約国会議は補助機関を設置することができることとなっており、現在、拡大ビューロー会合、公開作業部会（2 年に 1 回）及び遵守委員会が設置されている。ジュネーブに事務局が設置されている。事務局職員の人事権は UNEP が有し、条約に定められた業務（例、締約国への通報等）を行っている。

予算は締約国会議において決定され、バーゼル条約信託基金（通称 BC 基金）を設置して運営されている（出納業務は UNEP が行う）。締約国は、国連分担率を基に算出される分担率で、事務局予算を負担している。日本は、米国が未締結である状況を受け、上限の 22%を

拋出している（2007 年は約 84 万ドルを拋出）。この他、任意拋出による技術協力信託基金（通称 BD 基金）があり、これまでも同基金を通じ、日本からも締約国会議への途上国参加旅費、アジア太平洋地域における E-Waste の環境上適正な管理プロジェクト等に対して支援している。

(5) 95 年改正（通称「BAN 改正」）

1) 1995 年 9 月の第 3 回締約国会議（ジュネーブ）において、先進国と途上国間の廃棄物越境移動に関する条約改正が採択された。改正の概要は以下のとおり。

（イ） 附属書 VII に掲げられている締約国（OECD 加盟国、EU の構成国、リヒテンシュタイン）は附属書 VII 国に掲げられていない締約国に対する附属書 IV A に規定する作業が行われるはずの有害廃棄物の越境移動を禁止する。

（ロ） 附属書 VII 国に掲げられている締約国は、附属書 VII に掲げられていない締約国に対する附属書 IV B に規定する作業が行われるはずの有害廃棄物の越境移動を 1997 年 12 月 31 日までに終了し、同日付で禁止する。このような越境移動は、当該廃棄物がこの条約上有害な特性を有するとされない限り、禁止されない。

2) 1998 年 3 月の第 4 回締約国会議（マレーシア）で、附属書 VII に関する検討は進めていくが、条約改正の発効まで、附属書 VII は改正しないこととされた。

3) 本条約改正は、バーゼル条約第 17 条 5 によると、改正を受け入れた締約国の少なくとも 4 分の 3 の批准・受諾・加入により当該改正を受け入れた締約国の間で効力を生ずることとなっている（2007 年 9 月現在の締約国数は、63 カ国・機関）。なお、第 17 条 5 の解釈が締約国間で分かれており、2008 年 6 月開催予定の第 9 回締約国会議において、第 17 条 5 の解釈及び解釈の決定プロセスについて、更なる議論が行われる予定。

(6) バーゼル損害賠償責任議定書

1) バーゼル条約第 12 条では、「締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及び処分から生ずる損害に対する責任及び賠償の分野において適当な規則及び手続を定める議定書をできる限り速やかに採択するため、協力する」と規定されていることをうけ、1999 年 12 月の第 5 回締約国会議（バーゼル）において、有害廃棄物の越境移動及びその処分に伴って生じた損害について、その責任と補償に関する枠組みを定めた有害廃棄物の越境移動に関する損害賠償責任議定書が採択された。主な内容は以下のとおり。

（イ） 有害廃棄物の輸送手段への積載時（又は輸出国の領海を離れたとき）から当該廃棄物の処分完了時まで生じた、当該廃棄物の有害性から生じる人的損害、財産損害、逸失利益、回復措置費用、防止措置費用につき、当該廃棄物が処分者に渡るまでは条約上の通報者（基本的に輸出者）が、それ以後は処分者が、それぞれ厳格責任（いわゆる無過失責任）を負う。

（ロ） 厳格責任については、責任限度まで保険等の財務的補償によってカバーされる。
条約上の通報者は、輸入国への通報に際し、当該通報に係る越境移動が保険等によりカバーされている旨の証明を通報に添付する。

- 2) 本議定書の下でカバーされない損害費用が生じた場合に対応するため、既存のメカニズムを活用して、本議定書の下でカバーされない損害費用を適切に補填する追加的かつ補完的な措置をとることができる。
- 3) 本議定書は、20 番目の批准書等を寄託者が受領した後 90 日目に発効することとなっている。（2007 年 6 月現在の締約国数は 8（ボツワナ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、エチオピア、ガーナ、リベリア、シリア、トーゴ）、署名国数は 13。）

（7） 規制対象となる廃棄物（附属書 VIII・IX の追加）

- 1) バーゼル条約第 1 条では、規制対象となる有害廃棄物を以下の(a)及び(b)のとおり定義している。
 - （a） 附属書 I に掲げるいずれかの分類に属する廃棄物（附属書 III に掲げるいずれの特性も有しないものを除く。）
 - （b） （a）に規定する廃棄物には該当しないが、輸出国、輸入国又は通過国である締約国の国内法令により有害であると定義され又は認められている廃棄物
- 2) 上記のとおり、バーゼル条約の規制対象となる廃棄物に該当するか否かについては、附属書 I 及び III の両方を参照して判断することとなっているが、これらの附属書は抽象的な規定にとどまっていたため、規制対象となる廃棄物についての解釈が各締約国で分かれる等の不都合があった。このため、第 4 回締約国会議（マレーシア）において、規制対象物と規制対象外の物を具体的に示したリスト（附属書 VIII、IX）を作成し、バーゼル条約の規制対象物を可能な限り明らかにすることとした。なお、附属書 VIII 又は IX に掲載されていない物は、従来どおり、附属書 I 及び III の両方を参照して判断することとなる。

（8） 環境上適正な管理に関する取組

1) 環境上適切な管理のためのバーゼル宣言

第 5 回締約国会議（バーゼル）では、条約採択から 10 年間のバーゼル条約の取組を踏まえ、今後 10 年間にバーゼル条約の下、いかなる取組を進めていくべきかについて議論が行われた。その結果、「環境上、適正な管理（Environmentally sound management）」をキーワードとして以下のような分野で各種取組を進めていく必要があるとの「環境上、適切な管理のためのバーゼル宣言」が取りまとめられた。

- a) 有害廃棄物の防止、最少化、再利用、回収及び処分
- b) よりクリーンな技術の積極的促進及び活用
- c) 有害廃棄物の越境移動の更なる削減
- d) 不法取引の防止及び監視
- e) 制度的・技術的対処能力の向上及び途上国等への環境上、適正な技術の移転

の促進

- f) 訓練及び技術移転のための地域センターの発展
- g) 各主体の情報交換、教育、啓発の促進
- h) あらゆるレベルでの協力及び連携
- i) 条約及びその改正の遵守並びに監視及び効果的実施のためのメカニズムの発展

その後、第 6 回締約国会議（ジュネーブ）において、同宣言に掲げられた重点 9 分野を実効的に実施するための作業計画である「バーゼル条約実施のための 2010 年までの戦略計画」が承認された。この戦略計画に基づき、官民共同によるパートナーシッププログラム等様々なプロジェクトが実施されている。

2) 技術ガイドライン

有害廃棄物の適正処理に資するため、有害特性、処分行為、各有害廃棄物（医療廃棄物、プラスチック廃棄物とその処理、廃鉛蓄電池、廃タイヤ、POPs（残留性有機汚染物質）廃棄物）に係る技術ガイドラインが作成されている。

3) E-Waste 問題解決に向けてのナイロビ宣言

第 8 回締約国会議（ナイロビ）では、E-Waste（電気電子機器廃棄物）が世界的に急増していることを受け、E-Waste の適正処理のための情報及び技術の先進国から途上国への移転を推進すること、E-Waste の違法取引に対して早急に行動すること等 E-Waste の適正処理を呼びかけるナイロビ宣言が採択された。

(9) バーゼル条約地域調整センター（BCRC）

- 1) 有害廃棄物の問題に対しては、越境移動の規制のみならず、各国、とりわけ途上国の処理能力の向上が必要であることから、バーゼル条約第 14 条 1 において、有害廃棄物の処理及び有害廃棄物の発生を最小限とするための訓練・技術移転地域センターが設立されるべき旨規定している。現在、エジプト、ナイジェリア、セネガル、南アフリカ、中国、インドネシア、イラン、サモア、ロシア、スロバキア、アルゼンチン、エルサルバドル、トリニダードトバゴ、ウルグアイに設置されており、新たにスリランカにも南アジア地域のための地域センターの設立を検討中と報告されている。
- 2) 日本は、これらの地域センターに対して、技術協力信託基金等を通じた財政支援や技術支援を行っている。

(10) 日本におけるバーゼル条約の実施

1) 輸出入の実績

バーゼル条約の日本の国内実施法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）」に基づき行われる輸出入の承認の状況は次のとおりである（2006 年 1～12 月）^{*21)}。

日本からの輸出件数		日本への輸入件数	
輸出の承認	53,600 トン	輸入の承認	16,107 トン

（イ） 輸出相手先は、韓国、ベルギー、米（OECD 加盟国）。品目については、鉛スクラップ（鉛蓄電池）等の金属回収を目的とするものであり、最終処分を目的とするものはなかった。

（ロ） 輸入相手先は、マレーシア、インドネシア、スリランカ、米及び英。品目については、ニカド電池スクラップ、電子部品スクラップ、垂鉛スラッジ、基盤くず、銀スラッジ、金属スクラップ等であり、いずれも金属回収など、再生利用を目的とするものであり、最終処分を目的とする物ではなかった。

2) 日本の取組み

不適正輸出の未然防止及びアジア諸国を中心としたキャパシティー・ビルディングへの協力として、関係省庁が連携して、以下のような取組みを行っている。

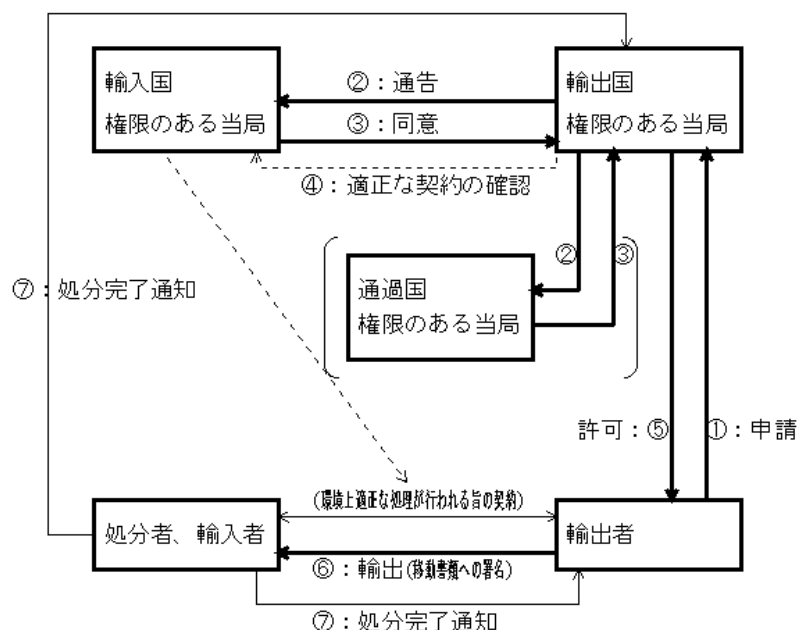
a) 国内対策

- ・事業者向け説明会の開催による制度の周知徹底（平成 18 年度は全国各地 10 都市で開催）
- ・個別案件に対する事前相談の実施（平成 18 年は約 19,000 件）
- ・税関と連携した立入検査等水際対策の強化
- ・廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪の新設等による抑止力の確保（平成 17 年廃棄物処理法改正）

b) 国際的対策

- ・バーゼル条約によるアジア太平洋地域における E-Waste（電気電子機器廃棄物）適正処理プロジェクトに資金拠出
- ・バーゼル条約 E-Waste ワークショップの日本での開催
- ・有害廃棄物の不法輸出入防止のためのアジアネットワークの構築（アジア諸国のバーゼル条約担当官を招いたワークショップの開催、情報共有のウェブページの構築等）

バーゼル条約による有害廃棄物の輸出入の手続を図 4 に示す。日本では、実際の輸出入の承認は外為法に基づき経済産業大臣が行っており、「権限ある当局」である環境省には、経済産業省から輸出の承認申請の写しが送付される。

図 4 パーゼル条約による有害廃棄物の輸出入の手続^{*21)}

2.3.3 循環資源の越境移動に伴う問題

循環資源の越境移動が行われることで発生する問題としては、本来リサイクルの対象とならないはずのものが越境移動され、結果として輸出先で問題を引き起こす事例が挙げられる。また再生資源・中古品の越境移動後、輸出先におけるリサイクル処理の過程で環境汚染を引き起こす事例も典型的である。また中古自動車・家電、中古生産設備の再利用には環境にやさしい側面もある一方で、かえってエネルギー消費増に結びつき環境負荷を高める可能性もある。このように、循環資源の越境移動により多様な問題が生じるが、それらを大きくまとめると以下のように整理される。

1. 不適切な廃棄物等の越境移動

本来再生利用が困難な廃棄物や有害廃棄物が、バーゼル条約の帰省対象外の再生資源という名目で越境移動している。事前通知・承認という法定手続きを無視して、あるいは不正な手続きを行って、有害廃棄物の国際取引が行われている。

2. 不適切なリサイクルにつながる越境移動

再生資源が輸出された後、輸出先でのリサイクルの過程で汚染を引き起こされている場合がある。例えば、廃船解体過程での汚染も問題となっており、国際海事機関（IMO）、国際労働機関（ILO）、国連環境計画（UNEP）で廃船解体等のガイドラインの作成作業が 2005 年より始まっている。

3. 中古品・中古生産設備の移転に関する懸念

一般的には、中古品・中古生産設備の再利用は、資源の節約や環境負荷の抑制につながる事が多いが、製造年が古い家電製品はエネルギー効率が悪く、エネルギー消費の拡大を招きかねない。製造年の古い自動車も、燃費が悪く、排ガスによる大気汚染の拡大を招く可能性がある。

2.3.4 廃棄物の有害性

国連経済社会理事会の危険物輸送専門委員会では、危険物輸送に関する勧告を行うと共に、それらを「オレンジブック」としてまとめている^{*22)}。有害特性は、日本の国内法にも危険物概念として反映され、外国の法体系との整合性が求められる船舶安全法や航空法に取り入れられた。このような背景のもと、廃棄物を有害と定義する事の目的は、人の健康や環境への影響を引き起こす可能性のある廃棄物に焦点をあてる事と、このような廃棄物を監理下に置くことである。

バーゼル条約における有害廃棄物は、特定の廃棄経路から排出され、特定の成分を含み、爆発性、引火性等の有害特性を有するもので、廃棄経路として 18 経路、有害物質として 27 種類が指定されている。総括すれば、これらの有害特性の基本的な考え方としては、危険性と毒性の双方を含める概念として有害性を捉えていると考えられる。バーゼル条約締約国会議では、有害特性の具体的な定義と運用方法も論点の 1 つとして議論が進められている。

2.3.5 環境省によるバーゼル条約 E-waste ワークショップ及び第 2 回有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップの開催^{*20)}

環境省は、バーゼル条約事務局及び国立環境研究所と共催で、バーゼル条約締約国会合が進める「アジア太平洋地域における E-waste の環境上適正な管理プロジェクト」のキックオフとなるワークショップを 2005 年 11 月 21 日（月）、22 日（火）及び 24 日（木）に東京にて開催、また、11 月 23 日（水）には、2004 年に引き続き、アジア各国のバーゼル条約担当官等による「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」のワークショップを東京にて開催した。

(1) バーゼル条約 E-waste ワークショップ

近年、部品取りや金属回収等を目的として、廃パソコンなどの E-waste（電気電子機器廃棄物）の越境移動が急増している。これらの E-waste には鉛等の有害物質が含まれており、輸出先の途上国において、環境規制や適切な処理施設が未整備なことから、特にアジア地域を中心に環境及び健康に及ぼす悪影響が懸念される。このため、2005 年 7 月に開催されたバーゼル条約（注）第 4 回作業部会において、アジア太平洋地域における E-waste の最小限化、資源の有効再利用及び環境上適正な処理を確保することを目的としたプロジェクト(05～08 年)の実施が承認された。

このワークショップは、上記「アジア太平洋地域における E-waste の環境上適正な管理プロジェクト」のキックオフと位置付けられ、関係者間（政府、産業界、NGO、研究者、国際機関等）の情報共有及びプロジェクトの活動計画案の策定を主な目的としている。

(2) 第 2 回有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップ

有害廃棄物の不法輸出入防止のためには、各国のバーゼル条約実施能力の向上及び関係国間の情報交換体制（ネットワーク）の整備が急務であるという認識のもと、アジア各国の

バーゼル条約担当官等を招いて 2004 年東京で開催された第 1 回ワークショップにおいて、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの構築が合意された。第 2 回ワークショップでは、各国の法制度や不法輸出入への取組に関する最新の情報を共有するとともに、ネットワーク参加国間での有害廃棄物の不法輸出入防止のための今後の連携方法等について議論を行った。

ボックス 1：コートジボワール国際有害廃棄物不法投棄事件^{*23)}

この有害廃棄物事件は、オランダがチャーターしたタンカー、プロボ・コアラ号が 400 トンの石油化学系廃棄物（主にガソリン、水、及び洗浄ソーダの混合物からなる廃棄物）を、コートジボワールの都市アビジャンに 2006 年 8 月中旬に陸揚げされた事に始まる。それらの廃棄物は市内人口密集地帯に散在するゴミ捨て場に投棄された 2 週間後の 2006 年 9 月初旬に、廃棄物からのガスにより、子ども 4 人を含む 8 人が死亡し、75,000 人以上の人々が嘔吐、吐き気、及び鼻血を含む胃腸及び呼吸器系の障害で治療を必要である事が明るみとなり、一連の事件が明らかになった。

トラフィグラ社は廃棄物のほとんどがガソリン残渣と洗浄ソーダであったと主張していたが、同船捜査結果によれば、有毒ガスである硫化水素が含まれていた事が判明。この惨事に関連してトラフィグラ社の 2 人がコートジボワール当局によって逮捕された。同社は不法行為を認めておらず、港湾当局に届けており、廃棄物を合法的に処分することをコートジボワールの会社と法的に契約したと主張している。コートジボワールの会社の所有者 2 人もまた、6 人の通関業務担当官とともに、逮捕、この有害廃棄物事件でコートジボワールの首相は 32 人の閣僚の辞職に追い込まれた。市内は政府の同事件の対処に抗議する人々によりあふれ、アビジャン港湾ディレクターの自宅が放火され、同国交通省を襲撃した。フランスの会社が約 10 日前から投棄廃棄物の回収作業を開始し、廃棄物はフランスで処分するために来月フランスに送られることになった。またコートジボワールの要求により、国連環境計画（UNEP）は、有害廃棄物の他の不法輸出について調査を開始した。

2.3.6 第 8 回バーゼル条約締約国会議^{*20)}

(1) 概要

2006 年 12 月、ナイロビにおいて第 8 回バーゼル条約締約国会議が開催された。ちなみに 2006 年 12 月時点での同条約批准国は 63 カ国である。同会議においては、同年に起きたコートジボワールの廃棄物不法投棄事件を受けて、新たな禁止修正条項（例、電子廃棄物（E-waste）、船舶解体と廃棄船）を提案している。

(2) 修正条項に対する日本・米国の立場^{*24)}

日本は資源の乏しい島国という背景をもとに、リサイクル社会確立の必要性が諸外国に較べて高く、したがって産業廃棄物を近隣諸国に輸出する必要がある事と主張し、禁止に完全反対する立場を明確にした。同様にアメリカは、バーゼル禁止が WTO の責務に矛盾し、第 11 条（二国間の、多数国間の及び地域的な協定）を無効にするかもしれないと述べ、17 条の解釈について BAN を公に非難している。

(3) ナイロビ宣言

この第 8 回締約国会議では、特に（1）電子廃棄物の発生の最小化、並びに同廃棄物に関する国際間移動の削減の重要性、（2）電子・電機機器のグリーン設計と拡大生産者責任の推進の重要性、並びに（3）電子廃棄物の違法取引防止、阻止に向けた規制強化、関連行動計画策定の必要性、等について協議が重ねられ、同協議結果を受けてナイロビ宣言がまとめられた。

- ・電子製品の製造で使用、または部品中に含まれる有害物質の使用廃止に向けて、電子製品製造に関するクリーン技術・グリーン設計の普及を推進し、電子・電気機器のライフサイクル管理における製品総合管理と拡大生産者責任を推進する必要がある。
- ・これらの電子廃棄物に関する違法な取引は、バーゼル条約の実施という脈絡において緊急の行動が求められる深刻な懸念である。
- ・電子廃棄物の違法取引を防止し、阻止しなくてはならない。

2.3.7 船舶解体問題

船舶はその資材の約 9 割が再利用可能と言われる優良資源であるが、船舶解体（解撤）が過酷な労働集約型作業であるため、先進国の船舶解体施設は 20 年以上前にほとんどが閉鎖され、労働安全衛生基準がないに等しく、労働単価が安いアジアに”輸出”されて解体されている。また、海洋汚染事故の問題から、一重殻石油タンカーなど安全基準を満たさないサブスタンダード船の解体が今後数年の間に急増することが予想されている。EU や、国際的な環境団体らは、スクラップを目的とした廃船は廃棄物であり、アスベストや PCB 類、燃料油残渣などの有害物質を含む廃棄物の OECD 諸国以外への移動はバーゼル条約で禁止されている主張しているが、世界的な合意にはなっておらず、汚染物質の事前除去がなされないままに、開発途上国に送り込まれる廃船が後を絶たない事が知られている。

ちなみにバングラデシュ、インド、パキスタンなど開発途上国では、寿命を終えた廃船が世界各地から送り込まれ、安い労賃と劣悪な労働環境の下に船舶の解体作業が行われている。ほとんどの廃船の船内に、アスベストや PCB 類、燃料油残渣などの有害物質が大量に残っており、解体作業によって労働者の健康と命が犠牲となり、海岸地帯の水や土壌が汚染され、安全と環境を著しく損なわれていると報告されている^{*25)}。

2.3.8 循環資源に関する貿易障害

バーゼル条約や各国独自の規制により、適切に再使用・再利用出来る場合でも、循環資源の越境移動が困難になっている場合がある。貿易障害という点では、関税に着目しがちであるが、アジア諸国の再生資源に対する関税率は、国としてはインドを除いて、また品目としてはプラスチックを除いて、かなり低くなっている（表 7 参照）。銅スクラップ等は、無関税としているところも少なくない。再生資源の関税は、あまり高い貿易障壁とは言えないが、再生資源や中古品の輸入禁止といった措置や、船積み前検査の費用、バーゼル条

約に関連した手続き等にかかる時間などが貿易障壁となっている。

表 7 主な再生資源に関するアジア諸国の関税率（最恵国待遇、%）^{*20)}

国 名	廃プラスチック	古紙	鉄スクラップ	銅スクラップ	アルミスクラップ
中国	10.7	Free	0－2	1.5	1.5
インド	20	16	10	15	15
インドネシア	5	0-15	Free	Free	Free
日本	4 - 4.8	Free	0－4.7	Free	Free
マレーシア	0－30	Free	0－5	Free	Free
フィリピン	1－5	1	0－3	3	1
タイ	30	1	1	1	1
ベトナム	10	3	Free	Free	Free

2.3.9 戦略案策定方針

循環資源の越境移動の管理に関する課題は、まず法律上は再生資源、特に有害廃棄物の越境移動が厳しく、適切にリサイクルできる場合でも越境移動が難しくなっている事であり、同時に、実際の有害廃棄物の越境移動に関する規制の執行は十分ではなく、リサイクル不可能な廃棄物の輸出入がしばしば行われ、またリサイクルの過程で汚染の問題を生じている事である。具体的には次のような改善策が考えられる。

- （１）有害廃棄物の越境移動に関する規制執行の強化
 - ・再生資源・有害廃棄物・中古品等の区別の明確化
 - ・規制当局間での情報交換
 - ・国際的な再生資源のトレーサビリティの確保
 - ・罰則強化
- （２）有害廃棄物の越境移動に関する輸入手続きの制度化・簡素化
- （３）中古品越境移動に関する国際的なコンセンサス作り

また国際的な資源循環を適切に行っていくためには、アジア各国で不適正なりサイクルをいかに減らしていくかが重要である。国内のリサイクル汚染対策及びリサイクル産業の育成策として、次のような政策や国際協力が考えられる。

- 1) 公害規制の執行強化と公害対策技術情報の提供
- 2) 小規模リサイクルが盛んなコミュニティへの環境教育
- 3) 金融面での支援
- 4) インフォーマルなりサイクル産業への流通規制
- 5) 再生資源への輸入関税と国内の適なりサイクル業者への補助金
- 6) 天然資源との競合に関連した政策
- 7) 拡大製造者責任の適用

具体的な対策としては、行政による法規制、産業界による自主規制、経済誘導、情報開示、国際協調等が挙げられる。法規制と自主規制の選択については、例えば産業界がすでにリスク削減戦略を有していれば、自主規制に委ね、経済手法等のわずかなインセンティブで有効になる場合も多い。有害廃棄物の越境移動による輸出相手国での暴露リスク軽減対策には、産業界、消費者、政府行政機関、学会関係者等、多くのステークホルダーが関わってくる。今後の市民社会の発展形成にとっても、特に重要な役割を持つと予想されるのが、消費者、製品の使用者たる市民の位置付けであろう。消費者たる市民が健康や環境にとってより安全な製品選択を進めていけば、製品製造者も変わっていく事が予想され、その結果として、越境移動による有害廃棄物のリスク削減にも繋がっていくものと考えられる。そのような市民行動を支えるためにも、前述したエコ・ラベルや環境認証制度の強化・普及は有効と考えられる。この環境ラベルの情報とタイアップする事で有効に機能すると考えられるのが、「環境汚染物質排出・移動登録制度」（PRTR）^{*26)}である。公開された PRTR 情報を環境ラベル情報に重ね、各種化学物質に関する急性毒性や慢性毒性情報、地球環境から見た危険性、環境挙動とその移動経路、製造や廃棄過程から発生する環境負荷等の情報を、簡潔に伝える事により、市民は購買・消費行動に関する、ある価値判断体系を持つ事が出来る。

バーゼル条約は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）等の環境保護を目的として締結される多国間環境協定（MEAs）の 1 つであり、ワシントン条約やカルタヘナ議定書（遺伝子組み換え生物の輸出入に対する規制）等、一定の貿易制限を行うことを規定している側面がある事より、この点から、貿易分野の枠組みである WTO ルールとの調整が必要となる。

最近締結された日本－フィリピン経済連携協定（JPEPA）には、関税撤廃のための有害廃棄物を含む廃棄物のリストも含まれている。これらの廃棄物の多くはバーゼル条約の下で廃棄物として指定されているものである。バーゼル条約の管轄下にある廃棄物の貿易自由化を JPEPA に含めることは、バーゼル条約と WTO がぶつかり合うような混乱した状況を作り出す可能性を有している。

このような MEAs と自由貿易協定とが、ある状況下では部分的に矛盾しあう状況をもたらすことは報告されている。MEAs が WTO の貿易自由化要求によって弱体化される事を望んでいない国も少なくなく、今後も継続した議論が必要と考えられる。

2.4 越境疾病感染問題

2.4.1 地球温暖化、生物多様性劣化と感染症の拡大

鳥インフルエンザ、SARS 等の特殊な疾病は、従来は地理的に見て限られた地域で発症し、広域的な蔓延はあまりなかった。発症地域において従来から保有していた生物多様性により、この種の異常な発生を押さえ込んでいた（風土病としては報告）事が知られている。近年の地球規模にわたる経済システムの統合・加速化により、従来は人跡未踏の地であった未開の地も国際物流のネットワークに組み込まれ、人も含めた国際的な物流の拡大による感染症やアレルギー疾患の増加、局所的な環境変化に伴うニッチへの新興感染症（後述）の侵入が予想される。SARS を含む新興・再興感染症や越境疾病感染問題については、厚生労働省を中心に、その防疫・監視体制のあり方が継続的に検討されており、ここでは、環境面から見た有効な予防策としての生物多様性保全の重要性をまとめるだけに留める。

2.4.2 日本での取り組み

1947 年、保健所法が全面改訂され、全国 845 ヶ所に保健所が設置され、国民の健康と生活を守るための公衆衛生行政の第 1 機関として、終戦直後に多かった感染症を皆無にさせた保健所の実績は国内外から高く評価されている。保健所の役割は、病原性大腸菌 O-157 の集団発生でも、住民不安の解消や 2 次感染の防止に十分機能しているが、大規模な集団発生では、保健所あるいは都道府県の衛生研究所単位では限界があり、十分な対応は出来ない。新興・再興感染症の現状（表 8 参照）や O-157 の教訓から、厚生省は 1997 年 4 月から国立予防衛生研究所を国立感染症研究所に変更・改組し、危機分析重点管理制度を発足させ、広く感染症に対応出来るような体制を作っている^{*27)}。このような体制のもと、国内外の突発的感染症に的確に対処するためには、海外との人的交流も含めた研究者間の情報交換が必須となると考えられる。

2.4.3 物流・人の移動に伴う疾病感染

1995 年 4 月に、インドネシア・バリ島から戻った日本人旅行者からコレラ患者が発生、同年 2 月以降にて 200 人を越えた（ただし発症したのは日本人のみ）という報告があった。この時、検出されたのはエルトール小川型コレラ菌という細菌で、発病しても症状が軽く、致死率も低い。WHO は報告を義務付けているが、現時点で重視していない国が多い。また 97 年以降、海外渡航歴がないにもかかわらず、日本国内でコレラの発症が続いた事があった(99 年までに 34 人発病)。集団感染は一例もなく、共通する食材も全く見つからなかった。この日本人旅行者のコレラ集団発病の原因として 2 つの可能性が考えられた。1 つは様々な輸入食材に休眠中の細菌（エルトール小川型コレラなど）が付着して国内に侵入しており、それらが通常の検疫システムでは検出出来ないという事が考えられる。もう 1 つは、コレラ菌が既に日本国内に定着している、という可能性である。東京湾では 1 L の海水中、数万個の休眠コレラの存在が確認されており、温度ショックを与えると増殖する^{*28)}。食品に付着している場合、菌が休眠中なので、現在の培養法では増えないので検出される

可能性が非常に小さい。

2.4.4 新興・再興感染症

最近、WHO では新興・再興感染症(Emerging and Re-emerging Infectious Disease)に関して新しい対応を求められるようになった。下表は、過去 30 年間に出現した新しい感染症をまとめたものである。これらのウィルス・細菌の殆どは、元来、人間社会とは無関係な自然環境中にのみ存在していたが、人間活動のそれらの環境への侵入により、ウィルス・細菌の感染サイクルへの異常接近が生じ、その結果、境界線を越えた病原体の移動が起こったと推察される。人間にとっては新しい病原体であり、それによって引き起こされる病気は新しい疾病となる。

表 8 最近出現した病原体^{*28)}

年	病原微生物	種類	疾病
1973	ロタウィルス	ウィルス	小児下痢
1976	クリプトスポリジウム	寄生虫	下痢
1977	エボラウィルス	ウィルス	エボラ出血熱
1977	レジオネラ菌	細菌	急性肺炎
1977	ハンクウィルス	ウィルス	腎症候性出血熱
1977	カンピロバクター	細菌	下痢
1980	HTLV-1	ウィルス	成人 T 細胞白血病
1981	黄色ブドウ球菌 (TSST)	細菌	毒素性ショック症候群
1982	大腸菌 O-157:H7	細菌	出血性大腸炎、溶血性尿症
1983	HIV	ウィルス	エイズ
1983	ヘリコバクター・ピロリ	細菌	胃潰瘍
1985	エンテロサイトゾーン	寄生虫	持続性下痢
1986	サイクロスポーラ	寄生虫	持続性下痢
1988	HHV-6	ウィルス	持続性発疹
1988	E 型肝炎ウィルス	ウィルス	E 型肝炎
1989	エールリッヒア菌	細菌	エールリッヒ症
1989	C 型肝炎ウィルス	ウィルス	C 型肝炎
1991	グアナリトウィルス	ウィルス	ベネズエラ出血熱
1991	エンセファリトゾーン	寄生虫	結膜炎
1992	コレラ菌 O-139	細菌	コレラ
1992	バルトネラ・ヘンセラエ	細菌	猫引っかき病
1994	サビアウィルス	ウィルス	ブラジル出血熱
1997	サルモネラ・エンテリティディ ス	細菌	持続性下痢

2.4.5 新興感染症の蔓延傾向

前述した新興感染症が広域に亘り出現するようになった原因として、以下の理由が考えられる。

世界的な物流（人も含めた）の拡大：世界的な人口急増に伴う活動範囲の拡大により、従来は未踏の地であった野生動物生息地域に侵入するようになり、その結果、未知の病原体に遭遇する危険が増大した。

生態系変化による共生関係の劣化：特定ウィルスの「自然宿主」である生物が、生態系変化を受け、微生物と自然宿主との共生関係が危うくなる「自然破壊」が進行している。

全ての微生物は、それらの種が安定して種の存続を継続できる小動物や昆虫等の「自然宿主」を持っている。しかし近年の国境を越えた物流システムの発達・ネットワーク化により、短期間に人・モノの地球規模での移動が可能となり、感染症等も急速に世界に広がる土壌が出来てしまった。

また地球温暖化に伴う生態系変化は、当然、動物や植生分布にも影響を及ぼし、ひいては微生物を媒介する野生動物生態系にも根本的な変化をもたらすと予測される。このように人間と特定野生動物種との遭遇機会が増大する事により、新たな疾病が人類社会に侵入する可能性も増大してきたと言える。

2.4.6 物流に伴う感染報告事例

新興感染症が「風土病」の枠を超え始めてきた大きな要因として、航空網の発達に伴う人を含めた物流の加速化が挙げられる。これにより感染症やそれを媒介する蚊などの昆虫や動物も、旅客機や貨物機などにより急速に世界中に広がる素地が出来上がってしまった。

空港マラリア^{*29)}：マラリア流行地から航空機内に潜入した感染蚊が、非流行地の空港で外部に飛散し、空港職員や近隣住民等に感染させる。

報告例 1. 1971 年、日本の蒲田在住の 83 歳女性（海外渡航歴、輸血歴なし）が三日熱マラリアに感染

報告例 2. 1986 年、ベルギーのブリュッセルにおいて 5 人の貨物輸送専用ターミナルに勤務する税関職員が、1 週間で全員熱帯性マラリアを発症。

滑走路マラリア^{*29)}：給油のためマラリア流行地に立寄った航空機の乗客がマラリアに感染することをいう。

報告例 1. 1993 年、フォークランド島から英国に帰国途中の軍人が、帰国後 4 週間で卵型マラリアを発症した。この場合、航空機が給油の為ガンビアの空港に夜間 1 時間だけ立寄っただけで、患者は他のマラリア流行地に滞在した事はなく、ガンビアでも機外に出なかった。機内に侵入してきた蚊によって感染したものと考えられる。

2.4.7 感染症と生物多様性

生物多様性が劣化していくと、人だけでなく周囲に存在する動植物の生存や生態にも影響を及ぼす。鳥インフルエンザの流行にも、生物多様性の劣化・喪失が大きく関係している事が報告されている^{*30)}。例えば鶏小屋を1つの生態系と見た場合、現状では殺菌剤や抗生剤が与えられ、結果として鶏小屋の中は無菌状態に近い状態で管理される。別な見方をすれば、小屋の中での微生物多様性が損なわれる。またこのような閉鎖系養鶏・畜産手法では遺伝的に均質な系統を大量飼育する傾向にもあり、このような状況に抗生物質に耐性を持った細菌等が混入すれば、比較的簡単に感染症が蔓延し易くなる事は容易に推察できる。一般に、このような新種の耐性菌は他の細菌が多様に繁殖している環境下ではうまく増殖出来ない事が知られている。このように生物多様性が劣化した状況では、ある生態系内の拮抗作用が低下し、そこに人・製品を含めた物流に伴う外来種が紛れ込むと、特定の種だけが異常繁殖したり減少したりしやすくなる（例、病気や害虫の発生）。新興感染症の蔓延や新型害虫の発生に伴う殺菌剤、殺虫剤、除草剤等の乱用は、これらの侵入種ばかりか、従来、里に土着していた生物まで駆除し、結果として生物多様性が著しく劣化していくという悪循環を引き起こす。

このように物流・人の流れのグローバル化した状況において感染症が局地的に発生した場合、それらが物流のネットワークに乗り、広域にわたり急速に蔓延する危険性が飛躍的に増大している。それら感染症の侵入を水際で食い止める事は、現時点では非常に困難であるが、生態系、特に生物多様性が有する調節的機能により、それら疾病の蔓延をある程度制御する事は可能かもしれない。この事を含めた生活の中における生物多様性の重要性については、次節の“動植物相の広域攪乱”において引き続き論じていく。

2.5 動植物相の広域攪乱

2.5.1 生活の中の生物多様性

WTO による農産物市場の部分開放、物流の近代化、高速化、広域化に伴い、国内農業への圧迫、特に中山間地における農地・里山の急速な荒廃が顕著となってきている。地域物流に伴う外来種の侵入による地域の生態系の攪乱により、生物多様性の劣化が誘発され、長期的に見て地域住民の生活基盤の破壊に繋がる。

一般に生態系維持という観点から見た場合の生物多様性の機能は、以下のように整理される^{*31)}。

1.維持的（基盤的）機能

物質循環・栄養循環

土壌形成・土壌保持

一次生産

生息地域の提供

2.供給的機能

食糧、繊維、遺伝子資源、生物化学品、自然薬品医薬品、淡水等の供給

3.調節的機能

大気質、気候、水、土壌浸食、自然災害の制御

水質浄化、排水処理

疾病・害虫の制御

受粉サービス

4.文化的機能

精神的・宗教的価値、審美的価値、レクリエーション、エコ・ツーリズム

“生物多様性”という概念を日常生活レベルで考察すれば、以下のように分析される^{*22、32)}。

→生活の中の生物多様性（食の生物多様性、田畑の生物多様性）：

→文化の多様性：地球の各地域で異なる自然環境が存在する。異なる気候風土のもとでは、人間文化はちがう形を取る。出来る限り文化の多様性を持ち、変わったものを生み出し続ける能力を保持する事は、未来の新たな状況に対する適応可能性を担保しておくものとして、種としての長期的な生存に有効であるからこそ、人類にとって必要である。

→伝染病と生物多様性：SARS 等の特殊疾病（従来は風土病だったと言われている）が広域的に比較的短期に蔓延し易くなっている。例えば、院内感染で問題となる耐性菌は、他の雑菌が混在する環境下ではうまく増殖出来ない事が報告されている。

このように動植物相の攪乱・生物多様性の劣化に伴う“多様性喪失と不安定化のサイクル”について、共通する包括的理解（例、生態系の一様化が進む事で、突発的な外乱に対する抵抗性が弱まり、全体的な体質がもろくなる）・認識を持ち、次に、これらの共通認識・理解をもとに、関係諸国が協調して、従来より地域毎に存在・保有していた生活の中の多様性を保持し、“衣食住に多様性を持たせる”事を目標として生態系保全・再生に関する問題解決にあたる事がまず重要と考えられる。次に日本国内における里地・里山が果たす生物多様性保持昨日について考察する。

2.5.2 里山における生物多様性

衣食住に必要な素材を生産する田畑においても、その生物多様性は、ここ 50 年ほどの間に確実に低下したと報告されている。作物として栽培されている植物だけをみても、植えられなくなった植物種のほうが、新たに植えられるようになったものより極めて多く、水田を見ても稲以外の生き物が殆どいない状況が多くなっている事が報告されている^{*30)}。

これら田畑を含めた里山の生物多様性を奪った幾つかの要因は WTO の農産物輸入自由化交渉に伴う外国からの食品、食材の輸入増加にある。安い食材の追求は、長期的に見て地域の田畑の多様性を減少させる。また列島全体でみても栽培される植物の種類を減らす事はあっても増やす事はない。

人類は、その誕生以来、地域の生態系の一員として生活してきており、自らが住む土地で採れた動植物を食べて暮らしてきた。一般的に日本の里山を定義する場合、雑木林ばかりでなく水田や集落を含めた空間を指す事が多い。かつて里山は、その雑木林で薪を取り、柴や落葉を集めて肥料として水田に入れる等よく利用され、適度な攪乱によりそこに様々な生物が棲息可能な生物多様性の高い空間であった。里山、里地のような伝統的な農業生態系や田園生態系では、人がもたらす適度な攪乱が、生物多様性を維持するうえで重要な役割を果たしてきた。人は多様な生物との間に“拮抗関係”と“共生関係”をともに結ぶ地球生態系のキーストーン種であると言える^{*33)}。日本の伝統的な農業生態系は、適度な人の攪乱が、攪乱依存の生物に生活の場を与え、豊かな生物多様性が育まれた。そこでは集落、田畑、草地、木立、樹林、水路、溜池等、様々なスケールで異なる多様な生態系がモザイクをなし、それらがまた様々な生息・生育場所を提供した事も、伝統的な農業生態系が豊かな生物多様性を育んできた一因である。しかし 1970 年代以降は、まず薪や炭が利用されなくなり、また化学肥料が普及すると雑木林の利用が減り、日本の里山の荒廃が進行した^{*34,35}³⁶⁾。また自由貿易による輸入農産物の増加により、効率性・経済性の面からコスト・パフォーマンスの劣る国内農業は縮小・撤退・衰退の途を余儀なくされ、“里地・里山”の荒廃が近年、顕著となってきている。

このように日本では少なくとも高度成長の頃までは、農村部で食料や生活用品を作り、都市部で消費するという地域循環システムが成立していたが、今ではその循環はかなり断ち切られてしまっている状況にある。食材の生産の多くは外国もしくは一部の大規模経営者の農業にゆだねられ、里はもはや生産の場ではなくなりつつある。この事に呼応するかの

ように、前述したような中山間地での過疎化、里の崩壊が進行し、数百年かけて築きあげてきた「里地・里山」という生態系が、遷移の流れにおされて人の住めない森へと移行し、それに伴う里の生物多様性の劣化も同時進行している。

2.5.3 WTO 交渉における“貿易以外の関心事項”と“農業の多面的機能”

WTO 交渉において、“貿易以外の関心事項”というのは、環境保護や食料安全保障、地域社会の維持、食品安全性というような、貿易以外で各国の社会が重要と考えている事である。農業物産貿易が拡大し、その自由化も進展してきたなかで、こうした貿易以外の重要な事柄についても、貿易交渉において考慮すべき、という合意である。

欧州や日本の農村地帯は、農業生産が行われる場であるとともに、そこに農民を中心とする多くの人々が生活する場でもある。しかし山間部から始まり、そこに過疎・人口減が進みだし、農村・地域社会の維持が重要な課題となっている。また EU や日本では、消費者の食品安全性・品質への関心はきわめて高い。EU や日本は“貿易以外の関心事項”を重視しているのである^{*37)}。

他方、アメリカ西部やオーストラリアでは、農村と言えば広大な農業生産の場である。農民は農場の中の住宅に住み、小さな町や村が点在しているにすぎない。このような背景のもと、地域社会の維持という考え方が希薄であり、“貿易以外の関心事項”に与える重要度も高くはない。しかし、最近、そのアメリカにおいても、農業を中心とした地域社会の維持が政策課題になりつつある。

自由貿易の農産物輸入自由化においてコスト・パフォーマンスの良い農業生産手段とは、同一品種の大規模栽培と、その病虫害を軽減するための化学的手段や遺伝子組み換え等による生物手段による効率化で大きく特徴付けられ、これは伝統的な農業生態系が有する生物多様性とは相反するものであると言える。この点が WTO 交渉で EU や日本が主張する農業の多面的機能評価の根幹となっており、EU では多少の雑草や害虫が畑にいて、その分、生産効率の面で多少の被害があっても、生物多様性保全を通じた社会的な利益はより大きいと考えられるようになった^{*33)}。

2.5.4 国内農業生産縮小の中山間・地域社会への影響

農業生産の縮小は自給率の低下・農業所得の低下をもたらしてきただけではなく、耕作放棄地を、特に中山間地域において拡大させてきた。2000 年並びに 2005 年時点での耕作放棄地は、それぞれ 21 万ヘクタール、および 22 万ヘクタールで、これは経営耕地面積＋耕作放棄地の、それぞれ 5.1%及び 5.8%にあたる。2000 年の場合、これに不作付地 27.8 万ヘクタールを加算すると、計 48.8 万ヘクタールとなり、前述した経営耕地面積＋耕作放棄地の 12%に及ぶ。耕作放棄地は周辺の自然環境を劣化させるとともに、周囲の耕地にも負の影響を与える。こうした耕作放棄地を、これ以上拡大させないという課題のもとに、2000 年、中山間地域に対する直接支払い制度が導入された。

こうしたなかで、WTO における農業交渉が 2000 年 3 月から始まっている。農業交渉の結

果、急激な自由化（関税・国内指示の大幅な削減）が発生する事になれば、前述した中山間地への影響を一段と強める事になり、国内生産の縮小・自給率の一層の低下を引き起こす事はもちろん、地域社会の維持、国土・環境保全などの農業の持つ多面的機能が著しく損なわれる事態を招きかねない。日本農業の、その多面的機能を維持するには、WTO 交渉において、急激な自由化の進行に歯止めをかけ、食料安全保障や地域社会の活力維持等に配慮した交渉にする必要がある。

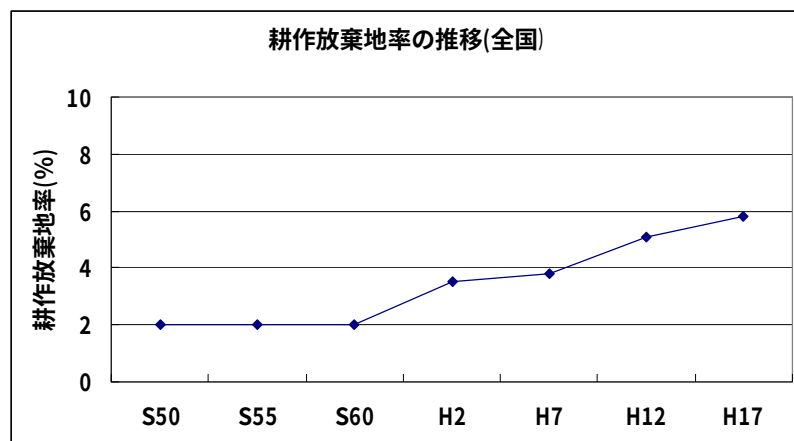
2.5.5 耕作放棄地の現状

表 9 は 2005 年農林業センサス(農林省)をもとにまとめた地域別耕作放棄地の状況である。これより中山間地域の多い中国・四国地域や都市化の進んでいる関東地域が高く、経営規模の大きい北海道、東北、北陸地域が低くなっている事がわかる。図 5 は農林業センサスデータをもとに作成した過去 30 年間にわたる耕作放棄地率（全国平均）を図示したものである。同図より、昭和 60 年以降に耕作放棄率が増加していく傾向が認められる。

表 9 地域別耕作放棄状況^{*38)}

地域名	経営耕地面積 (1) (ha)	耕作放棄地面積 (2) (ha)	(1) + (2)	耕作放棄地率 (%)
北海道	967,516	9,551	977,067	1.0
東北	696,222	47,470	743,692	6.4
関東	565,400	58,343	623,743	9.4
北陸	257,838	10,989	268,827	4.1
東海	200,268	17,989	218,257	8.2
近畿	179,871	10,444	190,314	5.5
中国四国	297,052	33,901	330,954	10.2
九州	417,744	33,412	451,156	7.4
沖縄	26,517	1,274	27,790	4.6
全国	3,608,428	223,372	3,831,800	5.8

(注)：耕作放棄地率 (%) = ② / (① + ②) x 100

図 5 耕作放棄地率の推移（全国平均）^{*38)}

2.5.6 協定 20 条

WTO 農業交渉において日本農業を維持する展望をどのように追及するか、その拠りどころとなるのが、ガット・ウルグアイ交渉（1993 年 12 月）の合意において策定・合意された**農業協定 20 条**である。その条文の中に、今後の交渉のあり方が“支持と保護を実質的・斬新的に削減するという長期目標を認識し、（環境保護や食料安全保障のような）『貿易以外の関心事項』を配慮して行う”と規定されている。ガット→WTO は、これまで 8 回の全加盟国の参加による多国間交渉を行ってきたが、その交渉のあり方について、『貿易以外の関心事項』を考慮して交渉を行うとしたのは、この 20 条が初めてである。

2.5.7 貿易以外の関心事項

ガットとそれを引き継ぐ WTO は、貿易への制約を軽減・撤廃し、貿易の自由な拡大を目指す事を前提とした国際機関である。これまでの交渉において、“貿易以外の関心事項”に配慮して、積極的に交渉したことはあまりない。WTO 協定 20 条を以下に記述する。

支持と保護を実質的・斬新的に削減するという長期目標が進行中の過程である事を認識し、次のことを考慮に入れて交渉を開始する。

- a. （交渉の開始）時点までに得られた、支持と保護の削減約束の実施についての経験。
- b. （ウルグアイ・ラウンド合意での）削減に関する約束が世界の農業貿易に及ぼす影響
- c. **貿易以外の関心事項**、開発途上国に対する特別、且つ、異なる扱い

カタールでの第 4 回閣僚会合を前にして、その閣僚会合宣言における農業交渉の目標として何を書き込むかについて、日本と EU は協定 20 条を、引き続き今後の交渉の基礎とするよう主張したが、アメリカやオーストラリア等の輸出国は、協定 20 条の枠を超えた“意欲的な”、“支持と保護の大幅削減”目標をいれるべき主張してきた。輸出国からの同様な試みがシアトル閣僚会合に向けての宣言案作りのなかにおいても行われた。その時の日本・EU の主張も、“協定 20 条を基礎とすべき”というものであり、この立場は一貫している。

2.5.8 農業の多面的機能

農業の多面的機能とは、農業生産が自然環境や社会・経済環境に与えている好ましい影響の事である。生産者が、食料・農産物を生産するという生産活動に伴い、自然・社会環境に対してもたらす好ましい影響とも言える。例えば、稲作に用いられる水田が、同時に、貯水機能を果たし洪水の防止にも有効であり、水質の浄化も行っている。これが稲作の持つ多面的機能の 1 つである。また中山間地における営林による里山管理も農業の持つ多面的機能と言える。

1999 年 6 月、シアトルで開催された WTO 第 3 回閣僚会合において、日本が提案した“農業の多面的機能”は以下のように定義されている^{*37)}。

1. 農業は自然環境と調和した生産活動を通じて、単に農産物の生産・供給を行うのみならず、不測の事態や将来の食料逼迫の可能性に対するリスク軽減を通じた食料安全保障への貢献、国土・環境の保全、良好な景観の形成、地域社会の維持等、様々な役割、すなわち、多面的機能を有している。
2. このような農業の多面的機能については、
 - (1) その大部分が「外部経済効果として発揮される」（市場での取引を通さずに、その影響が及ぼされる）ものであり、価値が価格に反映される事が困難であるとともに、生産と密接不可分な機能であり、貿易が困難である事。
 - (2) 多面的機能を発揮させる農業生産手法は、市場メカニズムによっては実現が困難である事、などの性格を有している

そのうえで、99 年 6 月の日本の基本提案は、表 10 にまとめた 8 項目を重要な多角的機能として列挙し、国内農業保護の重要性を訴えている。

表 10 日本と各国の農業の多面的機能の範囲に対する考え方^{*39)}

項目	日本	EU	ノルウェー	韓国
1. 国土保全機能	○ 洪水防止 土壌浸食防止 土砂崩壊防止	○ (災害防止)		○ 土壌保全 洪水防止 持続的資源活用
2. 水資源涵養	○			
3. 自然環境の保全	○ 水質浄化 有機性廃棄物の処理 物質分解・汚染物浄化 大気の浄化 生物多様性の保全 生態系保全	○ 環境保全		

項目	日本	EU	ノルウェー	韓国
4. 景観の形成	○	○	○	○
5. 保健休養	○			
6. 文化的所産の 伝承	○	○	○	
7. 地域社会の 維持・活性化	○	○	○	○
8. 食料安全保障	○		○	○

これまで見たように、米国の WTO—農業に関する政策は、自由貿易と市場万能主義が主流をなしているが、決して 1 枚岩ではない^{*9)}。確かに企業型の大規模経営農家が隆盛を極めているが、政府の大規模優遇政策に対する批判も噴出しており、小規模家族農業支援運動・政策が展開されている。例えば連邦政府農務省(USDA)は小規模農業に関する委員会を 1997 年に設置し、米国民主主義の源として成立してきた小規模家族農業の価値を再評価する報告書『行動のとき』を 1998 年に公表している。そこでは生物多様性、環境保全、伝統文化と地域的多様性の保持、コミュニティ強化、地域経済の活性化を図るための農務省令が 1999 年 9 月に制定されている。また 1999 年、農務省はコミュニティ・食料安全保障の行動計画を作成し、ファーマーズ・マーケット、学校給食と地域の農業を結びつけるプログラム、コミュニティ農園等、市民や NGO の参加を促す地域農業の活性化が目指されている。

農林水産省・農業総合研究所（現・農林水産政策研究所）の評価検討チームが行った代替法による評価によれば、その評価額は 6 兆 8,800 億円に相当すると推定されている（図 6 参照）。また仮想状況評価法（CVM）を用いた野村総合研究所によれば 4 兆 1,000 億円と評価されている。日本農業の純生産額は、1998 年で 4 兆 7,000 億円であるから、多面的機能の評価額は、生産者が所得などとして得るものの少なくとも 9 割、評価によっては 1.5 倍に当たることになり、日本農業は多面的機能が極めて豊富だと言えよう。表 11 に各機関により算定された農業の多面的機能の評価例をまとめている。

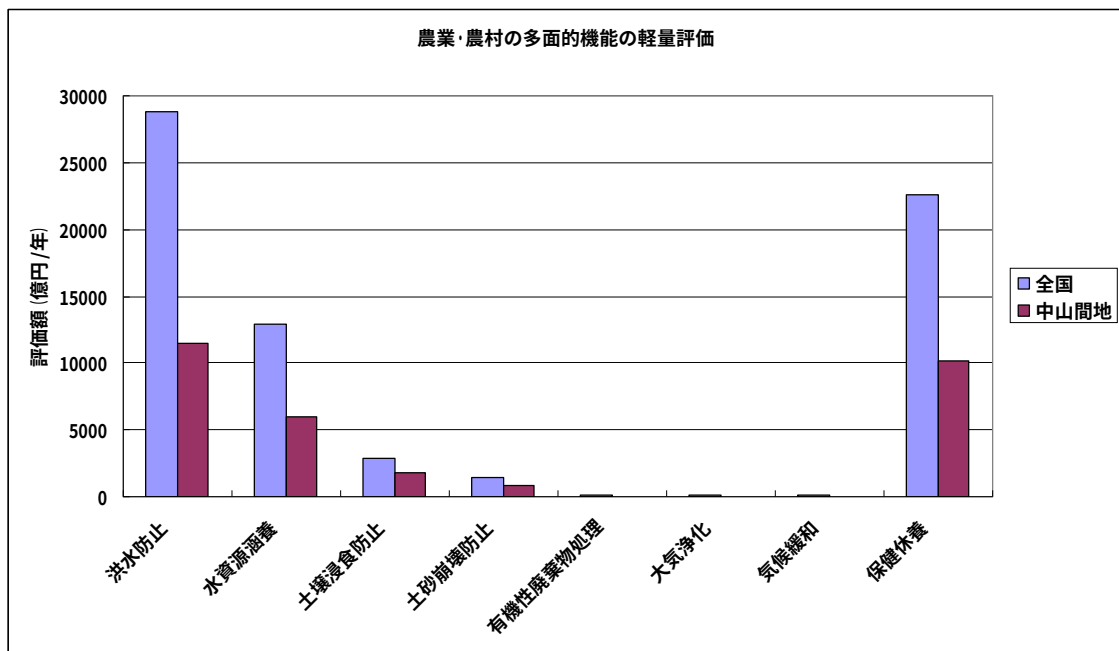


図 6 農業・農村の多面的機能の評価額（億円/年）

注：多面的機能の総合評価額＝6 兆 8,800 億円（全国）

同上 3 兆 300 億円（中山間地域）^{*40)}

表 11 農地の多面的機能の評価事例^{*40)}

評価機関	評価対象	評価手法	公表年	年評価額
三菱総合研究所	水田	代替法、トラベルコスト法	平成 3 年	4 兆 7,000 億円
三菱総合研究所	水田	ヘドニック法	平成 3 年	11 兆 8,700 億円
三菱総合研究所	水田・畑	代替法、トラベルコスト法	平成 6 年	6 兆 7,000 億円
野村総合研究所	農業・農村	CVM	平成 8 年	4 兆 1,000 億円
農林水産省農業総合研究所	水田・畑・農村	代替法	平成 10 年	6 兆 9,000 億円

2.5.9 森林の多面的機能の計量評価

図 7 は、森林に関する多面的機能の計量評価試算例を示したものである。一般に水源涵養林は伐採され、売却される事もありうるが、林道などが整備されていない場合、運搬費との兼ね合いにより赤字となる事が多く、従って市場での交換価値はない状況が多かった。しかし図に示すとおり、水源涵養林の機能は、森林の自然生態系のなかでの位置付けから見て非常に重要であると言える。

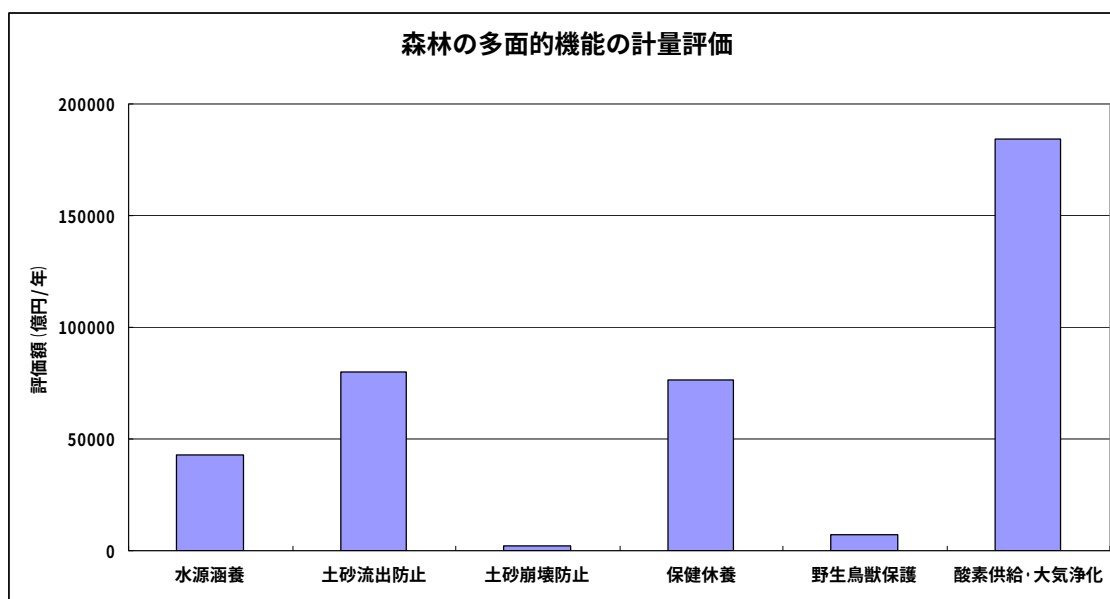


図 7 森林の多面的機能の計量評価（億円/年）^{*40)}

2.5.10 生物多様性国家戦略

日本は 1992 年に生物多様性条約を採択し、1995 年に国家戦略として日本列島の生物多様性を保全し、持続性を利用する事を国家政策のなかに位置付けた。自然との共生に関する意識は大いに高まってきているものの、生物多様性への脅威はより一層深刻となり、2002 年には新たな国家戦略が策定された。新しい戦略では、危機の原因や背景を以下の 3 項目に分類している^{*31)}。

- （1）生物多様性の劣化、絶滅への危険のより深刻化に拍車が掛かっているという危機
- （2）自然への働きかけや伝統的な農業がなくなったり、里山や田園に存在する自然の手入れが不十分になったり変質した事による危機
- （3）外来種や自然界には存在しない化学物質によりもたらされる危機

危機は多様な要因から生じ、産業構造の変化、伝統的な営みの喪失等とも深く関わっている。特に 2 番目の危機は、日本において現在の中山間地・農村地帯が抱えている社会的な問題としても注目されており、換言すれば、国内中山間地における里地・里山の保全、再生こそが、国内における生態系保全・生物多様性の保護の要諦であるとも言える。

同戦略では、このような背景のもとに従来のような保護区の設定の他に、里山や農村地域の自然保全や管理活動を様々な側面から多様な手法で支援する事や、自然が既に失われてしまった場所でその再生をめざして官・民・学が協力して進める自然再生事業などが提案されている。

自然再生を進める法整備としては、「自然再生推進法」が 2002 年に制定され、2003 年から施行されている。この法律には、自然再生の基本理念やその実施方針・体制等が定められている。ここでは“生物多様性の確保に寄与する自然再生”とは“過去に損なわれた生態系そ

の他の自然環境を取り戻す事を目的として、関係行政機関、地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全、再生、もしくは創出し、又はその状態を維持管理する事」と定義されている。

これまで述べてきたように、近年における国内農地の荒廃の大きな要因としては、当初、国内産業構造の変化が大きな引き金の 1 つとなったが、その後の地球規模での物流のネットワーク化、WTO による農産物輸入自由化、第 1 次農業生産物の国際分業化等により、国内農業への衝撃はより激しくなり、結果として里山・里地の衰退、耕作放棄地の増加に繋がっていった。加えて物流の近代化、高速化、広域化に伴い、外来種の侵入も増加し、地域生態系の攪乱も顕著になりつつある。

2.5.11 イギリスにおける食糧・環境政策

イギリスにおける食糧と環境に関する政策は、EU 共通農業政策 (CAP: Common Agriculture Policy) におけるイギリスの役割、WTO での貿易交渉、そして BSE 問題等において注目を集めている。この背景には食糧と環境に対する関心が高まって来ている事がある。

イギリスは 19 世紀以降の工業化及び都市化の過程で、主に都市の工業人口に対し低廉な価格の食糧を供給するよう、自由貿易による食糧供給政策を実施していた。他のヨーロッパ諸国が関税導入により農業保護を推進しようとしていたのに対して、イギリスは自由貿易を維持し続けた。

イギリス政府が食糧保証を唱えだしたのは、約 1 世紀前の国際政治経済における同国の地位変化を背景にしている。イギリス国内では 1860 年代から 1930 年代まで続いた大英帝国における農業食糧体制をどのように維持するか議論された。そしてイギリスをめぐる国際情勢の変化は、それまでの農業に対する見方を徐々に変化させた。特にイギリスの経済力ないし軍事力の低下等の戦略的理由により、国内食糧自給へと目が向けられる事になる。

食糧増産政策をきっかけとする政策の 1 つに、条件不利地域 (LFA: Less Favored Areas) がある。この政策は、戦時食糧増産政策としての雌羊補助金政策(1940 年)に始まり、戦後の 1946 年に制定された丘陵地農業法 (Hill Farming Act) によって原型が整い、1947 年の農業法によって拡充された。

LFA は 2005 年時点でイギリス全国土面積の約 48%にあたるが、この LFA で生産される農産物は、全体の約 10%に過ぎない。このような特徴を持つ地域に対して、イギリスは第 2 次世界大戦中から引き継ぐ丘陵地家畜補償金という家畜頭数支払いに始まる直接支払い制度を実施してきた。この LFA 直接支払い制度は、当該地農家の農業所得の確保と定住に大きな役割を果たす事となった。しかしこの助成金制度は、1990 年代後半になって WTO 体制化における農産物価格の急落に直面して対応しきれなくなってしまう。LFA 農家への支援は、その後、アジェンダ 2000 を受けて LFA での農業環境政策となった。その中には生物多様性と環境保全に焦点をあてた農法の条件化や、家畜生産におけるクロス・コンプライアンス (Cross Compliance: 農業保護に一定の要件を加え、農業者の資格を限定する事により

環境保全も行うというもの）方式での環境支払い、特定地域保護のための特別支払いなどがある^{*41)}。

2.5.12 外来種対策

日本には現在、2 千種を超える外来種が既に国内に定着していると推測されている。それは現在報告されている絶滅危惧種の数と定着した外来種の数がほぼ同数である事を意味する^{*33)}。日本でもようやく外来生物が生物多様性に及ぼす影響への関心が高まり、それを防止するための法制度の整備も動き出した。2004 年には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来種対策法)」が成立した。この法律を、外来種の生物多様性や生態系への影響の回避・軽減、回復を通じた生態系の再生に活かすには、運用の基本的な方針や特定外来種の指定など、科学的な視点を重視し検討すべき課題が多く残されている。また日本の外来種新法は、例えばバラスト水がもたらす非意図的導入に対する新たな防衛策は盛り込まれておらず、今後、このような点をどう補完すべきか検討する必要がある。非意図的導入によって、すでに国内に定着し、生態系への影響が科学的に認められている外来種については、現場での積極的な対策を推奨すべきであろう。

また実践面では、既に定着して生物多様性や生態系に多大な影響を及ぼしている外来生物を排除する等、有効な対策を推奨する事が重要である。そのためには農林業従事者、一般市民、NGO 等が積極的に対策に参加出来るように、経済的な支援や科学・技術的な指導を行っていく必要がある。

2.5.13 戦略案策定方針

物流のグローバル・ネットワーク化は今後も急速に発展し、それに付随する外来動植物種の侵入、並びに外国農業製品・食糧の大規模輸入攻勢による国内農業、特に中山間地農業の衰退、里山・国土荒廃については、今後の国内環境保全、生物多様性保護という問題とリンクさせた包括的な取組みが要求される。

・多面的機能の“社会価値”計量評価結果の周知

これまで述べてきたように、国土の自然環境保護・保全の働きを保つための国内農林業の位置付けは大きく、市場で貨幣により評価されるこれまでの“交換価値”とは異なる“関係価値”、例えば自然の生態系・生物多様性、里山としての機能、環境が持つ公共財としての価値を積極的に評価する動きが主流になりつつある。本来、WTO 協議の場では、性質の異なる製造業と農業分野は切り離し内外で議論を進め国民全体における合意形成を図るべきものであるが、過去の事例を見ても、往々にして一括り的な議論に陥りやすい傾向がある。例えば 2001 年に発動した農産物 3 品目の暫定セーフガードでは、それに関連して日本製造業界が被った報復関税、輸出量削減による被害が約 4,200 億円に見積もられる事が公表され、自由貿易推進に関する国内世論の形成・支持を比較的短期間で行った^{*42)}。この時の自由貿易推進論は従来のもものと内容的に大差はないが、具体的な数字、被害価格を挙げて世間の耳目を比較的容易に集めた事は留意すべきである。前述したように、農業の多面的機能の

計量評価については、これまで関連分野の研究成果も蓄積されつつあり、内容的にも前述の自由貿易推進論で使われたものに十二分に対抗しうる。同事項に関する今後の課題としては、同評価算定手法の精度向上、同結果の内外への周知・広報・啓蒙活動と併せて、物流発達に伴う製造業、農林水産業へのインパクト、並びに同インパクトにより生じる国内環境（例えば動植物相、生物多様性）への影響も正確に組み込んだダイナミック・モデル開発も非常に有効であると判断される。

・環境保全型農業

農産物の国内自給率を高める事も重要な政策課題の 1 つであるが、そのためにも新しい農業構造を確立させるとともに、農地をより自由に流動化させ、規制を緩めて経営を多様化させ、次世代の担い手を確保すると共に、中山間地の条件不利地の農林業が果たしている国土・自然環境保護の働きを保つ為、農村地域社会を再編・維持するとともに環境保全型農業を確立する事が急務となると考えられる。前述の“食品安全性”でも述べたが、昨今の消費者の「食品の安全性」への関心は高く、“地産地消”に生産者と消費者の「顔の見える」つながりを大事にする動きが各地で動き出している。多国籍アグロビジネスの資本力が跋扈するグローバル・スタンダードへの対抗軸として、このような個々人の「顔の見える」つながり、ネットワーク等、存在感のある地域社会作りを行い、生産者と消費者の関係強化をベースにした地域共生社会のあり方を模索・再構築できるような持続的な地域づくりの可能性を追求する事が重要と言える。

・中山間地農業の振興

全農地の約 4 割を占める中山間地・条件不利地帯での農業、特に急傾斜地での農業は、零細で集約も困難であり、高齢化も進み年金収入の総額が農業生産額を上回る地域が珍しくない。しかしここで忘れてはならない事は、山間の農林業は水源を涵養し、土地の崩落・浸食を防ぎ、CO₂ を吸収するという側面である。これらの公益的な機能を環境・国土資源のストックとして評価し、例えば森林環境交付税のような形で自治体に還元し、なお農林業に留まる意欲と能力ある人々に雇用機会を創出し、農林業に関する収入をもたらす政策を策定する事は非常に重要である。市民農園や農村滞在型のグリーン・ツーリズム等の都市と農村の交流促進^{*43)}も、その期待出来る 1 つの掛け橋となるであろう。

・耕作放棄地対策

前述したように、耕作放棄地は今後も増大の傾向を辿り、中山間地振興とも関連させながら、これらの土地の活用方法について有効な対策を早急に講じる必要がある。しかし現状の過疎化が進む農村では、国の政策に沿って耕作地を活用しているものの、活用方法がなかなか見つからず、また耕作従事者も確保出来ない状況にあり、長期的に見た場合、荒地になる可能性が高い。

また 2001 年時点における国内の水田減反面積は 101 万ヘクタールに達し^{*14)}、しかも減反作物は麦、大豆などと共に需要面からも限界に達しつつある。今後の国内における米消費動向を考えると、100 万ヘクタールもの予備水田は不要であり、これらの余った土地の本格的

転用を模索する必要がある。現時点での休耕田活用事例としては、資料用稲の栽培やアルコール燃料化を含むエネルギー利用、米以外の高収益作物や菜の花、ソフト・バイオマス等のエネルギー作物の栽培等が挙げられる^{*15)}。このように休耕田の活用事例は、国家の食料安全、エネルギー政策等、多面的な角度から見れば、今後も更なる活用事例の広がりが期待出来る。ここでは環境保全・整備の観点から見た転用案例を以下にまとめる。

1. 耕作放棄地だけでなく無人となった村落跡地を含めた自然公園・ビオトープへの整備
2. 環境保全型農業の普及・ブランド化促進（耕作放棄地が農地業に適しており、法人を含めた新規就農者に提供する場合）
3. 大気浄化を目的とした植林事業、里山整備
4. グリーン・ツーリズム活性化による都市・農村交流事業の促進（例、市民農園、観光用花畑の造成）、中山間地での雇用創出（例、里山環境整備）

一極集中の国土利用の不合理、WTO 体制下での農産物自由化・市場開放に大きく移行しようとするこの時代に、在来の動植物相の保護、生物多様性維持も含めた有効な中山間地への政策を策定する事は、これまで見てきたとおり非常に重要である。この意味において植林事業を推進する場合、同一種の一斉植林は回避し、森の働きを高めるべく、なるべく多様な動植物が混在する里山整備を策定する事も大事である^{*44)}。このためにも、国土と自然環境を含めた資源を合理的に利用保全していくために必要な人材が山村域に定住出来る条件を創出する事が重要であり、前述した中山間地で農業経営者に対する直接支払い制度の施行は評価に値する。

・里地・里山整備

日本も含めたアジア諸国の農村地帯における里山環境の生物多様性に関する保全機能については近年、調査研究が進み、その果たす役割の大きさが改めて再認識されつつある。里山管理にはガバナンスから見た側面が重要となる。そのため里山にかかわるステークホルダー間の関係を解明すると共に、各里山がグローバル社会、国家、企業、先住民などに対してどのような物質的・精神的な価値を提供するのか明らかにする事も重要となる。

前述したように、近年の貿易活動の発展に伴い、貴重動植物種を含めた国際間の物流が増大し、その負の影響として、例えば日本では国内への外来種侵入が問題となり、幾つかの地域における在来固有種の生息が危機にさらされたり動植物相に混乱が発生している。これらの状況を鑑みて、一部の環境 NGOs は、日本全国の森林や里地・里山、河川・湖沼、干潟、砂浜、珊瑚礁等、自然生態系の変化を把握するための動植物相モニタリング調査を継続的に実施し、国内動植物相のインヴェントリーを整備すると共に、外来種の侵入による地域固有種・在来種への影響について調査を行ない、国内の生物多様性保護に大きく寄与している^{*45)}。

このような調査を、東アジア EAP 諸国でも実施し、国ごとの動植物相に関する包括的なインヴェントリーが整理されれば、各国での動植物の現状・変化はもちろん、広域にわたる特定種の異常移動が容易に把握する事が可能となり、関連諸国での独自の生物多様性の保

護はもちろん、自由貿易圏全域にわたる動植物相の適正管理・保護に大きく寄与する事が期待される。

前述したように現在の WTO 交渉では、貿易促進に伴う環境問題の位置付けが盛んになりつつあるが、まだ自由貿易と環境保護を、夫々、相反するものとして見なす傾向が多分に認められる。これまで述べてきたように、貿易自由化に伴う輸入国側の国内環境への影響は長期的に見て非常に甚大であり、今後のセーフガード発動の審議プロセス迅速化はもちろん、環境面での配慮・指標を盛り込むような議論が、WTO 交渉の場で可能となるように内外の気運を導く事が重要と考えられる。そのためにも環境保全機能評価手法の信頼性を上げ、国内外に周知・普及させると共に、グリーン・ツーリズムを通した東アジア EAP 各国における里山・里地保全を地道に行い、中山間地や農地の活性化を推進して行く事が重要となる。

また生物多様性の保全に関しては、具体的な数値目標を呈示する事は容易ではない。しかし生物多様性の保全、持続的利用、再生という目標の曖昧さや指標選択に伴う困難は、生物多様性や生態系そのものの本質的な特質に起因している。後世への遺産として、これまで培ってきた伝統的な日本の生態系を伝えていくためには、単純な指標や数値には縮約しきれない豊かな内容を抱合する生物多様性保全政策が必要と言える。

参 考 文 献

- *1): 亀山、地球環境政策（環境と社会を学ぶ）、昭和堂、2004
- *2): http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/committee/h/07/h07_ap1-3.pdf
- *3): 立花、根本、美濃、森林認証制度の可能性、井上（編著）、アジアにおける森林の消失と保全、中央法規出版、2003
- *4): 例えば、佐久間、知りながら害をなすな：優良企業は CSR で生き残る、ダイヤモンド社、2004
- *5): UFJ 総合研究所新戦略部通称政策ユニット（編）、WTO 入門、日本評論社、2004 年
- *6): <http://www.mofa.go.jp/policy/economy/wto/min96/wto-dec.html>
- *7): <http://www3.ocn.ne.jp/~hinokiya/nougaki/gard.html>
- *8): http://www.e-shokuiku.com/jyukyu/13_2.html
- *9): 山下（編著）、安ければそれでいいのか！？、コモンズ、2001
- *10): 大塚、アジアをめざす飽食ニッポン：食糧輸入大国の舞台裏、家の光協会、2005
- *11): 日本経済新聞 14 版第 44166 号（2009 年 1 月 5 日発行）、暮らし漂流□、2009
- *12): 山田、輸入食品に日本は潰される－農水委員会理事、衝撃のレポート、青萌堂、2003
- *13): <http://www.shokusan.or.jp/haccp/basis/>
- *14): 尾野村、「食」と「農」の政策評価：問われる安全と自給、家の光協会、2002
- *15): 池戸（編）、明日を目指す日本農業：Japan ブランドと共生、幸書房、2007
- *16): 星、農から明日を読む、集英社、2001
- *17): 祖田、コメを考える、岩波書店、1989
- *18): 山下、鈴木、中田、食べ方で地球が変わる：フードマイレージと食・農・環境、創森社、2007
- *19): 小島、アジアにおける循環資源貿易、アジア経済研究所、2005
- *20): <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6515>
- *21): <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/basel.html>
- *22): 酒井、ゴミと化学物質、岩波書店、1998
- *23): http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/basel/BAN/06_09_28_impounded_by_estonia.html
- *24): http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/basel/BAN/COP8_Report/BAN_COP8_Report.html
- *25): <http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/basel/shipbreaking/shipbreaking.html>
- *26): <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- *27): 相川、永倉、現代の感染症、岩波書店、1997
- *28): 藤田、清潔はビョーキだ、朝日出版社、1999
- *29): 藤田、ニッポン「亜熱帯」化宣言－そしてグローバル・ウィルスが逆襲する、中央公論、2003
- *30): 日高(編)、生物多様性はなぜ大切か？（地球研叢書）、昭和堂、2005

- *31). 鷺谷、自然再生－持続可能な生態系のために、中央公論、2004
- *32). 佐藤、里と森の危機（クライシス）：暮らし多様化への提言、朝日新聞社、2005
- *33). 鷺谷、武内、西田、生態系へのまなざし、東京大学出版会、2005
- *34). 四手井、川村（編著）、追われる「けもの」たち：森林と保護・獣害の問題、築地書館、1976
- *35). 内山、森の列島(しま)に暮らす：森林ボランティアからの政策提言、コモンズ、2001
- *36). 田嶋、神田、森と人間：生態系の森、民話の森、朝日新聞社、2008
- *37). 服部、グローバル化を生きる日本農業：WTO 交渉と農業の「多面的機能」、日本放送出版協会、2001
- *38). <http://www.pref.ehime.jp/h36180/khtaisaku/genjo.html>
- *39). <http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0402re1.pdf#search='農林水産省 WTO 多面的機能'>
- *40). 原、農から環境を考える：21 世紀の地球のために、集英社、2001
- *41). 柏、環境形成と農業：新しい農業政策の理念を求めて、昭和堂、2005
- *42). 浦田（編）、日本の FTA 戦略、日本経済新聞社、2002
- *43). 宮崎（編著）、日本とアジアの農業・農村とグリーン・ツーリズム：地域経営・体験重視都市農村交流、昭和堂、2006
- *44). 田嶋、森林の復活：林業の立場から、朝日新聞社、2000
- *45). 日本自然保護協会、自然保護 5・6、#503、2008